

資 料 編

< 災害協定 >

- 国・自治体間応援に関する協定
- 災害情報に関する協定
- 医療救護に関する協定
- 災害復旧に関する協定
- 避難所に関する協定
- 物資に関する協定
- 輸送・通信等に関する協定

※協定書について、令和4年4月1日以降は、「総務課」を「危機管理課」に、「市民生活環境部」を「地域政策部」に読み替えることとする。

諫早土木事務所管内災害時防災相互応援協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第67条の趣旨に基づき、諫早土木事務所管内の諫早市または大村市において災害が発生し、被災市町村独自では十分な応急措置が実施できない場合において、諫早市と大村市が相互の防災力を活用して、災害による被害の防止又は軽減を図るため、相互の応援について必要な事項を定めるものとする。

(協定の適用区域)

第2条 この協定の適用区域は、協定を締結した市（以下「協定市」という。）の全域（以下「ブロック」という。）とする。

(応援の対象となる災害)

第3条 この協定による応援の対象となる災害は、災害の発生した協定市（以下「発災市」という。）独自の防災力を超える災害で、防災に関して発災市以外の協定市の応援を必要とするものとする。

(応援項目)

第4条 応援項目は次のとおりとする。

- (1) 災害応急措置に必要な職員の派遣
- (2) 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- (3) 避難・収容施設及び住宅の提供
- (4) 医療・防疫・ごみ・遺体処理等の支援
- (5) 災害応急措置に必要な車両、資機材の提供
- (6) その他災害応急措置の応援のため必要な事項

(協定の運用体制)

第5条 本協定の円滑な運用を図るため、協定市の中から幹事市を選出する。

2 幹事市は、本協定の定めるところにより、協定運用の総合調整に当たる。

3 幹事市以外の市は、幹事市が被災等によりその事務を遂行できないときは、その事務を代行する。

4 幹事市の任期は2年とする。

5 協定市は、次条の規定による応援要請手続き等が確実かつ円滑に行われるよう防災担当部所の長を連絡責任者（以下「連絡責任者」という。）として指定するとともに、災害が発生したときは、当該連絡責任者を通じ速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

6 幹事市は、少なくとも年1回、前項の連絡責任者で構成する会議を開催し、応援の実施のため

必要な情報の交換、防災に関する研修の実施等について協議するものとする。

(応援要請手続き等)

第6条 応援を要請しようとする発災市（以下「要請市」という。）は、災害の状況及び必要とする応援項目を明らかにして、直ちに電話、ファクシミリ等により他の協定市に対して応援を要請し、後日速やかに文書を提出するとともに、次条の規定により、県へその旨通報するものとする。

2 前項の応援を要請された市（以下「応援市」という。）は、実施しようとする応援項目を要請市に通知するものとする。

3 前2項の規定による応援要請に係る手続き等の細目は、第4条各号に定める応援項目ごとに別に定める。

4 要請市以外の協定市は、災害の実態に照らし特に緊急を要し、第1項又は第4項の要請ができない状況にあると判断されるときは、同項の要請を待たないで必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、同項の要請があったものとみなす。

(県の指導及び調整)

第7条 発災市は、前条の規定による応援要請後直ちに長崎県地域防災計画に定める長崎県災害対策地方本部（以下「県地方本部」という。）のうち当該市を管轄する県地方本部（以下「管轄地方本部」という。）に対して災害の状況等について通報し、この協定による応援等に関して、必要な指導及び調整を求めるものとする。

2 前項の指導及び調整を求められた管轄地方本部は、長崎県地域防災計画に定める長崎県災害対策本部（以下「県本部」という。）にその旨を報告するとともに、前項の規定による応援等に関して、必要な指導及び調整に努めるものとする。

3 県本部は、管轄地方本部が被災等により前項の事務を遂行できないときは、その事務を代行する。

4 第5条第3項の規定により幹事市以外の協定市が幹事市の事務を代行する場合において当協定市が被災等によりその事務を遂行できないときは、管轄地方本部又は県本部がその事務を代行する。

(ブロック以外の区域からの応援)

第8条 県本部は、第2条に規定するブロックにおいて十分な応急措置が実施できないと判断したときは、管轄地方本部と調整のうえ、ブロック以外の県地方本部に対して、必要な指示を行うとともに、法第4条第1項及び第72条第1項の規定による総合調整及び必要な指示を行うものとする。

(応援市の指揮等)

第9条 応援市は、応急措置の実施については、要請市の指揮の下に行動するものとする。

2 要請市が指揮不能の場合は、応援市は、応援市の判断の下に行動するものとする。

(報 告)

第10条 応援市は、応援の結果を応援活動終了後速やかに要請市及び管轄地方本部に報告するものとする。

2 要請市は、災害の概要を前項の報告を受けた後速やかに応援市及び管轄地方本部に報告するものとする。

(経費の負担)

第11条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた要請市の負担とする。

2 応援を受けた要請市が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた要請市から要請があった場合には、応援市は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

(平常時の幹事市の任務)

第12条 幹事市は、他の条項において定めるもののほか、次に掲げる事務を行う。

(1) 各協定市における連絡責任者の連絡先及び応援能力等応援要請時に必要となる資料を取りまとめて保管するとともに、各協定市からの連絡により、それらを更新し、各協定市へ提供すること。

(2) 消防等他の広域防災応援協定の幹事担当部所との情報交換等を行うこと。

(3) 前2号に定めるもののほか、協定の円滑な運用を図るために必要な事務

(他の相互応援協定との関係)

第13条 この協定は、協定市の相互間において個別に締結される防災の相互応援に関する協定を排除するものではない。

(その他)

第14条 この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定の定めのない事項は、協定市が協議して定める。

(適 用)

第15条 この協定は、平成17年3月1日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、協定市及び管轄地方本部が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成17年3月1日

諫 早 市 長

大 村 市 長

長崎県県央振興局長

(長崎県諫早土木事務所長)

災害相互応援協定書

この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に基づく市町村地域防災計画に定める防災業務を遂行し、地域住民の生命、財産の確保と福祉の増進に寄与するため同法第67条の規定により長崎市（以下「甲」という。）と諫早市（以下「乙」という。）は、相互応援に関し、次のとおり必要な事項を定め協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲又は乙の行政区域において非常災害が発生した場合、災害の応急対策及び復旧対策の応援について必要な事項を定めることを目的とする。

（応援出場）

第2条 応援出場は、災害の発生に対し、甲、乙はそれぞれの要請に基づき相互に行うものとする。ただし、緊急の場合はその要請を待たず自主的に応援出場することができる。

（応援要請の方法）

第3条 応援の要請は、電話その他の方法により次の事項を明確にして行い、事後において速やかに文書を提出するものとする。

- （1）災害発生等の種類、日時及び場所
- （2）応援を必要とする人員、機械器具等の種別及び数量
- （3）応援隊の到着希望日時及び場所
- （4）その他必要事項

（応援隊の派遣）

第4条 前条の規定により応援を受けた甲又乙は、それぞれの行政区域の防災対策上支障のない範囲で応援隊を派遣するものである。

- 2 応援隊を派遣したときは、出発時刻、出動人員、機械器具数量、到着予定時刻、応援隊の長の氏名等を文書により提出するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず応援の要請を受けた甲又は乙が、応援要請に応ずることが困難な場合においては、応援隊を派遣しないことができる。その場合は、遅滞なくその旨を相手方に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第5条 応援隊の指揮は、受援地の現場最高指揮者が応援隊の長に対して行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、直接応援隊の隊員に対して行うことができる。

(報告)

第6条 応援隊の長は、現場到着、引き揚げ及び防災業務の状況を現場最高指揮者に報告するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、平成17年3月1日から平成18年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の2箇月前に、甲又は乙いずれの側からもこの協定改定の意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 甲又は乙は、この協定の有効期間中であっても双方協議してこの協定を改定することができる。

(協議)

第8条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は甲、乙協議して定める。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成17年3月1日

長崎市桜町2番2号

甲 長 崎 市 長

諫早市東小路町7番1号

乙 諫 早 市 長

諫早市における大規模な災害時の応援に関する協定書

国土交通省九州地方整備局長（以下「局長」という。）と諫早市長（以下「市長」という。）は、災害対策基本法第77条に関して、国土交通省所管施設（直轄施設を除く。以下「所管施設」という。）に大規模な災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火等による社会的な影響が大きい重大な自然災害をいう。以下同じ）が発生し、または発生するおそれがある場合の応援に関する内容等を定め、もって被害の拡大や二次災害の防止を目的として、次のとおり協定を締結する。

（応援内容）

第1条 応援内容は、次の事項の実施に係る資機材や職員の応援に関するものとする。

- （1）所管施設の被害状況の把握
- （2）情報連絡網の構築
- （3）現地情報連絡員（リエゾン）の派遣
- （4）災害応急措置
- （5）その他必要と認められる事項

（被災状況の連絡及び現地情報連絡員の派遣）

第2条 諫早市内の所管施設に大規模な災害が発生し、または発生のおそれがある場合には、九州地方整備局と諫早市は相互に連絡するものとする。なお、市長の応援要請があった場合または局長が必要と判断した場合は、局長は現地情報連絡員を諫早市に派遣し情報交換を行うものとする。この場合、市長は現地情報連絡員の活動場所を災害対策本部等に確保するものとする。

（応援の実施）

第3条 局長は、市長からの応援要請に対して、必要性について判断のうえ、応援を行うものとする。

（応援要請の手続）

第4条 市長は、諫早市内の所管施設に大規模な災害が発生、または発生のおそれがあり、九州地方整備局の応援を必要とする場合、九州地方整備局長崎河川国道事務所長に電話等により応援要請を伝え、応援内容を相互に確認したうえで、別紙－1の文書にて応援要請を提出するものとする。

- 2 局長（局長からの指示を受けた九州地方整備局の職員を含む）は、前項の応援要請を受け、応援を行う場合には、市長（市長からの指示を受けた諫早市の職員を含む）に電話等により応援する旨を伝え、すみやかに別紙－2の文書にて応援内容を通知する。

（応援要請の手続きができない場合の応援）

第5条 諫早市内の所管施設に大規模な災害が発生し、被災による相互の連絡不能などにより応援要請の手続きが速やかにできない場合等であっても、特に緊急を要し、かつ応援要請に時間を要する場合は、局長が独自の判断により応援できるものとする。この場合、あらかじめ別紙－3の文書にて応援内容を局長から市長に通知する。ただし、連絡網が寸断されている等、連絡を取ることが困難である場合は、事前に連絡することを要しない。

(経費の負担)

第6条 第1条に規定する応援を行った場合の経費の負担については次のとおりとする。

(1) 災害初動時に第1条(1)、(2)及び(3)の応援を行う場合

九州地方整備局の負担とする。なお、災害初動時とは、原則として九州地方整備局が災害等支援本部を設置している期間とする。

(2) 第1条(4)及び(5)の応援を行う場合

原則として諫早市の負担とするが、第1条(4)の応援を行う場合で、次の①～④の全てに該当する場合は、原則として九州地方整備局の負担とする。

- ① 大規模な災害と認められる場合
- ② 国土交通本省が非常又は緊急災害対策本部を設置、若しくは非常体制を発令している場合
- ③ 被害拡大や二次災害の防止のための必要最低限の緊急対応である場合（施設復旧を含まない。）
- ④ 広域災害等で、本来緊急対応を実施すべき者が明確でない場合、もしくは関係者間で連絡不能や連絡するいとまがない場合で、応急措置や災害復旧事業の主体や分担が決定されるまでの間

(平常時の連絡)

第7条 九州地方整備局企画部防災課と諫早市総務課は、平常時から防災に関する情報や資料の交換を行い、応援の円滑な実施を図るものとする。

(その他)

第8条 この協定書に定めのない事項、または疑義が生じた事項については、局長と市長が協議して定めるものとする。

2 この協定書に関する実務責任者は、九州地方整備局においては企画部防災課長、諫早市においては総務課長とする。

(運用)

第9条 この協定書は、平成23年6月9日から適用するものとする。

平成23年6月9日

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号
国土交通省九州地方整備局長

長崎県諫早市東小路町7番1号
諫 早 市 長

別紙－ 1

文 書 番 号
年 月 日

国土交通省九州地方整備局長 殿

諫 早 市 長

大規模な災害時の応援について（要請）

「諫早市における大規模な災害時の応援に関する協定書」第4条に基づき、下記のとおり応援を要請します。

- 1 期間
- 2 場所
- 3 応援内容
- 4 その他

災害時における相互応援協定書

岡山県津山市、長崎県諫早市及び島根県出雲市は、いずれかの市域において災害対策基本法第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合、被災した市（以下「被災市」という。）の要請により、応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう、災害時の相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（応援の内容）

第1条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫及び施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両、船舶等の提供
- (4) 救援、医療、防疫、その他応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアのあっせん
- (6) 被災した児童、生徒の一時受入れ
- (7) 被災者に対する住宅のあっせん
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援の要請等）

第2条 応援を要請する被災市は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を必要とする物資等の種類及び数量
- (3) 応援を必要とする職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援を必要とする期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要とする事項

2 災害による通信途絶等により被災市から前項の要請がない場合、被災市以外の市は、自主的に情報収集を行い、被害甚大と判断される場合は、前条に規定する必要な応援を行うことができるものとする。この場合において、当該応援は、応援要請を受けて行ったものとみなす。

（応援の実施）

第3条 応援を要請された市は、誠意をもってこれを実施する。

（指揮）

第4条 応援の業務に従事する職員は、応援要請を行った被災市の市長の指揮の下に行動するものとする。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した経費の負担については、双方で協議し決定するものとする。

（情報交換）

第6条 関係市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じて協議を行い、地域防災計画その他必要な情報を交換するものとする。

（その他）

第7条 この協定の履行に関し必要な事項及び定めのない事項は、関係市が協議し定めるものとし、協定成立の証として本書を3通作成し、各市長署名押印のうえ、各々1通を保有するものとする。

平成23年 7月29日

津山市長 _____

諫早市長 _____

出雲市長 _____

災害時における相互応援協定書

島原市、諫早市、雲仙市及び南島原市（以下「協定市」という。）は、協定市の区域内において災害対策基本法第2条第1号に規定する大規模な災害等が発生した場合、被害を受けた市（以下「被災市」という。）の要請にこたえ、応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう、災害時の相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（応援の内容）

第1条 応援の内容は、次のとおりとする。

- （1）救援、防疫及び応急復旧に必要な職員の派遣
- （2）食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- （3）被災者の受け入れ及び住宅のあっせん
- （4）災害応急措置に必要な車両及び資機材の提供
- （5）前各号に掲げるもののほか特に要請があった事項

（応援の要請等）

第2条 応援を要請しようとする被災市は、電話その他の方法により次の事項を明確にして要請を行い、事後において速やかに文書を提出するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）応援を必要とする物資等の種類及び数量
- （3）応援を必要とする職員の職種及び人員
- （4）応援場所及び応援場所への経路
- （5）応援期間
- （6）前各号に掲げるもののほか、特に必要とする事項

2 被災市において地震等の大規模な災害が発生したことが明らかで、通信途絶等の状況にある場合、他の協定市は、自主的な情報収集を行い、被害甚大と判断される場合は、前条に規定する必要な応援を行うことができるものとする。この場合において、当該応援は、応援要請を受けて行ったものとみなす。

（応援の実施）

第3条 応援を要請された他の協定市は、誠意をもってこれを実施する。

（指揮）

第4条 応援の業務に従事する職員は、応援要請を行った被災市の指揮の下に行動するものとする。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した経費の負担については、双方で協議し決定するものとする。

（情報交換）

第6条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じて協議を行い、地域防災計画その他必要な情報を交換するものとする。

（その他）

第7条 この協定の履行に関し必要な事項及び定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を4通作成し、協定市が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成 23年10月14日

島 原 市 長
諫 早 市 長
雲 仙 市 長
南 島 原 市 長

九州新幹線西九州ルート沿線5市災害応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、九州新幹線西九州ルートの沿線に所在する武雄市、嬉野市、大村市、諫早市及び長崎市（以下「協定市」という。）において、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害その他の大規模な災害が発生した場合において、被害を受けた協定市（以下「被災市」という。）独自では被災者の救援、災害応急対応等が困難なときに協定市相互間において迅速な応援を遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

(応援)

第2条 協定市間において行う応援は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水その他の生活に必要な物資及びその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫等に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 救助、応急対応等にかかる職員の派遣
- (4) 避難者の受け入れ及び住宅のあっせん
- (5) ボランティアのあっせん
- (6) 前各号に掲げるもののほか特に必要とする事項

(応援の要請)

第3条 被災市は、電話その他の方法により次の事項を明らかにして要請を行い、事後において速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況及び応援を要請する理由
- (2) 物資等の種類、品名、数量及び受領場所その他物資等の提供に必要な事項
- (3) 職員の職種及び人員等の派遣に必要な事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の実施)

第4条 応援を要請された協定市は、可能な限り応援するように努めるものとする。

(協議)

第5条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各協定市が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を5通作成し、各協定市は記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年11月20日

佐賀県 武雄市長
佐賀県 嬉野市長
長崎県 大村市長
長崎県 諫早市長
長崎県 長崎市長

災害時における相互応援協定書

鹿島市、江北町、白石町、太良町及び諫早市（以下「協定自治体」という。）は、協定自治体の区域内において災害対策基本法第2条第1号に規定する災害その他の大規模な災害が発生した際、被害を受けた自治体（以下「被災自治体」という。）独自では十分な応急措置が実施できない場合に、迅速かつ円滑に応急対策及び復旧対策が遂行されるよう、災害時の相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（応援の内容）

第1条 応援の内容は、次のとおりとする。

- （1）食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救出、防疫、施設の応急復旧に必要な物資及び資機材の提供
- （3）災害応急措置に必要な車両及び資機材の提供
- （4）救援、防疫及び応急復旧に必要な職員の派遣
- （5）被災者の受け入れ及び住宅のあっせん
- （6）前各号に掲げるもののほか特に要請があった事項

（応援の要請等）

第2条 応援を要請しようとする被災自治体は、電話その他の方法により次の事項を明確にして要請を行い、事後において速やかに文書を提出するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）応援を必要とする物資等の種類及び数量
- （3）応援を必要とする職員の職種及び人員
- （4）応援場所及び応援場所への経路
- （5）応援期間
- （6）前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 被災自治体以外の協定自治体は、災害の実態に照らし特に緊急を要し、前項の要請を待ついとまがないと認める場合は、前条に規定する必要な応援を行うことができるものとする。この場合において、当該応援は、応援要請を受けて行ったものとみなす。

（応援の実施）

第3条 応援を要請された他の協定自治体は、誠意をもってこれを実施する。

（指揮）

第4条 応援の業務に従事する職員は、応援要請を行った被災自治体の指揮の下に行動するものとする。

（情報交換）

第5条 協定自治体は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じて協議を行い、地域防災計画その他必要な情報を交換するものとする。

（その他）

第6条 この協定の履行に関し必要な事項及び定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を5通作成し、協定自治体が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成24年 1月18日

佐賀県鹿島市長
佐賀県江北町長
佐賀県白石町長
佐賀県太良町長
長崎県諫早市長

消防相互応援協定書

消防組織法第21条の規定により諫早市（以下「甲」という。）と 市（町）
（以下「乙」という。）との間に消防の相互応援に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、いずれか一方の区域に火災その他の災害が発生したときは相互に
応援するものとする。

（応援要請）

第2条 応援は災害の発生に対し、甲、乙はそれぞれの要請に基づき相互に行うものと
する。ただし、緊急又はその他必要と認めるときは要請によらないで出動することが
できる。

（費用負担）

第3条 出動に要した費用は、応援した方の負担とする。ただし、事故により生じた経
費については、相互協議のうえ決定するものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、平成17年3月1日から平成18年3月31日までと
する。

2 前項の期間満了2カ月前、甲又は乙いずれの側からもこの協定改定の意思表示がな
いときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

（協議）

第5条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は甲、乙協議して定める。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有す
る。

平成17年3月1日

甲 諫 早 市 長

乙 大 村 市 長

雲 仙 市 長
(愛 野 町 長)

長 与 町 長

佐賀県太良町長

九州地域における工業用水道災害時等の相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、九州地域の各工業用水道事業者のうち本協定を締結した者（以下「協定事業者」という。）が管理する工業用水道が地震等の大規模な災害等により被災し、当該被災をした協定事業者（以下「被災事業者」という。）が独自では緊急の復旧措置が実施できない場合において、被災事業者からの要請により、他の協定事業者が行う応援活動を迅速かつ円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

(協定事業者)

第2条 第1条に規定する協定事業者は下記のとおりとする。

圏域	協定事業者
福岡県	福岡県企業局
	北九州市上下水道局
佐賀県	佐賀県東部工業用水道局
	伊万里市水道部
長崎県	諫早市上下水道局
	大村市上下水道局
	松浦市上下水道課
熊本県	熊本県企業局
	合志市水道局
	大津町工業用水道課
	西原村産業課
大分県	大分県企業局
	杵築市上下水道課
	国東市上下水道課
宮崎県	宮崎県企業局
鹿児島県	鹿児島県工業用水道部

(代表事業者)

第3条 応援活動を円滑に実施するため、各県を一つの圏域として、各圏域を代表する協定事業者（以下「代表事業者」という。）を下記のとおり定める。

圏域	代表事業者
福岡県	福岡県企業局
佐賀県	佐賀県東部工業用水道局
長崎県	松浦市上下水道課
熊本県	熊本県企業局
大分県	大分県企業局
宮崎県	宮崎県企業局
鹿児島県	鹿児島県工業用水道部

(応援の要請等)

第4条 被災事業者は、他の協定事業者から応援を受けようとするときは、当該圏域の代表事業者に応援を要請するものとする。

2 前項の規定による応援の要請を受けた代表事業者（以下「応援主管事業者」という。）は、速やかに他圏域の代表事業者及び他の応援を行う協定事業者（以下「応援事業者」という。）と協力して被災事業者に対する応援活動を実施するものとする。

(応援の内容)

第5条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 職員の派遣
- (2) 物資及び資機材の提供
- (3) その他被災事業者から要請のあった事項

(物資等の携行)

第6条 応援事業者は、被災事業者に職員を派遣する場合は、別に定めるところにより当該職員に必要な物資等を携行させるものとする。

(情報の交換)

第7条 協定事業者は、この協定に基づく応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう、関係資料等の必要な情報を、別に定めるところによりあらかじめ相互に交換するものとする。

(経費の負担等)

第8条 応援活動に要した経費は、原則として被災事業者の負担とする。

2 応援事業者の職員が応援活動に際して第三者に損害を与えた場合、その損害が応援活動の従事中に生じたものについては被災事業者が、被災事業者への往復の途中において生じたものについては応援事業者が、それぞれ賠償の責めを負う。

3 被災事業者が第1項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、当該被災事業者から要請があった場合には、応援事業者は、当該経費を一時立て替えて支弁するものとする。

4 応援事業者の職員の派遣に要する経費については、応援事業者が定めるところにより算出した当該職員の旅費及び諸手当の額をもって定めるものとする。

5 前4項の定めによりがたいときは関係事業者が協議して定めるものとする。

(公務災害補償に関する請求手続)

第9条 応援事業者が派遣した職員が、応援活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に関する請求手続は、被災事業者が作成する公務災害についての意見書及び事実関係を明らかにした報告書等に基づいて、応援事業者が行うものとする。

2 応援事業者は、前項に規定する請求手続を行った場合は、その結果を被災事業者に報告するものとする。

(国への応援の要請)

第10条 応援主管事業者は、この協定に基づく被災事業者への応援活動ができない場合は九州経済産業局へ応援要請するものとする。

(連絡会議の開催)

第11条 協定事業者は、この協定に基づく応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう、毎年1回以上定期又は随時に連絡会議を開催するものとする。

(訓練)

第12条 協定事業者は、この協定に基づく応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう、合同で訓練を実施するよう努めるものとする。

(他の協定との関係)

第13条 この協定は、協定事業者が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(その他)

第14条 この協定の実施に関し必要な細則事項は、別に定めるものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、協定事業者が協議して定めるものとする。

(施行期間)

第15条 この協定は、平成27年11月5日から施行する。

また、協定満了期日は、平成28年3月31日とし、満了期日3ヶ月前までに協定事業者からの意思表示がない場合は、期日満了の翌日より、協定期日を1年間延長し、その後も同様とする。

この協定を締結したことを証するため、この協定書16通を作成し、関係者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年11月5日

福岡県企業管理者

北九州市工業用水道事業管理者

佐賀県東部工業用水道管理者

伊万里市水道事業管理者

諫早市上下水道事業管理者

大村市上下水道事業管理者

松浦市水道事業 松浦市長

熊本県知事

合志市長

大津町長

西原村工業用水道事業管理者 西原村長

大分県企業局長

杵築市長

国東市長

宮崎県企業局長

鹿児島県知事

本明川水害タイムラインに基づく意思決定グループ連携に関する協定

諫早市（以下「甲」という。）、九州地方整備局長崎河川国道事務所（以下「乙」という。）、長崎県県央振興局（以下「丙」という。）及び長崎地方気象台（以下「丁」という。）は、本明川水害タイムライン（以下「タイムライン」という。）に基づく、甲によるタイムラインの円滑かつ継続的な運用を行うための手法を明確にするため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、タイムラインに基づき、甲が事前防災行動を迅速かつ的確に行う事により、甲の区域において、甲の的確な避難指示、住民の円滑な避難誘導、被害軽減を図り、住民の安全及び安心を確保し、生活の安定を保持するため、甲、乙、丙及び丁のタイムラインに係る連携内容及び運用方針について確認することを目的とする。

（タイムラインに係る連携内容）

第2条 甲は、タイムラインの円滑な実施のために必要な助言等が得られるよう事前防災の実施状況等を乙、丙及び丁に情報提供するものとする。乙、丙及び丁は、甲が事前防災行動を迅速かつ的確に行えるよう、気象や水位の予測等の情報を甲に提供する。また、乙、丙及び丁は、可能な範囲で甲に助言等を行うものとする。これらの内容は、以下のとおりとする。

- （1） 甲による事前防災行動の実施状況等に関する情報提供
- （2） 甲による住民の避難行動等に関する情報提供
- （3） 甲が開催する防災会議等への参加又は情報提供
- （4） 乙、丙による組織の体制に関する情報提供
- （5） 乙、丙による本明川、半造川及び支川の水位予測等の河川に関する情報提供及び助言(水害リスクライン等)
- （6） 乙、丙による災害対策用資機材等の確保状況の情報提供
- （7） 丁による気象に関する予測等の情報提供及び助言（防災情報提供システム等）

（タイムラインに係る連携の開始時期）

第3条 乙、丙及び丁がタイムラインに係る連携を行う時期は、以下のとおりとする。

- ① 乙、丙及び丁が、甲の区域において風水害が発生する恐れが高いと判断したとき。
- ② 甲から要請があったとき。

(タイムラインの継続的改善)

第4条 甲、乙、丙及び丁は、防災訓練等の場において平時からタイムライン運用訓練を行うものとし、出水期後には一年間の振り返りを行い、必要であればタイムラインを改善し、運用精度を高めるものとする。また、甲が実施するタイムラインの変更・更新について、乙、丙及び丁は連携して作業を行うものとする。

(その他)

第5条 本協定に関する疑義又は定めのない事項、内容の変更については、その都度甲、乙、丙及び丁が協議するものとする。

令和 3年 5月28日

甲 諫早市長

乙 九州地方整備局
長崎河川国道事務所長

丙 長崎県県央振興局長

丁 長崎地方気象台長

災害情報に関する放送の実施に関する協定書

災害情報に関する放送の実施について、諫早市（以下「甲」という。）株式会社エフエム諫早（以下「乙」という。）との間に次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、諫早市内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害その他市民生活に重大な影響をもたらす事象（以下「災害等」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合に、乙の放送設備を使用し行われる災害情報に関する放送の実施について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 災害情報 法第50条第1項各号に掲げる事項に係る情報その他災害等に関する情報で市民に対して周知することが求められるものをいう。
- （2） 直接放送 甲が乙の電話放送装置を乙の承認する方法により使用して行う災害情報に関する放送をいう。
- （3） 間接放送 乙が甲からの要請に基づき行う災害情報に関する放送をいう。

（直接放送）

第3条 甲は、次の各号に掲げる場合は前条の規定にかかわらず、直接放送をすることができる。

- （1） 早朝又は夜間において、乙の放送局員が不在の場合に、震度4以上の地震が発生したとき。
- （2） 乙の放送局員が不在の場合において、次に掲げるとき。
 - ア 震度1～3の地震が発生したとき。
 - イ 気象庁から台風、大雨、洪水、高潮、津波等の警報（諫早市域に係るものに限る。）が発令されたとき。
- （3） その他 市民の生命、身体及び財産を災害等から保護するため、緊急に災害情報を伝達する必要があると認める場合

2 甲は、前項の規定に基づき直接放送するときは、乙の承諾を要しないものとする。

3 乙は、甲が円滑に直接放送が行えるように協力するものとする。

4 甲は直接放送を実施した時は、放送記録票（日時・内容・発信者名）を作成し、乙に対し報告するものとする。

(間接放送)

第4条 甲は、災害等が発生し、又は発生する恐れがある場合は、乙に対して間接放送を要請することができる。

2 前項の要請は、放送要請書によるものとする。ただし、放送要請書によるいとまのないときは、この限りでない。

3 乙は、第1項の規定により甲から間接放送の要請を受けた場合は放送の形式、内容等をその都度決定し、速やかに放送するものとする。

(連絡責任者)

第5条 直接放送及び間接放送が円滑に実施できるよう、甲及び乙は、それぞれ連絡責任者を定め、相互に届けておくこととする。

(費用)

第6条 直接放送及び間接放送の実施に係る費用は、無償とする。

(有効期限)

第7条 この協定の有効期限は、本協定締結の日から1年間とする。

ただし、この期間満了の日の3ヶ月前までに甲、乙いずれからも異議の申し出がないときは、この期間を1年延長するものとし、その後も同様とする。

(訓練)

第8条 甲及び乙は、直接放送及び間接放送が迅速かつ的確に行われるよう、定期的に非常災害対策訓練を行うこととする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲、乙協議のうえ定める。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ各1通を保有する。

平成17年3月1日

諫早市東小路町7番1号

甲 諫早市
諫早市長

諫早市宇都町29番1号

乙 株式会社エフエム諫早
代表取締役

災害時における情報伝達に関する協定書

(アマチュア無線)

諫早市(以下、「甲」という。)と諫早市役所アマチュア無線クラブ(以下、「乙」という。)は、災害時における情報の収集活動及び伝達活動について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲の行政区域及びその周辺で地震、風水害等の自然災害及び大規模な事故(以下、「災害等」という。)が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙の会員(以下、「会員」という。)が甲に協力して、災害等に関する情報の収集活動及び伝達活動を行うために必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第2条 甲は、災害が発生し通信連絡が困難又は不可能な場合で災害情報の収集及び伝達において必要があると認めるときは、乙に対し、情報の収集活動及び伝達活動について協力を要請することができる。

(要請手続き)

第3条 この協定に基づく甲から乙への要請は、総務部総務課長が担当する。

2 前項の要請手続きは、口頭及び電話等をもって行うものとする。

(情報収集内容)

第4条 乙は、次に掲げる事項についてその内容を収集し、甲に連絡するものとする。

- (1) 被害の発生場所及びその状況
- (2) 火災、建物倒壊等による被災者の発生状況及び救護状況
- (3) 道路情報及び交通機関の運行状況
- (4) 市民等の避難状況
- (5) 電気、電話、水道等のライフラインの被害状況及び応急対策の状況
- (6) 医療機関の開設状況
- (7) その他必要と認められる事項

(市施設の運営管理)

第5条 市役所、支所及び出張所に開設(常設)しているアマチュア無線局の機器の維持管理にかかる費用は、甲が負担するものとする。

2 乙は、市役所、支所及び出張所アマチュア無線局運営(局の運営、機器使用)については、責任をもって行うものとする。

(会員名簿の提出)

第6条 乙は、毎年1回その会員の名簿を甲に提出するものとする。

(便宜供与)

第7条 甲は、第2条に定める協力を要請した場合において、乙又は会員から、情報連絡用に常設するアマチュア無線局以外の設置について協力を求められたときは、これに協力することができる。

(訓練の実施)

第8条 甲及び乙は、協定に基づく情報伝達が円滑に行われるよう、必要な訓練を実施するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ決定する。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成24年2月21日から平成25年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了前1月までに甲、乙いずれかから何ら意思表示がないときは、さらに期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後この例による。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成24年2月21日

甲 諫早市
諫早市長
乙 諫早市役所アマチュア無線クラブ
会長

災害に係る情報発信等に関する協定

諫早市（以下「甲」という。）とヤフー株式会社（以下「乙」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、諫早市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、甲が諫早市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ甲の行政機能の低下を軽減させるため、甲と乙が互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の各号から、甲および乙の両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
 - (1) 乙が、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッシュサイトを、乙がインターネット上で運営するサービス（以下「ヤフーサービス」という。）上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 甲が、諫早市内の避難所等の防災情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 甲が、諫早市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 甲が、災害発生時の諫早市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 甲が、諫早市内の避難所等における必要救援物資に関する情報を乙に提供し、乙が、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
2. 甲および乙は、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、甲および乙は、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく甲および乙の対応は、別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、甲および乙は、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から2015年3月31日までとし、期間満了の前日までに、甲乙いずれか一方から相手方に対し、期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、同一の内容を持って期間満了の翌日から1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、甲および乙は、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

2014年 11月 27日

甲：長崎県諫早市東小路町7番1号
諫早市
諫早市長

乙：東京都港区赤坂九丁目7番1号
ヤフー株式会社
代表取締役

ケーブルテレビによる防災情報等の発信に関する協定書

諫早市（以下「甲」という。）と諫早ケーブルメディア株式会社（以下「乙」という。）とは防災等に係る情報発信に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、諫早市内で風水害その他の災害の発生する恐れがある場合、または災害及び危機的事案が発生した場合において、乙のケーブルテレビ放送設備を用いて行う情報発信に関し、必要な事項を定める。

（情報提供の範囲）

第2条 甲が乙に提供する情報の範囲は、次のとおりとする。

- （1） 河川監視カメラの映像
- （2） 防災行政無線の放送内容に関する音声情報
- （3） その他、防災・災害等に関する情報

2 前項第2号の情報については、市内全域に放送する情報に限定するものとする。

（情報発信の方法）

第3条 乙は、甲が提供する情報について、その内容を正確に情報発信するものとし、甲が特段の保留を付さない限り、乙が適切と判断する方法により情報発信をすることができるものとする。

2 乙は、前条第1項第2号の情報を甲から受け取った場合、乙のケーブルテレビ放送設備により速やかに情報発信を行うものとする。

（設備の整備及び管理）

第4条 甲及び乙は、情報の提供及び受け取りにあたり必要な設備を各々整備するものとする。

2 情報の提供及び受け取りのために必要となる設備の管理責任については、別表のとおりとする。

（費用負担）

第5条 本協定に基づく甲の情報の提供に係る費用、乙の情報の受け取り及び発信に係る費用については、各々の負担により行われることを基本とする。

2 甲は、乙に対し、必要に応じ支援を行うものとする。

(協定の期間)

第6条 この協定の期間は、この協定の締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の1月前までに甲又は乙からこの協定の解約の申出がないときは、更に1年間延長するものとし、その後もこの例による。

(協定の解除)

第7条 乙が災害情報を発信する施設として機能しない状態となった場合は、甲又は乙はこの協定を解除することができる。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議の上、解決するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和 4年 4月 26日

甲 諫早市東小路町7番1号
諫早市
諫早市長

乙 諫早市福田町18番23号
諫早ケーブルメディア株式会社
代表取締役社長 南 浩一郎

災害時の医療救護に関する協定書

災害時における応急的な医療救護を迅速に実施するため、諫早市（以下「甲」という。）と一般社団法人諫早医師会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、本市において災害が発生した場合において、諫早市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき甲が行う医療救護について、乙に協力を求めることに関し必要な事項を定めるものとする。

（医療救護計画）

第2条 乙は、医療救護活動を円滑に実施するため、医療救護計画を作成し、これを甲に提出するものとする。その内容を変更したときも同様とする。

2 前項の医療救護計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 医療救護班の編成計画
- (2) 医療救護班の活動計画
- (3) 関係機関との通信連絡計画
- (4) 指揮系統
- (5) 訓練計画
- (6) その他必要な事項

（医療救護班の派遣）

第3条 甲は、防災計画に基づき、医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに医療救護班を設置し、派遣するものとする。

3 緊急やむをえない事情により、甲の要請を受けるいとまのない場合には、乙は自らの判断により医療救護班を派遣することができる。

4 乙は、前項の規定により医療救護班を派遣したときは、速やかにその旨を甲に報告し、その承認を得るものとする。

（医療救護班の業務）

第4条 乙が派遣する医療救護班は、甲が避難場所、避難所及び災害現場等に設置する救護所において医療救護活動を行うことを原則とする。

2 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供
- (2) 医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定
- (3) 死亡の確認
- (4) 助産
- (5) その他状況に応じた処置

（医療救護班の輸送）

第5条 甲は、通常の交通手段の確保が困難な場合は、医療救護班の輸送について必要な措置をとるものとする。

(医薬品等の供給)

第6条 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

(医療費)

第7条 救護所における医療費は、無料とする。

(実費弁償等)

第8条 協定に基づき乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担する。

(1) 医療救護班の派遣に要する経費

(2) 医療救護班が携行した医薬品を使用した場合の実費

2 前項第1号の経費については長崎県災害救助法施行細則別表第2に定めるところによる。

(災害補償)

第9条 医療救護班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の補償は、諫早市消防団員等公務災害等補償条例によるものとする。

(細目)

第10条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成18年3月31日までとする。

2 前項の期間満了が2箇月間前に、甲又は乙いずれかの側からもこの協定改定の意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 甲又は乙は、この協定の有効期間中であっても双方協議してこの協定を改定することができる。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議のうえ定める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成17年4月1日

諫早市東小路町7番1号

甲 諫早市
諫早市長

諫早市永昌町23番23号

乙 一般社団法人諫早医師会
会 長

災害時における諫早市への支援に関する協定書

災害時における避難者支援を迅速に実施するため、諫早市（以下「甲」という。）と公益社団法人長崎県看護協会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、本市において災害が発生した場合において、避難所の開設及び看護支援活動について甲から乙に協力を求めることに関し必要な事項を定めるものとする。

（避難所の開設）

第2条 甲は、災害の状況により乙の「ながさき看護センター」（以下「センター」という。）を避難所として開設する必要が生じた場合には、乙に対し避難所の開設を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合には避難所を開設するものとする。

（災害時の看護支援活動）

第3条 甲は、災害時に設置する避難所や救護所等において必要と認めた場合に、乙に対し看護支援活動の要請を行うものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合においては、センター内に設置する災害対策本部において、看護支援活動のための連絡、調整を行うものとする。

（実費弁償等）

第4条 協定に基づき乙が実施した避難所の開設及び看護支援活動に要する費用の負担については、双方で協議し決定するものとする。

（災害補償）

第5条 協定に基づき実施される避難所の開設及び看護支援活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の補償は、諫早市消防団員等公務災害等補償条例によるものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から当該年度の末日までとする。

2 前項の期間満了の30日前までに、甲又は乙から特段の意思表示がないときは、同一内容により期間満了の日から更に1年間協定期間を延長するものとし、以後も同様とする。

3 甲又は乙は、この協定の有効期間中であっても双方協議してこの協定を改定することができる。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議のうえ定める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成24年 8月30日

諫早市東小路町7番1号

甲 諫 早 市
諫 早 市 長

諫早市永昌町23番6号

乙 公益社団法人 長崎県看護協会
会 長

災害時の歯科医療救護に関する協定書

災害時における応急的な歯科医療救護を迅速に実施するため、諫早市（以下「甲」という。）と諫早市歯科医師会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、本市において災害が発生した場合において、諫早市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき甲が行う歯科医療救護について、乙に協力を求めることに関し必要な事項を定めるものとする。

（歯科医療救護計画）

第2条 乙は、歯科医療救護活動を円滑に実施するため、歯科医療救護計画を作成し、これを甲に提出するものとする。その内容を変更したときも同様とする。

2 前項の歯科医療救護計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 歯科医療救護班の編成計画
- (2) 歯科医療救護班の活動計画
- (3) 関係機関との通信連絡網
- (4) 指揮系統
- (5) 訓練計画
- (6) その他必要な事項

（歯科医療救護班の派遣）

第3条 甲は、防災計画に基づき、歯科医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに歯科医療救護班を設置し、派遣するものとする。

3 緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受けるいとまのない場合には、乙は自らの判断により歯科医療救護班を派遣することができる。

4 乙は、前項の規定により歯科医療救護班を派遣したときは、速やかにその旨を甲に報告し、その承認を得るものとする。

(歯科医療救護班の業務)

第4条 乙が派遣する歯科医療救護班は、甲が避難場所、避難所、災害現場等に設置する救護所において歯科医療救護活動を行うことを原則とする。

2 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置の実施及び必要な歯科医療の提供
- (2) 歯科医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定
- (3) 身元確認作業に関する協力
- (4) その他状況に応じた処置

(歯科医療救護班の輸送)

第5条 甲は、通常の交通手段の確保が困難な場合は、歯科医療救護班の輸送について必要な措置をとるものとする。

(医薬品等の供給)

第6条 乙が派遣する歯科医療救護班が使用する医薬品等は、当該歯科医療救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

(医療費)

第7条 救護所における医療費は、無料とする。

(実費弁償等)

第8条 協定に基づき乙が歯科医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担する。

- (1) 歯科医療救護班の派遣に要する経費
- (2) 歯科医療救護班が携行した医薬品を使用した場合の実費

2 前項第1号の経費については長崎県災害救助法施行細則（昭和35年長崎県規則第42号）別表第2に定めるところによる。

(災害補償)

第9条 歯科医療救護班員が歯科医療救護活動において死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときの補償は、諫早市消防団員等公務災害補償条例（平成17年条例第77号）による

ものとする。

(細目)

第10条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定の締結の日から平成31年3月31日までとする。

2 前項の協定期間の満了する日の30日前までに、甲又は乙いずれかの側からもこの協定改定の意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 甲又は乙は、この協定の有効期間中であっても双方協議してこの協定を改定することができる。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議のうえ定める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成30年12月21日

諫早市東小路町7番1号

甲 諫早市

諫早市長

諫早市東本町1番14号 中川ビル302号

乙 諫早市歯科医師会

会 長

災害等の発生時における水道の応急支援に関する協定書

諫早市（以下「甲」という。）と諫早市管工業協同組合（以下「乙」という。）とは、地震、台風、豪雨などによる災害等の発生時において、乙が甲の要請を受けて実施する水道の応急支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市民のライフラインである水道の役割と責任の重大性を認識し、災害等により被った水道の機能を早期に回復することを目指し、甲が乙から組織的な支援を受け、迅速な被災状況の把握と的確な応急対策を実施することを目的とする。

（支援の要請）

第2条 甲は、災害等の発生により、乙の支援を受ける必要が生じたときは、次条に掲げる応急支援の実施を乙に要請するものとする。

（乙が実施する応急支援）

第3条 乙が、甲の要請を受けて実施する応急支援は、次のとおりとする。

- (1) 被災状況についての情報提供
- (2) 断水地域への応急給水のための運搬車両、資機材等の提供その他の協力
- (3) 損傷した甲の水道施設の応急復旧業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、甲が乙の支援を受ける必要があると認めた業務

（応急支援に要する費用）

第4条 乙が前条第1号の応急支援の実施に要した経費は、乙の負担とする。

- 2 乙が前条第2号及び第3号並びに第4号（甲の管理に係るものに限る。）の応急支援の実施に要する経費は、甲の負担とする。なお、甲が負担する額は、甲の基準に照らし甲乙協議して定める適正な額とする。

（労働災害の補償）

第5条 乙又は乙の会員等の従業員が応急支援業務の実施により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は身体障害等を被った場合は、乙又は乙の会員等の労働者災害補償保険の適用により、乙が補償するものとする。

(支援体制の整備)

第6条 乙は、甲の要請に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ組織的な支援体制を整備し、これを甲に文書で通知するものとする。また、内容に変更が生じたときも同様とする。

(訓練の実施)

第7条 乙は、組織的な支援体制を整備するため、必要に応じ、訓練を実施するものとする。

(協定期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から平成23年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、同一内容により、期間満了の日の翌日から更に1年間協定期間を延長するものとし、以後も同様とする。

(疑義等の決定)

第9条 この協定に定めがない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成22年5月12日

諫早市東小路町7番1号

甲 諫早市

上下水道事業管理者

(水道事業管理者)

諫早市天満町1番17号

乙 諫早市管工業協同組合

理事長

災害等の発生時における諫早市への支援に関する協定書

諫早市（以下「甲」という。）と一般社団法人長崎県建設業協会諫早支部（以下「乙」という。）とは、地震、暴風、豪雨その他の災害及び寒波等の異常な自然現象（以下「災害等」という。）の発生時における諫早市への支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、諫早市内における災害等の発生により、市道、農道などの公共土木施設（以下「市道等」という。）の損壊など市民生活に重大な影響をもたらす緊急事態が発生した場合において、甲からの要請に基づき、乙は迅速かつ組織的な対応による支援を実施することにより、市民生活の早期復旧を図ることを目的とする。

（支援の要請）

第2条 甲は、諫早市内における災害等の発生により乙の支援を受ける必要が生じたときは、速やかに乙に対して支援を要請するものとする。

（支援の実施）

第3条 乙は、甲からの要請を受けて、災害復旧業務（次条各号に定める業務をいう。以下同じ。）への車両の提供、従事者の派遣その他甲からの要請を受けた措置を講ずるものとする。

（災害復旧業務）

第4条 甲からの要請を受けて、乙が行う災害復旧業務は、次のとおりとする。

- (1) 災害等により損壊をした市道等の復旧業務
- (2) 前1号に掲げるもののほか、甲が必要と認めた業務

（支援に関する費用）

第5条 甲は、乙が行う災害復旧業務に関し、必要な費用を乙に支払うものとする。

2 前項の規定による費用については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

3 乙は、第1項の規定による費用を甲の指示する方法により請求するものとする。この場合において、甲は請求を受けた日から起算して30日以内に、乙に支払うものとする。

(労働災害の補償)

第6条 甲からの要請に基づき、乙が派遣した従事者が災害復旧業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は、災害復旧業務による負傷若しくは疾病により死亡、若しくは障害の状態になった場合は、乙の労働者災害補償保険（昭和22年法律第50号）の適用により補償するものとする。

(支援体制の事前整備)

第7条 乙は、甲からの要請に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ次に定める体制を整備し、その内容を甲に連絡するものとする。連絡内容に変更が生じた場合も同様とする。

- (1) 連絡網の整備等による組織的な支援体制の整備
- (2) 所属会員に対する乙の内部指揮系統の整備

(協定期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度の末日までとする。ただし、期間満了の30日前までに、甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、同一内容により、期間満了の日の翌日から更に1年間協定期間を延長するものとし、以後も同様とする。

(疑義等の決定)

第9条 この協定に定めがない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成22年6月3日

諫早市東小路町7番1号

甲 諫早市
諫早市長

諫早市天満町37番16号

乙 一般社団法人 長崎県建設業協会諫早支部
支部長

建設業協会協力体制一覧表 1 (令和7年度)

役職名	氏名	会社名	会社番号	<p>1. 対策本部は、諫早市役所及び各支所からの要請を受けてから災害対策活動に当たること。</p> <p>2. 各会員事業所においては、警報が発令されたら出動できる態勢に入り、対策本部からの指示を待つこと。</p> <p>3. 対策本部より指示を受けて出動した者は、必ずその結果を対策本部に報告すること。</p> <p>(一社)長崎県建設業協会諫早支部 (平日昼) Tel: 0957-22-1282 (夜・休日) 高松事務局 Tel: 090-6779-5578</p> <p>4. 対策本部は諫早市役所及び各支所からの警報発令の解除を待って出動態勢を解散する。</p> <p>5. この体制一覧表は市道路凍結防止剤散布委託事業にも対応する。</p>					
	対策本部長	中嶋 一也	中島建設(株)	35-2126	諫早東地区	諫早西地区	諫早中央地区	諫早南地区	諫早北地区
	対策副本部長	山本 勇	山本建設(株)	48-0166	小野・長田出張所	真津山出張所	高城、八天、八坂、旭、東小路	小栗・有喜出張所	本野出張所
	対策委員長	黒田 秀喜	宇木建設(株)	23-7829	赤崎、黒崎、小野、小野島、曙	栄田、西栄田、破籠井、真崎	西小路、栄、仲沖、厚生、上、本	松里、有喜、中通、早見、天神	本野、富川、湯野尾、上大渡野
	対策副委員長	山崎 弘文	(株)山崎建設	32-4440	川内、宗方、長野、小豆崎、西里	西部台、小船越、津水、貝津ヶ丘	東本、西郷、原口、船越、幸	川床、鷺崎、小川、小ヶ倉、栗面	下大渡野、本明、目代、福田、泉
事務局	高松 保典	建設協会	22-1282	長田、白木峰、正久寺、白浜、高天	西諫早ニュータウン、貝津、	新道、宇都、永昌東、永昌	土師野尾、平山	城見、金谷、日の出、天満	
会社名	電話番号	会社名	電話番号	会社名	電話番号	会社名	電話番号	会社名	電話番号
◎(株)山口建設	24-1972	◎吉川建設(株)	46-7331	◎西州建設(株)	36-5711	◎宇木建設(株)	23-7829	◎増崎建設(株)	22-0693
山口 伸一郎		尾崎 秀一		池松 慎也		野田 雅		山田 勉	
○小野建設(株)	23-3130	○(株)荒木組	26-1965	○(株)公文建設	23-1630	新菱テック(株)	24-1978	○(株)寺山建設	49-8311
山田 統		大野 佑樹		吉田 貴博		辻田 和彦		寺山 和雪	
大起建設(株)	22-6245	(株)ニシケン	25-3177	(株)豊 恒	22-8386	(株)西海建設諫早営業所	22-8011	光和土木(株)	26-2951
中尾 誠		西川 伊和喜		前田 寛史		井手 忠義		瀧川 優正	
(株) 亮	23-0710			(株)金原建設	23-1058				
山田 真一				森 貴克					
(株)吉永産業 長崎支店	095-865-6615			(株)上滝 諫早営業所	22-5581				
濱 達也				山口 雅彦					

◎＝責任者、○＝副責任者

建設業協会協力体制一覧表 2 (令和7年度)

役職名	氏名	会社名	会社番号	<p>1. 対策本部は、諫早市役所及び各支所からの要請を受けてから災害対策活動に当たること。</p> <p>2. 各会員事業所においては、警報が発令されたら出動できる態勢に入り、対策本部からの指示を待つこと。</p> <p>3. 対策本部より指示を受けて出動した者は、必ずその結果を対策本部に報告すること。</p> <p>(一社)長崎県建設業協会諫早支部 (平日昼) Tel : 0957-22-1282 (夜・休日) 高松事務局長 T e l : 090-6779-5578</p> <p>4. 対策本部は諫早市役所及び各支所からの警報発令の解除を待って出動態勢を解散する。</p> <p>5. この体制一覧表は市道路凍結防止剤散布委託事業にも対応する。</p>					
	対策本部長	中嶋 一也	中島建設(株)					35-2126	
	対策副本部長	山本 勇	山本建設(株)					48-0166	
	対策委員長	黒田 秀喜	宇木建設(株)					23-7829	
	対策副委員長	山崎 弘文	(株)山崎建設					32-4440	
	事務局	高松 保典	建設協会					22-1282	
高来町地区				森山町地区		飯盛町地区		多良見町地区	
高来支所				小長井町地区		小長井支所		森山支所	
会社名	電話番号	会社名	電話番号	会社名	電話番号	会社名	電話番号	会社名	電話番号
担当人名		担当人名		担当人名		担当人名		担当人名	
◎(株)山崎建設	32-4440	◎(有)中尾建設	34-3608	◎中島建設(株)	35-2126	◎山本建設(株)	48-0166	◎(株)森開発	43-0220
山崎 弘文		中尾 大樹		眞崎 典晃		山本 勇		牧野 和則	
○(株)野副建設	32-5411	○(株)古賀組	34-2050	○山本産業(株)	36-0202	○(株)日野建設	48-0666	○黒木建設(株)	22-4309
古藤 隆司		古賀 充孝		山本 隆幸		葛蒲 正文		鶴田 暁	
(株)小森建設	32-5363	(株)長里建設	34-2301	(有)東友建設	36-0660	中原土木(株)	48-0617	(株)溝上建設	43-1468
小森 浩輝		山口 健志		寺尾 浩幸		中原 清隆		溝上 元規	
		(株)有明商事	34-2001	(有)井手建設	35-2555	濱田建設工業(株)	49-1337		
		立石 正隆		井手 進一		濱田 博紀			
		(株)吉次工業	21-3353			(株)飯盛グリーン開発	28-4001		
		吉次 好美				植松 将志			

◎=責任者、○=副責任者

漁港等の施設の災害復旧支援に関する協定

諫早市（以下「甲」という。）と一般社団法人水産土木建設技術センター（以下「乙」という。）は、甲の所管する漁港等の施設について災害が発生した場合において、乙が行う災害復旧のために必要な業務（以下「災害復旧支援」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、乙が行う災害復旧支援に関して基本的な事項を定め、災害復旧支援の円滑な実施により、被災した漁港等の施設の迅速な復旧を図ることを目的とする。

（対 象）

第2条 この協定の対象となる災害は、高潮、波浪、地震、津波その他異常な天然現象により生ずる災害とする。

- 2 この協定の対象となる漁港等の施設とは、甲の所管する漁港、漁場、海岸等の施設をいう。

（災害復旧支援の内容）

第3条 この協定により乙が行う災害復旧支援は、次に掲げるものとする。

- (1) 災害の状況を確認するために行う現地調査業務
- (2) 災害報告に必要な資料の作成業務
- (3) 災害査定に必要な設計図書その他の関係資料の作成（作成のために行う現地調査を含む。）及び災害査定への対応業務
- (4) 前3号に掲げる災害復旧支援に附帯する業務
- (5) その他甲が要請する災害復旧支援業務

（災害復旧支援の要請）

第4条 甲は第2条の災害が発生し乙に災害復旧支援を要請する場合には、別途定める様式により要請するものとする。

ただし、文書をもって要請することが困難な場合は電話等で要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

（災害復旧支援の実施）

第5条 乙は、甲から前条の要請があったときは、可能な範囲で、第3条に規定する災害支援を行うものとする。

（契約の締結）

第6条 甲は、乙が前条に基づき災害復旧支援を実施する場合は、その都度必要な契約を締結するものとする。

(災害復旧支援の完了の報告)

第7条 乙は、前条の規定による災害復旧支援を完了したときは、甲に対し速やかに別途定める様式により報告するものとする。

(費用の負担)

第8条 甲は、乙から前条の報告を受けたときは、第6条の契約に基づき災害復旧支援に要した費用を負担するものとする。

(協定の廃止)

第9条 甲又は乙においてこの協定を継続できない事情が生じたときは、甲乙協議のうえこの協定を廃止することができるものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から廃止する日までの期間とする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲乙協議のうえ定める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各々1通を保有する。

令和3年 6月21日

長崎県諫早市東小路町7番1号

甲 諫早市

諫早市長

東京都中央区築地2丁目14番5号

乙 一般社団法人水産土木建設技術センター

理事長 吉塚 靖浩

災害時におけるL P ガス供給に関する協定

諫早市（以下「甲」という。）と一般社団法人長崎県L P ガス協会諫早支部（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他の原因による大規模な災害が諫早市内で発生した場合（以下「災害時」という。）に、L P ガスの円滑な供給を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に、甲と乙が相互に協力し、被災した市民等に対して行うL P ガスの供給に関する協力事項を定め、迅速かつ的確な支援活動を遂行することで市民生活の安定を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「L P ガス供給」とは、災害時における公共施設などの避難所等に、L P ガスを供給するために必要な器具類（燃焼器具、調整器、高・低圧ホース等）及び配管並びに容器等（以下「L P ガス設備」という。）を運搬、設置及び点検してL P ガスを供給することをいう。

（協力要請）

第3条 甲は、災害時において避難所等へのL P ガスの供給を必要と認めるときは、乙に対し、L P ガス供給について協力を要請することができる。

2 前項に規定する要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要するときには、口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（協力実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、速やかにL P ガス供給ができるよう積極的に協力するものとする。

（L P ガス設備の運搬、設置及び点検）

第5条 L P ガス設備の運搬、設置及び点検は、乙又は乙の指定するもの（以下「乙等」という。）が行うものとする。また、乙は必要に応じて甲に対して設置及び点検についての協力を求めることができるものとする。

（設置の確認等）

第6条 乙は、甲が指定した場所において、L P ガス設備の運搬、設置及び点検が終了したときは、速やかに文書により甲へ報告するものとする。

2 甲は設置場所に職員を派遣し、L P ガス設備の運搬、設置及び点検結果を確認する。ただし、甲が設置場所に職員を派遣できない場合は、甲が指定する者が確認するものとする。

（費用等の負担）

第7条 第5条の規定によるL P ガス供給に要する費用の負担区分は、原則として次表のとおりとする。

甲が負担するもの	(1) L P ガス設備の運搬、設置及び点検に係る燃料費 (2) L P ガス費
乙が負担するもの	(1) L P ガス設備費 (2) L P ガス設備の設置工具、点検器具費 (3) L P ガス設備の設置・撤去に係る人件費

2 前項の規定により甲が負担すべき費用の価格は、適正な価格を基準として甲乙協議の上、決定するものとする。

(労災補償)

第8条 甲からの協力要請により乙等の従業員が死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は身体障害等を被った場合は、乙等の労働者災害補償保険法の適用により保障するものとする。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を発し、甲乙いずれかからこの協定を終了する旨の申し出がない限り持続するものとする。

この協定を証するため本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年1月25日

甲 諫早市
諫早市東小路町7番1号
諫早市長

乙 一般社団法人 長崎県L P ガス協会諫早支部
諫早市津久葉町5番地90
諫早支部長

L P ガ ス 供 給 要 請 書

項 目	内 容
供 給 場 所	
供給するLPガス設備・数	
供給開始日時	月 日 時 ~
そ の 他	

上記のとおり要請します。

年 月 日

諫 早 市 長

(一社) 長崎県LPガス協会諫早支部長 様

災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書

諫早市（以下「甲」という。）と一般社団法人長崎県産業資源循環協会（以下「乙」という。）は、災害の発生時における災害廃棄物の処理等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、諫早市内において、台風、地震等による災害が発生した場合に、甲が乙に対し、災害廃棄物の撤去、収集及び運搬並びに処分等の協力を要請する場合における手続きその他必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、台風、地震等の災害によって、損壊した建物の撤去等に伴って発生するコンクリートがら、廃木材・金属くず等のがれき類及びこれらの混合物並びに災害に伴い緊急に処理する必要がある廃棄物をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、次に掲げる業務（以下「災害廃棄物の処理等」という。）の実施について、乙に対し、その協力を要請するものとする。

- （1） 災害廃棄物の撤去
- （2） 災害廃棄物の収集及び運搬
- （3） 災害廃棄物の処分
- （4） 災害廃棄物の仮置場の管理運営
- （5） 前4号に定める業務の実施に伴い必要となる業務

（協力要請の手続き）

第4条 甲は協力の要請に当たっては、当該協力の内容、方法等について、文書により、乙に通知するものとする。ただし、文書による要請の時間がないときは、口頭により要請し、後日、速やかに文書で通知するものとする。

(災害廃棄物の処理等の実施)

第5条 乙は、甲からの要請があったときは、乙の会員の中から必要な人員、車両及び資機材を調達し、甲が実施する災害廃棄物の処理等に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮するものとする。

3 乙は、その協力の内容、方法等について、甲と協議を行い、甲の指示に基づいて、当該協力を行うものとする。

(情報の提供)

第6条 甲は、災害時において、円滑な協力が得られるよう、乙に対し、被災及び復旧の状況等必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に関し、その協力が可能な会員の状況を、甲に対し報告するものとする。

(実施の報告)

第7条 乙は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、当該実施の内容等を文書により、甲に対し、報告するものとする。

(費用の負担)

第8条 乙が第3条の要請に基づき実施した災害廃棄物の処理等に要した費用については、甲が負担するものとし、その価額は、甲と乙が協議のうえ、定めるものとする。

(災害補償)

第9条 乙が第3条の要請に基づき実施した災害廃棄物の処理等に従事した者が、負傷、疾病、又は死亡した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)その他の法令等による。

(連絡窓口)

第10条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては「諫早市市民生活環境部環境政策課」とし、乙においては「一般社団法人長崎県産業資源循環協会事務局」とする。

(協議事項)

第11条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定め
のない事項については、その都度、甲と乙が協議のうえ、定めるものとする。

(適用及び効力)

第12条 この協定は、協定締結の日から適用するものとし、甲又は乙が文書をも
って協定の終了を通知しない限り、その効力は持続するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲と乙が記名押印のう
え、それぞれ1通を保有するものとする。

令和3年6月15日

甲 長崎県諫早市東小路町7番1号

諫早市

諫早市長

乙 長崎県長崎市魚の町1番23号

一般社団法人長崎県産業資源循環協会

会 長

災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、諫早市内において、台風、地震、豪雨等による災害（以下「災害」という。）が発生した場合における災害廃棄物の撤去及び収集・運搬等に関して、諫早市（以下「甲」という。）が長崎県環境保全協会（以下「乙」という。）及び長崎県環境整備事業協同組合（以下「丙」という。）に協力を要請する場合における手続きその他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、災害発生に伴い発生するし尿、浄化槽汚泥、生活ごみ、倒壊した建物等の撤去に伴って発生する廃棄物をいう。

(協力要請)

第3条 甲は、次に掲げる業務（以下「災害廃棄物の処理等」という。）の実施について、乙及び丙に協力を要請することができる。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集・運搬
- (3) その他前各号の実施に伴い甲が必要と認める業務

(協力要請の手続き)

第4条 甲は、協力の要請にあたっては、当該協力の内容、方法等について、文書により乙及び丙に通知するものとする。ただし、文書により要請する時間がないときは口頭により要請し、後日速やかに文書で通知するものとする。

(災害廃棄物の処理等の実施)

第5条 乙及び丙は、甲から要請があったときは、乙及び丙の会員の中から必要な人員、車輛及び資機材を調達し、甲が実施する災害廃棄物の処理等に可能な限り協力するものとする。

- 2 乙及び丙は、災害廃棄物の処理等において、周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮するとともに、従事者における各種感染症の拡大防止に努めるものとする。
- 3 乙及び丙は、協力の内容、方法等について、甲と協議を行い、甲の指示に基づいて当該協力を行うものとする。

(情報の提供)

第6条 甲は、乙及び丙が協力を行うときは、円滑な協力が得られるよう、乙及び丙に対し、被災及び復旧の状況等必要な情報を提供するものとする。

2 乙及び丙は、協力を行うときは、災害廃棄物の処理等に係る会員の状況を、甲に報告するものとする。

(実施の報告)

第7条 乙及び丙は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、当該実施の内容等を文書により、甲に対し報告するものとする。

(費用の負担)

第8条 乙及び丙が要請に基づき実施した災害廃棄物の処理等に要した費用については、甲が負担するものとし、その価格は、甲と乙及び丙が協議のうえ定めるものとする。

(災害補償)

第9条 乙及び丙が要請に基づき実施した災害廃棄物の処理等に従事した者が、負傷、疾病又は死亡した場合の災害補償については、労働災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令の規定による。

(連絡窓口)

第10条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては諫早市市民生活環境部とし、乙及び丙においては長崎県環境整備事業協同組合事務局とする。

(協議事項)

第11条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲と乙及び丙が協議のうえ、定めるものとする。

(適用)

第12条 この協定は、令和3年6月15日から適用する。

この協定の締結を証するため、この協定書3通を作成し、甲と乙及び丙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

令和3年6月15日

甲 長崎県諫早市東小路町7番1号

諫早市

諫早市長

乙 長崎県佐世保市干尽町3番47

長崎県環境保全協会

会 長

丙 長崎県大村市雄ヶ原町1298番地29

長崎県環境整備事業協同組合

理事長

大規模災害発生時における支援活動（社会貢献）に関する協定書

諫早市（以下「甲」という。）と諫早電気工事業協同組合（以下「乙」という。）とは、諫早市内における大規模災害時の公共施設等における電気設備等の復旧活動及び電気に係る事故の防止に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の社会貢献活動の一環として、乙に所属する会員の技術力と保有する機械及び労働力等の緊急出動等による組織的な支援活動を行い、円滑かつ的確な災害対応を図ることを目的とする。乙は迅速かつ組織的な対応による支援を実施することにより、市民生活の早期復旧を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この協定は、次項に定める大規模な災害により、甲が管理する公共施設等が被災し、甲が緊急に災害対応を図る上で乙に支援を要請する必要があると認めた場合に適用する。

- 2 前項の大規模な災害とは、風水害及び地震（震度5弱以上）等による大規模な土砂災害、その他異常な自然災害をいう。

（支援業務の内容）

第3条 前条に掲げる災害が発生し諫早市管理の公共施設等が被災した場合、乙は甲に対して支援するものとするが、その業務内容は次のとおりとする。

- （1）公共施設等の電気設備等の復旧活動に関すること。
- （2）復旧活動等において二次災害等を発見した場合には、速やかに関係機関に通報し、その指示に従うこと。
- （3）その他災害発生時における復旧に関すること。

（支援業務の要請）

第4条 甲は、乙に支援業務の要請を行うにあたっては、次の事項を別紙様式1の災害支援業務要請書により連絡する。ただし、緊急の場合は電話等によることができる。この場合において、甲は、後日、前記の要請書を速やかに乙に提出しなければならない。

- （1）支援の場所
- （2）被害の状況
- （3）支援業務の内容
- （4）その他の必要な事項

（支援事業の報告）

第5条 乙は第4条の支援業務の要請に基づき業務を完了した場合は、速やかに別紙様式2の災害支援業務報告書により甲に報告するものとする。

（支援業務の体制）

第6条 乙は、甲からの支援要請に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ連絡網及び組織的な支援体制を整備しその内容を公に連絡しておくものとする。

(費用の負担)

第7条 乙が甲の要請により支援協力に要した経費については、甲、乙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。なお、資材、人口の価格は適正な価格とする。

(労災補償)

第8条 甲からの支援要請に応じて業務に従事した者が、死亡、負傷、疾病、又は身体障害等を被った場合のため、乙は労働者災害補償保険法の適用を受けられる手続きをするよう会員等に周知するものとする。

(協定期間)

第9条 この協定期間は協定締結の日から当該年度の末日までとする。ただし、期間満了の30日前までに、甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、同一内容により、期間満了の日の翌日から更に1年間協定期間を延長するものとし、以後も同様とする。

(その他)

第10条 この協定に定めがない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成26年6月24日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年6月24日

諫早市東小路町7番1号

甲 諫早市

諫早市長

諫早市八天町14番13号

乙 諫早電気工事業協同組合

理事長

(別紙様式1)

災 害 支 援 業 務 要 請 書

年 月 日

諫早電気工事業協同組合
理事長 様

諫早市長
(担当課：危機管理課)

大規模災害発生時における支援活動に関する協定書第4条の規定により、次のとおり緊急支援の出動を要請します。

なお、作業の安全管理には十分留意し、もし二次災害のおそれが予見される場合は、速やかに調査を中止し、撤退して下さい。

要 請 者	諫早市役所 部 課 (担当者：) TEL： FAX：
支援の場所	諫早市 町 施設名：
被害の状況	
支援業務の内容	
その他の必要な事項	

諫早市
(月 日 時 分)



諫早電気工事業協同組合
(月 日 時 分)

諫早電気工事業協同組合会員
(月 日 時 分)



大規模災害発生時における復興支援に関する協定書

諫早市（以下「甲」という。）と長崎県土地家屋調査士会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他大規模な災害が発生した場合（以下「大規模災害」という。）における、甲の災害復興に対する乙の組織的な支援活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、諫早市内に大規模災害が発生した場合において、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に災害復興を図るため、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるもののほか、甲が乙の協力を必要であると認めたものをいう。

（協力要請の窓口）

第3条 甲及び乙は、あらかじめ支援活動に関する連絡担当者を定め、必要な情報を相互に連絡するものとする。

（支援協定の内容）

第4条 諫早市内で第2条に定める災害が発生した場合、甲が、乙に要請する支援活動は次のとおりとする。

- (1) 甲の要請に基づいて行う家屋被害認定調査に関する事項
- (2) 不動産登記及び境界問題等の相談所開設に関する事項

（協力要請の方法）

第5条 甲は、乙に支援の要請を行うに当たっては、必要事項を明らかにして、家屋被害認定調査等要請書（別紙様式1。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等の通信手段又は口頭により行い、その後速やかに要請書を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定により要請を受けたときは、速やかに家屋被害認定調査等受諾書（別紙様式2。以下「受諾書」という。）により派遣者の氏名等を甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等の通信手段又は口頭により受諾できるものとし、事後、甲に対し速やかに受諾書を提出するものとする。

（費用の負担）

第6条 第4条に定める支援活動は、無償とする。

2 甲は、家屋被害認定調査に必要な資機材の費用を負担するものとする。

（秘密の保持）

第7条 乙及び乙の会員は、家屋被害認定調査の実施により知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。本協定に基づく調査が終了した後においても、同様とする。

(労務補償)

第8条 この協定に基づく支援活動に従事した者が、本活動を起因として負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、当該従事者の所属する乙の責任において行うものとする。

(資料の提供)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく支援活動が円滑及び的確に行えるよう、必要に応じ資料を提供するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の30日前までに、甲乙いずれか一方から相手方に対し、この協定を更新しないという申出を行わない限り、同一の内容をもって期間満了日の翌日から1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めがない事項又は疑義が生じた場合、さらに、特に必要とする案件が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成26年 7月11日

甲 諫早市東小路町7番1号
諫早市

諫早市長

乙 長崎市桜町7番6-101号
長崎県土地家屋調査士会

会 長

年 月 日

家屋被害認定調査等要請書

長崎県土地家屋調査士会
会長 様

諫早市長

大規模災害発生時における復興支援に関する協定書第5条第1項の規定により、次のとおり支援を要請します。なお、情報収集にあたっては安全に十分留意し、二次災害の恐れが予見される場合は、速やかに中止し、撤退してください。

要 請 番 号	
要 請 者	諫早市 (担当) Tel fax E-Mail
要 請 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
要 請 人 員	人
要請(被災)箇所	諫早市 町 地区
要 請 内 容	
そ の 他	

災害時における電気設備に関する協定書

諫早市（以下「甲」という。）と協和機電工業株式会社諫早営業所（以下「乙」という。）は、災害時における電気設備の応急対策に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における電気設備の応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関し、甲が乙に対して協力を求めるときに必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（支援要請の範囲）

第2条 乙は、市内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲から協力の要請があったときに支援を行うものとし、その範囲は以下のとおりとする。

- (1) 災害時に拠点となる公共施設及び避難所等の電気設備の機能確保
- (2) 被災状況の調査及び報告
- (3) 電気工事機材及び労力の提供
- (4) その他必要と認める業務

（支援協力の要請手続）

第3条 甲は、被災地域から応急対策業務について協力要請があるときは、乙に対し、応急対策業務要請書により支援協力を要請するものとする。ただし、緊急を要し、これによるいとまがない場合は、電話等により要請を行い、事後において、速やかに応急対策業務要請書を提出するものとする。

（報告）

第4条 乙は、応急対策業務を実施したときは、実績報告書により、甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 乙が行う応急対策業務において発生した実費については、原則として甲が負担するものとする。

2 実費の内容については、甲乙協議の上、定めるものとする。

（連絡体制）

第6条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては総務部総務課、乙においては協和機電工業株式会社諫早営業所とする。

（補償）

第7条 この協定に基づく応急対策業務に従事したことにより、負傷等の損害を受けた者に対する補償は、労働災害に係る関係法令により対応するものとする。

（協議）

第8条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議の上、定めるものとする。また、この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときも、同様とする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙から内容の変更又は継続しない旨の申出がないときは、同一の条件で更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成30年 3月29日

諫早市東小路町7番1号

(甲) 諫早市

諫早市長

諫早市真崎町1903番地

(乙) 協和機電工業株式会社 諫早営業所

所長 古賀 清輝

諫早地区災害復旧に関する覚書

諫早市（以下「甲」という）と九州電力株式会社 大村配電事業所（以下「乙」という）は、災害復旧に関して次のとおり覚書を締結する。

1 目的

甲と乙は、台風、風雪、洪水、地震、塩害等による非常災害発生時には、被災情報の収集・提供等、情報連絡を密にするとともに、ライフラインの早期復旧を目的とした倒木等の道路啓開作業など、双方の対策本部（対策部）が緊密な連携を保ち、対応にあたるものとする。

2 連絡体制

甲		乙		
諫早市総務部総務課（災害対策本部）		停電状況等 （情報窓口）	情報連絡チーム	
TEL	0957-22-1510		TEL	0957-52-2315
FAX	0957-24-3270		FAX	0957-52-7966
		復旧 （道路啓開等）	復旧班（運営係）	
			TEL	0957-52-7909
			FAX	0957-52-7910

（注1）電話番号は災害時用のため関係者以外公表しない。

（注2）連絡体制及びホットラインによる連絡が機能しない場合には、乙は甲と協議のうえ、必要に応じ甲が設置した災害対策本部に社員を派遣する。

3 提供する情報

	甲 → 乙	乙 → 甲
台風襲来前	・道路状況（交通規制他）	・対策部の設置状況 ・復旧人員の事前配置 ・気象状況（台風の動き）
台風通過中	・道路状況（通行止め等）	・停電状況
台風通過後 地震発生後	・道路状況（崖崩れ、道路決壊等） ・家屋等被害状況（浸水、倒壊他） ・電柱倒壊、電線断線等電力設備の被害状況 〔現場員、パトロール者等で判る〕 範囲とする	・停電状況 ・被害状況 倒木等による復旧支障箇所 無人航空機（ドローン）活用による被災地画像、情報など ・復旧体制 ・復旧状況

復旧時	<ul style="list-style-type: none"> ・道路状況（通行止め及び道路啓開計画に関する情報） 	<ul style="list-style-type: none"> ・停電状況（適宜） ・被害状況 ・無人航空機（ドローン）活用による復旧状況画像等 ・復旧見込み
-----	---	--

（注）情報連絡は電話又はファックスにより行う。

4 災害発生時における無人航空機（ドローン）の機器活用

甲は、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策を行うために、乙に対して無人航空機（ドローン）活用による情報収集及び収集した画像の提供等、技術的な支援を乙と協議のうえ依頼することができる。

5 大規模災害発生時における復旧対策、連絡体制及び情報発信の強化

乙の被害が甚大で、電力の復旧に相当の時間を要する場合は、復旧対策において甲及び乙の協力体制を密にし、更なる連絡体制の強化と情報共有を図るために、乙は甲の区域内に「諫早地区拠点」を設置するとともに、市民に対する停電状況や復旧見込み等の情報発信の強化を図ることとする。

6 災害発生時における復旧応援者用の施設借用

乙の被害が甚大な場合、電力復旧に必要な応援者受入れのため、乙は甲に対して以下の事項について協力を依頼することができる。

(1) 宿泊箇所及び駐車場としての施設の借用

乙は復旧応援者の宿泊箇所として一般宿泊施設を確保すると共に、大規模災害で多くの車両、復旧要員を動員した場合は、甲に対し「つくば倶楽部」及び「津久葉公園」の借用を依頼することができる。

(2) 復旧資機材置場の借用

乙は復旧資機材置場として乙の敷地を使用すると共に、大規模災害で多くの復旧資機材確保が必要な場合は、甲に対し「津久葉公園」の借用を依頼することができる。

(3) 復旧人員及び資材運搬の確保

大規模災害により乙が復旧要員や復旧資機材（配電復旧車両含む）等の運搬又は電力設備巡視のためにヘリコプターを使用する場合、乙はヘリコプター発着場として甲に対し「津久葉公園」の使用を依頼することができる。

7 道路啓開

(1) 倒木時の道路啓開

ア 甲が管理する道路において、乙の設備に影響を与えている倒木又は影響を与える恐れがある倒木については、処分も含め乙が道路啓開を実施する。

イ 乙の設備を復旧するため、倒木により甲が管理する道路の啓開が必要な場合、乙は甲へ速やかに連絡し、甲が道路啓開を実施する。ただし、甲による道路啓開の実施が困難な状況である場合は、乙が甲に代わり実施し、倒木の処分については後に甲が行う。

ウ 甲に代わって乙が実施する道路啓開は、乙の設備を復旧するために必要最小限の範囲とする。

(2) 電柱倒壊及び電線垂れ下がり時の道路啓開

ア 乙の設備により、甲が管理する道路において交通に支障を与えている場合又は支障を与える恐れがある場合は、甲は速やかに乙へ連絡し、乙が道路啓開を実施する。

イ 津波等による大規模な被害が生じ、乙の施設が周辺の瓦礫と混在した場合は、甲は乙の了解なく、乙の設備の排除を含め道路啓開を実施できる。

8 復旧作業

(1) 電力復旧の考え方

緊急かつ直接的に人命に関わる施設、国・自治体による災害復旧活動上の重要施設、経済社会の基幹的機能を有する施設への送電を優先して復旧する。

(2) 高圧（低圧）発電機車設置についての事前調整

配電設備の復旧に長時間を要する場合で、甲の要請により発電機車による緊急送電の必要がある場合は、設置箇所及び優先順位について甲と乙で協議する。

(3) 電力設備復旧作業の考え方

災害時の復旧作業は、早期送電を図るため全て応急復旧工法とする。復旧完了後可能な限り速やかに本復旧を行う。

9 広 報

(1) 平常時の広報

乙は、災害による電線断線、電柱倒壊等による公衆感電事故を未然に防止するため、災害シーズン前に甲の広報紙にPR文の掲載を依頼することができる。

(2) 災害が予想される場合又は災害発生時の広報

乙は、台風が接近し災害が予想される場合は、甲の広報手段による次の広報を要請することができる。

ア 切れた電線に触ることによる感電事故の防止

イ 電力設備の被害状況

ウ 停電の発生状況

エ 復旧見込み等

10 施設利用に関するその他の事項

(1) 施設利用にあたっては、利用可能範囲を予め明確にし立入禁止区域には立ち入らない。

(2) 施設管理箇所の指示事項は、確実にそれを遵守する。

(3) 乙の施設利用中に乙により設備に損傷を与えた場合は、乙にて補修する。

(4) 乙が施設利用に際して、臨時電話、ファックス等必要什器類を施設内に設置する場合は事前に甲に通知し、協議するものとする。

(5) 施設利用に伴う費用については乙の負担とする。

11 協力の範囲について

各項に記された甲に依頼する協力とは、甲の災害時の実情を考慮した実施可能な範囲での協力と

する。

12 その他

- (1) この覚書に定める事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。
- (2) この覚書締結後に甲乙双方の締結者に変更があっても、特段の申し入れがない限り本覚書は自動継続するものとする。
- (3) この覚書の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上各自1通を保有する。

平成30年 6月19日

甲 諫早市東小路町7番1号

諫早市

諫早市長

乙 大村市東三城町13番地

九州電力株式会社

大村配電事業所長 瀧田 治夫

諫早市・日本下水道事業団災害支援協定

諫早市（以下「委託者」という。）と日本下水道事業団（以下「受託者」という。）とは、委託者の所管する下水道施設について災害が発生した場合において受託者が行う下水道施設の維持又は修繕に関する工事その他の支援（以下「災害支援」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的等）

第1条 この協定は、受託者が行う災害支援に関して基本的な事項を定め、災害支援の円滑な実施により、災害が生じた下水道施設の機能の迅速な回復を図り、もって浸水被害の拡大その他の生活環境の悪化又は公共用水域の水質の悪化を防止することを目的とする。

2 この協定は、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2に規定する災害時維持修繕協定である。

（対象）

第2条 この協定の対象となる災害は、次に掲げる原因により生ずるものとする。

- 一 暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象
- 二 その他委託者と受託者の協議により定めるもの

2 この協定の対象となる下水道施設は、別記に掲げるもの（以下「協定下水道施設」という。）とする。

（災害支援の内容）

第3条 受託者が行う災害支援の内容は、次に掲げるものとする。

- 一 災害の状況を確認するために行う現地調査（協定下水道施設の点検を含む。）
- 二 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和26年政令第107号）第5条第1項の規定による災害報告に必要な資料の作成
- 三 協定下水道施設について、その応急工事又は復旧工事が完了するまでの間、暫定的にその機能を確保するために行う簡易消毒の実施、仮設ポンプの設置その他の維持又は修繕に関する工事
- 四 災害査定に必要な設計図書その他の関係資料の作成（作成のために行う現地調査を含む。）及び災害査定への立会
- 五 前各号に掲げる災害支援に附帯する支援

（災害支援の要請の方法）

第4条 委託者は、受託者に災害支援を要請しようとする場合には、文書により行うものとする。ただし、文書によることができない場合には、電子メールの送信又はファクシミリ装置を用いた送信（これらの送信ができないときは、口頭又は電話）により当該要請を行うことができる。

2 前項ただし書の場合においては、委託者は、事後において速やかに、受託者に文書を交付するものとする。

(災害支援の実施)

第5条 受託者は、前条の要請があったときは、その人員等に応じて可能な範囲で、第3条に規定する災害支援を行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、受託者は、国土交通省又は長崎県から災害支援の要請があったときは、その人員等に応じて可能な範囲で、第3条に規定する災害支援を行うことができる。

(災害支援の完了の報告)

第6条 受託者は、前条の規定による災害支援の全部又は一部を完了したときは、委託者に対し、速やかにその内容を報告するものとする。

(費用の負担)

第7条 委託者は、受託者が行った災害支援に要した費用（第3条第1号及び第2号に規定する災害支援に要したものを除く。）を負担するものとする。

- 2 受託者は、前項の費用として、職員の人件費及び旅費、使用した機材又は薬品の代価その他の実費に相当する額を委託者に請求するものとする。
- 3 委託者は、前項の規定による請求があったときは、その内容を精査の上、速やかに受託者に支払うものとする。

(廃止)

第8条 委託者又は受託者においてこの協定を継続できない事情が生じたときは、委託者及び受託者が協議の上、この協定を廃止することができる。

- 2 委託者又は受託者がこの協定の定め違反した場合においては、委託者又は受託者は、違反した相手方への書面による通告をもって、この協定を廃止することができる。

(事務局)

第9条 この協定に基づく災害支援に係る事務局は、次のとおりとする。

- 一 委託者の事務局 上下水道局 下水道課
- 二 受託者の事務局 九州総合事務所 施工管理課

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和6年9月30日までとする。

(現況届の提出)

第11条 委託者は、協定を締結したときは、受託者に対し、遅滞なく、現況届を提出するものとする。

- 2 委託者は、前項により提出した現況届の内容に変更が生じたときは、直ちに変更後の現況届を受託者に提出するものとする。
- 3 委託者は、前二項に規定する現況届に基づき、当該協定を締結した日から起算して1年を経過するごとに、その間の経過を速やかに受託者に報告するものとする。
- 4 第1項及び第2項に定める現況届は、様式によるものとする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、委託者と受託者が協議して定める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、委託者及び受託者がそれぞれ記名押印のうえ、各々1通を保有する。

令和4年7月27日

委託者 長崎県諫早市東小路町7番1号
諫早市
諫早市上下水道事業管理者
上下水道局長

受託者 東京都文京区湯島二丁目31番27号
日本下水道事業団
理事長 森岡泰裕

別記

協定下水道施設

1. 終末処理場

- | | |
|----------------|---------------------|
| (1) 諫早中央浄化センター | 長崎県諫早市仲沖町356番地 |
| (2) 小長井浄化センター | 長崎県諫早市小長井町大峰980番地70 |
| (3) 高来浄化センター | 長崎県諫早市高来町泉301番地 |
| (4) 田結浄化センター | 長崎県諫早市飯盛町里145番地10 |
| (5) 飯盛浄化センター | 長崎県諫早市飯盛町開181番地1 |

2. ポンプ場(マンホールポンプ場は除く)

- | | |
|--------------|--------------------|
| (1) 宇都中継ポンプ場 | 長崎県諫早市宇都町320番地10 |
| (2) 鷺崎中継ポンプ場 | 長崎県諫早市鷺崎町219番地9 |
| (3) 化屋中継ポンプ場 | 長崎県諫早市多良見町化屋250番地7 |

様式

令和 年 月 日

日本下水道事業団 理事長 殿

災害支援協定に係る現況届

諫早市・日本下水道事業団災害支援協定第11条に基づき現況届を提出します。

市町村名				
担当部署名				
担当者役職及び氏名①				
担当者役職及び氏名②				
災害時 緊急連絡先	電話番号			
	FAX			
	E-mail			
維持管理 委託先	業者名			
	電話番号			
	FAX			
	E-mail			
対象施設名				
		ルート図	一般平面図	水位関係図
最新図面作成年月日				
		設備フロー図	施設平面図	断面図
最新図面作成年月日				
留意事項				

- ※1 ご担当者様は2名以上ご登録願います。
- ※2 災害時緊急連絡先が複数ある場合は「,」で区切ってご記入願います。
- ※3 維持管理委託先がない場合は、「維持管理委託先」欄をご記入いただく必要はありません。
維持管理委託先が複数ある場合は、行を増やしてご記入願います。
- ※4 「対象施設名」欄は、対象施設ごとに対象施設名及び最新の図面の作成年月日を記載してください。また、施設が複数ある場合は別紙を作成するか、行を増やしてご記入願います。
- ※5 「留意事項」欄は、災害支援時に留意すべきことがあればご記入願います。

災害時における復旧支援協力に関する協定

諫早市（以下「甲」という。）と公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「乙」という。）とは、地震や水害等の災害により甲の管理する公共下水道、農業集落排水及び漁業集落排水の管路施設（以下、「協定管路施設」という。）が被災したときに行う復旧支援協力に関して以下のとおり、公共下水道については、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2の規定に基づき、農業集落排水及び漁業集落排水については、それに準ずるものとして協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の甲に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、災害等により被災した協定管路施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

（復旧支援協力の要請）

第2条 甲は、乙に対し災害等により被災した協定管路施設の復旧に関し次の業務の支援を要請することができる。

（1）被災した協定管路施設の応急復旧のために必要な業務（巡視、点検、調査、清掃、修繕）

（2）その他甲乙間で協議し必要とされる業務

2 前項の復旧支援協力の要請に関する甲の連絡窓口は諫早市上下水道局下水道課、乙の連絡窓口は公益社団法人日本下水道管路管理業協会九州支部長崎県部会とする。

3 甲の乙に対する復旧支援協力要請は支援内容を明らかにした書面により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難しいときは電話等で行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。

4 乙は、前3項により甲の要請する業務を行うために、必要な人員・機材等をもって要請された業務を遂行する。

（費用）

第3条 この協定に基づき甲が乙に対し要請した業務にかかる費用は甲の負担とする。

（報告）

第4条 乙は、甲の要請により行った支援業務が終了したときは、すみやかに甲に対し書面をもって報告を行うものとする。

2 乙は、毎年3月31日現在において災害時の支援に備えて、支援協力が可能な会社、提供可能な車輛等の機器及び人員を甲に対して報告するものとする。

（下水道台帳データの提供）

第5条 甲は、協定管路施設の調査に必要な下水道台帳の図面等をPDF等の電子データとして、乙に提供するものとする。

2 乙は甲から提供を受けた電子データを適切に保管しなければならない。

3 甲は、下水道台帳に大幅な変更があった場合など、適宜、最新の電子データを乙に提供するものとする。

(下水道台帳データの開示)

第6条 乙は、甲から支援要請があったとき、支援出動する乙の会員に対し甲から提供を受けた電子データを開示することができる。

2 支援出動した乙の会員は、甲から提供を受けた電子データを支援業務並びに必要な報告等以外に使用してはならない。

3 甲と乙の合同訓練を実施する場合も、第1項及び第2項を準用する。

(広域被災)

第7条 甲が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、下水道対策本部による活動を優先する。

(協定期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙双方から申出がない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(その他)

第9条 本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙双方による協議の上決定するものとする。

2 甲又は乙がこの協定の定めに違反した場合には、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和4年7月27日

甲 長崎県諫早市東小路町7番1号
諫早市
諫早市上下水道事業管理者
上下水道局長 ⑩

乙 東京都千代田区岩本町2丁目5番11号
公益社団法人日本下水道管路管理業協会
会長 長谷川 健司 ⑩

災害等の発生時における下水道の応急支援に関する協定

諫早市（以下「甲」という。）と諫早市管工業協同組合（以下「乙」という。）とは、地震、台風、豪雨などによる災害等の発生時において、乙が甲の要請を受けて実施する下水道の応急支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市民のライフラインである下水道の役割と責任の重大性を認識し、災害等により被った下水道の機能を早期に回復することを目指し、甲が乙から組織的な支援を受け、迅速な被災状況の把握と的確な応急対策を実施することを目的とする。

（支援の要請）

第2条 甲は、災害等の発生により、乙の支援を受ける必要が生じたときは、次条に掲げる応急支援の実施を乙に要請するものとする。

（乙が実施する応急支援）

第3条 乙が、甲の要請を受けて実施する応急支援は、次のとおりとする。

- （1）被災状況についての情報提供（巡視、点検）
- （2）被災した下水道管路施設の応急復旧のために必要な業務（管内清掃、復旧工事）
- （3）前2号に掲げるもののほか、甲が乙の支援を受ける必要があると認めた業務

（応急支援に要する費用）

第4条 乙が前条第1号の応急支援の実施に要した経費は、乙の負担とする。

- 2 乙が前条第2号及び第3号（甲の管理に係るものに限る。）の応急支援の実施に要する経費は、甲の負担とする。なお、甲が負担する額は、甲の基準に照らし甲乙協議して定める適正な額とする。

（報告）

第5条 乙は、甲の要請により行った支援業務が終了した時は、甲に対して書面をもって報告を行うものとする。

（労働災害の補償）

第6条 乙又は乙の会員等の従業員が応急支援業務の実施により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は身体障害等を被った場合は、乙又は乙の会員等の労働者災害補償保険の適用により、乙が補償するものとする。

（支援体制の整備）

第7条 乙は、甲の要請に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ組織的な支援体制を整備し、これを甲に文書で通知するものとする。また、内容に変更が生じたときも同様とする。

(協定期間)

第 8 条 この協定の期間は、協定締結の日から令和 5 年 3 月 3 1 日までとする。ただし、期間満了の日の 3 0 日前までに、甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、同一内容により、期間満了の日の翌日から更に 1 年間協定期間を延長するものとし、以後も同様とする。

(疑義等の決定)

第 9 条 この協定に定めがない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 4 年 7 月 2 7 日

甲 長崎県諫早市東小路町 7 番 1 号
諫早市
諫早市上下水道事業管理者
上下水道局長 ⑩

乙 長崎県諫早市天満町 1 番 1 7 号
諫早市管工業協同組合
理事長 辻 正勝 ⑩

災害時における相互協力に関する協定書

諫早市（以下「甲」という。）と九州ガス株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合における早期復旧のための相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、諫早市内で災害が発生した場合、又は発生する恐れがある場合について、甲及び乙が連携し、相互協力することにより早期の復旧を図り、市民生活の安定に資することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この協定の適用範囲は、諫早市内のうち乙の都市ガス供給区域内とする。

（連絡体制等）

第3条 甲及び乙は、平時から、本協定に関する緊急連絡先等、円滑な連携のために必要な事項を共有し、連絡体制を確立する。

2 乙は、ガス復旧を優先すべき重要施設のリストをあらかじめ作成し、甲と情報共有しておくとともに、当該リストに変更が生じた場合は、随時更新するものとする。

3 乙は、大規模ガス供給支障時等において、より円滑な連携を図るため、必要に応じて、甲が設置する災害対策本部等に情報連絡員を派遣するものとする。

（提供する情報）

第4条 甲及び乙は、災害発生時には、被災情報の収集・提供を行うものとする。

	甲 → 乙	乙 → 甲
被災情報の 収集・提供内容	・道路状況（交通規制他） ・家屋等被害状況（浸水、倒壊他）	・対策本部の設置状況 ・ガス停止状況 ・被害状況 ・復旧体制 ・復旧状況

（災害時の情報連携）

第5条 乙の被害が甚大で、ガスの復旧に相当の時間を要する場合は、乙は甲に対し、供給停止の発生状況又は復旧見込み等ガスに関連する情報を提供するなど、甲及び乙の連絡体制を密にする。

（相互協力）

第6条 甲及び乙は、災害時の不測の事態において必要があるときは、次の各号に掲げる事項について相互に協力する。

- (1) 都市ガス及び道路等の復旧に支障となる障害物等の除去や応急措置の実施
- (2) 甲及び乙が所有する施設等の利用
- (3) 市民への情報等の周知

- 2 乙は、緊急かつ直接的に人命に関わる施設、甲による災害復旧活動上の重要施設及び経済社会の基幹的機能を有する施設へのガス供給を優先して復旧する。
- 3 甲は、被災状況の迅速な把握を行うために、乙に対して地震計により収集した情報の提供を依頼することができる。

(要請の手続等)

第7条 前条に規定する内容に関する詳細、要請の手続、その他必要となる事項については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(費用の負担)

第8条 本協定に基づいて実施した事項に要した費用の負担については、甲乙協議の上決定するものとする。

(秘密の保持)

第9条 甲及び乙は、本協定に基づく活動を通じて知り得た業務遂行に関する秘密情報及び第三者の個人情報を他人に開示し、又は漏えいしてはならない。

(安全管理)

第10条 本協定に基づく業務の実施にあたっては、甲乙それぞれの責任において、安全の確保に万全を期するものとする。

(協定期間)

第11条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期限が満了する1か月前までに、甲又は乙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、本協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第12条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和5年1月13日

甲 諫早市東小路町7番1号
諫早市
諫早市長

乙 諫早市幸町1番23号
九州ガス株式会社
代表取締役

避難所施設利用に関する協定書

諫早市長 (以下「甲」という。) と長崎県立 **【別紙】** 高等学校長 (以下「乙」という。) とは、災害時における避難所としての施設利用に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定書は、甲が乙の管理する施設の一部を、避難所として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるもののほか、甲が乙の協力を必要であると認めたものをいう。

(避難所として利用できる施設の範囲)

第3条 乙は、次に掲げる施設を避難所として甲の利用を認めるものとする。なお、詳細な利用範囲は別紙「施設利用計画図」のとおりとする。

施設名称	【別紙】
所在地	
構造等	
収容人数	
避難所入口	

2 災害の規模等状況に応じては、別紙の利用範囲を甲乙協議の上、変更することができる。

(避難所に設置するもの)

第4条 甲は、避難所として利用するために次に掲げる工作物及び備品等を乙と協議の上、事前に設置することができる。なお、設置場所については別紙「施設利用計画図」に図示するものとする。

設置物	数量	設置場所
【別紙】		

2 甲は、上記工作物及び備品等の設置にあたっては、本協定書により乙に対して行政財産目的外使用許可手続きを必要としないものとする。

(避難所の開設)

第5条 甲は、災害時において避難所として利用する必要がある場合、乙の承認した施設に開設することができる。

2 甲は、避難所として利用する場合、施設利用の安全性について調査した上で利用するものとする。

(開設の通知)

第6条 甲は、前条に基づき避難所を開設する際、事前に乙に対しその旨を文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定に係わらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に、甲は乙に対し開設した旨通知するものとする。

3 甲は、避難所を開設するにあたっては、本協定書により長崎県知事に対して行政財産目的外使用許可手続きを必要としないものとする。

(避難行動への協力)

第7条 乙は、避難者の施設利用にあたって、施設における出入口やルートの確保、開錠等甲へ協力するものとする。

(緊急時の開錠等)

第8条 甲は、第5条に基づき避難所を開設する際、施設が休日や夜間等により乙が不在の場合は、甲が開錠できるものとする。この場合、事前に乙から貸与された鍵を使用するものとし、保管・管理にあたっては、甲が責任をもって行うものとする。

2 甲は、前項の貸与された鍵について、緊急時の避難場所の開錠以外には使用しないものとする。

(避難所の管理運営)

第9条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所の管理運営について、乙は授業及び業務を妨げない範囲で甲に協力するものとする。

(費用の負担)

第10条 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。ただし、施設使用料は免除するものとし、光熱水費の負担額については、甲乙協議の上定めるものとする。

(施設・備品の破損時等の対応)

第11条 甲が乙の管理する施設を避難所として利用した場合の施設の破損等については、甲の責任で速やかに原状回復を行うものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第12条 乙は、地域住民が避難した際に発生した事故等に関する責任を一切負わないものとする。

(避難所解消への努力)

第13条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の閉鎖)

第14条 甲は、乙の管理する施設を避難所として閉鎖する際は、その施設を原状に復し、乙が指定する時間に確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(避難所指定廃止等の報告)

第15条 甲は、乙が管理する施設の避難所としての指定を廃止する場合には、乙に対して報告するものとする。また、乙は、施設改修等により避難所としての利用が困難となる場合には、甲に対して報告するものとする。

(協定締結期間)

第16条 この協定の締結期間は、平成27年3月31日までとする。ただし、甲乙いずれか一方から相手方に対し、この協定を更新しないという申出を行わない限り、同一の内容を持って期間満了日の翌日から1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第17条 この協定書に定めなき事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有するものとする。

年 月 日【別紙】

(甲) 諫早市

諫早市長

(乙) 長崎県立【別紙】 高等学校

校長

別紙

避難所施設利用に関する協定書について（県立高等学校）

学校名	長崎県立諫早農業高等学校	協定締結日	平成26年 9月 2日
第3条関係		第4条関係	
施設名称	長崎県立諫早農業高等学校	設置物	緊急告知防災ラジオ
所在地	諫早市立石町1003	数量	1台
構造等	第1体育館 RC造 2階建て 1,726㎡	設置場所	校長室
収容人数	704人		
避難所入口	正門、通用門及び裏門（東門）		

学校名	長崎県立諫早特別支援学校	協定締結日	平成26年 9月26日
第3条関係		第4条関係	
施設名称	長崎県立諫早特別支援学校	設置物	緊急告知防災ラジオ
所在地	諫早市真崎町1670番地1	数量	1台
構造等	屋内運動場 RC造 2階建て 484㎡	設置場所	事務室
収容人数	242人		
避難所入口	正門		

学校名	長崎県立諫早東特別支援学校	協定締結日	平成26年 9月30日
第3条関係		第4条関係	
施設名称	長崎県立諫早東特別支援学校	設置物	緊急告知防災ラジオ
所在地	諫早市永昌東町24番2号	数量	1台
構造等	第2校舎 RC造 1階建て 1,178㎡	設置場所	事務室
収容人数	589人		
避難所入口	第2校舎入口		

学校名	長崎県立諫早高等学校	協定締結日	平成26年10月 1日
第3条関係		第4条関係	
施設名称	長崎県立諫早高等学校	設置物	緊急告知防災ラジオ
所在地	諫早市東小路町1番7号	数量	1台
構造等	屋内運動場 RC造 2階建て 2,706㎡	設置場所	事務室
収容人数	1,353人		
避難所入口	正門、裏門		

学校名	長崎県立諫早商業高等学校	協定締結日	平成26年10月30日
第3条関係		第4条関係	
施設名称	長崎県立諫早商業高等学校	設置物	緊急告知防災ラジオ
所在地	諫早市宇都町8番26号	数量	1台
構造等	屋内運動場 RC造 2階建て 2,285㎡	設置場所	職員室
収容人数	1,142人		
避難所入口	正門、裏門		

学校名	長崎県立西陵高等学校	協定締結日	平成26年10月30日
第3条関係		第4条関係	
施設名称	長崎県立西陵高等学校	設置物	緊急告知防災ラジオ
所在地	諫早市多良見町化屋1387番地2	数量	1台
構造等	屋内運動場 RC造 3階建て 1,860㎡	設置場所	事務室
収容人数	930人		
避難所入口	正門及び西門		

学校名	長崎県立諫早東高等学校	協定締結日	平成26年11月 1日
第3条関係		第4条関係	
施設名称	長崎県立諫早東高等学校	設置物	無
所在地	諫早市森山町杉谷317番地	数量	
構造等	体育館 鉄骨造 2階建て 1,019㎡	設置場所	
収容人数	509人		
避難所入口	正門、通用門		

災害時における福祉避難所の設置及び運営に関する協定書

諫早市（以下「甲」という。）と長崎県老人福祉施設協議会県央ブロック施設代表者会（以下「乙」という。）とは、本市において災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における福祉避難所の設置及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲の要請により、別表に掲げる施設内において、甲が定める「福祉避難所設置・運営マニュアル」に基づき福祉避難所を設置及び運営することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（指定する施設）

第2条 甲が、福祉避難所として指定する乙の施設は別表のとおりとする。

（福祉避難所の開設要請及び受諾）

第3条 甲は、災害時に福祉避難所を設置する必要があると認める場合は、乙に対し前条に掲げる施設の開設を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請があった場合は、特別の理由がない限り、当該要請を受諾するよう努めなければならない。

（手続等）

第4条 甲は、前条の規定による要請を行う場合は、次に掲げる事項を記載した文書を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請するものとし、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 避難行動要支援者の氏名、住所、連絡先、心身の状況等
- (2) 当該避難行動要支援者の身元引受人の氏名、住所、連絡先等

（設置期間）

第5条 福祉避難所の設置期間は、災害発生の日から起算して7日以内とする。ただし、災害の規模及び状況により、甲乙協議のうえ、当該期間を延長することができるものとする。

（運営）

第6条 乙は、福祉避難所が開設された場合は、次に掲げる業務を履行するものとする。

- (1) 避難行動要支援者の日常生活上の支援
- (2) 避難行動要支援者からの相談の対応
- (3) 避難行動要支援者の体調等の変化への対応

（移送）

第7条 避難行動要支援者の福祉避難所への移送は、原則として、当該避難行動要支援者の家族又は支援者が行うものとする。ただし、災害の状況により、当該避難行動要支援者の家族又は支援者による移送が困難である場合は、乙は、甲からの要請により、避難行動要支援者の移送を行うよう努めるものとする。

（生活用品等の調達）

第8条 避難行動要支援者が必要とする生活用品、物資、器材等（以下「生活用品等」という。）の調達は、甲が行うものとする。ただし、災害の状況により、甲による調達が困難である場合は、乙は、甲からの要請により、乙が保有する生活用品等の提供に努めるものとする。

(支援者の確保)

第9条 乙は、福祉避難所の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡があったときは、速やかに乙が必要とする保健師、看護師等の専門的人材及びボランティア等の支援者を確保するための措置を講ずるものとする。

(経費の負担)

第10条 甲は、乙が福祉避難所の設置及び運営に要した経費について、所要の実費を負担するものとする。

2 乙は、前項の費用の請求に当たり、福祉避難所の設置及び運営に要した費用に関する実績報告書を甲に提出するものとする。

(受入可能人数等)

第11条 甲及び乙は、本協定の締結後、避難行動要支援者の受入可能な人数、避難生活の支援体制、福祉避難所に必要な生活用品等について、あらかじめ協議するものとする。

(個人情報保護)

第12条 乙は、福祉避難所の設置及び運営に当たり、業務上知り得た避難行動要支援者又はその家族に係る個人情報の取扱いに留意するとともに、当該業務の目的以外において個人情報を利用し、又は提供してはならない。

(有効期間)

第13条 この協定書の有効期間は、協定を締結した日から1年間とする。ただし、有効期間満了日前において、甲乙の何れかが解除の申出をしない場合は、引き続き1年間更新したものとし、その後において期間が満了したときも、また同様とする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項は、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成 27年 3月 20日

甲 諫早市東小路町7番1号
諫早市
諫早市長

乙 諫早市高来町神津倉534番地1
長崎県老人福祉施設協議会
県央ブロック施設代表者会
会長

災害発生時における相互協力に関する協定書

諫早市（以下「甲」という。）と長崎刑務所（以下「乙」という。）は、諫早市内において災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第2条第1項に定める災害（以下「災害」という。）が発生又は発生のおそれのある場合における甲が行う災害対策への乙の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、諫早市内に発生した災害時において、甲が避難場所及び防災関係の活動拠点等（以下「避難場所等」という。）として、乙の管理する施設の一部を使用すること及び甲が行う災害対策に乙が積極的に協力し、市民等の安全確保を図ることを目的として必要な事項を定めるものとする。

（使用の申請等）

第2条 乙は、甲が実施する災害対策により、乙が指定する施設を甲が避難場所等として使用する必要があると認めたときは、甲の申請により、乙の管理する次の施設の一部又は全部の提供に関して、刑務所の運営に支障のない範囲でこれに協力するものとする。

（1）鍛錬場

（2）その他乙が使用を認めた場所

2 甲は、乙に避難場所等の使用申請を行うときは、国有財産使用許可申請書（別紙様式1）を提出する。ただし、当該申請書を提出するいとまがないときは、口頭、電話等で申請することができるものとし、その後、速やかに当該申請書を提出するものとする。

（協力の内容）

第3条 乙が甲に対し行う施設の提供に関する協力は、次のとおりとする。

（1）地域に居住する住民などの避難所

（2）防災関係機関の活動拠点等

（申請に基づく措置等）

第4条 乙は、甲からの第2条第2項の使用申請に基づき、施設の使用が認められるときは、国有財産使用許可書（別紙様式2）を甲に交付し、甲は、当該許可申請書記載の使用条件に基づき使用するものとする。

2 乙は、前項の申請を許可する場合は、国有財産法第19条において準用する同法第22条第1項第3号の規程に基づき、使用料を無償とする。

3 乙は、施設の使用を許可した後、速やかに施設開錠等の措置を講ずるものとする。

4 使用許可施設への避難誘導は甲が行うものとする。

（許可の取消し又は変更等）

第5条 乙は、次の各号に該当するときは、前条の許可を取消し又は変更することができるものとする。ただし、この場合において、甲に損害が生じても、乙は、その補償は行わないものとする。

（1）乙が、本来の目的に供するため必要が生じたとき

（2）甲に、この協定に違反する行為が認められるとき

（使用時の注意事項）

第6条 甲は、第2条第2項で申請した施設を使用する者に対し、申請した施設以外の場所に立ち入らないように注意喚起を図り、指導を行うものとする。

(乙への報告)

第7条 甲は、避難場所等の使用によって、設備、施設又は土地が損壊した場合は、乙に対し、速やかに届け出るものとする。

(原状回復義務)

第8条 甲は、乙が早期に通常業務を再開できるように努めるものとする。

2 甲は、避難者の減少等により施設の使用を終了するときは、使用した施設を原状に復し、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

3 前項の原状に復した費用は、甲が負うものとする。

(経費等の負担)

第9条 第3条に規定する協力において要した経費については、甲の負担とする。

2 前項及び第8条第2項に規定する経費を除き、協力に要した経費の負担については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(情報の交換)

第10条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第11条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定めて相手方に報告し、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡を取るものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めがない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間終了の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも相手方に対してこの協定を解除する旨の申出がないときは、この協定の有効期間終了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新されるものとし、以後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙押印の上、各自1通を保有する。

平成27年 6月26日

諫早市東小路町7番1号
甲 諫早市
諫早市長

諫早市小川町1650番地
乙 長崎刑務所
所 長

別紙様式 1

諫危第 号
年 月 日

法務省所管国有財産部局長 長崎刑務所長 殿

申請者 住所 諫早市東小路町 7 番 1 号

諫早市長

国有財産使用許可申請書

下記のとおり、行政財産を使用したく、関係書類を添付して申請します。

1 使用しようとする財産

- (1) 所在 諫早市小川町 1 6 5 0 番地
- (2) 区分 土地 (別添位置図のとおり)
- (3) 数量 当初 鍛錬場 4 5 9 平方メートル

2 使用しようとする理由

避難場所及び防災関係機関の活動拠点等

3 使用しようとする期間

年 月 日 () から 年 月 日 () まで

4 その他参考となるべき事項

避難所施設利用に関する協定書

諫早市長（以下「甲」という。）と長崎ウエスレヤン大学 学長（以下「乙」という。）とは、災害時における避難所としての施設利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲が乙の管理する施設の一部を、避難所として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるもののほか、甲が乙の協力を必要であると認めたものをいう。

（避難所として利用できる施設の範囲）

第3条 乙は、次に掲げる施設を避難所として甲の利用を認めるものとする。なお、詳細な利用範囲は別紙「施設利用計画図」のとおりとする。

施設名称	長崎ウエスレヤン大学千葉体育館
所在地	諫早市西栄田町1212番地1
構造等	鉄骨造合金メッキ鋼板葺平屋建 731 m ²
収容人数	365人
避難所入口	正門、北門

2 災害の規模等状況に応じては、別紙の利用範囲を甲乙協議の上、変更することができる。

（避難所の開設）

第4条 甲は、災害時において避難所として利用する必要がある場合、乙の承認した施設に開設することができる。

2 甲は、避難所として利用する場合、施設利用の安全性について調査した上で利用するものとする。

（開設の通知）

第5条 甲は、前条に基づき避難所を開設する際、事前に乙に対しその旨を文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定に係わらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に、甲は乙に対し開設した旨通知するものとする。

（避難行動への協力）

第6条 乙は、避難者の施設利用にあたって、施設における出入口やルートの確保、開錠等甲へ協力するものとする。

（緊急時の開錠等）

第7条 甲は、第5条に基づき避難所を開設する際、施設が休日や夜間等により乙が不在の場合は、甲が開錠できるものとする。この場合、事前に乙から貸与された鍵を使用するものとし、保管・管理にあたっては、甲が責任をもって行うものとする。

2 甲は、前項の貸与された鍵について、緊急時の避難場所の開錠以外には使用しないものとする。

（避難所の管理運営）

第8条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所の管理運営について、乙は授業及び業務を妨げない範囲で甲に協力するものとする。

3 乙は避難所で活動する学生ボランティアを募り、ボランティア活動の推進に努める。

(費用の負担)

第9条 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。ただし、施設使用料は免除するものとし、光熱水費の負担額については、甲乙協議の上定めるものとする。

(施設・備品の破損時等の対応)

第10条 甲が乙の管理する施設を避難所として利用した場合の施設の破損等については、甲の責任で速やかに原状回復を行うものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第11条 乙は、地域住民が避難した際に発生した事故等に関する責任を一切負わないものとする。

(避難所解消への努力)

第12条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の閉鎖)

第13条 甲は、乙の管理する施設を避難所として閉鎖する際は、その施設を原状に復し、乙が指定する時間に確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(避難所指定廃止等の報告)

第14条 甲は、乙が管理する施設の避難所としての指定を廃止する場合には、乙に対して報告するものとする。また、乙は、施設改修等により避難所としての利用が困難となる場合には、甲に対して報告するものとする。

(協定締結期間)

第15条 この協定の締結期間は、平成28年3月31日までとする。ただし、甲乙いずれか一方から相手方に対し、この協定を更新しないという申出を行わない限り、同一の内容を持って期間満了日の翌日から1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第16条 この協定書に定めなき事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有するものとする。

平成27年12月21日

(甲) 諫早市
諫早市長

(乙) 長崎ウエスレヤン大学
学 長

避難所施設利用に関する協定書

諫早市長（以下「甲」という。）と鎮西学院高等学校 校長（以下「乙」という。）とは、災害時における避難所としての施設利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲が乙の管理する施設の一部を、避難所として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるもののほか、甲が乙の協力を必要であると認めたものをいう。

（避難所として利用できる施設の範囲）

第3条 乙は、次に掲げる施設を避難所として甲の利用を認めるものとする。なお、詳細な利用範囲は別紙「施設利用計画図」のとおりとする。

施設名称	鎮西学院高等学校 笹森卯一郎記念体育館
所在地	諫早市西栄田町1212番地1
構造等	鉄骨鉄筋コンクリート造 2階建 1,872㎡
収容人数	936名
避難所入口	正門

2 災害の規模等状況に応じては、別紙の利用範囲を甲乙協議の上、変更することができる。

（避難所の開設）

第4条 甲は、災害時において避難所として利用する必要がある場合、乙の承認した施設に開設することができる。

2 甲は、避難所として利用する場合、施設利用の安全性について調査した上で利用するものとする。

（開設の通知）

第5条 甲は、前条に基づき避難所を開設する際、事前に乙に対しその旨を文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定に係わらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に、甲は乙に対し開設した旨通知するものとする。

（避難行動への協力）

第6条 乙は、避難者の施設利用にあたって、施設における出入口やルートの確保、開錠等甲へ協力するものとする。

（緊急時の開錠等）

第7条 甲は、第4条に基づき避難所を開設する際、施設が休日や夜間等により乙が不在の場合は、甲が開錠できるものとする。この場合、事前に乙から貸与された鍵を使用するものとし、保管・管理にあたっては、甲が責任をもって行うものとする。なお、施設が休日や夜間等により乙が不在の場合の連絡先は、別紙1のとおりとする。

2 甲は、前項の貸与された鍵について、緊急時の避難所の開錠以外には使用しないものとする。

(避難所の管理運営)

第8条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所の管理運営について、乙は授業及び業務を妨げない範囲で甲に協力するものとする。

(費用の負担)

第9条 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。ただし、施設使用料は免除するものとし、光熱水費の負担額については、甲乙協議の上定めるものとする。

(施設・備品の破損時等の対応)

第10条 甲が乙の管理する施設を避難所として利用した場合の施設の破損等については、甲の責任で速やかに原状回復を行うものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第11条 乙は、地域住民が避難した際に発生した事故等に関する責任を一切負わないものとする。

(避難所解消への努力)

第12条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の閉鎖)

第13条 甲は、乙の管理する施設を避難所として閉鎖する際は、その施設を原状に復し、乙が指定する時間に確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(避難所指定廃止等の報告)

第14条 甲は、乙が管理する施設の避難所としての指定を廃止する場合には、乙に対して報告するものとする。また、乙は、施設改修等により避難所としての利用が困難となる場合には、甲に対して報告するものとする。

(協定締結期間)

第15条 この協定の締結期間は、平成28年3月31日までとする。ただし、甲乙いずれか一方から相手方に対し、この協定を更新しないという申出を行わない限り、同一の内容を持って期間満了日の翌日から1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第16条 この協定書に定めなき事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有するものとする。

平成28年 2月 2日

(甲) 諫早市
諫早市長

(乙) 鎮西学院高等学校
校長

地区別避難場所指定に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、災害の発生等により諫早市民が避難を余儀なくされた場合に、諫早市（以下「甲」という。）が社会福祉法人寿光会（以下「乙」という。）の管理する施設に避難所を開設及び運営するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるもののほか、甲が乙の協力を必要であると認めたものをいう。

(避難所の指定)

第3条 甲は、次条に掲げる施設（以下「対象避難施設」という。）を諫早市地域防災計画（以下単に「計画」という。）に定める地区別避難場所として指定するものとする。

2 甲は、対象避難施設の使用については、計画に別に定める福祉避難所としての使用を優先し、なお収容人員等に余剰がある場合に地区別避難場所として使用するものとする。

(避難施設)

第4条 避難所として利用する施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 養護老人ホーム 福寿園
- (2) 特別養護老人ホーム 天恵荘
- (3) 盲養護老人ホーム 光明荘

(避難所開設の手続)

第5条 甲は、第1条に規定する避難所の開設及び運営を行おうとするときは、乙に対し協力を要請するものとする。

2 甲は、避難所を開設するにあたり、必要があると認めるときは、対象避難施設が立地する地域の災害の発生状況及び施設の安全性等について、乙に報告を求めることができる。

3 乙は、前項に規定する報告の求めがあった場合、速やかに甲に対し報告するものとする。

4 乙は、災害の発生等により緊急に対応する必要があると認められるときは、自主的な判断に基づき、第4条に規定する施設を開放し、甲に協力する。

(連絡体制)

第6条 前条に規定する甲の要請は、諫早市長の名により乙の理事長に対して行う。

2 甲及び乙は、迅速な連絡体制の整備のため、互いに緊急時の連絡先を報告し、変更があった場合は随時更新しなければならない。

(協力体制)

第7条 乙は、あらかじめ協力内容について甲と協議し、協力体制を明らかにしておくものとする。

2 前項の内容に変更が生じた場合、乙は、速やかに甲に報告するものとする。

3 乙は、避難所の開設及び運営について必要があると認めるときは避難者の受け入れに係る訓練を実施することとし、甲は、乙から要請があった場合は必要な指導及び協力をしなければならない。

(避難所の管理運営)

第8条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

(避難者への備蓄品の提供)

第9条 乙は、施設入居者のための備蓄品である水、食料等について、乙の負担によ

りその余剰品を避難者に提供できるものとする。

(費用の負担)

第10条 甲は、対象避難施設を避難所として運営する場合の管理運営に係る費用を負担するものとする。ただし、乙は当該避難対象施設の使用料を免除するものとし、光熱水費の負担額については、甲乙協議の上定めるものとする。

(施設及び備品の破損時等の対応)

第11条 この協定に基づき、対象避難施設が避難所として使用されたことに起因する施設及び備品の破損等については、甲の責任で速やかに原状回復を行うものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第12条 乙は、この協定に基づき開設した避難所において発生した事故等に関する責任を一切負わないものとする。

(避難所解消への努力)

第13条 甲は、乙が早期に平常業務を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の閉鎖)

第14条 甲は、この協定に基づく避難所を閉鎖する際は、その施設を原状に復し、乙が指定する時間に確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(避難所指定廃止等の報告)

第15条 甲は、対象避難施設の全部又は一部について、地区別避難場所の指定を廃止する場合は、乙に対して報告するものとする。

2 乙は、対象避難施設の改修等により避難所としての利用が困難となる場合は、遅滞なく甲に対して報告するものとする。

(協定締結期間)

第16条 この協定の締結期間は、締結の日から平成29年3月31日までとする。

2 前項の期間終了の日の1か月前までに、甲、乙いずれかから申し出がない場合は、この協定は期間満了日の翌日からさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(協議)

第17条 この協定書に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合は、甲乙協議の上定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、協定書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成29年1月17日

諫早市東小路町7番1号

(甲) 諫早市

諫早市長

諫早市有喜町537番地5

(乙) 社会福祉法人 寿光会

理事長

地区別避難場所指定に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、災害の発生等により諫早市民が避難を余儀なくされた場合に、諫早市（以下「甲」という。）が社会福祉法人幸生会（以下「乙」という。）の管理する施設に避難所を開設及び運営するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるもののほか、甲が乙の協力を必要であると認めたものをいう。

(避難所の指定)

第3条 甲は、次条に掲げる施設（以下「対象避難施設」という。）を諫早市地域防災計画に定める地区別避難場所として指定するものとする。

(避難施設)

第4条 避難所として利用する施設は、諫早療育センターとする。

(避難所開設の手續)

第5条 甲は、第1条に規定する避難所の開設及び運営を行おうとするときは、乙に対し協力を要請するものとする。

2 甲は、避難所を開設するにあたり、必要があると認めるときは、対象避難施設が立地する地域の災害の発生状況及び施設の安全性等について、乙に報告を求めることができる。

3 乙は、前項に規定する報告の求めがあった場合、速やかに甲に対し報告するものとする。

4 乙は、災害の発生等により緊急に対応する必要があると認められるときは、自主的な判断に基づき、第4条に規定する施設を開放し、甲に協力する。

(連絡体制)

第6条 前条に規定する甲の要請は、諫早市長の名により乙の理事長に対して行う。

2 甲及び乙は、迅速な連絡体制の整備のため、互いに緊急時の連絡先を報告し、変更があった場合は随時更新しなければならない。

(協力体制)

第7条 乙は、あらかじめ協力内容について甲と協議し、協力体制を明らかにしておくものとする。

2 前項の内容に変更が生じた場合、乙は、速やかに甲に報告するものとする。

3 乙は、避難所の開設及び運営について必要があると認めるときは避難者の受け入れに係る訓練を実施することとし、甲は、乙から要請があった場合は必要な指導及び協力をしなければならない。

(避難所の管理運営)

第8条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

(避難者への備蓄品の提供)

第9条 乙は、施設入居者のための備蓄品である水、食料等について、乙の負担によりその余剰品を避難者に提供できるものとする。

(費用の負担)

第10条 甲は、対象避難施設を避難所として運営する場合の管理運営に係る費用を負担するものとする。ただし、乙は当該避難対象施設の使用料を免除するものとし、光

熱水費の負担額については、甲乙協議の上定めるものとする。

(施設及び備品の破損時等の対応)

第11条 この協定に基づき、対象避難施設が避難所として使用されたことに起因する施設及び備品の破損等については、甲の責任で速やかに原状回復を行うものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第12条 乙は、この協定に基づき開設した避難所において発生した事故等に関する責任を一切負わないものとする。

(避難所解消への努力)

第13条 甲は、乙が早期に平常業務を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の閉鎖)

第14条 甲は、この協定に基づく避難所を閉鎖する際は、その施設を原状に復し、乙が指定する時間に確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(避難所指定廃止等の報告)

第15条 甲は、対象避難施設の全部又は一部について、地区別避難場所の指定を廃止する場合は、乙に対して報告するものとする。

2 乙は、対象避難施設の改修等により避難所としての利用が困難となる場合は、遅滞なく甲に対して報告するものとする。

(協定締結期間)

第16条 この協定の締結期間は、締結の日から平成29年3月31日までとする。

2 前項の期間終了の日の1か月前までに、甲、乙いずれかから申し出がない場合は、この協定は期間満了日の翌日からさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(協議)

第17条 この協定書に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合は、甲乙協議の上定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、協定書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成29年1月17日

諫早市東小路町7番1号

(甲) 諫早市

諫早市長

諫早市有喜町537番地2

(乙) 社会福祉法人 幸生会

理事長

災害時における施設等の利用に関する協定書

諫早市（以下「甲」という。）と独立行政法人国立青少年教育振興機構国立諫早青少年自然の家（以下「乙」という。）は、災害時における甲が行う災害対策への乙の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、諫早市内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲の協力要請に基づき、甲が乙の敷地及び施設（以下「施設等」という。）を避難所として利用する際の、必要な事項を定めることを目的とする。なお、利用に当たっては、甲乙協力しながら対応することとする。

（範囲）

第2条 甲が利用することのできる施設等の範囲は次のとおりとする。

- （1）宿泊棟
- （2）屋内研修施設
- （3）屋外研修施設
- （4）駐車場
- （5）その他乙が使用を認めた場所

（利用の協力要請）

第3条 甲は、諫早市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、諫早市地域防災計画に定める施設等だけでは、災害対策業務に支障が生じると判断した場合、避難所、物資集積場所及び支援車両等の駐車場（以下「避難所等」という。）として利用するため、乙に対し、前条に掲げる施設のうち必要な範囲において、利用の協力要請をすることができる。

2 前項の協力要請は、別記第1号様式の提出により行うものとする。ただし、当該様式を提出するいとまがないときは、口頭、電話等により協力要請をすることができるものとし、後日速やかに書面を提出するものとする。

（利用の承認）

第4条 乙は、甲からの第3条第2項の協力要請に基づき、施設の利用が必要と認めるときは、別記第2号様式を甲に交付し、甲は、当該様式記載の使用条件に基づき利用するものとする。

2 乙は、前項の協力要請を承諾する場合は、国有財産法第19条において準用する同法第22条第1項第3号の規定に基づき、使用料を無償とする。

3 乙は、前条の協力要請が行われた場合、可能な範囲で、甲に協力するものとする。

（利用期間）

第5条 施設等の利用期間は、甲の被害状況等を考慮した上、甲乙協議により定めるものとする。

2 甲は、乙が実施する通常事業を早期に再開できるよう配慮するものとする。

(返還)

第6条 甲は、乙から提供された施設等の利用を終了する場合は、書面により、乙に通知するものとする。

2 甲は、施設の利用を終了するときは、利用した施設等を原状に復し、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

3 前項の原状に復した費用は、甲が負うものとする。

(費用負担及び物資の調達)

第7条 避難所等の運営経費は全額を甲が負担することとし、必要となる物資の調達も甲が行うものとする。

(運営管理に関する責任)

第8条 乙は、施設に地域住民等が避難した際に発生した避難所の運営管理に係る事故等の責任を負わないものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲乙間で協議の上、定めるものとする。

(有効期限)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも協定解除、又は変更の申出がないときは、本協定は同一の条件で自動的に1年間更新されるものとする。

甲乙は、本書を2通作成し、それぞれ甲乙署名の上、各1通を保管する。

令和3年9月27日

甲 諫早市東小路町7番1号
諫早市

諫早市長

乙 諫早市白木峰町1109番地1
独立行政法人 国立青少年教育振興機構
国立諫早青少年自然の家

所長

災害時における物資の供給に関する協定書

諫早市（以下「甲」という。）と長崎県中央農業協同組合・丸高商事株式会社（以下「乙」という。）とは、災害発生時における災害救助に必要な物資（以下「物資」という。）の調達及び供給に関し、災害時における物資の供給に関する協定（以下「協定」という。）を締結する。

（協力の内容）

第1条 甲は、諫早市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において乙に対し、物資の供給を要請することができる。

（供給物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、別表に掲げる物資のうち、要請の時点で乙が供給可能な物資とする。ただし、物資の種類、数量、引渡し時期は、乙が決定する。

（要請の方法）

第3条 甲は、乙に対し、災害時における物資の供給に関する要請書（別紙第1号様式）をもって、前条の物資の供給を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請できるものとし、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、速やかに要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第5条 第3条の規定に基づく物資の運搬は、乙が行うものとする。ただし、やむを得ない事情により乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲が指定する者が行うものとする。

2 物資の引渡場所及び運搬経路は、乙と協議の上、甲が決定する。

3 甲は、乙が物資を運搬する際に使用する車両については、緊急車両又は優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

4 甲は、引渡場所に職員を派遣し、数量等を甲、乙双方で確認の上、物資を引き取るものとする。

5 甲は、前項の規定による引取りを、甲が指定する者に代行させることができる。

6 乙は、物資の引渡し終了した後、速やかに物資供給完了報告書（別紙第2号様式）をもって甲に報告するものとする。

（費用）

第6条 乙が供給した物資の費用は、甲が負担するものとし、乙からの適法な請求書の提出後、速やかに支払うものとする。

2 前項の費用は、災害発生直前における適正な価格（災害発生前の取引については、取引時の適正な価格）によるものとする。

（連絡責任者の報告）

第7条 甲及び乙は、本協定の成立に係る連絡責任者を、協定締結後速やかに連絡責任者報告書（別紙第3号様式）をもって相手方に報告するものし、変更が生じた場合は直ちに相手方に報告するものとする。

（効力）

第8条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了日までに双方いずれからも解約、内容変更等の意思表示がない限り、さらに1年間同一の内容をもってその効力を有するものとし、その後においても同様とする。

2 本協定を解約する場合は、甲、乙いずれか一方が1か月前までに書面をもって相手方に通知するものとする。

（協議）

第9条 本協定において定めのない事項で疑義が生じたときは、甲、乙協議の上定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年 7月 5日

諫 早 市

甲 諫早市東小路町7番1号

諫 早 市 長

長崎県中央農業協同組合

諫早市栗面町174番地1

代表理事組合長

乙

丸高商事株式会社

諫早市幸町308番地1

代表取締役

別表（第2条関係）

供給を要請する物資

項 目	品 名
食 料 品 等	弁当 おにぎり、パン類 レトルト食品（ごはん、おかず類） インスタント食品（即席めん類） 調理缶詰類（イージーオープン） 容器入り飲料（水、お茶、牛乳、その他） 精米 調味料（味噌、醤油、砂糖、塩等） 生鮮食品類（野菜、果物、肉等） 漬物、梅干 菓子類 育児用調製粉乳
日 用 品 等	寝具（毛布、布団） 下着類 履物 不織布製マスク、軍手、ゴム手袋、作業服 石けん、シャンプー、リンス、洗剤、歯ブラシ、タオル トイレットペーパー、ティッシュペーパー ウエットティッシュ 生理用品 紙おむつ、哺乳瓶 割り箸、スプーン、使い捨て食器類 鍋、炊飯用具、簡易コンロ 固形燃料、カセットボンベ ごみ袋、ラップ 懐中電灯、ラジオ、乾電池 常備薬、救急セット 防水シート 蚊取り線香（夏季）、使い捨てカイロ（冬季）
そ の 他	上記に定めのないもののうち、災害の状況に応じて甲が緊急に指定する物資で乙が供給可能な物資

別紙第1号様式

第 号
年 月 日

災害時における物資の供給に関する要請書

様

諫 早 市 長

「災害時における物資の供給に関する協定」に基づき、下記のとおり要請します。なお、本要請に対する貴社の措置が完了後、別紙第2号様式（協定書第5条第6項）により、速やかに報告願います。

記

1 災害及び物資供給を必要とする状況

2 供給を必要とする物資

要請期日	必要とする物資の種類	数量	物資運搬先

備蓄物資の提供に関する協定書

諫早市（以下「甲」という。）と株式会社たらみ（以下「乙」という。）とは、乙が甲に対し、乙の製造する「たらみのどっさりゼリー」及び「くだもの屋さんゼリー」（以下これらを合わせて「本件ゼリー」という。）を無償提供することについて、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が互いに協力し、風水害、地震、津波その他の災害時に、甲が甲の市民に対して本件ゼリーの提供を迅速に行うことを目的とする。

（供給内容）

第2条 乙は、甲に対し、甲の指定する日までに、本件ゼリー（年間の目安となる数量は以下のとおり。）を無償で提供するものとする。なお、具体的な数量については、甲及び乙間で別途協議する。

「たらみのどっさりゼリー」 : 7, 500個

「くだもの屋さんゼリー」 : 7, 500個

（災害時の対応）

第3条 風水害、地震、津波その他の災害が発生した際には、乙は、甲に対し、第2条に基づいて提供した本件ゼリーに加えて、本件ゼリーを無償提供できるよう最大限努力する。

（搬送及び引き渡し等）

第4条 乙は、前2条の規定により本件ゼリーを提供する場合は、甲が指定する施設に搬送するものとする。ただし、道路不通などにより搬送に支障が生じたときは、甲乙協議して搬送方法を決定する。

2 甲は、乙が前項の規定により本件ゼリーを搬送するときは、乙の搬送車両が指定施設内を優先車両として通行できるように配慮する。

（費用）

第5条 乙が引渡場所までの運搬に要した費用は、乙が負担するものとする。

（処分）

第6条 甲は、第2条及び第3条の規定に基づき、無償提供された本件ゼリーについて、自己の費用と責任において処分するものとし、乙は一切責任を負わないものとする。

（瑕疵担保責任）

第7条 乙は、甲に対し、本件ゼリーについて、賞味期限を経過した日以降の品質を保証するものではなく、瑕疵担保責任その他一切の責任を負わないものとする。

(情報交換)

第8条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制について情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の30日前までに、甲乙いずれかからこの協定を終了する旨の申出がなされない限り、この協定は1年間自動的に更新されるものとし、以降も同様とする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項及び協定の内容について疑義が生じた場合には、甲乙間で誠実に協議の上、これを解決する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年 8月 5日

甲 諫早市東小路町7番1号
諫 早 市
諫早市長

乙 長崎市中里町2178番地
株式会社 たらみ
代表取締役

災害時における物資供給に関する協定書

諫早市（以下「甲」という。）と NPO 法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- （1）別表に掲げる物資
- （2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書（別紙第1号様式）をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を物資供給完了報告書（別紙第2号様式）により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙とは、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。(別紙第3号様式)

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年 6月14日

長崎県諫早市東小路町7番1号

甲 諫 早 市

諫 早 市 長

新潟県新潟市南区清水4501番地1

乙 NPO 法人 コメリ災害対策センター

理事長 捧 雄 一 郎

別表（第4条関係）

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク 長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て） バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池 カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ
その他	上記に定めのないもののうち、災害の状況に応じて甲が緊急に指定する物資で乙が供給可能な物資

物資発注書

第 号
年 月 日

NPO 法人 コメリ災害対策センター
理事長 様

諫早市長

災害時における物資供給に関する協定書第3条に基づき、下記のとおり要請します。なお、本要請に対する貴社の措置が完了後、別紙第2号様式（協定書第6条第2項）により、速やかに報告願います。

記

1 要請する物資

要請日	要請品目	要請数量	物資運搬先

2 特記事項

問合せ先
担当部署：総務課
担当者：〇〇
連絡先：0957-22-1510
FAX：0957-24-3270
E-mail：soumu@city.isahaya.nagasaki.jp

第 号
年 月 日

物資供給完了報告書

諫早市長 様

NPO 法人 コメリ災害対策センター
理事長

年 月 日付で要請があった物資については下記のとおり供給が完了しましたので災害時における物資供給に関する協定書第6条第2項に基づき報告します。

記

1 物資供給完了内容

品 目	数 量	搬入場所	搬入日時
特記事項			

災害時における物資供給に関する協定

諫早市（以下「甲」という。）と株式会社ナフコ（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に規定する地震、津波、風水害、その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における救援物資の調達などに関する甲の計画に対する乙の協力について必要な事項を定める。

（要請）

第2条 甲は、次の各号に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

- (1) 諫早市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 諫早市以外の災害の救助のため、国又は関係都道府県から物資の調達の斡旋を要請され、または特に必要を認めて斡旋を行うとき。

（協力）

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、当該要請に対し可能な範囲において協力する。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 「供給要請対象物資一覧」（別紙①）に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第 2 条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができない場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

- 2 前項ただし書の場合にあっては、乙は、甲の意思を確認のうえ、第 6 条の措置を執るものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第6条 乙は、第 2 条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を執るとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（価格）

第7条 物資の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格（引渡しまでの運賃を含む。災害発生前の取引については、取引時の適正な価格）を基準として、甲および乙が協議して定めるものとする。

（運搬および引渡し）

第8条 乙は、物資の運搬および引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

- 2 物資の搬送は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。ただし、乙が搬送できない場合は、甲の指定する運送業者が、乙の指定する場所において物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。

- 3 甲は、前項の職員の派遣を諫早市長その他甲の指定する者に代行させることがで

きる。この場合、甲は文書をもって委任するものとするが、緊急の場合で、文書をもって行うことができないときは、口頭で行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

(車両の通行)

第9条 甲は乙が物資を運搬および供給する際は、乙および乙の業務委託先の車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援する。

(代金の支払い)

第10条 乙は、第8条第2項の引渡し後に物資の代金（引渡し場所までの運賃を含む。以下同じ。）を甲に請求するものとし、甲は速やかに物資の代金を支払うものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては諫早市総務課とし、乙においては株式会社ナフコ総務部とする。

(担当者名簿の作成)

第12条 甲および乙は、この協定の成立の日および毎年4月1日現在の事務担当者名簿(別紙②)を作成し、相互に交換するものとする。
2 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

(情報の交換)

第13条 甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(協議)

第14条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲および乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定は、締結日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

以上のとおり、協定を締結したことを証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

令和3年8月17日

甲 長崎県諫早市東小路町7番1号
諫早市長

乙 福岡県北九州市小倉北区魚町2丁目6番10号
株式会社ナフコ
代表取締役 石田 卓巳

災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

諫早市（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）は、災害時におけるレンタル機材の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）に、甲の要請に応じ、乙が保有するレンタル機材を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（提供の要請）

第2条 甲は、災害時においてレンタル機材を必要とするときは、乙に対し、乙の保有する仮設トイレ、発電機、その他レンタル機材（以下「保有機材」という。）の優先的な提供を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する時は、電話等をもって要請し、事後に文書を交付するものとする。

（提供等）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けた時は、保有機材を可能な限り優先的に提供するものとする。

（引渡し）

第4条 保有機材の提供に係る引渡場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該引渡場所に職員を派遣し、当該保有機材を確認の上、引渡を受けるものとする。

2 甲は、乙が物資を運搬する車両を優先車両として通行出来るよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は、保有機材の提供に係る費用を負担するものとし、当該費用は乙の通常価格により算出した額とする。

（連絡責任者）

第6条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては諫早市危機管理課長、乙においては株式会社アクティオ諫早営業所長とする。

2 前項の甲及び乙の連絡責任者に変更があった場合は、速やかに文書にて相互に連絡を行うものとする。

(情報交換)

第7条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び保有機材の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲または乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年11月2日

甲 長崎県諫早市東小路町7番1号
諫早市
諫早市長 大久保 潔重 印

乙 福岡県福岡市博多区上呉服町1-8
北九州銀行呉服町ビル9F
株式会社アクティオ九州支店
執行役員支店長 中 島 英 敏 印

別紙 1

供給要請対象保有機材一覧

分類	主な品種
水中ポンプ・水処理機械	水中ポンプ タンク 洗浄機 水処理機械（砂ろ過装置等） バキューム機械
発電・溶接・照明機械	発電機（インバータ搭載発電機等） 溶接機 照明機器（LEDライト、蛍光灯投光器等）
コンプレッサ・エア機械	コンプレッサ 道路メンテナンス（防音パネル等） 送風機・ブロア エア関連機器（ジェットミストファン） 集塵機・集煙機
ハウス・備品	ハウス・備品（ユニットハウス、簡易水洗トイレ等） シーズン品（エアコン、移動式クーラー、スポットエアコン、熱風ヒーター、ストーブ等） イベント用品（エアーテント、デジタルサイネージ等）
通信計測機器	通信機器（無線機等） 計測・測量機器 環境機器（酸素濃度計等）
環境関連機器	環境関連機器（濁水処理装置等）
掘削・運搬・解体・林業	掘削機械（バックホー等） 運搬機器（ベルトコンベア等） 解体機械（解体ロングバックホー、バッテリー式運搬車、解体用散水機等） 林業機械（グラップル、フォワーダ等）
道路・整地・保安・鉄道	道路機械（道路カッター等） 整地機械（ブルドーザ等） 保安用品（カラーコーン、コーンバー、バリケード、フェンス、ゴムマット等） 鉄道工事用機械（軌陸ダンプ等）

分類	主な品種
レンタカー・車両機械	レンタカー（2～4トンダンプ、軽バン等） 車両関連機器（トラックスケール等）
高所作業車・作業足場 ・建築機器	高所作業車 作業足場 荷取構台・吊り治具
荷役・揚重機械	小型揚重機 ジャッキ 荷役・運搬機械 自走式クレーン タワークレーン 吊荷旋回制御装置
コンクリート機器	高周波バイブレータ 軽便バイブレータ・振動モータ バケット・ミキサー モルタルポンプ・流量計
汎用機器	掃除機 工具類（延期・振動ドリル、草刈り機等） 鉄筋加工機 油圧工具（油圧ハンドブレーカー等） プラグ・コネクタボディ
プラント関連機器	プラント関連機器（手動パイプカッター、手動ねじ切器等） 検査・テスト機器・防爆機器（電動高圧コンプレッサ等）
基礎・地盤改良機	杭打抜機（バイブロハンマー等） 地盤改良機（ボーリングマシン等）
シールド・推進機械	シールド・推進機械（土砂圧送ポンプ、スネーク式伸縮管等）

災害時における緊急輸送等に関する協定書

諫早市（以下「甲」という。）と諫早市タクシー協会（以下「乙」という。）は、災害時における緊急輸送等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、諫早市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、緊急輸送等に関する体制を確保することにより、被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

（協力の要請及び実施）

第2条 甲は、災害時において、下記に掲げる緊急輸送等が必要となったときは、乙に協力を要請することができる。

（1）応急対策に従事する者その他甲が緊急輸送を必要と判断した者の輸送

（2）災害の状況、被害情報の収集及び伝達

2 乙は、前項の規定により甲から協力の要請を受けたときは、協力を努めるものとする。

（要請手続）

第3条 甲の乙に対する要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（費用の負担及び支払）

第4条 第2条の規定による緊急輸送等に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用の算出方法については、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条の3の規定により、乙に属するタクシー会社が国土交通大臣に認可された運賃・料金を基準として、甲乙協議して定める。

3 第1項の費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

4 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（第三者に対する責任）

第5条 乙は、その事業用車両の運行に際し、乙の責に帰する理由により、第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

（災害補償）

第6条 この協定に基づく業務において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の補償は、労働者災害補償保険（昭和22年法律第50号）を適用し、補償するものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議のうえ定める。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から当該年度の末日までとする。ただし、協定期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれか一方から相手方に対し、この協定を延長しないという旨の意思表示がない限り、この協定は同一の条件で自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定を証するため本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年2月8日

諫早市東小路町7番1号

甲 諫早市

諫早市長

諫早市高来町三部壱397番地3

乙 諫早市タクシー協会

会 長

様式第1号

緊急輸送協力要請書(第 号)

年 月 日

諫早市タクシー協会 様

諫 早 市 長

年 月 日に締結した災害時等における緊急輸送等に関する協定書に基づき、下記のとおり緊急輸送等の協力を要請します。

記

要請担当者	職 氏 名： 連絡先電話番号：
電話等による要請 の日時	年 月 日 () 時 分頃
要請内容	<input type="checkbox"/> 被災者等の避難輸送 ・ <input type="checkbox"/> 応急対応に従事する者の輸送
輸送人数及び 要請台数	人 台
輸送区間	乗車場所： 降車場所：
履行の期日	年 月 日 ()
備考	

災害発生時における諫早市と諫早市内郵便局の協力に関する協定

諫早市（以下「甲」という。）及び諫早市内郵便局（以下「乙」という。）は、諫早市内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定を締結する。

（定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）

第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、諫早市内に災害が発生し、次の各号に掲げる事項について必要が生じた場合は、それぞれに協力を要請することができる。

- (1) 緊急車両等としての車両の提供（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）
- (2) 甲及び乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供
- (3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
- (4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
 - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- (5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供
- (6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項（避難者情報確認シート（避難先届）又は転居届の配付・回収を含む）
- (7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
- (8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力の要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の協議)

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 諫早市 総務部 総務課長

乙 日本郵便株式会社 諫早郵便局 郵便部長

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙で協議し決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成29年3月2日から平成29年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算し、さらに翌年度も効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれが記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年 3日 2日

甲 諫早市東小路町7番1号
諫早市
諫早市長

乙 諫早市内郵便局 (別表のとおり)
代表者
高来郵便局長

別表

通番	局名	住所	電話番号
1	諫早	長崎県諫早市八坂町1-7	0957-22-0042
2	有喜	長崎県諫早市有喜町219	0957-28-2042
3	森山	長崎県諫早市森山町下井牟田1017-3	0957-35-2042
4	飯盛	長崎県諫早市飯盛町開26-8	0957-48-0042
5	高来	長崎県諫早市高来町三部壺405-2	0957-32-2526
6	長田	長崎県諫早市長田町2149-3	0957-23-9100
7	多良見	長崎県諫早市多良見町化屋479	0957-43-0042
8	深海	長崎県諫早市高来町富地戸449-1	0957-32-2220
9	大草	長崎県諫早市多良見町元釜95-12	0957-44-1042
10	諫早小野	長崎県諫早市小野町514-3	0957-23-1904
11	小長井	長崎県諫早市小長井町井崎679-3	0957-34-2042
12	諫早真崎	長崎県諫早市真崎町1715-1	0957-25-2801
13	西諫早	長崎県諫早市山川町1-4	0957-26-8989
14	諫早永昌	長崎県諫早市永昌町9-7	0957-26-7903
15	真津山	長崎県諫早市貝津町2973-2	0957-26-7906
16	田結	長崎県諫早市飯盛町里191-5	0957-49-1142
17	本野	長崎県諫早市上大渡野町6-3	0957-26-7905
18	北諫早	長崎県諫早市天満町17-15	0957-23-1901
19	南諫早	長崎県諫早市立石町1030-4	0957-23-1902
20	喜々津シーサイド	長崎県諫早市多良見町シーサイド1-278	0957-43-2629

災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

諫早市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、災害発生時等において、乙が、乙の地図製品等を甲に供給すること等について、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、次の各号に掲げる事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅地図 諫早市全域を収録した乙の住宅地図帳をいう。
- (2) 広域図 諫早市全域を収録した乙の広域地図をいう。
- (3) ZNET TOWN 乙が提供する住宅地図インターネット配信サービスをいう。
- (4) ID等 ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードをいう。
- (5) 地図製品等 住宅地図、広域図及びZNET TOWNをいう。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 3 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 4 本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。
 - (1) 乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。
 - (2) 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

- 2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取り、かつ、当該更新版と差し替えることができるものとする。
- 3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

（地図製品等の利用等）

第5条 甲は、災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

- (1) 災害対策本部設置期間中の閲覧
- (2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製
- 2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。
- 3 甲は、第1項の規定にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から平成30年3月31日までとする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協 議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成29年8月1日

甲) 長崎県諫早市東小路町7-1
諫早市
諫早市長

乙) 福岡県福岡市博多区祇園町1-1
株式会社ゼンリン
九州第一エリア統括部
部長 和田 滋

「災害時における地図製品等の供給等に関する協定」細目

1. 趣旨

本細目は、諫早市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）が締結している「災害時における地図製品等の供給等に関する協定書」に基づき、地図の数量や提供数、連絡先について定めるものである。

また必要に応じて順次修正をおこなうものとする。

2. 貸与する地図製品等の詳細

地図製品の名称	詳細	数量
住宅地図	諫早市 B4 判住宅地図（南・北）	5セット
広域図	諫早市を包括する広域図	5部
ZNET TOWN	諫早市 総務部 総務課 利用 閲覧地区：諫早市	1 ID

3. 甲及び乙の連絡先

甲乙間の連絡は原則として、以下に記載の連絡先を窓口として行われるものとする。

甲	連絡先	総務部総務課	住所：長崎県諫早市東小路町 7-1 電話：0957-22-1510 FAX：0957-24-3270
乙	連絡先 1	第一事業本部 九州第一エリア統括部 長崎営業所	住所：長崎市元船町 1-9-2F 電話：095-826-0357 FAX：095-826-5028
	連絡先 2	第一事業本部 九州第一エリア統括部 九州自治体営業課	住所：福岡市博多区祇園町 1-1-8F 電話：092-281-7201 FAX：092-281-7205

以上

(株)ゼンリン 殿

諫早市長

物資供給要請書

「災害時における地図製品等の供給等に関する協定書」第3条第2項の規定に基づき、下記のとおり物資の供給を要請します。

記

品 名	数量	納 品 希望場所	納 品 希望日時	備 考

<連絡担当者>

住所 長崎県諫早市東小路町 7-1

部署名 総務部総務課

電話 0957-22-1510

FAX 0957-24-3270

年 月 日

諫早市長 殿

(株)ゼンリン

物資供給報告書

「災害時における地図製品等の供給等に関する協定書」第3条第3項の規定に基づき、
年 月 日で要請を受けた件について、下記のとおり物資を供給したので報告します。

記

品 名	数量	納品 場所	納品 日時	備 考

<物資納入者>

<物資受領者>

【添付別紙】

ZNET TOWN 利用約款

(定 義)

第1条 本約款で次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定める意味で用いるものとします。

(1) 「ID等」

本サービスを利用するための認証ID及びパスワードをいいます。

(2) 「アクセス権者」

対象機器を使用する甲の職員であり、かつ、ID等を使って本システムにアクセスする者をいいます。

(3) 「対象機器」

甲の庁内LANに接続された端末機器及び庁内業務での利用に限った端末機器をいいます。

(4) 「本サービス」

乙がアクセス権者からの要求に応じて本システムから対象機器に対して本データを送信するサービスをいいます。

(5) 「本システム」

本サービスを提供するための乙が第三者に管理・運用を委託するWWWサーバ、回線、周辺機器等の一連のシステムをいいます。

(6) 「本データ」

本サービスにおいて乙から提供される住宅地図データ、道路地図データ、別記データ、一般種アイコン、その他各種データをいいます。

(本約款の適用)

第2条 本約款は、本協定書の内容の一部を構成するものとし、本サービスを甲が利用することに関する一切に適用されるものとします。

(本サービスの内容)

第3条 乙は、本サービスの内容を任意に、甲に事前通知することなく変更することができるものとします。

(本サービスの中断・中止)

第4条 乙は、本サービスの改善などの理由により、甲に対する事前の通知なく本サービス内容の変更、追加、削除を行うことができるものとします。

2 乙は、乙の事情により本サービスを中止する場合は、甲に事前に通知するものとします。

3 乙は、甲が本約款に違反したときは、事前の催告を要することなく、本サービスの提供を中止することができるものとします。

(本データの使用許諾)

第5条 乙は、甲に対して、本データについて、以下の権利を非独占的に許諾します。

(1) 対象機器上で閲覧すること。

(2) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、対象機器にPDF形式でダウンロードし、当該ダウンロードした対象機器に保存し、当該保存した本データを甲の防災業務内で使用すること。

(3) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、前号所定の対象機器が設置された部署内における防災業務の目的において紙媒体に印刷出力すること（本号に基づき印刷出力した本データを以下「印刷地図」という。）。

(甲の遵守事項)

第6条 甲は、以下の事項を遵守するものとします。

- (1) アクセス権者に限り、乙に本データの送信を求めさせること。
- (2) ID等を、善良なる管理者の注意をもって保管・管理するものとし、第三者に使用又は利用させないこと。
- (3) 乙の指定する利用環境を確保・維持すること。
- (4) 本条第1号のために、アクセス権者の認証にあたり、その仕組み、システム等について現時点で取り得る技術的な対応等必要な措置を講ずること。
- (5) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データの一部でも複製、加工、改変、出力、抽出、転記、送信その他の使用及び利用をしないこと。
- (6) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データ（形態の如何を問わず、その全部又は一部の複製物、出力物、抽出物その他の利用物を含む。）の一部でも有償無償を問わず、又は譲渡・使用許諾、送信その他いかなる方法によっても第三者に使用させないこと。
- (7) 本データを印刷出力するにあたり以下の事項を遵守すること。但し、事前に乙の許諾を得た場合はこの限りではないものとします。
 - イ) 印刷地図を第5条第3号所定の目的以外の目的で使用又は利用しないこと。
 - ロ) 乙の指定する著作権表示等を印刷地図上に表示させること。
 - ハ) 印刷地図を製本、冊子、ファイリング等のまとめた形態又は印刷地図同士を貼り合わせた形態にして使用及び利用しないこと。
 - ニ) 印刷地図を第三者に配布しないこと。
 - ホ) 印刷地図のサイズはA3判以下とすること。
- (8) 本サービスの利用状況の記録（対象機器の台数、設置場所、アクセス権者の数等）を作成し、かつ、乙が要請した場合には、これを閲覧又はコピーさせること。

（不保証及び免責）

第7条 乙は、本サービス又は本データが完全性、正確性、非侵害等を有することを保証するものではないものとします。

2 乙は、甲の本サービスの利用に伴い、甲又は第三者が被った損害について免責されるものとします。

（権利の帰属）

第8条 本サービス及び本データに関する知的財産権は乙又は乙に権利を許諾した第三者に帰属するものとします。

（その他）

第9条 甲は、乙の書面による事前の承諾なくして、本約款に基づく本サービスの利用権を他に譲渡し又は担保に供してはならないものとします。

以 上

災害時における特設公衆電話の設置・利用に関する協定書

諫早市（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社 長崎支店（以下「乙」という。）は、大規模災害等が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置、利用、管理等に関し、次のとおり協定書を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害の発生時において、甲乙協力のもと、被災者等の通信を確保することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 本協定に規定する「災害の発生」とは、強度の地震等の発生により県が災害救助法（昭和22年法律第118号）を適用する地域において、広域停電が発生していること又は同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本協定書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議の上定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を設置し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者、帰宅困難者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（通信機器の管理）

第3条 甲は、本協定書に基づき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

（屋内設備の管理及び破損）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機、端子盤、配管、引込柱等をいう。）を設置し、乙が設置する屋内配線（モジュラージャックを含む。以下同じ。）とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めることとする。

2 屋内配線、保安器、引込線等の乙が設置する設備が甲の故意又は重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとする。この場合において乙に対する修復に係る費用については、原則、甲が負担するものとする。

（特設公衆電話の設置）

第5条 特設公衆電話の設置については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所等の必要な情報は甲乙互いに保管するものとする。

2 前項の情報の保管にあたっては、甲乙双方で情報管理責任者を任命し、別紙1に定める様式をもって相互に通知することとする。

（特設公衆電話の移転、廃止等）

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の移転、廃止等の発生が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。

（定期試験の実施）

第7条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙2に定める接続試験を実施することとする。

（故障発見時の扱い）

第8条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認し合い、故障回復に向け協力するものとする。

（特設公衆電話の開設）

第9条 特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者、帰宅困難者等の通信確保に努めるものとする。ただし、設置場所の存在する地域において大規模災害が発生し、甲と乙が連絡が取れない場合は、甲の判断により、利用を開始することができないものとする。

（特設公衆電話の利用）

第10条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、特設公衆電話の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(特設公衆電話の利用の終了)

第 11 条 特設公衆電話の利用の終了時期については、甲乙協議の上、乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合には、甲は速やかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所を連絡することとする。

(設置場所の公開)

第 12 条 乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所について、甲と合意した場合、乙のホームページ上で公開するものとする。

(目的外利用の禁止)

第 13 条 甲は、第 7 条に規定する定期試験及び第 9 条に規定する開設を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、甲の目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、甲乙協議の上、抜本的な措置を講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等は、甲が負担するものとする。

(情報の管理)

第 14 条 乙は、甲から提示された情報については、他のものへ提示してはならない。

(協議事項)

第 15 条 本協定書に定めのない事項及び本協定書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議の上、定めるものとする。

本協定書を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自がその 1 通を保有する。

平成 31 年 4 月 19 日

甲 諫早市東小路町 7 番 1 号
諫早市

諫早市長 _____

乙 長崎市出島町 1 1 番 1 3 号 NTT 出島ビル別館
西日本電信電話株式会社 長崎支店

支店長 _____

災害時における物資の保管及び輸送に関する協定書

諫早市（以下「甲」という。）と、ナガサキロジスティクス株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における物資の保管および輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、諫早市地域防災計画に基づく災害応急対策活動又は災害が発生するおそれのある場合に必要な緊急・救護活動、被災者支援、その他甲が必要とする事象が発生したときに係る物資（以下「物資」という。）の保管及び輸送を円滑に処理するために必要な事項を定める。

（要請及び手続き）

第2条 甲は、物資を保管及び輸送する上で乙の支援が必要と認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項を明示して文書により要請する。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出する。

- (1) 災害の状況及び支援を要請する事由
- (2) 必要とする支援内容（物資保管・物資輸送・その他）
- (3) 支援を必要とする期間
- (4) その他必要な事項

2 保管の必要な取扱品目及び数量は、入・出庫依頼書（別紙第3号様式）を用いて連絡する。

3 輸送の必要な取扱品目及び数量、車両の種類、台数は、輸送依頼書（別紙第4号様式）を用いて連絡する。

4 甲は、前項に掲げる措置のほか、物資の保管管理等を実施する上で、乙の応援を必要と認めるときは、乙に対し物資の保管及び輸送に関する助言を行う物流専門家の災害対策本部又はボランティアセンター等への派遣を要請することができる。

（物資の保管及び輸送協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、特別な事由がない限り、善良なる管理者の注意をもってこれに協力し、物資の保管及び輸送又は物流の専門家の派遣を行うものとする。

（報告）

第4条 乙は、第2条第1項の要請に対し、甲に対して次に掲げる事項を文書により報告する。

- (1) 物資の保管を行う事業所名、外部へ協力を依頼した場合には事業者名（所在地、名称他）
- (2) 保管品目、数量、保管期間及び受払日（別紙第5号様式）
- (3) 輸送の有無、実施の場合の使用車輛、品目及び数量、日時、外部へ協力を依頼した場合の事業者名（2次配送の場合含む）（別紙第6号様式）
- (4) その他必要な事項

（入出庫手続）

第5条 物資の寄託者は甲とし、物資の入庫及び出庫の手続きは乙の定める方法に基づき行うものとする。

(輸送手続き)

第6条 物資の輸送に使用する車両の種類は品目に適した車両とするよう努力し、乙の準備できる車両(手配できるを含む)にて行う。輸送の手続きは、乙の定める方法に基づき行うものとする。

(費用の負担)

第7条 物資の保管及び輸送に要した費用(保管料、荷役料、輸送料、その他特別に要した費用)は、甲が負担する。

- 2 前項の費用は、乙が営業倉庫事業者及び運送事業者として、国へ届けている料金を基準とし、甲乙協議の上、決定する。
- 3 第2条第4項の規定による派遣に要した費用に関する甲の負担額は、甲乙協議の上決定する。
- 4 乙は前2項の協議を行うにあたり、第4条第1項第1号及び第4号の事業者、第3条の派遣者の同意を得なければならない。

(費用の支払い)

第8条 甲は、前条の規定に基づき乙から保管料及び、輸送料等の請求があったときには、その日から起算して30日以内に乙に支払うものとする。但し予算措置を必要とするときには、予算措置後30日以内に支払うものとする。

(事故等の対応)

第9条 日常業務による提供場所及び人員不足、事故等の発生により第4条第1項第1号の乙による物資の保管の受入及び継続、第4条第1項第4号の乙による輸送が困難となったときは、甲に対し速やかにその状況を報告し、乙は他の倉庫業者、運送事業者、関係事業者協会などに協力を仰ぎ、物資の継続保管、輸送に努める。

(損害賠償責任)

第10条 乙は、物資の保管及び輸送車両の運行に際し、乙の責に帰する理由により、物資又は第3者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(災害補償)

第11条 本協定に基づく物資の保管及び輸送業務に従事した者が、その業務で負傷若しくは疾病にかかり、又は死亡したときは、労働災害に関わる関係法令に定めるところによるものとする。

(関係先との連絡調整)

第12条 本協定に基づく物資の保管、輸送及び物流専門家の派遣の業務の実施にあたり、関係機関、関係施設との必要な連絡調整は、原則として甲が行うものとする。

(情報共有)

第 13 条 甲及び乙は、本協定に基づく業務の実施にあたり、平常時から必要な情報の共有に努めるものとする。

(連絡責任者)

第 14 条 甲及び乙は、本協定にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者報告書」(別紙第 2 号様式)により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(有効期限)

第 15 条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。ただし、有効期間満了日までに、甲及び乙のいずれかが文書による意思表示をしないときは、1 年間継続するものとし、それ以降も同様に取り扱うものとする。

(協定の解除及び改定)

第 16 条 本協定は、甲または乙のいずれか一方が申し出たときには、甲乙協議して、協定の解除または改定することが出来る。

(協定の具体的内容)

第 17 条 本協定締結時において乙が支援できる具体的内容については、別紙 1 のとおりとする。ただし、乙の設備の変更等により内容の変更が生じたときは、甲に文書により報告するものとする。

(協議)

第 18 条 本協定に定めのない事項について疑義が生じたときには、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 4 年 4 月 2 5 日

甲 長崎県諫早市東小路町 7 番 1 号
諫早市
諫早市長

乙 長崎県諫早市飯盛町佐田 774 番地 1
ナガサキロジスティクス株式会社
代表取締役

別紙1（第17条関係）

協定の具体的内容については以下のとおりとする。

物資の保管及び輸送に関すること

- ・ 支援物資の保管（温度管理が必要なものについては冷凍・冷蔵）、仕分け、2次配送、指定区間の支援物資緊急輸送
- ・ 上記、物資の情報等、災害対策本部、ボランティアセンターなどとの情報の共有
- ・ ナガサキロジスティクスだけの対応が難しい場合の、長崎県冷蔵倉庫協会、九州冷蔵倉庫協会、長崎県トラック協会、近隣倉庫会社、福岡運輸グループ等との連携協力要請
- ・ 災害対策本部、ボランティアセンター等への物流専門家の派遣
- ・ 支援物資集積拠点への機材（パレット、コンテナ他）などの貸し出し
- ・ 同上への、仕分け作業等への人的支援および運用アドバイス
- ・ 遠方から来られた支援物資持込車両の一時待機、休憩場所、トイレ、水、シャワー他提供、情報提供、情報収集

その他の支援に関すること

- ・ 事務所2階スペース（会議室、食堂・休憩室、トイレ、シャワールーム付仮眠室等）への避難者受け入れ
- ・ 江の浦川等の氾濫など周辺浸水時の一時避難、退避場所
- ・ ペット同伴、小さなお子様同伴等の自家用車、テントなどでの避難希望者受け入れ
- ・ 飲料水、毛布等災害備蓄品の常時保管（事務所棟に備蓄倉庫有）
- ・ 太陽光発電、非常用発電機等による停電時バックアップ電源確保（設置後）
- ・ 非常用発電機の燃料タンクからの緊急車両等への軽油提供（設置後）
- ・ 他県等からの応援車輛（警察、消防、自衛隊、インフラ）の待機場所
- ・ 非常時のドクターヘリ、他自衛隊等ヘリコプター発着場所

災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協定書

諫早市（以下「甲」という。）と社会福祉法人諫早市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時における諫早市災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定書は、諫早市内において地震、風水害等による大規模な災害が発生した場合（以下「災害発生時」という。）に、諫早市地域防災計画に基づき、迅速かつ効果的に被災者に対する支援活動が行うことができるよう、甲と乙が相互に連携して、円滑なボランティア活動の実施のためセンターを設置し、被災者等の生活安定に寄与することを目的とする。

（センター等の設置）

第2条 甲は、災害発生時の被災地域において、ボランティア活動による円滑な生活支援活動を実施する必要があると認めたときは、乙にセンターの設置を要請するものとする。

2 乙は、甲から前項に規定する要請があったときは、速やかにセンターを設置するものとする。

（センターの運営）

第3条 センターの運営は、乙が主体となるものとする。甲及び乙は、センター運営の円滑化のため、必要に応じて、長崎県社会福祉協議会、市町社会福祉協議会、地区社会福祉協議会をはじめとして、地域の関係機関・団体等のほかボランティアの協力を得るものとする。

2 甲は、乙がセンターを設置した場合、乙との連絡調整について担当者を決定し、速やかに連携体制を整えるものとする。

（センターの業務）

第4条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被災情報の把握
- (2) 災害ボランティアニーズの把握及びコーディネート
- (3) 災害ボランティアの募集、受付
- (4) 災害ボランティア活動の情報発信
- (5) センター及び災害ボランティア活動に関する各種相談、問い合わせへの対応
- (6) ボランティア活動保険の加入手続き
- (7) 災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・貸出・保管・管理
- (8) 災害ボランティア活動に必要な移動支援
- (9) 諫早市災害対策本部等との連絡調整に関する事項
- (10) 関係機関・団体との間の連絡・調整・仲介等
- (11) その他センターの運営等に必要な事項

(資機材等の確保)

第 5 条 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材等を相互に協力して確保するものとする。

(費用負担)

第 6 条 センターの拠点設置費用等や運営に係る人件費、応援職員旅費について、法令その他別段の定めがある場合を除き、原則として甲の負担とする。

(センターの閉鎖)

第 7 条 センターの閉鎖は、災害の復旧状況を考慮し、甲及び乙が協議のうえ決定する。

(損害補償)

第 8 条 災害時における応急・復旧活動等に関し、ボランティアが被った損害に対する補償は、ボランティア保険により対応するものとする。

2 前項のボランティア保険加入に係る費用については、ボランティアの自己負担とする。

(平常時の取組み)

第 9 条 甲及び乙は、災害時に迅速かつ円滑に災害ボランティアセンターの設置運営ができるよう、平時から相互に連携した取組みに努めるものとする。

2 乙は、甲の実施する合同訓練に積極的に参加するとともに、関係団体とのネットワーク整備に努めるものとする。

3 甲は、乙が実施する災害ボランティアセンター設置運営訓練等に対し、可能な限り協力するものとする。

(有効期間)

第 10 条 この協定書の有効期間は、締結の日から 1 年とする。ただし、期間満了の日の 3 か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、1 年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

(その他)

第 11 条 この協定書に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙署名のうえ、各自その 1 通を保有する。

令和 4 年 7 月 5 日

甲 長崎県諫早市東小路町 7 番 1 号
諫早市
諫早市長

乙 長崎県諫早市新道町 9 4 8 番地
社会福祉法人 諫早市社会福祉協議会
会 長

諫早市防災行政無線局(同報系)一覽表

種別	呼出名称	設置場所等	管理者	備考
親局	ぼうさいいさはやしくしよ	諫早市役所	総務部	
中継局	ぼうさいいさはやししらきみね	白木峰中継局	危機管理課長	
	ぼうさいいさはやしおがわはらうら	小川原浦中継局		簡易中継
	ぼうさいいさはやしいもりししよ	飯盛支所		再送子局 1
	ぼうさいいさはやしいもりかわしも	飯盛川下		再送子局 2
	ぼうさいいさはやしたらみちょうたらだんにし	多良見町多良団西		再送子局 3
	ぼうさいいさはやしたらみおおくさ	多良見大草		再送子局 4
	ぼうさいいさはやしたらみかみやま	多良見神山		再送子局 5
	ぼうさいいさはやしもりやまほんむら	森山本村		再送子局 6
	ぼうさいいさはやしもりやまなかのやしき	森山中野屋敷		再送子局 7
	ぼうさいいさはやしうきちゅうがっこう	有喜中学校		再送子局 8 長距離型スピーカー
	ぼうさいいさはやしもとのしょうがっこう	本野小学校		再送子局 9 長距離型スピーカー
固定局	いさはやしたらみししよ	多良見支所		
	いさはやしもりやまししよ	森山支所		
	いさはやしたかきししよ	高来支所		
	いさはやしこながいししよ	小長井支所		
	いさはやしくしよ	諫早市役所		長距離型スピーカー
	いさはやしちゅうおうじょうかせんたー	中央浄化センター		長距離型スピーカー
	いさはやしかみいさはやししょうがっこう	上諫早小学校		長距離型スピーカー
	いさはやしきたいさはやちゅうがっこう	北諫早中学校		長距離型スピーカー
	いさはやしめいほうちゅうがっこう	明峰中学校		長距離型スピーカー
	いさはやしみたちやましようがっこう	御館山小学校		
	いさはやしめしるまちかみこうみんかん	目代町上公民館		
	いさはやしふくだまちすがむたこうみんかん	福田町菅牟田公民館		
	いさはやしひのでまちこうだこうみんかん	日の出町香田公民館		
	いさはやしふくだまちかみひらたこうみんかん	福田町上平田公民館		
	いさはやしおぐりしょうがっこう	小栗小学校		長距離型スピーカー
	いさはやしみはるだいしょうがっこう	みはる台小学校		長距離型スピーカー
	いさはやしおがわまちめおとぎこうみんかん	小川町夫婦木公民館		
	いさはやしこがくらまちこうみんかん	小ヶ倉町公民館		
	いさはやしはじのおまちこうみんかん	土師野尾町公民館		
	いさはやしくれもまちこうみんかん	栗面町公民館		
	いさはやしおのしょうがっこう	小野小学校		長距離型スピーカー
	いさはやしむなかたまちやなぎはらむなかたこうえん	柳原宗方公園		
	いさはやしくろさきこうみんかん	黒崎公民館		
	いさはやしあかさきかいかん	赤崎会館		
	いさはやしおのじままちこうみんかん	小野島町公民館		
	いさはやしおのじままちしんちこうみんかん	小野島町新地公民館		
	いさはやしうきしょうがっこう	有喜小学校		長距離型スピーカー
	いさはやしてんじんふれあいせんたー	天神ふれあいセンター		
	いさはやしはやみまちこうみんかん	早見町公民館		
	いさはやしまつぎとまち1こうみんかん	松里町1公民館		
	いさはやしまつぎとまち2しおさいふれあいかいかん	松里町2潮騒ふれあい会館		
	いさはやししもおおわたのこうぞうかいぜんせんたー	下大渡野町構造改善センター		
	いさはやししもおおわたのまちふじのうちしゅうかいじょう	下大渡野町藤ノ内集会場		
	いさはやしもとのまちおおのこうぞうかいぜんせんたー	本野町大野構造改善センター		
いさはやしもとのまちやなぎだにしゅうかいじょ	本野町柳谷集会場			
いさはやしかみおおわたのまちひろたにちくこうみんかん	上大渡野町広谷地区公民館			
いさはやしゆのおしゅうらくせんたー	湯野尾集落センター			
いさはやしゆのおまちこうがしらしゅうかいじょ	湯野尾町川頭集会所			
いさはやしながたちゅうがっこう	長田中学校		長距離型スピーカー	

種別	呼出名称	設置場所等	管理者	備考	
固定局	いさはやしおおばまちへぎこうぞうかいぜんせんたー	大場町片木構造改善センター	総務部 危機管理 課長		
	いさはやしおおばまちいわやかわぐちこうみんかん	大場町岩屋川口公民館			
	いさはやしおおばまちこうみんかん	大場町公民館			
	いさはやしおちょうずまちこうみんかん	御手水町公民館			
	いさはやしなかたまちこうみんかん	中田町公民館			
	いさはやししらきみねまちいわなふれあいのやかた	白木峰町岩名ふれあいの館			
	いさはやししらはらまちこうみんかん	白原町公民館			
	いさはやししらはままちこうみんかん	白浜町公民館			
	いさはやしこうてんまちこうぞうかいぜんせんたー	高天町構造改善センター			
	いさはやししょうきゅうじおかのうえこうみんかん	正久寺丘の上公民館			
	いさはやしあずきざきまちこうみんかん	小豆崎町公民館			
	いさはやしあずきざきまちだい2こうみんかん	小豆崎町第2公民館			
	いさはやしまつやましょうがっこう	真津山小学校			長距離型スピーカー
	いさはやしくやまだいこみゆにていせんたー	久山台コミュニティセンター			
	いさはやしくやまちはなのきふれあいせんたー	久山町花ノ木ふれあいセンター			
	いさはやしにしはいさはやちゅうがっこう	西諫早中学校			長距離型スピーカー
	いさはやししんじょうちゅうがっこう	真城中学校			長距離型スピーカー
	いさはやしむなかたふれあいかいかん	宗方ふれあい会館			
	いさはやしにしぎとまちこうみんかん	西里町公民館			
	いさはやしおぶなこしまちにくこうみんかん	小船越町二区公民館			
	いさはやしかいつまちこうみんかん	貝津町公民館			
	いさはやしきたいさはやししょうがっこう	北諫早小学校			
	いさはやしたらみにしかわうちこう	多良見西川内公			
	いさはやしたらみいちぬのこう	多良見市布公			
	いさはやしたらみきだんひがし	多良見喜団東			
	いさはやしたらみなかざとこう	多良見中里公			
	いさはやしたらみいびこう	多良見井樋公			
	いさはやしたらみまるお	多良見丸尾			
	いさはやしたらみしー1	多良見シー1			
	いさはやしたらみしー3	多良見シー3			
	いさはやしたらみきどこふなつ	多良見木床船津			
	いさはやしたらみさききどこ	多良見先木床			
	いさはやしたらみきどこものがま	多良見木床元釜			
	いさはやしたらみのぞえ1	多良見野副1			
	いさはやしたらみかみものがま	多良見上元釜			
	いさはやしたらみむれ	多良見群			
	いさはやしたらみやまかわうち1	多良見山川内1			
	いさはやしたらみしげお	多良見重尾			
	いさはやしたらみのがわうち	多良見野川内			
	いさはやしたらみなかどおり1	多良見中通1			
	いさはやしたらみふなつこうえん	多良見舟津公園			
	いさはやしたらみかしま	多良見鹿島			
	いさはやしたらみごじゅっこく	多良見五十石			
いさはやしたらみおおさきこううえ	多良見大崎公上				
いさはやしたらみことのお	多良見琴ノ尾				
いさはやしもりやまかまさき	森山釜崎				
いさはやしもりやまはる	森山原				
いさはやしもりやまみね	森山峰				
いさはやしもりやまいでぐち	森山井手口				
いさはやしもりやまこうぐち	森山川口				
いさはやしもりやまよこやま	森山横山				
いさはやしもりやまこがまつば	森山古賀松葉				
いさはやしもりやまこばる	森山小原				

種 別	呼 出 名 称	設 置 場 所 等	管 理 者	備 考
固定局	いさはやしもりやまめぐりかわ	森山巡川	総務部 危機管理 課長	
	いさはやしもりやまからこひがし	森山唐比東		
	いさはやしもりやまからこにし	森山唐比西		
	いさはやしもりやまびんござき	森山備後崎		
	いさはやしもりやまとのごもり	森山殿籠		
	いさはやしもりやまえしろ	森山江城		
	いさはやしもりやまからつ	森山唐津		
	いさはやしもりやまなかぐみ	森山中組		
	いさはやしもりやまこぼ	森山古場		
	いさはやしもりやまかま	森山釜		
	いさはやしもりやまかんたく	森山干拓		
	いさはやしもりやまうめの	森山梅野		
	いさはやしもりやまひらいし	森山平石		
	いさはやしもりやまほんむらかみ	森山本村上		
	いさはやしもりやまたけした	森山竹下		
	いさはやしもりやまとうのこぼ	森山塔古場		
	いさはやしもりやましらとう	森山白塔		
	いさはやしもりやまけいしの	森山慶師野		
	いさはやしいもりこめやま	飯盛米山		
	いさはやしいもりほり	飯盛堀		
	いさはやしいもりよこづ	飯盛横津		
	いさはやしいもりくぼ	飯盛久保		
	いさはやしいもりさだ	飯盛佐田		
	いさはやしいもりしんこしま	飯盛新小島		
	いさはやしいもりひらこぼ	飯盛平古場		
	いさはやしいもりひえだ	飯盛稗田		
	いさはやしいもりいしはら	飯盛石原		
	いさはやしいもりなかやま	飯盛中山		
	いさはやしいもりひやけ	飯盛一宅		
	いさはやしいもりみやぞの	飯盛宮園		
	いさはやしいもりてらびら	飯盛寺平		
	いさはやしいもりたびら	飯盛田平		
	いさはやしいもりしんかわしも	飯盛新川下		
	いさはやしいもりこぼ	飯盛古場		
	いさはやしたかきくろにた	高来黒新田		
	いさはやしたかきこなこ	高来小中尾		
	いさはやしたかきさかもと	高来坂元		
	いさはやしたかきかみやまみち	高来上山道		
	いさはやしたかきみぞぐち	高来溝口		
	いさはやしたかきみずのうら	高来水ノ浦		
	いさはやしたかきかなさき	高来金崎		
	いさはやしたかきいずみ	高来泉		
いさはやしたかきこうづくら	高来神津倉			
いさはやしたかきひがしひらばる2	高来東平原2			
いさはやしたかきぜんじゅうじ	高来善住寺			
いさはやしたかきさんぶいち	高来三部老			
いさはやしたかきさと	高来里			
いさはやしたかきしもさと	高来下里			
いさはやしたかきこみね	高来小峰			
いさはやしたかきくろさき	高来黒崎			
いさはやしたかきなかほど	高来中程			
いさはやしたかきにしのお1	高来西尾1			
いさはやしたかきうわぐみ	高来上与			

種 別	呼 出 名 称	設置場所等	管理者	備 考
固定局	いさはやしたかきひらた2	高来平田 2	総務部 危機管理 課長	
	いさはやしたかきおりやま1	高来折山 1		
	いさはやしやかきにしひらばる	高来西平原		
	いさはやしたかきはぎわら	高来萩原		
	いさはやしたかきえのきどう	高来榎堂		
	いさはやしたかきこうち	高来川内		
	いさはやしたかきたかまつ	高来高松		
	いさはやしたかきふなつ	高来船津		
	いさはやしたかきしもおおと	高来下大戸		
	いさはやしこながいひろこうら	小長井広川良		
	いさはやしこながいこうち	小長井川内		
	いさはやしこながいたしろうえ	小長井田代上		
	いさはやしこながいたしろなか	小長井田代中		
	いさはやしこながいたしろした	小長井田代下		
	いさはやしこながいのうえ	小長井尾ノ上		
	いさはやしこながいのおくぼうえ	小長井大久保上		
	いさはやしこながいのおだけほんむら	小長井遠竹本村		
	いさはやしこながいかまいちのに	小長井釜 1 - 2		
	いさはやしこながいかまにのいち	小長井釜 2 - 1		
	いさはやしこながいのりゅうなん	小長井柳南		
	いさはやしこながいのくろにた	小長井黒仁田		
	いさはやしこながいのつつきり	小長井築切		
	いさはやしこながいのいぎきにのに	小長井井崎 2 - 2		
	いさはやしこながいのこがうらいち	小長井小ヶ浦 1		
	いさはやしこながいのこがうらに	小長井小ヶ浦 2		
	いさはやしこながいのこがうらさん	小長井小ヶ浦 3		
	いさはやしこながいのこがうらよん	小長井小ヶ浦 4		
	いさはやしこながいのしんたばる	小長井新田原		
	いさはやしこながいのうじょううえ	小長井農場上		
	いさはやしこながいたばるうえ	小長井田原上		
	いさはやしこながいのしみず	小長井清水		
	いさはやしこながいのまきにのに	小長井牧 2 - 2		
	受信局	いさはやしうづまちしえいやきゅうじょう		市営野球場
いさはやしふくだまちぐりーんびれっじ		福田町グリーンビレッジ		
いさはやしめしろまちしんあおやますいげんち		目代町新青山水源地		
いさはやしめしろまちこやま		目代町小山		
いさはやしめしろまちかみこうや9ぶんだんけんしゅうじょ		第9分団研修所		
いさはやしめしろまち4ごうしゅすいじょう		目代町4号取水場		
いさはやしきゅうかんきょうせんたー		旧環境センター		
いさはやしほんみょうまちもりのした		本明町森の下		
いさはやしほんみょうまちひらまつ		本明町平松		
いさはやしおがわまちおぐりしゅつちょうしよ		小栗出張所		
いさはやしおがわまちおがわだんち		小川団地		
いさはやしひらやままちたらばやし		平山町多良林		
いさはやしはじのおまちはじのおちゅうけいぼんぶじょう		土師野尾中継ポンプ場		
いさはやしはじのおまちやまがしら		土師野尾町山頭		
いさはやしはじのおまちあとこば		土師野尾町後古場		
いさはやしかわとこまちげーとぼーるじょう		川床町ゲートボール場		
いさはやしひらやままちひらやまだんち		平山団地		
いさはやしむなかたしもためいけ		宗方下溜池		
いさはやしむなかたまちたていし		宗方町立石		
いさはやしながのまちこぞの		長野町小園		
いさはやしかわとこまちよぎ		川床町余木		

種 別	呼 出 名 称	設置場所等	管理者	備 考
受信局	いさはやしおのじまくろさきだい2げーと	小野島黒崎第2ゲート	総務部 危機管理 課長	
	いさはやしちゅうおうかんたくえいのうしえんせんたー	中央干拓営農支援センター		
	いさはやしちゅうおうかんたくあいなふあーむ	中央干拓愛菜ファーム		
	いさはやししてんじんまちごくひろば	天神町五穀広場		
	いさはやしはやみまちなかおうきだい1すいげんち	早見町中尾有喜第1水源地		
	いさはやしうきぎょこう	有喜漁港		
	いさはやしかみおわたのたぬきあな	上大渡野狸穴		
	いさはやしかみおわたのえんのうじ	上大渡野円能寺		
	いさはやしかみおわたのこば	上大渡野古場		
	いさはやしかみおわたのあかみず	上大渡野赤水		
	いさはやしかみおわたのしんだち	上大渡野神立		
	いさはやしとみがわまちふたまたしゅうかいじょ	富川町二股集会所		
	いさはやしとみがわまちおとし	富川町落		
	いさはやしとみがわまちへちまき	富川町平地蒔		
	いさはやしとみがわまちこの	富川町小野		
	いさはやしとみがわまちあかみず	富川町赤水		
	いさはやしゆのおまちやまぐちのぞえばし	湯野尾町山口野副橋		
	いさはやしゆのおまちいわした	湯野尾町岩下		
	いさはやしゆのおまちおおばやし	湯野尾町大林		
	いさはやしおちょうずまちこばやまおちょうずばすてい	御手水町木場山御手水バス停		
	いさはやしおちょうずまちこばせきばすてい	御手水町木場関バス停		
	いさはやししらきみね	白木峰		
	いさはやししらきみねまちつばきはら	白木峰町椿原		
	いさはやしさるざきこうえん	猿崎公園		
	いさはやしこうてんまちだい26ぶんだんけんしゅうじょ	第26分団研修所		
	いさはやししょうきゅうじまち	正久寺町		
	いさはやしくやままちだい20ぶんだんけんしゅうじょ	第20分団研修所		
	いさはやしくやままちきゅうちやや	久山町旧茶屋		
	いさはやしつくばせいぶがっこうきゅうしよくせんたー	西部学校給食センター		
	いさはやしつくばひがしこうえん	津久葉東公園		
	いさはやしわりごいだい2はいすいち	破籠井第2配水地		
	いさはやしふくだまちきゅうえいせいせんたー	福田町旧衛生センター		
	いさはやしみたちやまこうえん	御館山公園		
	いさはやしいさはやししょうぼうしょ	諫早消防署		
	いさはやしおがわまちぼち	小川町墓地		
	いさはやしくれもまちだもり	栗面町駄森		
	いさはやしはじのおさてらいと	土師野尾サテライト		
	いさはやしかわちまち	川内町		
	いさはやしおのまち	小野町		
	いさはやしながのまち	長野町		
	いさはやしもとのしゅっちょうしょ	本野出張所		
	いさはやししもおわたのまちひらき	下大渡野町開		
	いさはやしとみがわまちこの2	富川町小野②		
いさはやしながたまちほいくしよ	長田町保育所			
いさはやしながたまちりゅうおうこうえん	長田町龍王公園			
いさはやしくやままちなきりしゅうかいじょ	久山町名切集会所			
いさはやしまわりまちにいさはやだんちだいにじどうこうえん	馬渡町西諫早団地第二児童公園			
いさはやしわかばまちこうさてん	若葉町交差点			
いさはやしまつやましゅっちょうしょ	真津山出張所			
いさはやしたらみにしかわうちかみ	多良見西川内上			
いさはやしたらみにしかわうちしも	多良見西川内下			
いさはやしたらみいちぬのかから	多良見市布山帰来			
いさはやしたらみたらだんこうえん	多良見多良団公園			

種 別	呼 出 名 称	設置場所等	管理者	備 考
受信局	いさはやしたらみてんまんぐうこうえん	多良見天満宮公園	総務部 危機管理 課長	
	いさはやしたらみいちぬのしも	多良見市布下		
	いさはやしたらみきだんにし	多良見喜団西		
	いさはやしたらみきだんきた	多良見喜団北		
	いさはやしたらみなかざとかみ	多良見中里上		
	いさはやしたらみきちゅうまえ	多良見喜中前		
	いさはやしたらみきしょうよこ	多良見喜小横		
	いさはやしたらみいびとおげ	多良見井樋峠		
	いさはやしたらみいびかみ	多良見井樋上		
	いさはやしたらみいびかさやま	多良見井樋笠山		
	いさはやしたらみちゅうおうこうえん	多良見中央公園		
	いさはやしたらみやまぐちだんち	多良見山口団地		
	いさはやしたらみかみあそ	多良見上阿蘇		
	いさはやしたらみふくいだ	多良見福井田		
	いさはやしたらみけやおおはし	多良見化屋大橋		
	いさはやしたらみおおしまにし	多良見大島西		
	いさはやしたらみおおしまひがし	多良見大島東		
	いさはやしたらみシー2	多良見シー2		
	いさはやしたらみシー4	多良見シー4		
	いさはやしたらみかこい	多良見囲		
	いさはやしたらみひがしぞの1	多良見東園1		
	いさはやしたらみひがしぞの2	多良見東園2		
	いさはやしたらみのぞえ2	多良見野副2		
	いさはやしたらみのぞえ3	多良見野副3		
	いさはやしたらみのぞえ4	多良見野副4		
	いさはやしたらみのぞえふるこ	多良見野副古川		
	いさはやしたらみてらばたけ	多良見寺畑		
	いさはやしたらみしももとがま	多良見下元釜		
	いさはやしたらみやまかわうち2	多良見山川内2		
	いさはやしたらみやまかわうち3	多良見山川内3		
	いさはやしたらみなかどおり2	多良見中通2		
	いさはやしたらみたなか	多良見田中		
	いさはやしたらみまるやま	多良見丸山		
	いさはやしたらみひゃっこく	多良見百石		
	いさはやしたらみせめ	多良見勢女		
	いさはやしたらみさきべた	多良見崎辺田		
	いさはやしたらみうわとこ	多良見上床		
	いさはやしたらみおおさきすのせ	多良見大崎須ノ瀬		
	いさはやしたらみおおうら1	多良見大浦1		
	いさはやしたらみおおうら2	多良見大浦2		
	いさはやしもりやますごい	森山巢恋		
	いさはやしもりやまからこひがし2	森山唐比東2		
	いさはやしもりやまからこはま	森山唐比浜		
いさはやしもりやまたのしま	森山田ノ島			
いさはやしもりやまかんたくいりぐち	森山千拓入口			
いさはやしもりやまくらつ	森山倉津			
いさはやしもりやますきざき	森山鋤崎			
いさはやしもりやまちょうけん	森山丁見			
いさはやしいもりおおざき	飯盛大崎			
いさはやしいもりおおひら	飯盛大平			
いさはやしいもりちくざき	飯盛築崎			
いさはやしいもりしらつか	飯盛白塚			
いさはやしいもりこうだ	飯盛香田			

種 別	呼 出 名 称	設置場所等	管理者	備 考
受信局	いさはやしいもりうちだ	飯盛内田	総務部 危機管理 課長	
	いさはやしいもりあおい	飯盛葵		
	いさはやしいもりこしま	飯盛小島		
	いさはやしいもりたけ	飯盛嵩		
	いさはやしいもりやまのくち	飯盛山ノ口		
	いさはやしいもりにしのくび	飯盛西ノ首		
	いさはやしいもりまきの	飯盛牧野		
	いさはやしいもりまきのだいち	飯盛牧野台地		
	いさはやしいもりやまぐち	飯盛山口		
	いさはやしいもりきょうつか	飯盛経塚		
	いさはやしいもりやまにた	飯盛山新田		
	いさはやしいもりうえはら	飯盛上原		
	いさはやしいもりみなみびら	飯盛南平		
	いさはやしいもりいけしも	飯盛池下		
	いさはやしいもりしみず	飯盛清水		
	いさはやしいもりだいもん	飯盛大門		
	いさはやしいもりざんぎ	飯盛残木		
	いさはやしいもりはちのくぼ	飯盛八ノ久保		
	いさはやしいもりえいさ	飯盛永砂		
	いさはやしいもりほとぎ	飯盛補伽		
	いさはやしたかきとどろき	高来轟		
	いさはやしたかきいこいのむら	高来いこいの村		
	いさはやしたかきひがしひらばる 1	高来東平原 1		
	いさはやしたかきゆえみね	高来湯江峰		
	いさはやしたかきのりがわ	高来法川		
	いさはやしたかきそうごううんどうこうえん	高来総合運動公園		
	いさはやしたかきしたぐみ	高来下与		
	いさはやしたかきひらた 1	高来平田 1		
	いさはやしたかきおりやま 2	高来折山 2		
	いさはやしたかきみね	高来峰		
	いさはやしたかきおえかんたく	高来小江干拓		
	いさはやしたかきにしのお 2	高来西尾 2		
	いさはやしたかきたちやま	高来建山		
	いさはやしたかきふじと	高来富地戸		
	いさはやしこながいたりかど	小長井足角		
	いさはやしこながいうちごし	小長井打越		
	いさはやしこながいふなつ	小長井船津		
	いさはやしこながいおおくぼした	小長井大久保下		
	いさはやしこながいかまいちのいち	小長井釜 1 - 1		
	いさはやしこながいかまにのに	小長井釜 2 - 2		
	いさはやしこながいいざきいち	小長井井崎 1		
	いさはやしこながいいざきに	小長井井崎 2		
	いさはやしこながいいざきさん	小長井井崎 3		
	いさはやしこながいちょうちょう	小長井長々		
	いさはやしこながいのうじょうなか	小長井農場中		
いさはやしこながいのうじょうした	小長井農場下			
いさはやしこながいたばるした	小長井田原下			
いさはやしこながいみさかえ	小長井みさかえ			
いさはやしこながいさざんか	小長井さざんか			
いさはやしこながいまきいち	小長井牧 1			
いさはやしこながいまきにのいち	小長井牧 2 - 1			
いさはやしこながいまきさん	小長井牧 3			
いさはやしこながいまきにのさん	小長井牧 2 - 3			

アマチュア無線局一覧表

【クラブ局】

コールサイン	クラブの名称	住 所
J H 6 Y K X	諫早市役所アマチュア無線クラブ	東小路町
J G 6 Y G A	諫早市役所小栗出張所アマチュア無線クラブ	小川町
J G 6 Y G B	諫早市役所小野出張所アマチュア無線クラブ	黒崎町
J G 6 Y G C	諫早市役所有喜出張所アマチュア無線クラブ	有喜町
J G 6 Y G D	諫早市役所真津山出張所アマチュア無線クラブ	山川町
J G 6 Y G E	諫早市役所本野出張所アマチュア無線クラブ	上大渡野町
J G 6 Y G F	諫早市役所長田出張所アマチュア無線クラブ	長田町
J G 6 Y G G	諫早市役所多良見支所アマチュア無線クラブ	多良見町
J G 6 Y G H	諫早市役所大草出張所アマチュア無線クラブ	多良見町
J G 6 Y G I	諫早市役所伊木力出張所アマチュア無線クラブ	多良見町
J G 6 Y G J	諫早市役所森山支所アマチュア無線クラブ	森山町
J G 6 Y G K	諫早市役所飯盛支所アマチュア無線クラブ	飯盛町
J G 6 Y G L	諫早市役所田結出張所アマチュア無線クラブ	飯盛町
J G 6 Y G M	諫早市役所高来支所アマチュア無線クラブ	高来町
J G 6 Y G N	諫早市役所小江深海出張所アマチュア無線クラブ	高来町
J G 6 Y G O	諫早市役所小長井支所アマチュア無線クラブ	小長井町
J F 6 Y G N	諫早市職員アマチュア無線クラブ	東小路町
J F 6 Y L O	たらみハムクラブ	多良見町
J G 6 Y I R	長崎県赤十字無線奉仕団諫早分団	多良見町

有線放送施設一覽表

【諫早地域】

町名	代表者 (自治会長等)	電話	町名	代表者 (自治会長等)	電話
幸	松原 亨	23-6336	宗方	前田 正信	22-3196
仲沖	森永 泰仁	22-2171	長野	高稲 恒	22-7650
西郷	廣田 秀	080-1765-0285	曙	能田 八千代	21-8388
野中	安部 正	23-7538	小野団地	小林 巧	090-2719-6189
西小路	平野 朋哉	24-0229	鶴田	川口 信介	28-6931
福田	古川 利光	090-5940-7016	早見	濱崎 弘一	28-3319
天満	堀口 春記	22-5097	津水	中路 拓明	26-6255
栄田	森 誠	26-3265	破籠井	國司 豊	090-1876-4576
原口	町田 秀夫	22-1897	本野	末次 一裕	090-5920-8067
新道	寺崎 和幸	22-0986	上大渡野	廣田 恵次	46-7767
平山	松尾 恭生	22-4272	下大渡野	平原 富美男	26-6705
平山団地	林田 保	24-0284	小豆崎	堤 良計	23-6387
鷺崎	久保 博	22-2494	西里	松竹 恭貴	22-5243
小川	古賀 昭司	21-1407	中田	岩永 敏則	090-3608-2243
夫婦木	江嶋 孝	24-1029	御手水	川原 義美	090-5738-6051
小栗住宅	副田 誠	090-1978-1111	白木峰	芳田 福次郎	24-8268
ひばりが丘	中里 利行	080-5242-4787	長田	野田 義博	23-9040
栗面	松尾 和希	24-3322	正久寺	石丸 一博	23-9434
赤崎	西村 一美	22-6490	高天	大石 一郎	090-1169-0888
黒崎	黒田 雅博	23-7411	白浜	牟田 幸雄	24-8706
小野	道辻 肇	22-5511	白原	平野 悟	090-8910-6844
小野島	岸川 孝義	23-8612	猿崎	井手 博樹	24-8359

【多良見地域】

町名 地区名	代表者 (自治会長等)	電話	町名 地区名	代表者 (自治会長等)	電話
野川内	山野 義弘	44-1705	伊木力中通	永尾 正明	090-4588-8892
田中	浦 二三男	44-1871	伊木力舟津	白岩 博文	090-9480-9527
丸尾1区	山下 彦幸	090-5297-2756	丸尾2区	川原 陽介	080-9335-6400

【森山地域】

町名 地区名	代表者 (自治会長等)	電 話	町名 地区名	代表者 (自治会長等)	電 話
唐比東	机元 政美	36-1582	干 拓	江川 忍	36-1408
唐比西	山崎 昌昭	36-2044	井手口	江嶋 茂光	35-2412
巡 川	荻田 幸太郎	36-1719	峰	土井 秀明	35-2453
本村上	早田 敏昭	090-8913-2258	原	江副 秋典	35-2369
本村下	小林 順一郎	35-2176	古 場	古賀 好和	090-2517-1996
中仕切	橋田 泰幸	36-3416	中 組	西浦 正志	090-8913-5886
釜	澁谷 良二	36-2471	密 頭	萩 和彦	090-4986-4990
倉 津	亀井 光徳	36-1852	江 城	江城 政敏	090-1084-4382
梅 野	田尻 靖博	36-1453	横 山	横田 健二	090-8410-3697
平 石	野田 博則	36-1652	川 口	横田 年春	090-5729-6596
鋤 崎	竹内 清吾	36-1421	中野屋敷	中野 誠吾	090-9073-5898

【高来地域】

町名 地区名	代表者 (自治会長等)	電 話	町名 地区名	代表者 (自治会長等)	電 話
神津倉	原口 一成	090-4488-6807	町 名	柿田 弘	090-8417-4988
東三部老	前田 俊明	3 2 - 3 3 2 0	黒 崎	高尾 修	090-3733-3749
里	峰松 俊蔵	3 2 - 2 2 5 5	善住寺	花岡 隆紀	3 2 - 3 0 1 0
法 川	小川 供孝	3 2 - 5 1 8 3	湯江峰	岩下 一成	3 2 - 2 7 4 8
小 峰	吉野 巧	3 2 - 5 0 9 8	東溝口	村田 信夫	3 2 - 5 5 9 7
水ノ浦	川野 博之	3 2 - 4 2 2 4	西溝口	中川 昭彦	080-3948-0028
汲 水	山口 一吉	3 2 - 2 2 8 2	馬 場	松角 純一郎	080-1772-7064
上金崎	村上 忠彦	3 2 - 2 2 7 8	上山道	小泉 智路	090-6105-1437
榎 堂	深川 伸次	3 2 - 4 6 7 3	坂 元	山崎 哲夫	3 2 - 5 0 0 5
蟹 喰	吉野 一彦	3 2 - 5 9 7 9	下金崎	岸山 恒幸	3 2 - 2 9 8 2
上大戸	久保 政信	3 2 - 5 1 8 9	船 津	桑原 秀昭	090-1083-7878
富地戸	江利口 主税	3 2 - 3 3 6 8	下大戸	佐藤 雅之	090-4517-4799
上三部老	本田 博	080-6400-6893	佐古谷	梅枝 繁喜	3 2 - 2 9 1 4
西三部老	大坪 昭彦	3 2 - 5 2 9 2			

【小長井地域】

町名 地区名	代表者 (自治会長等)	電 話
小ヶ浦	田川 貞則	080-1722-8088

※ 飯盛地域は、有線放送施設無し

消防資機材装備状況表

1. 諫早消防署

区分	合計	本部	諫 早 消 防 署						
			本署	西諫早	多良見	飯盛	高来	有喜派出所	
車	ポンプ車	5 (1)		2 (1)		1	1	1	
	タンク車	2		1	1				
	救急車	6 (1)		2 (1)	1	1	1	1	
	指揮車	2	1	1					
	防災広報車 (赤)	3		2				1	
	広報車 (白)	5		2	1	1	1		
	梯子車	1		1					
	救助工作車	2 (1)		2 (1)					
	救助用具	救助マット	2	1	1				
救命索発射銃		2		2					
緩降機		3		3					
三連又は二連はしご		13		9	1	1	1	1	
金属製カギ付はしご		4		3	1				
バスケツストレッチャー		3		3					
破壊用具	エンジンカッター	5		2		1	1	1	
	アセチレンガス溶断機	1		1					
	エアソー	3		3					
	削岩機	4	1	3					
	万能斧	27		18	3	3	2	1	
保護用具	耐熱服	2			2				
	耐電衣	8		8					
	耐電手袋	39		20	4	7	4	4	
	耐電長靴	8		8					
	防毒衣	2		2					
	防護服	11		11					
呼吸用具	空気呼吸器	40		27	3	3	3	4	
	空気ボンベ	90		90					
測定用具	可燃性ガス測定器	6		2	1	1	1	1	
	酸素ガス測定器	6		2	1	1	1	1	
	有毒ガス測定器	8		4	1	1	1	1	
水難救助用具	救命浮環	11		6	1	1	1	2	
	救命胴衣	75	10	45	5	5	5	5	
	救命ボート	2	1	1					
その他	可搬式消火器具 (インパルス)	1		1					
	大型油圧スプレッター	2		2					
	油圧切断機	8		5		1	1	1	
	マット型空気ジャッキ	2		2					
	油圧式救助器具	7		4		1	1	1	
	チルホール	4		4					
	ウインチ	2		2					
	チェンソー	10	1	5	1	1	1	1	
	緊急用防災工具	1		1					
	発動発電機	16	1	11	1	1	1	1	
	投光器	20	1	15	1	1	1	1	
	排煙機	3		3					
	ジェットシューター	25		13	3	3	3	3	
	人工呼吸訓練用人形	77		68	2	2	3	2	
エアータント	2	1	1						
油火災用資機材	高発泡器	8		4	1	1	1	1	
	オイルフェンス ※1	6(6)		6(6)					
	吸着マット ※1	770(620)		650(500)	30(30)	30(30)	30(30)	30(30)	
	泡消火剤 (20㍓)	34		18	5	6	3	2	
	油処理剤 (18㍓) ※1	19(19)		17(17)	2(2)				

※ 車両の () 書きは予備車

※1 油処理剤吸着マット及びオイルフェンスの () は危険物安全協会のものを内書

2. 消防団

分団	スコップ	つるはし	水槽(1t)	水槽(5t)	水槽(10t)	ハンドマイク	チェーン	トラロープ	なた	のこ	てこ	発電機	投光器	チェンソー
本部					1	2						2	7	4
第1分団第1部	2	1	1			1			2		1	1	3	1
第1分団第2部	9		1			1	1	2	2			1	1	1
第1分団第3部	5		2			1	1					1	4	1
第1分団第4部	4			1			1					1	2	1
第2分団第1部	9		1						1	2	1	1	1	1
第2分団第2部	0		1			1			1	1		1	1	1
第2分団第3部	8		1					1	1	2		1	1	1
第3分団第1部	6		1			1	1	2	7	2	1		1	2
第3分団第2部	3		2				1	1	1			3	1	2
第3分団第3部	1	1	1					1	2	1		2	2	2
第4分団	1		1				1		3			1	1	1
第5分団第1部	1	1	1			1	1	2	1			1	5	1
第5分団第2部	3		2			2	1	5	1			1	1	1
第5分団第3部	2	1	1			3	1	6	2	1		3	4	2
第5分団第4部	2	2	1					3	1	2		1	1	1
第6分団第1部	7	1	1				1	1				2	4	1
第6分団第2部	7		2			1	2	3	1	1	5	4	2	1
第6分団第3部	2		1				1	1	2			1	1	1
第7分団第1部	3		1			3	1		1	2		3	2	1
第7分団第2部	4		2	1		1		2		1		3	7	1
第7分団第3部	5	1	2			1	1	1				1	6	1
第8分団第1部	3		1	1		2	2	1	2		2	3	7	2
第8分団第2部	6		2				1	1	2	1	1	2	4	1
第8分団第3部	3		1				1	1	1		1	3	2	1
第8分団第4部	2	1	1				2		1	1	1	1	1	1
第9分団第1部	4		1			1			1	1	3	3	6	1
第9分団第2部	1		1			1	1	1				1	3	1
第9分団第3部	1		1			1	1	1	1		1	1	4	1
第10分団第1部	11	1	1			1	1	2				3	1	
第10分団第2部	1		2	1		1	1					1	1	1
第10分団第3部	8	1	1			2	1	4	6		4	1	1	1
第10分団第4部	4		1					2		2		1	2	
第10分団第5部	9	1	1			1		1	4			2	1	1
第10分団第6部	8	1	1			1	1	6	2	1		1	1	
第11分団第1部	9		1			1	1	2	2			1	4	1
第11分団第2部	8		1			1	1	1	3			1	1	1
第11分団第3部			1			2		1	3	3		1	2	1
第11分団第4部	6	2		1		1	1	5	4			1	1	1
第11分団第5部	8		1			1	1		2		1	2	2	1
第11分団第6部	9		1			1	1		5			1	3	1
第11分団第7部	10		1			1		3	8		2	1	4	1
第11分団第8部	6		1			2		2	5			2	4	1
第11分団第9部	12		1			1	1	1	3			3	3	1
第12分団第1部	8		2			1	1	1	3	1		2	6	2
第12分団第2部	13		1			1	1	1	3	3	2	2	1	2
第12分団第3部	20	6	1			1			3	2		1	2	2
第13分団第1部	12	2	1					1	2	2	1	2	6	2
第13分団第2部	8	4	1			1	1	1	3	2		2	1	2
第13分団第3部	7	3	2			1		2	3	4	1	2	6	2
第13分団第4部	11		1			1		1		1	2	1	3	2

分 団	ス コ ッ プ	つ る は し	水 槽 (1 t)	水 槽 (5 t)	水 槽 (10 t)	ハ ン ド マ イ ク	チ ェ ー ン	ト ラ ロ ー プ	な た	の こ	て こ	発 電 機	投 光 器	チ ェ ン ソ ー
第14分団第1部	4	1	1			1		1	4			1	2	2
第14分団第2部	2		1						5			1	1	1
第14分団第3部	8		1				1		1	1		1	1	1
第14分団第4部	6		1				1	1	2	2	1	2	1	1
第14分団第5部	4		2			1		1	5		1	1	2	1
第15分団第1部	6		1					1	4	3		1		1
第15分団第2部	4		1			1			4	4	1	1	1	1
第15分団第3部	3					1			1			1	2	1
第15分団第4部	4		1			1			2			1	2	1
第16分団第1部	2		1			1	1	2	2	2	2	2	6	2
第16分団第2部	7		1				1	2	3	2		1	5	2
第16分団第3部	7		1			1	1	1	2	2		2	4	1
第17分団第1部	9		2			1	1	1	2	1		2	3	2
第17分団第2部	8		2			1	1	1	5	2	1	2	6	1
第17分団第3部	6		1			1	1	1	3			1	4	2
第18分団第1部	4	1	1			3	1		5	1		2	3	1
第18分団第2部	6		1			3	1		2	1		2	5	1
第18分団第3部	6		1			3	1		2	1		2	5	1
第19分団第1部	13		1			2	2	2	6	2		3	11	4
第19分団第2部	5		2			1	1	1	3	3	1	3	5	2
第20分団第1部	1	2	1			1		1	1	1		2	1	1
第20分団第2部	8		1			1		1	2	1	2	3	2	1
第20分団第3部	6	1	1						2	5		2	6	1
第20分団第4部	5		1			1		1	2	1		1	5	1
第20分団第5部	6		1			1			2	1		2	5	1
第20分団第6部	7		1			1	1	1	1	1		2	1	1
第20分団第7部	6		1			1		1	3			2	6	1
合 計	445	35	88	5	1	75	53	91	179	74	39	129	236	99

諫早市消防団幹部名簿

(令和7年4月1日現在)

	職名	氏名
消防団本部	団長	平尾 幸祐
	副団長(総括)	野副 統一郎
	副団長(総括)	富田 豊
	副団長	今里 浩士
	副団長	山口 浩樹
	副団長	釜元 慎一
	副団長	田中 正寛
	副団長	濱田 修吾
	副団長	濱崎 和也
	本部分団長	松本 康博
	本部分団長	前田 洋一郎
	本部分団長	林 勝義
	本部分団長	石場 竜弘
	本部分団長	山口 幸弘
	本部分団長	池田 敏隆
	本部分団長	増輪 武彦
	本部分団長	森 義憲
	本部分団長	大野 幸雄
	女性部長	鬼塚 由美

	職名	氏名
分団	第1分団長	山口 庸介
	第2分団長	石丸 淳也
	第3分団長	山口 勝也
	第4分団長	神崎 孝一
	第5分団長	笹木 勝則
	第6分団長	諸岡 勇二
	第7分団長	松崎 光輝
	第8分団長	村川 信博
	第9分団長	金原 寛幸
	第10分団長	淀川 正貴
	第11分団長	中本 雄大
	第12分団長	森 和也
	第13分団長	辻 清二
	第14分団長	山口 津与志
	第15分団長	松本 照治
	第16分団長	高川 優美
	第17分団長	中島 恵介
	第18分団長	田島 豊樹
	第19分団長	田中 雅史
	第20分団長	横田 友和

諫早市上下水道局協力工事店一覧表

工事店名	代表者名	住 所	電話番号
諫早地域			
諫早市管工業協同組合	溝越 正春	諫早市天満町1-17	0957-23-1763
株式会社 伸工舎	山新田 友明	諫早市川床町376-2	0957-22-5049
量祐設備 株式会社	辻 正勝	諫早市津久葉町5-64	0957-26-3532
諫早水管工業 有限会社	藤山 恒佳	諫早市小野町930-19	0957-22-1271
株式会社 北栄	後田 進	諫早市福田町32-7-101号	0957-22-2988
豊工業 株式会社	小川 清治	諫早市福田町47-15	0957-22-3643
有限会社 大豊工業	野中 裕介	諫早市宗方町643-2	0957-24-4077
ユーアイ設備工業 株式会社	舟津 修二	諫早市城見町34-13	0957-23-2302
研進工業 株式会社	八戸 泰道	諫早市小川町1251-1	0957-22-3211
有限会社 野口浄設工業所	野口 浩治	諫早市柴田町365-1	0957-26-1874
株式会社 寺山建設	寺山 和雪	諫早市下大渡野町470-1	0957-49-8311
株式会社 公文建設	吉田 貴博	諫早市西小路町999-32	0957-23-1630
新成設備 株式会社	奥村 暢浩	諫早市福田町2297-43	0957-22-7419
多良見地域			
有限会社 森 商会	森 誠司	諫早市多良見町化屋944-2	0957-43-0239
有限会社 山崎設備	山崎 孝裕	諫早市多良見町舟津1154-1	0957-44-1056
有限会社 生田工業	生田 守	諫早市多良見町木床1599	0957-43-3681
有限会社 本島設備	本島 昇	諫早市多良見町囲523	0957-43-1352
有限会社 ダイメイ設備	大杉 明典	諫早市多良見町囲266-10	0957-43-3921
森山地域			
有限会社 大豊工業	野中 裕介	諫早市宗方町643-2	0957-24-4077
徳永設備工業	徳永 和夫	諫早市小野島町2063	0957-23-8551
後田設備	後田 寛	諫早市有喜町503	0957-28-3607
飯盛地域			
有限会社 飯盛管工	嶋崎 峰樹	諫早市飯盛町久保453-5	0957-48-0316
株式会社 日野建設	菖蒲 正文	諫早市飯盛町平古場1085-5	0957-48-0666
佐々木三水土工事 有限会社	佐々木 卓	諫早市飯盛町後田1601	0957-48-2090
山本建設 株式会社	山本 勇	諫早市飯盛町平古場86-9	0957-48-0166
中原土木 株式会社	中原 清隆	諫早市飯盛町佐田879-2	0957-48-0617
有限会社 香田建設	香田 敏博	諫早市飯盛町佐田4-1	0957-48-1848
有限会社 川上土木	川上 直	諫早市飯盛町平古場1227-1	0957-48-1913
高来・小長井地域			
高来テック株式会社	溝越 正春	諫早市高来町黒崎457-11	0957-32-2910
荒木商事 有限会社	荒木 浩史	諫早市高来町三部壺382	0957-32-2040
有限会社 エイキ設備	増山喜久男	諫早市高来町三部壺253-3	0957-32-3391
アクアライフ	小柳 武典	諫早市小長井町小川原浦1463	0957-34-4159
有限会社 北高設備	鋤崎 啓司	諫早市高来町下与133	0957-32-4125
有限会社 小柳設備	小柳 和博	諫早市小長井町牧256-48	0957-27-6050

地区別避難場所及び指導者一覧表

(地震災害時には地震災害対策編の第5節「避難対策」を参照のこと)

(諫早 地域)

地区名	避難場所		電話	管理者	収容面積	収容人員	標高	炊出能力
中	東小路町公民館		22-0898	大塚 好弘	159	79	5	有
	幸町公民館		23-6336	松原 亨	282	141	6	有
	仲沖町公民館		22-2171	森永 泰仁	79	39	5	有
	八天町公民館		090-8763-2427	古川 無逸	160	80	5	有
	教法寺(上町)		22-1800	秀山 達也	80	40	10	有
	徳養寺(船越町)		22-4193	三浦 道彦	165	82	11	有
	広福寺(船越町)		22-4192	雲山 修平	165	82	13	有
	安勝寺(金谷町)		22-0138	正林 悟朗	248	124	13	有
	明勝寺(八天町)		22-2619	木下 和久	112	56	7	有
	性空寺(原口町)		22-2956	横山 秀道	90	45	13	有
中央	立退指 導者 及 び 電 話 番 号	高城町	松本 博行	(22-3675)	網掛は水害時には除く			
		栄町	小林 靖明	(23-1391)				
		上町	小柳 均	(22-3710)				
		八坂町	古賀 文朗	(090-1516-1876)				
		本町	小川 文雄	(23-2633)				
		東本町	高森 勤	(22-4649)				
		旭町第1	野口 貴生	(090-9560-7478)				
		旭町第2	今里 浩士	(080-5602-5767)				
		八天町	古川 無逸	(090-8763-2427)				
		東小路町	大塚 好弘	(090-4987-2575)				
厚生町	森田 正明	(080-1739-5027)						
幸町	松原 亨	(23-6336)						
仲沖町	森永 泰仁	(22-2171)						

地区名	避難場所	電話	管理者	収容面積	収容人員	標高	炊出能力
中	西郷町公民館	080-1765-0285	廣田 秀	85 m ²	42 人	12 m	有
	上野町公民館	23-3770	近藤 弘	208	104	13	有
	船越町公民館	22-2044	森 幸太郎	107	53	8	有
	原口町公民館	22-1897	町田 秀夫	159	79	18	有
	野中町公民館	23-7538	安部 正	67	33	17	有
	新道町公民館	22-0986	寺崎 和幸	95	47	6	有
	宇都町公民館	22-1695	辻 弘之	143	71	34	有
	諫早中学校屋内運動場	22-0091	諫早中校長	1,080	540	8	有
	諫早文化会館	25-1500	諫早青年会議所	1,054	527	43	無
	平仙寺（上野町）	22-0712	山下 秀憲	80	40	16	有
	徳養寺（船越町）	22-4193	三浦 道彦	165	82	11	有
	広福寺（船越町）	22-4192	雲山 修平	165	82	13	有
	性空寺（原口町）	22-2956	横山 秀道	90	45	13	有
南	立退 指導者 及び 電話 番号	西郷町	廣田 秀	(080-1765-0285)	網掛は水害時は除く		
		上野町	近藤 弘	(23-3770)			
		船越町	森 幸太郎	(22-2044)			
		原口町	町田 秀夫	(22-1897)			
		野中町	安部 正	(23-7538)			
		新道町	寺崎 和幸	(22-0986)			
		立石町	栄田 元信	(090-3195-2377)			
		西小路町	平野 朋哉	(24-0229)			
		宇都町	辻 弘之	(22-1695)			

地区名	避難場所		電話	管理者	収容面積	収容人員	標高	炊出能力	
中	福田町公民館		090-5940-7016	古川 利光	602 m ²	301 人	6 m	有	
	デイサービスいきいきハウス		23-3021	高橋 桂子	300	150	60	有	
	泉町公民館		23-8809	原口 勲	298	149	12	有	
	金谷町公民館		090-2504-3475	山田 康成	47	23	2	有	
	天満町公民館		22-5097	堀口 春記	626	313	14	有	
	城見町公民館		23-0265	宮崎 守	115	57	24	有	
	日の出町公民館		23-7340	平野 博	410	205	67	有	
	永昌町公民館		26-3803	道越 芳正	110	55	41	有	
	永昌東町公民館		24-6114	西 善次	52	26	15	有	
	栄田町公民館		26-3265	森 誠	418	209	29	有	
	西栄田町公民館		26-0262	白川 剛助	46	23	49	有	
	本明町公民館		25-0756	中道 正春	108	54	27	有	
	目代町公民館		22-0803	福富 力	146	73	147	有	
	中央公民館北分館		—	諫早市	173	86	14	無	
	明峰中学校屋内運動場		26-0075	明峰中校長	672	336	63	有	
	央	安勝寺（金谷町）		22-0138	正林 悟朗	248	124	14	有
本清寺（城見町）		22-1988	友田 恵隆	250	125	17	有		
慶巖寺（城見町）		22-0136	稲永 俊行	330	165	15	有		
蓮光寺（城見町）		22-0446	三浦 道彦	102	51	13	有		
正応寺（天満町）		22-2651	大木 東一	66	33	19	有		
北		立退指 導者 及 び 電 話 番 号	福田町	古川 利光	(090-5940-7016)	網掛は水害時は除く			
			泉町	原口 勲	(23-8809)				
			金谷町	山田 康成	(090-2504-3475)				
			天満町	堀口 春記	(22-5097)				
			城見町	宮崎 守	(23-0265)				
	日の出町		平野 博	(23-7340)					
	永昌町		道越 芳正	(26-3803)					
	永昌東町		西 善次	(24-6114)					
	栄田町		森 誠	(26-3265)					
	西栄田町		白川 剛助	(26-0262)					
	本明町		中道 正春	(25-0756)					
	目代町		福富 力	(22-0803)					
	西部台大さこ町		畠中 公道	(090-3074-7739)					
	西部台大さこ町第二		山野 裕智	(090-4776-4529)					

地区名	避難場所	電話	管理者	収容面積	収容人員	標高	炊出能力	
小栗	鷺崎町公民館	22-2494	久保 博	291 m ²	145 人	33 m	有	
	小川町公民館	21-1407	古賀 昭司	201	100	7	有	
	ひばりが丘公民館	24-3322	中里 利行	218	109	20	有	
	夫婦木公民館	24-1029	江嶋 孝	45	22	42	有	
	平山町公民館	22-4272	松尾 恭生	200	100	15	有	
	平山団地公民館	24-0284	林田 保	36	18	54	有	
	小ヶ倉町公民館	23-8329	佐藤 厚義	104	52	35	有	
	西林寺 (川床町)	22-0156	貞包 俊雄	99	49	26	有	
	立退指導者及び電話番号	平山町	松尾 恭生 (22-4272)	網掛は水害時は除く				
		土師野尾町	中嶋 哲郎 (090-9562-7424)					
		川床町	松尾 博之 (24-3234)					
		鷺崎町	久保 博 (22-2494)					
		小川町	古賀 昭司 (21-1407)					
		夫婦木	江嶋 孝 (24-1029)					
		小ヶ倉町	佐藤 厚義 (23-8329)					
栗面町		松尾 和希 (090-8627-8999)						
栗面住宅		濱口 邦宏 (080-5665-2912)						
小栗住宅		副田 誠 (090-1978-1111)						
小川団地		船津 舞華 (090-6296-7878)						
ひばりが丘		中里 利行 (24-3322)						
平山団地		林田 保 (24-0284)						
扇		下川 政子 (22-4126)						
刑務所官舎	川上 卓也 (22-1330)							
県住栗面団地	吉武 かずよ (090-3608-3380)							

地区名	避難場所		電話	管理者	収容面積	収容人員	標高	炊出能力	
小	黒崎町公民館		23-7411	黒田 雅博	225 m ²	112 人	7 m	有	
	小野島町公民館		23-8612	岸川 孝義	207	103	2	有	
	川内町公民館		23-8393	永尾 正邦	257	128	1	有	
	曙住宅集会所		21-8388	能田 八千代	66	33	2	有	
	小園集落センター（長野町）		22-7650	高稲 恒	50	25	23	有	
	長野会館（長野町）		22-7650	高稲 恒	236	118	4	有	
	桃原寺（赤崎町）		22-2831	緒方 正親	83	41	5	有	
	小野ふれあい会館		21-1297	諫早市	529	264	4	有	
	野	立退指 導者及 び電 話番 号	赤崎町	西村 一美	(22-6490)	網掛は水害時は除く			
			黒崎町	黒田 雅博	(23-7411)				
小野町			道辻 肇	(090-3321-7497)					
小野島町			岸川 孝義	(23-8612)					
川内町			永尾 正邦	(23-8393)					
川内町(新地)			永尾 正邦	(23-8393)					
宗方町			前田 正信	(22-3196)					
長野町			高稲 恒	(22-7650)					
曙町			能田 八千代	(21-8388)					
小野団地			小林 巧	(090-2719-6189)					

地区名	避難場所		電話	管理者	収容面積	収容人員	標高	炊出能力
有	松里一町公民館		090-2396-0238	前田 増雄	41 m ²	20 人	22 m	有
	早見町公民館		28-3319	濱崎 弘一	215	107	19	有
	中通町公民館		28-3978	本田 哲郎	132	66	19	有
	天神高齢者・若者センター		090-8416-3584	酒井 守	101	50	69	有
	鶴田高齢者若者センター		28-6931	川口 信介	92	46	14	有
	恵仁荘		28-3267	松尾 和彦	180	90	51	有
	天恵荘		28-2304	三隅 健	698	349	62	有
	光明荘		28-2963	池永 悟	20	10	51	有
	福寿園		28-2211	田中 康行	117	58	62	有
	諫早療育センター		28-3131	國場 英雄	383	191	54	有
	有喜中学校屋内運動場		28-2223	有喜中校長	578	289	48	有
	明德寺(有喜町第3)		28-2559	大倉 敏朗	178	89	14	有
	浮亀城公民館(有喜町第3)		—	西原 直之	220	110	12	有
喜	立退 指導者 及び 電話 番号	松里町第1	前田 増雄	(090-2396-0238)				
		松里町第2	寺下 秀浩	(090-4474-7152)				
		有喜町第1	田中 耕治	(28-2225)				
		有喜町第2	藤原 祐	(28-3503)				
		有喜町第3	西原 直之	(28-2645)				
		中通町	本田 哲郎	(28-3978)				
		鶴田町	川口 信介	(28-6931)				
		早見町	濱崎 弘一	(28-3319)				
	天神町	酒井 守	(090-8416-3584)					

地区名	避難場所		電話	管理者	収容面積	収容人員	標高	炊出能力
本 野	本野町柳谷公民館		—	山口 繁則	24 m ²	12 人	239 m	有
	大野構造改善センター		—	村井 孝則	20	10	190	有
	本野町彦城公民館		—	音なぎ 光司	38	19	65	有
	琴川集落センター		—	中嶋 一弘	84	42	88	有
	富川町小野公民館		—	谷口 清次	36	18	203	無
	落公民館		—	小森 榮	16	8	200	有
	平地蒔公民館		—	一ノ瀬幸則	65	32	185	有
	洞仙公民館		—	宮本 幸治	172	86	137	有
	二股集会所		—	小川 政吉	20	10	97	無
	湯野尾集落センター		—	川副 保光	172	86	183	有
	下組公民館		—	西村 宣昭	24	12	124	有
	上大渡野町公民館		—	廣田 恵次	140	70	71	有
	二ヶ倉公民館		—	木下 寿幸	66	33	75	有
	円能寺公民館		—	峰 保典	26	13	123	有
	古場公民館		—	坂野 義隆	39	19	167	有
	明教寺（上大渡野町）		—	片山 量海	148	74	93	有
	明峰中学校屋内運動場		—	明峰中校長	672	336	63	有
下大渡野構造改善センター		—	林 一範	155	77	51	有	
立 退 指 導 者 及 び 電 話 番 号	本野町	末次 一裕	(090-5920-8067)	網掛は水害時は除く				
	富川町	藤山 徳二	(25-9005)					
	湯野尾町	藤原 廣保	(25-9264)					
	上大渡野町	廣田 恵次	(46-7767)					
	下大渡野町	平原 富美男	(26-6705)					

地区名	避難場所		電話	管理者	収容面積	収容人員	標高	炊出能力
長	小豆崎町第一公民館		23-6387	堤 良計	66 m ²	33 人	25 m	有
	小豆崎町第二公民館		23-6387	堤 良計	26	13	20	有
	西里町公民館		22-5243	松竹 恭貴	247	123	26	有
	中田町公民館		090-3608-2243	岩永 敏則	57	28	50	有
	御手水町第二公民館		090-5738-6051	川原 義美	29	14	127	有
	御手水町第一公民館		090-5738-6051	川原 義美	198	99	148	有
	岩屋川口公民館		—	岩永 吉二郎	33	16	205	有
	大場町公民館		24-8309	堀 一善	80	40	259	有
	片木構造改善センター		—	碓 洋次	33	16	408	有
	白木峰町公民館		24-8268	芳田 福次郎	62	31	250	有
	岩名ふれあいの館		—	岩永 和則	33	16	171	有
	正久寺町公民館		23-9434	石丸 一博	145	72	10	有
	高天町公民館		090-1169-0888	大石 一郎	140	70	11	有
	白浜町公民館		24-8706	牟田 幸雄	121	60	16	有
	白原町公民館		090-8910-6844	平野 悟	62	31	81	有
	長田町公民館		23-9040	野田 義博	163	74	14	有
	猿崎町公民館		24-8359	井手 博樹	99	49	4	有
	長田中学校屋内運動場		23-9014	長田中校長	578	289	11	有
諫早ゆたか荘		23-9637	中川 浩司	300	150	15	有	
田	立 退 指 導 者 及 び 電 話 番 号	小豆崎町	堤 良計	(23-6387)	網掛は水害時は除く			
		西里町	松竹 恭貴	(22-5243)				
		中田町	岩永 敏則	(090-3608-2243)				
		御手水町	川原 義美	(090-5738-6051)				
		大場町	堀 一善	(24-8309)				
		白木峰町	芳田 福次郎	(24-8268)				
		長田町	野田 義博	(23-9040)				
		正久寺町	石丸 一博	(23-9434)				
		高天町	大石 一郎	(090-1169-0888)				
		白浜町	牟田 幸雄	(24-8706)				
		白原町	平野 悟	(090-8910-6844)				
		猿崎町	井手 博樹	(24-8359)				

地区名	避難場所		電話	管理者	収容面積	収容人員	標高	炊出能力
真津山	久山町公民館		26-1206	井手 洋一郎	198 m ²	99 人	10 m	有
	久山台コミュニティセンター		26-5355	池田 正昭	226	113	56	有
	若葉町集会所		090-6293-6274	佐藤 一蔵	148	74	28	有
	貝津町公民館		26-7558	石丸 哲也	247	123	15	有
	馬渡町公民館		26-1585	都留 強	148	74	5	有
	小船越町公民館		26-3502	毎熊 明	225	112	27	有
	小船越町2区公民館		24-4357	高森 文治	70	35	26	有
	中尾町公民館		26-6122	林田 弘喜	70	35	30	有
	山川町公民館		090-9590-4626	山口 薫	144	72	15	有
	山川町第二自治会事務所		26-0330	田中 保昭	49	24	32	有
	青葉台集会所		080-8363-2946	中村 修一	275	137	21	有
	西諫早中学校屋内運動場		26-0694	西諫早中校長	749	374	8	有
	デイサービスセンター高望荘		25-5670	石崎 由喜美	399	199	12	有
	立退指導者及び電話番号	久山町	井手 洋一郎	(26-1206)				
久山台ニュータウン		池田 正昭	(26-5355)					
若葉町		佐藤 一蔵	(090-6293-6274)					
貝津町		石丸 哲也	(26-7558)					
貝津ヶ丘		横山 竜太	(25-2623)					
小船越町		毎熊 明	(26-3502)					
馬渡町第1		川浪 良次	(090-4485-6800)					
馬渡町第2		鉄本 浩一郎	(090-1515-6683)					
馬渡町5番地		都留 強	(26-1585)					
馬渡町9番地		辻 良彦	(25-2335)					
中尾町		林田 弘喜	(26-6122)					
山川町第1		山口 薫	(090-9590-4626)					
山川町第2		田中 保昭	26-0330					
山川町中地区		佐藤 誠	(090-4997-9405)					
津久葉町	小玉 晋作	(25-3333)						
青葉台	中村 修一	(080-8363-2946)						

地区名	避難場所		電話	管理者	収容面積	収容人員	標高	炊出能力	
西 諫 早	破籠井町公民館		090-1876-4576	國司 豊	66	33	67	有	
	真崎町公民館		090-1515-5866	田苗 隆史	99	49	29	有	
	中井原公民館		—	今里 勇二	66	33	36	有	
	真城中学校屋内運動場		26-0650	真城中校長	1,196	598	5	有	
	明峰中学校屋内運動場		26-0075	明峰中校長	672	336	63	有	
	立 退 指 導 者 及 び 電 話 番 号	津水町	中路 拓明	(26-6255)					
		真崎町	田苗 隆史	(090-1515-5866)					
		破籠井町	國司 豊	(090-1876-4576)					
		白岩町東部	根来 博文	(090-2710-8088)					
		白岩町西部	峯友 清博	(090-6565-9759)					
		白岩町南部	竹口 広介	(090-4489-2308)					
		白岩町北部	湯川 順治	(25-5827)					
		堂崎町第1	三重 雅夫	(090-9795-5905)					
堂崎町第2		石橋 英紀	(090-9650-5503)						
堂崎町第3		田崎 信幸	(25-2485)						
真崎団地	木下 京子	(090-8419-6815)							
西部台堀の内町	馬渡 勇一	(090-3413-1540)							
真崎町西部台	平田 利勝	(090-7987-3791)							

(多良見 地域)

※網掛は水害時は除く
★印は土砂災害警戒情報発表中は除く

地区名	避難場所	電話	管理者	収容面積	収容人員	標高	炊出能力
西川内	西川内公民館	43-2143	本田 隆	60 m ²	30 人	80 m	有
市布	市布公民館★（上市）	090-8397-9838	松尾 博一	50	25	33	有
	多良見団地公民館	090-8226-6548	岸良 弘幸	63	31	82	有
	喜々津団地公民館	43-4668	小山 明	153	76	49	有
中里	中里公民館★	090-1513-1594	山内 和博	99	49	15	有
木床 ・ 船津	先木床集会所（木床一区自治会）	080-1704-3503	中路 英憲	55	27	3	有
	木床公民館★（木床一区自治会）	080-1704-3503	中路 英憲	100	50	5	有
	船津公民館	090-8914-4553	川崎 剛	110	55	1	有
	木床2区公民館	43-1854	石丸 俊也	110	55	7	有
化屋 ・ シー サイド	多良見支所	43-1111	諫早市	386	267	4	無
	井樋ノ尾公民館★	43-5695	川口 勉	33	16	19	有
	阿蘇区公民館	090-4350-0185	石丸 昌則	80	40	4	有
	化屋区公民館	090-8763-6801	原口 博道	170	85	1	有
	丸尾1区自治会公民館	090-5297-2756	山下 彦幸	215	107	10	有
	丸尾2区公民館	080-9335-6400	川原 陽介	146	73	30	有
	化屋公民館（大島自治会）	090-8763-6801	原口 博道	90	45	3	有
	大島公民館	090-6775-5260	嶋田 正幸	80	40	1	有
	シーサイド1区公民館	43-6994	松本 幸治	137	68	4	有
	シーサイド2区公民館	51-7741	大牟田 敏晴	138	69	2	有
	シーサイド3区公民館	43-4204	阪上 政則	223	111	3	有
シーサイド4区公民館	51-6739	小林 勝	133	66	2	有	
東西園	東西園公民館	43-0666	山口 利徳	49	24	21	有
野副	野副公民館★	43-1709	菅原 善文	46	23	11	有
元釜	群公民館（元釜自治会）	44-1272	松本 和久	35	17	179	有
	元釜公民館★（元釜自治会）	44-1272	松本 和久	141	70	2	有
舟津	舟津コミュニティセンター（伊木力舟津）	44-1260	白岩 博文	59	29	2	有
	中通防災センター（伊木力中通）	090-4588-8892	永尾 正明	200	100	9	有
	田中集落センター	44-1871	浦 二三男	52	26	10	有
野川内	野川内公民館	44-1705	山野 義弘	76	38	29	有
山川内	山川内コミュニティセンター	44-1135	松尾 明人	214	107	30	有
佐瀬	大崎公民館	44-1155	柴田 伸二	50	25	73	有
	琴ノ尾公民館	44-1114	中村 昌俊	52	26	302	有

(森山 地域)

★印は土砂災害警戒情報発表中は除く

地区名	避難場所	電話	管理者	収容面積	収容人員	標高	炊出能力
下井牟田	下井牟田公民館	090-7380-9310	田中 克史	107 m ²	53 人	3 m	有
	桃原寺★	22-2831	緒方 正親	83	41	5	有
上井牟田	教専寺★	35-2201	中山 晃憲	350	175	85	有
	中野屋敷公民館	090-9073-5898	中野 誠吾	70	35	81	有
唐比	唐比東公民館	36-1582	机元 政美	91	45	10	有
杉谷	杉谷公民館	080-5282-2859	秀島 公一郎	107	53	4	有
田尻	田尻公民館	36-1403	西村 清貴	166	83	2	有
	県央農協森山支店 (営業時間中のみ)	36-1211	野口 博幸	500	250	3	有
本村	本村公民館	35-2430	水頭 哲郎	107	53	4	有
慶師野	慶師野公民館	35-2017	土井口 隆信	107	53	3	有

(飯盛 地域)

★印は土砂災害警戒情報発表中は除く

地区名	避難場所	電話	管理者	収容面積	収容人員	標高	炊出能力
後田	後田公民館	090-8419-1671	佐々木 講次	158 m ²	79 人	22 m	有
船津	船津公民館	090-3663-8177	高比良 智則	124	62	4	有
久保	久保公民館★	090-8839-3188	川下 晴満	132	66	13	有
佐田	佐田公民館★	48-1946	本田 哲男	133	66	20	有
小島	小島公民館	48-1938	藤本 健作	182	91	4	有
平古場	平古場公民館★	090-9575-2329	平古場 敏則	152	76	14	有
石原	石原公民館	090-9578-5789	山下 和彦	154	77	20	有
山口	山口公民館	48-2083	山口 俊文	154	77	83	有
	野中公民館★	48-0825	木本 薫	87	43	29	有
	牧野営農施設	—	中山 美枝子	98	49	125	有
開	開公民館	48-1901	中山 康久	119	59	19	有
	開営農研修所★	48-1120	園 初喜	71	35	34	有
	宮園公民館	—	馬場 嘉孝	129	64	10	有
上原	上原研修所★（上原自治会）	48-0348	上原 薫	152	76	22	有
池下	池下公民館	49-1330	西海 哲郎	137	68	3	有
清水	清水公民館★	48-0027	島田 伸一郎	153	76	35	有
寺平	寺平公民館	090-2589-9066	松谷 宜也	208	104	37	有
田平	田平公民館	090-8669-3649	園田 輝光	127	64	10	有
古場	古場公民館★	49-1702	向井 忠通	158	79	77	有

(高来 地域)

地区名	避難場所	電話	管理者	収容面積	収容人員	標高	炊出能力
湯江	光宗寺	32-2284	楠原 智佐利	m ²	200人	16 m	有
	和銅寺	32-2879	宮崎—輝朗(死亡)		200	19	有
	善住寺公民館	32-3010	花岡 隆紀	62	31	16	有
宇良	高来公民館宇良分館	32-3238	諫早市	360	180	17	有
	黒新田地区集会所	090-7155-8646	山田 政和	90	45	285	有
小江	金光寺	32-2183	大峰 信祥		200	30	有
	小船津公民館	090-2101-3616	下田 仁	149	74	23	有
	平田公民館	090-3665-3848	北嶋 登	72	36	70	有
深海	蓮行寺	32-3212	藤海 暁成		200	15	有
	富地戸公民館	090-7294-9782	江利口 主税	63	31	8	有
	萩原公民館	080-4272-6019	菅野 和也	75	37	218	有
	天初院	32-4058	山口 俊哉	165	82	45	有

(小長井 地域)

★印は土砂災害警戒情報発表中は除く

地区名	避難場所	電話	管理者	収容面積	収容人員	標高	炊出能力
遠竹	遠竹公民館	34-4011	宮崎 武彦	143 m ²	71 人	41 m	有
	釜公民館	34-4011	宮崎 武彦	114	57	5	有
	柳南公民館	34-4036	今村 信文	51	25	76	有
	遠竹本村公民館	34-3998	中川 俊弘	103	51	42	有
	黒仁田公民館	34-4039	池田 幸一	78	39	120	有
築切	築切公民館	34-4062	中村 正幸	109	54	10	有
小ヶ浦	小長井支所	34-2111	諫早市	30	15	13	有
	小ヶ浦公民館	080-1722-8088	田川 貞則	184	92	13	有
	長戸公民館	34-3963	矢崎 勇助	84	42	3	有
	新田原公民館	34-4137	山本 建次	89.5	44	111	有
田原	農場公民館	34-3021	原尾 茂	106	53	211	有
	田原公民館	34-3021	原尾 茂	73	36	201	有
	清水公民館★	34-3877	前田 一男	90	45	284	有
牧	牧公民館	090-8764-1756	黒木 繁秀	143	71	27	有
長里	足角公民館★	34-2556	村松 栄三	110	55	4	有
	川内公民館★	34-2557	矢竹 保	84	42	21	有
	打越公民館	34-3798	島田 久	84	42	14	有
	船津公民館	34-2711	野副 和彦	52	26	13	有
	田代1 公民館	34-2745	中田 強	49	24	30	有
	田代2 公民館	34-3463	北島 隆英	108	54	16	有
	尾ノ上公民館	34-3215	竹田 俊郎	104	52	34	有
	大久保公民館	-	川野 文弘	100	50	67	有
	長里小学校屋内運動場	34-2102	長里小校長	432	216	19	有
広川良	広川良公民館	34-3841	佐々木 健馬	30	15	386	有

浸水想定区域内の要配慮者利用施設

(水防法第15条第1項第4号に規定する施設)

○洪水（本明川・半造川）

施設名	所在地	電話番号	備考
(保育所)			
ともしび保育園	新道町83-8	23-8535	県管理区間
ほなみ保育園	小野島町2057-1	23-3765	
とんぼ保育園	栄町1-1	56-8585	
(認定こども園)			
菜の花こども園	仲沖町543-2	22-5784	
にしざきこども園	小豆崎町319-3	23-5052	
認定こども園サンの家	幸町59-1	22-7511	
ながたこども園	長田町2434	23-9220	
(子育て支援施設)			
すくすく広場	栄町1-1	46-5276	
(学童クラブ)			
仲沖学童クラブ	仲沖町15-34	22-5784	
学童保育諫小学童クラブ	幸町59-1	24-0444	
なかよし村学童1組	福田町6-40	22-6253	
なかよし村学童2組	福田町6-40	22-6253	
学童保育こどものくに小野	宗方町347-1	21-9510	
みのり学童クラブ	西里町803	23-9185	
(小学校)			
諫早小学校	仲沖町457-4	22-0499	
小野小学校	宗方町365	22-0497	
長田小学校	西里町800	23-9010	体育館のみ
(中学校)			
諫早高等学校附属中学校	東小路町1-7	22-1222	
諫早中学校	西郷町930-1	22-0091	
(高等学校)			
諫早高等学校	東小路町1-7	22-1222	
(特別支援学校)			
諫早東特別支援学校	永昌東町24-2	22-1863	
(有料老人ホーム)			
ひばり	船越町612-3	22-2200	
有料老人ホームふれあい船越	船越町658-1	22-2910	
福の家	福田町38-41	46-3681	
(サービス付き高齢者向け住宅)			
あんしんハウス諫早	福田町32-2	24-0008	
ウェルケア天満	天満町6-1	47-9612	
(介護老人保健施設)			
ケアホーム・クローバー	長田町2547	24-8810	
(介護医療院)			
あねがわ介護医療院	小野島町2378-2	24-3180	
(認知症対応型共同生活介護)			
グループホームくれも	栗面町810-2	24-0811	県管理区間
(短期入所生活介護)			
ショートステイ 富士山	長野町1413-3	35-4848	

施設名	所在地	電話番号	備考
(通所リハビリテーション)			
通所リハ 貝田整形	東小路町12-10	22-0336	
犬尾内科医院	泉町14-26	22-0245	
諫早記念病院介護サービス「ひまわり」	天満町2-21	22-0353	
姉川病院	小野島町2378-2	24-0033	
ケアホーム・クローバー	長田町2547	24-8810	
古川医院	高天町2612-1	24-8300	
(小規模多機能型居宅介護)			
小規模多機能型居宅介護よんしゃい	福田町32-2	22-3202	
(通所介護)			
リハビリテーションあいのわデイサービス	東小路町12-8	56-8669	
デイサービスセンターひなたぼっこ	八天町17-33	22-9000	
デイサービスセンター暖家	幸町64-15	22-7581	
コンパスウォーク栄町	栄町2-11-102	46-3938	
デイサービスセンターひばり	船越町612-3	22-2200	
ふれあい船越デイサービスセンター	船越町658-2	22-2910	
デイサービスセンター第二彩音	西郷町926	47-8401	
まごころデイサービス事業所	福田町23-3	24-0202	
デイサービスいこう	福田町32-2	46-5559	
デイサービス 福の家	福田町38-41	46-3681	
リハビリテーションあいのわデイサービス 2nd	幸町52-7	47-6869	
諫早記念病院通所介護事業所ひまわり	天満町2-26	21-7900	
デイサービスハーモニー・きずな	栗面町176-2	47-9850	県管理区間
デイサービスセンターゆるり	栗面町810-2	24-2818	県管理区間
デイサービスあかり	栗面町814	47-9094	県管理区間
デイサービス 富士山	長野町1413-3	35-4848	
リハビリテーション あいのわ3rd デイサービス	黒崎町106-1	46-3307	
デイサービスさくら草	小豆崎町530-1	47-9430	
デイサービスセンターひだまりの里 a i m	小豆崎町547	47-5853	
(障害福祉サービス事業所)			
ドンキーワールド	八天町6-17	22-9569	
就労支援施設みらい/GENKI	幸町7-27	24-0778	
グループホームあおぞら	幸町65-21	22-6815	
就労支援センターB型あおぞら	幸町65-21	46-5506	
アストルテ	厚生町3-20	35-7521	
CAREER PORT ほんまち	本町2-5	35-4886	
就労支援センター ラポール諫早	福田町5-46	21-8281	
とっとり亭	福田町23-40	47-8562	
さをり工房ながさき	天満町34-5	35-7970	
県立こども医療福祉センター	永昌東町24-3	22-1300	
障害者就労センター ロバの店	川内町524-1	56-9768	
ふわり諫早	西里町1691-2	47-5758	
トアルク	小野町365-1	22-3533	
クローバー館	川内町136-9	51-5496	
CAREER PORT リンク	本町2-5	47-5559	
さん・さん諫早	天満町5-17	56-8133	

施設名	所在地	電話番号	備考
(障害児通所支援事業所)			
にじいろ kids	幸町24-33	56-8321	
第二リタの心 療育学苑	永昌東町22-48	47-6710	
ふわり諫早	西里町1691-2	47-5758	
諫早こどもデイサービスわくわく広場	長田町1470	20-4120	
トアルク	小野町365-1	22-3533	
COMPASS発達支援センター諫早	船越町891-2	56-9328	
サニーキッズいさはや	泉町20-25-1F	42-3239	
ぶれいらんど本町	本町3-14	47-9804	
(地域活動支援センター)			
地域活動支援センターひまわり	東小路町4-26	22-3717	
さをり工房ながさき	天満町34-5	35-7970	
(病院)			
諫早記念病院	天満町2-21	22-0370	
諫早総合病院	永昌東町24-1	22-1380	
県立こども医療福祉センター	永昌東町24-3	22-1300	
姉川病院	小野島町2378-2	24-3180	
(診療所)			
貝田整形外科	東小路町12-10	22-0336	
出口医院レディースクリニック	東小路町14-33	22-3410	
まつお眼科医院	幸町2-21	24-6604	
コムタ外科・整形外科医院	幸町25-7	22-2597	
森眼科内科医院	八坂町5-3	22-5658	
立石産婦人科医院	栄町7-6	22-0292	
犬尾内科医院	泉町14-26	22-0245	
安永産婦人科医院	泉町17-22	22-0032	
草野内科小児科医院	永昌東町15-1	23-1212	
mamレディースクリニック	永昌東町20-23	22-0678	
しば整形外科クリニック	永昌東町20-25	22-1086	
澤田医院	宗方町16-5	22-1178	
江藤外科消化器科医院	小野島町132-1	21-0202	
野田医院	西里町23	24-1777	
檀野医院	長田町2592	23-9226	
古川医院	高天町2612-1	24-8300	

浸水想定区域内の要配慮者利用施設

(水防法第15条第1項第4号に規定する施設)

○洪水（東大川・楠原川）

施設名	所在地	電話番号	備考
(介護老人保健施設)			
ろうけん西諫早	貝津町3015	25-2266	

○洪水（伊木力川・山川内川）

施設名	所在地	電話番号	備考
(小学校)			
伊木力小学校	多良見町舟津1107-1	44-1022	
(中学校)			
琴海中学校	多良見町舟津1870	44-1872	
(有料老人ホーム)			
住宅型有料老人ホーム ありびお	多良見町元釜5-15	44-1316	
(介護老人福祉施設(特養))			
真和荘	多良見町元釜556	44-1311	
(短期入所生活介護)			
真和荘指定短期入所生活介護事業所	多良見町元釜556	44-1311	
(認知症対応型共同生活介護)			
グループホームゆうき	多良見町元釜5-15	44-1765	
(通所リハビリテーション)			
すばる診療所	多良見町元釜5-15	28-7788	
(指定通所介護事業所)			
真和荘	多良見町元釜556	44-1344	
デイサービスまりん	多良見町元釜5-15	44-1371	
デイサービスまりんはあと	多良見町元釜5-15	44-1316	

○洪水（船津川）

施設名	所在地	電話番号	備考
無し			

土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条第4項に規定する施設)

施設名	所在地	電話番号	備考
(保育所)			
いちご保育園	栗面町315	22-5840	
小野保育園	小野町676-2	23-0120	
有喜保育園	有喜町418-2	28-2052	
遊びの家共同保育園	多良見町西川内1245-1	43-6085	
みどり保育園	多良見町野副73	43-1512	
中里保育園	多良見町中里47-9	43-2938	
珠光保育園	飯盛町平古場130-6	27-8001	
常香保育園	飯盛町里1893-3	49-1059	
明教保育園	上大渡野町33-2	25-3434	
(認定こども園)			
もりやまこども園	森山町慶師野1884-2	35-2760	
ふたばこども園	小長井町小川原浦562-1	34-3089	
認定こども園ふじ幼稚園	飯盛町中山611	48-0104	
ひかり認定こども園	高来町金崎759	32-2050	
(学童クラブ)			
学童保育こどものくに小野	宗方町347-1	21-9510	
学童保育ポケットクラブ	小長井町小川原浦227	34-2716	
中里児童クラブ1組・2組	多良見町中里50-2	43-6940(1組) 51-4023(2組)	
喜小児童クラブ1組	多良見町中里42-8	47-5133	
喜小児童クラブ2組	多良見町中里40-28	51-6279	
森山東小学童クラブ	森山町唐比北778-1	36-7101	
学童保育「かたらんね」	飯盛町開1929-3	48-1190	
(小学校)			
小野小学校	宗方町365	22-0497	
有喜小学校	有喜町800	28-2004	
大草小学校	多良見町野副59	43-1231	
森山東小学校	森山町杉谷2343	36-1006	
飯盛西小学校	飯盛町里620	49-1011	
(中学校)			
小野中学校	小野町1320-1	22-0594	
琴海中学校	多良見町舟津1870	44-1872	
森山中学校	森山町下井牟田455-2	35-2004	
飯盛中学校	飯盛町平古場60	48-1151	
小長井中学校	小長井町小川原浦865	34-2003	
(養護老人ホーム)			
養護老人ホーム 聖フランシスコ園	高来町神津倉41-1	32-2129	
(軽費老人ホーム)			
諫早の里英智園	福田町3320-1	21-1323	
(有料老人ホーム)			
ゆたか荘 みらいホーム	長田町2781-1	23-9680	
住宅型有料老人ホーム ありびお	多良見町元釜5-15	44-1316	
ナーシングホーム小長井	小長井町小川原浦656	34-2007	
(サービス付き高齢者向け住宅)			
真和レジデンス	本野町2-1	25-6335	
森の駅	森山町杉谷2902-1	36-1124	
あじさい	飯盛町後田1644-1	48-2811	

施設名	所在地	電話番号	備考
(介護老人福祉施設)			
真和荘	多良見町元釜556	44-1311	
特養いいもり	飯盛町開48	48-2270	
(認知症対応型共同生活介護)			
グループホーム 花の里	福田町3316-3	21-7778	
グループホームいさはや	福田町1673-8	35-4011	
グループホームゆたか荘ベルホーム	長田町2781-1	23-9637	
グループホームゆうき	多良見町元釜5-15	44-1765	
グループホームおおくさ	多良見町元釜555	44-1917	
グループホームあじさいの家	飯盛町後田1643-1	48-1972	
グループホーム コーヒーの家・紅茶の家	森山町杉谷2898-1	36-1670	
グループホームたかき	高来町峰179	32-6617	
グループホームおこんご	小長井町小川原浦656	34-2007	
(短期入所生活介護)			
ショートステイ 富士山	長野町1413-3	35-4848	
(通所リハビリテーション)			
諫早記念病院介護サービス「ひまわり」	天満町2-21	22-0353	
(小規模多機能型居宅介護)			
きらら	本野町2-1	25-3800	
ゆたか荘 サンホーム	長田町2781-1	23-9680	
(通所介護)			
老人デイサービスセンター花の里	福田町3316-3	21-7778	
諫早記念病院通所介護事業所 ひまわり	天満町2-26	21-7900	
リハビリセンターハイタッチ	永昌町42-33	41-4097	
デイサービススマイル	宗方町695-1	56-9673	
デイサービス富士山	長野町1413-3	35-4848	
デイサービスセンター 高望荘	貝津町2661-1	25-5670	
ゆたか荘通所介護	長田町2826-1	23-9680	
通所介護みらい	長田町2781-1	23-9680	
デイサービスセンターひだまりの里吉荘	小豆崎町351	47-5853	
デイサービスみすず	多良見町中里1738-1	51-6206	
デイサービスまりん	多良見町元釜5-15	44-1371	
デイサービス洗心庵	森山町慶師野793	35-2384	
デイサービスセンター森の里	森山町杉谷2899-2	36-3434	
デイサービスあじさい	飯盛町後田1648-2	48-2811	
特養いいもり	飯盛町開48	48-2270	
デイサービスセンターたかき	高来町峰179	32-6619	
(認知症対応型通所介護)			
デイサービスまりんはあと	多良見町元釜5-15	44-1316	
真和荘指定通所介護事業所	多良見町元釜556	44-1344	
特養いいもり	飯盛町開48	48-2270	
(障害福祉サービス事業所)			
ぱれっと	川床町127-2	21-6131	
つくしの里	森山町唐比北779	36-7101	
デイサービスカラフル	飯盛町古場846-1	48-1200	
しらぬい学園	高来町黒新田260-2	32-2155	
障害者就労支援事業所さざんか	小長井町小川原浦548	34-2808	

施設名	所在地	電話番号	備考
(障害児通所支援事業所)			
カラフル	飯盛町古場846-1	48-1200	
(病院)			
諫早記念病院	天満町2-21	22-0370	
山崎病院	小長井町小川原浦656	34-2007	
(診療所)			
犬尾内科医院	泉町14-26	22-0245	
すばる診療所	多良見町元釜5-15	28-7788	

国管理河川重要水防箇所

重要水防箇所評定基準

種 別	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越水 (溢水)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体漏水	<p>堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。</p> <p>堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。</p> <p>水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。</p>	<p>堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。</p> <p>堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。</p> <p>水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。</p>	
基礎地盤漏水	<p>堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。</p> <p>基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。</p> <p>水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。</p>	<p>堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に関する変状が集中している箇所。</p> <p>堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。</p> <p>水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。</p>	

種 別	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
水衝 ・洗掘	<p>水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。</p> <p>橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。</p> <p>波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。</p>	<p>水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。</p>	
工作物	<p>河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。</p> <p>橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)以下となる箇所。</p>	<p>橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。</p>	
工事施工			<p>出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切等により本堤に影響を及ぼす箇所。</p>
新堤防 ・破堤跡 ・旧川跡			<p>新堤防で築造後3年以内の箇所。破堤跡又は旧川跡の箇所。</p>
陸閘			<p>陸閘が設置されている箇所。</p>

国管理河川 重要水防箇所一覽表

種別	河川名	単位	数量	備考
重要度A	本明川	m	216	
	半造川	m	0	
	福田川	m	236	
合計		m	452	
重要度B	本明川	m	2,458	
	半造川	m	3367	
合計	福田川	m	320	
合計		m	6,145	
要注意	本明川	m	1,090	A、Bとの重
	半造川	m	125	複は除く
合計		m	1,215	
重点区間	半造川	m	671	
合計		m	671	
(排・取) 水門	重要度A	箇所	1	
	合計	箇所	1	
橋梁	重要度A	箇所	1	
	合計	箇所	1	
重要度B	本明川	箇所	7	
	半造川	箇所	2	
	福田川	箇所	1	
合計		箇所	10	
重要度B	本明川	箇所	1	
	福田川	箇所	1	
合計		箇所	2	
要注意	重要度A	箇所	28	
	合計	箇所	28	

国管理河川 重要水防箇所一覽表(重点区間)

番号	県名	河川名	地先名	左右岸の区別	位置	備考	本明川水系 水防工法
1	長崎県	半造川	鎌早町中内町	右	14500~14700	越水B (水衝前であり、B区間の中でも水防上特に重要)	土のう積み
2	長崎県	半造川	鎌早町船越町	左	14800~20000	越水B (B区間の中でも水防上特に重要)	土のう積み
3	長崎県	半造川	鎌早町船越町	右	20000~20300	越水B (B区間の中でも水防上特に重要)	土のう積み
計					3	0.671	
計		半造川		右岸	1	0.199	
				右岸	2	0.472	
合計				右岸	2	0.671	

国管理河川 重要水防箇所一覽表(A)

番号	県名	河川名	地先名	左右岸の区別	位置	延長(m)	備考	本明川水系 水防工法
1	長崎県	本明川	鎌早町天瀬町	左	68810~70000	0.173	高さの小さく越水の恐れあり(越水A)	土のう積み
2	長崎県	本明川	鎌早町栄田町	右	68550~70000	0.043	高さの小さく越水の恐れあり(越水A)	土のう積み
3	長崎県	福田川	鎌早町福田町	左	06550~06700	0.141	高さの小さく越水の恐れあり(越水A)	土のう積み
4	長崎県	福田川	鎌早町東町	右	06800~06700	0.095	高さの小さく越水の恐れあり(越水A)	土のう積み
計					4	0.452		
計		本明川		左岸	1	0.173		
				右岸	1	0.043		
		半造川		左岸	0	0.0		
				右岸	1	0.141		
		福田川		左岸	1	0.095		
合計				左岸	2	0.314		
				右岸	2	0.138		

国管理河川 重要水防箇所一覽表(A) 工作物

番号	県名	河川名	地先名	左右岸の区別	位置	備考	本明川水系 水防工法
1	長崎県	半造川	鎌早町幸町~川内町	-	06980	半造水防施設による空溜り化の恐れあり	
2	長崎県	福田川	鎌早町福田町	-	06820	溜り溜り、貯下高不足	
計					2		
計		本明川		右岸	0		
				右岸	0		
		半造川		左岸	0.5		
				右岸	0.5		
		福田川		左岸	0.5		
				右岸	0.5		
合計				左岸	1.0		
				右岸	1.0		
					2		

国管理河川 重要水防箇所一覽表(B)

番号	県名	河川名	地先名	左右岸の区別	位置	延長(m)	備考	本明川水系 水防工法
1	長崎県	本明川	鎌早町船越町	右	20350~20450	0.100	河溜り不足のため越水の恐れあり(越水B)	土のう積み
2	長崎県	本明川	鎌早町船越町~水町	右	40350~40500	0.150	河溜り不足のため越水の恐れあり(越水B)	土のう積み
3	長崎県	本明川	鎌早町八天町	左	40350~40500	0.150	河溜り不足のため越水の恐れあり(越水B)	土のう積み
4	長崎県	本明川	鎌早町船越町	左	40650~40800	0.277	河溜り不足のため越水の恐れあり(越水B)	土のう積み
5	長崎県	本明川	鎌早町高城町	右	40650~40800	0.158	河溜り不足のため越水の恐れあり(越水B)	土のう積み
6	長崎県	本明川	鎌早町天瀬町	左	50050~50300	0.737	河溜り不足のため越水の恐れあり(越水B)	土のう積み
7	長崎県	本明川	鎌早町高城町~水昌東町	右	50250~50300	0.527	河溜り不足のため越水の恐れあり(越水B)	土のう積み

番号	県名	河川名	地先名	位置	備考
8	長崎県	半造川	鎌倉市川内町	右	0/132 新堤防(R04.3築堤, B区間重復)
9	長崎県	半造川	鎌倉市船越町	左	0/250 新堤防(R05.3築堤, B区間重復)
10	長崎県	半造川	鎌倉市長町	右	0/086 新堤防(R03.3築堤, B区間重復)
11	長崎県	半造川	鎌倉市鷹崎町	右	0/175 新堤防(R06.3築堤, B区間重復)
		計		11	2/189
計		本明川		左岸 5 右岸 2	1/117
合計		半造川		左岸 3 右岸 6	0/283
				左岸 5 右岸 5	1/302
					0/792
				11	2/189

国管理河川 重要水防箇所一覽表(要注意) 工作物

番号	県名	河川名	地先名	位置	備考
1	長崎県	本明川	鎌倉市仲沖町	右	34900 旭町第2段階
2	長崎県	本明川	鎌倉市旭町	右	34960 旭町第3段階
3	長崎県	本明川	鎌倉市旭町	右	40000 旭町第4段階
4	長崎県	本明川	鎌倉市八天町	左	44070 八天第1段階
5	長崎県	本明川	鎌倉市八天町	左	44170 八天第2段階
6	長崎県	本明川	鎌倉市本町	右	44265 本町第1段階
7	長崎県	本明川	鎌倉市八天町	左	44290 八天第3段階
8	長崎県	本明川	鎌倉市八天町	左	44385 八天第4段階
9	長崎県	本明川	鎌倉市高段町	右	44450 本町第2段階
10	長崎県	本明川	鎌倉市高段町	右	44500 高城第1段階
11	長崎県	本明川	鎌倉市八天町	左	44505 輪内名第5段階
12	長崎県	本明川	鎌倉市城見町	左	44660 輪内名第6段階
13	長崎県	本明川	鎌倉市高段町	右	44700 高城第2段階
14	長崎県	本明川	鎌倉市城見町	左	44740 輪内名第7段階
15	長崎県	本明川	鎌倉市城見町	左	44790 輪内名第8段階
16	長崎県	本明川	鎌倉市城見町	左	44840 輪内名第9段階
17	長崎県	本明川	鎌倉市城見町	左	44920 輪内名第10段階
18	長崎県	本明川	鎌倉市城見町	左	54070 輪内名第11段階
19	長崎県	本明川	鎌倉市高段町	右	54080 原口第10段階
20	長崎県	本明川	鎌倉市宇都町	右	54230 宇都第11段階
21	長崎県	本明川	鎌倉市天瀬町	左	54315 天瀬第12段階
22	長崎県	本明川	鎌倉市天瀬町	左	54550 天瀬第13段階
23	長崎県	本明川	鎌倉市宇都町	右	54562 宇都第12段階
24	長崎県	本明川	鎌倉市宇都町	右	54571 宇都第13段階
25	長崎県	本明川	鎌倉市水昌東町	右	54705 水昌第10段階
26	長崎県	本明川	鎌倉市天瀬町	左	54750 天瀬第14段階
27	長崎県	本明川	鎌倉市天瀬町	左	54890 天瀬第15段階
28	長崎県	本明川	鎌倉市水昌東町	右	64230 水昌第15段階
計				28	
計		本明川		左岸 15 右岸 13	
合計				左岸 13 右岸 13	
				28	

国管理河川 重要水防箇所一覽表(B) 工作物

番号	県名	河川名	地先名	位置	備考
8	長崎県	本明川	鎌倉市水昌東町～桑田町	右	64550～64550 河槽不足のため取水の恐れあり(遊水E)
9	長崎県	半造川	鎌倉市船越町～西原町	左	14450～34100 1/673 堤体の崩壊による恐れあり(堤体シート部)
10	長崎県	半造川	鎌倉市長町～小川町	右	14450～34100 1/694 河槽不足のため取水の恐れあり(遊水E)
11	長崎県	福田川	鎌倉市富田町	右	04150～04600 0/145 高さの低く取水の恐れあり(遊水E)
12	長崎県	福田川	鎌倉市富田町	左	04150～04650 0/093 高さの低く取水の恐れあり(遊水E)
13	長崎県	福田川	鎌倉市富田町	左	04600～04650 0/041 高さの低く取水の恐れあり(遊水E)
14	長崎県	福田川	鎌倉市長町	右	04600～04650 0/041 高さの低く取水の恐れあり(遊水E)
		計		14	6/145
計		本明川		左岸 3 右岸 1	1/644
		半造川		左岸 1 右岸 1	1/292
		福田川		左岸 2 右岸 6	1/694
				左岸 2 右岸 8	0/134
					0/186
					2/971
					3/174
合計				14	6/145

国管理河川 重要水防箇所一覽表(B) 工作物

番号	県名	河川名	地先名	位置	備考
1	長崎県	本明川	鎌倉市八天町	-	44230 新橋
2	長崎県	本明川	鎌倉市八天町	-	44340 新橋
3	長崎県	本明川	鎌倉市八天町	-	44490 新橋
4	長崎県	本明川	鎌倉市城見町	-	44610 高城橋
5	長崎県	本明川	鎌倉市城見町	-	54010 公園橋
6	長崎県	本明川	鎌倉市天瀬町	-	54640 四面橋
7	長崎県	本明川	鎌倉市天瀬町	-	64010 渡山橋
8	長崎県	半造川	鎌倉市幸町	-	14430 半造橋
9	長崎県	半造川	鎌倉市幸町	-	14520 扇原道橋
10	長崎県	福田川	鎌倉市富田町	-	04530 福田橋
11	長崎県	本明川	鎌倉市天瀬町	-	54080 公園橋
12	長崎県	福田川	鎌倉市富田町	-	04500 福田橋
		計		12	
計		本明川		右岸 4 左岸 1	
		半造川		左岸 1 右岸 1	
		福田川		左岸 1 右岸 6	
				左岸 6 右岸 6	
合計				12	

国管理河川 重要水防箇所一覽表(要注意) 工作物

番号	県名	河川名	地先名	位置	備考
1	長崎県	本明川	鎌倉市小豆崎町	左	24400～24800 0/410 田川跡
2	長崎県	本明川	鎌倉市富田町	左	34200～34400 0/207 田川跡
3	長崎県	本明川	鎌倉市富田町	左	34400～34800 0/138 田川跡
4	長崎県	本明川	鎌倉市八天町	左	44400～44600 0/148 四面橋(左)近遊水E(遊水E)
5	長崎県	本明川	鎌倉市高段町	右	44600～44800 0/206 四面橋(右)近遊水E(遊水E)
6	長崎県	本明川	鎌倉市天瀬町	左	54600～54800 0/294 宇都第12段階(遊水E)
7	長崎県	本明川	鎌倉市水昌東町	右	64200～64400 0/193 上宇戸橋(遊水E)

県管理河川 重要水防区域 (河川)

(一級河川指定区間、二級河川)

<重要水防区域採択基準>

- 1 計画高水規模の洪水の水位が現況の堤防を越える箇所
- 2 堤防箇所が基礎地盤の軟弱による法面崩壊や急激な沈下等により決壊する危険が予想されるもの
- 3 水衝部であって洪水時に急激に基礎部が洗掘され、崩壊する危険が予想されるもの
- 4 背後地に市街部(家屋隣接及び商工業地等)があり被害が予想される箇所
- 5 背後地に公共施設(鉄道や主要道路等)があり被害が予想される箇所
- 6 背後地に避難箇所や要配慮者施設があり被害が予想される箇所
- 7 出水期間中に堤防を掘削する工事箇所又は仮締め切り等により本堤に影響を及ぼす箇所

<重要度について>

重要水防区域 A (水防上最も重要な区間)

未改修区間で堤防又は水衝部があり、背後地に主要道路、避難箇所等の重要な施設がある箇所、1/30規模改修区間で背後地が市街部でかつ主要道路、避難箇所等の重要な施設がある箇所等

重要水防区域 B (水防上重要な区間)

未改修区間で背後地が市街部、または、主要道路、避難箇所等の重要な施設がある箇所、1/30改修区間で堤防や水衝部があり背後地に一般市道等がある箇所等

重要水防区域 C (要注意区間)

未改修区間で背後地に一般市道等がある箇所、1/50改修区間で背後地に市街部、または、主要道路、避難箇所等の重要な施設がある箇所、1/30改修区間で背後地に一般市道等がある箇所等

県管理河川 重要水防区域

一級河川指定区間	水系名	河川名	延長(m)	町名	重要水防区域		重要度	予期される事象	水防方法
					位置	位置			
1	本明川	本明川	2,700	栄田町	東河内川合流点上流300mより西谷川合流点		C	溢水、決壊	積土のう工
	本明川	本明川	200	栄田町	西谷川合流点より西谷川合流点上流200m		B	溢水、決壊	積土のう工
	本明川	本明川	2,660	栄田町	彦成橋下流200mより彦成橋		C	溢水、決壊	積土のう工
	本明川	本明川	1,660	栄田町	彦成橋より菅田大橋		C	溢水、決壊	積土のう工
2	本明川	長田川	1,000	西里町	本明川合流点より長田新橋		C	溢水、決壊	積土のう工
	本明川	長田川	1,100	長田町	本明川合流点より長田新橋上流100m		C	溢水、決壊	積土のう工
	本明川	長田川	100	中田町	清水橋上流100mより清水橋上流200m		C	溢水、決壊	積土のう工
	本明川	長田川	100	御手水町	平原橋上流200mより平原橋上流300m		C	溢水、決壊	積土のう工
	本明川	長田川	100	御手水町	御手水橋下流50mより御手水橋上流50m		C	溢水、決壊	積土のう工
	本明川	長田川	900	御手水町	古場山橋下流200mより御手水橋上流50m		C	溢水、決壊	積土のう工
3	本明川	半造川	600	西郷町	埋津橋より亀山橋上流200m		B	溢水、決壊	積土のう工
	本明川	半造川	1,100	新道町	埋津橋より栗原橋上流200m		A	溢水、決壊	積土のう工
	本明川	半造川	500	新道町	亀山橋上流200mより栗原橋上流200m		A	溢水、決壊	積土のう工
	本明川	川床川	300	長野町	半造川合流点より川床橋上流200m		A	溢水、決壊	積土のう工
	本明川	川床川	100	長野町	川床橋上流200mより川床橋上流300m		B	溢水、決壊	積土のう工
	本明川	川床川	1,500	川床町	半造川合流点より川床橋(旧橋)上流500m		C	溢水、決壊	積土のう工
	本明川	川床川	2,100	川床町	川床橋上流300mより小園橋上流400m		C	溢水、決壊	積土のう工
	本明川	川床川	1,000	川床町	小園橋上流400mより小園橋上流400m		C	溢水、決壊	積土のう工
5	本明川	小ヶ倉川	500	小川町	本明川合流点より工田橋上流100m		A	溢水、決壊	積土のう工
	本明川	小ヶ倉川	400	小川町	本明川合流点より工田橋下流100m		A	溢水、決壊	積土のう工
	本明川	小ヶ倉川	500	小川町	工田橋より工田橋上流50m		B	溢水、決壊	積土のう工
	本明川	小ヶ倉川	100	小川町	工田橋下流100mより工田橋		B	溢水、決壊	積土のう工
	本明川	小ヶ倉川	300	小川町	工田橋上流500mより小ヶ倉ダム		C	溢水、決壊	積土のう工
	本明川	小ヶ倉川	800	小川町	工田橋より小ヶ倉ダム		C	溢水、決壊	積土のう工
6	本明川	矢野木川	200	小川町	小ヶ倉ダムより上流端		C	溢水、決壊	積土のう工
	本明川	矢野木川	200	小川町	小ヶ倉ダムより上流端		C	溢水、決壊	積土のう工
7	本明川	中山西川	300	福田町	本明川合流点より総橋上流200m		C	溢水、決壊	積土のう工
	本明川	中山西川	500	福田町	本明川合流点より総橋下流50m		C	溢水、決壊	積土のう工
	本明川	中山西川	300	福田町	総橋上流200mより総橋上流50m		A	溢水、決壊	積土のう工
	本明川	中山西川	100	福田町	総橋下流50mより総橋下流50m		A	溢水、決壊	積土のう工
	本明川	中山西川	500	福田町	總道橋上流50mより92号市道橋		B	溢水、決壊	積土のう工
	本明川	中山西川	500	福田町	總道橋上流50mより92号市道橋		B	溢水、決壊	積土のう工
	本明川	中山西川	1,800	福田町	總道橋上流50mより2号市道橋		C	溢水、決壊	積土のう工
	本明川	中山西川	1,800	福田町	2号市道橋より上流端		C	溢水、決壊	積土のう工
	本明川	福田川	500	福田町	2号市道橋より上流端		B	溢水、決壊	積土のう工
8	本明川	福田川	500	福田町	本明川合流点より宮の前橋		A	溢水	積土のう工
	本明川	福田川	400	泉町	宮の前橋より今瀬下橋		B	溢水	積土のう工
	本明川	福田川	800	福田町	本明川合流点より清仙寺橋田橋		B	溢水	積土のう工
	本明川	福田川	900	日の山町	今瀬下橋より平成橋下流100m		C	溢水	積土のう工
	本明川	福田川	3,100	福田町	清仙寺橋田橋より上流端		C	溢水	積土のう工
	本明川	福田川	500	日の出町	平成橋下流100mより平成橋上流400m		B	溢水	積土のう工
	本明川	福田川	1,600	目代町	平成橋上流400mより上流端		C	溢水	積土のう工
9	本明川	八天川	300	八天町	本明川合流点より上流端		A	溢水、決壊	積土のう工
	本明川	八天川	300	八天町	本明川合流点より上流端		A	溢水、決壊	積土のう工
10	本明川	倉屋敷川	700	東小郷町	本明川合流点より上流端		A	溢水	積土のう工
	本明川	倉屋敷川	500	東本町	本明川合流点より下町橋下流50m		C	溢水、決壊	積土のう工
	本明川	倉屋敷川	200	高城町	下町橋下流50mより上流端		B	溢水	積土のう工
11	本明川	新倉屋敷川	800	仲沖町	本明川合流点より新倉屋敷橋上流50m		C	溢水、決壊	積土のう工
	本明川	新倉屋敷川	1,000	仲沖町	本明川合流点より仲沖橋上流50m		C	溢水、決壊	積土のう工
	本明川	新倉屋敷川	300	仲沖町	新倉屋敷橋上流50mより仲沖新橋上流50m		B	溢水、決壊	積土のう工
	本明川	新倉屋敷川	200	仲沖町	新倉屋敷橋上流50mより仲沖橋下流50m		B	溢水、決壊	積土のう工
	本明川	新倉屋敷川	400	旭町	仲沖新橋上流50mより上流端		A	溢水、決壊	積土のう工
	本明川	新倉屋敷川	300	旭町	仲沖橋下流50mより上流端		A	溢水、決壊	積土のう工
12	本明川	目代川	1,400	目代町	佛供田橋下流50mより山ノ榎橋上流50m		C	溢水、決壊	積土のう工
	本明川	目代川	2,900	目代町	佛供田橋下流50mより山ノ榎橋上流200m		C	溢水、決壊	積土のう工
13	本明川	東河内川	800	本明町	流小橋より東河内橋上流200m		C	溢水、決壊	積土のう工
	本明川	東河内川	300	本明町	流小橋より東河内橋上流200m		C	溢水、決壊	積土のう工

番号	水系名	河川名	延長(m)	重要水防区域		重要度	工事内容
				町名	位置		
10	伊木力川	伊木力川	1,414	右	伊木力川合流点より上流100m	C	積土の工
			1,014	左	永代橋下流200mより上流端		積土の工
11	伊木力川	山川内川	1,200	右	伊木力川合流点より伊木力川	C	積土の工
			1,200	左	伊木力川合流点より伊木力川		積土の工
12	長里川	長里川	2,400	右	河口より右岸側上流200m	C	積土の工
			2,400	左	河口より右岸側上流200m		積土の工
13	長里川	小川内川	1,200	右	長里川合流点より農道橋上流600m	C	積土の工
			1,100	左	長里川合流点より農道橋上流500m		積土の工
14	今里川	今里川	600	右	河口よりR橋上流100m	B	積土の工
			500	左	河口よりR橋上流100m		積土の工
			100	右	R橋よりR橋上流100m	A	積土の工
			1,231	左	R橋上流100mより上流端	C	積土の工
			1,231	右	R橋上流100mより上流端	C	積土の工
15	小深井川	小深井川	200	右	河口よりR橋上流50m	B	積土の工
			200	左	河口よりR橋上流50m	A	積土の工
			2,100	右	R橋上流50mより上流端	C	積土の工
			2,100	左	R橋上流50mより上流端	C	積土の工
16	船津川	船津川	100	右	河口よりR橋上流100m	B	積土の工
			100	左	河口よりR橋上流100m	C	積土の工
			1,900	右	R橋より農道橋上流600m	C	積土の工
			500	左	R橋より農道橋上流600m	C	積土の工
17	田結川	田結川	1,800	右	河口より船別当橋	C	積土の工
			2,300	左	天神橋下流100mより下たけり橋	C	積土の工
			900	右	船別当橋より宇土谷橋	B	積土の工
			400	左	下たけり橋より山中橋上流100m	C	積土の工
			200	右	宇土谷橋より山中橋	C	積土の工
			200	左	山中橋上流100mより補脚橋	C	積土の工
18	江ノ浦川	江ノ浦川	700	右	河口より飯盛浄化センター	A	積土の工
			800	左	河口より船通橋	C	積土の工
			1,700	右	船通浄化センターより国道橋	B	積土の工
			1,400	左	飯盛浄化センターより国道橋	B	積土の工
			2,000	右	正地橋より山口比の合流点	C	積土の工
			2,400	左	国道橋より山口比の合流点	C	積土の工
19	唐比川	唐比川	1,633	右	森山町	C	積土の工
			1,633	左	森山町	C	積土の工
20	東大川	今村川	200	右	河口より今村橋下流100m	C	積土の工
			100	左	今村橋下流100mより今村橋	A	積土の工
			100	右	今村橋より今村橋上流100m	C	積土の工
小計			42,966	右			
			42,966	左			

番号	水系名	河川名	延長(m)	重要水防区域		重要度	工事内容
				町名	位置		
1	東大川	東大川	1,600	右	東大川上流100mより貝津橋上流100m	A	積土の工
			1,400	左	東大川上流100mより貝津橋下流100m	C	積土の工
			300	右	貝津橋上流100mより貝津橋上流200m	A	積土の工
			200	左	貝津橋下流200mより大川橋	C	積土の工
			2,300	右	大川橋下流100mから船渡橋上流50m	B	積土の工
			1,700	左	船渡橋上流50mより上流端	C	積土の工
			1,500	右	貝島堤橋上流50mより上流端	C	積土の工
2	東大川	真崎川	400	右	合村川合流点より真崎橋下流50m	A	積土の工
			1,300	左	真崎橋下流50mより真崎橋上流1250m	B	積土の工
			600	右	真崎橋上流1250mより真崎橋上流1450m	C	積土の工
			300	左	東大川合流点より下柳原橋下流50m	C	積土の工
			300	右	東大川合流点より下柳原橋下流50m	C	積土の工
3	東大川	西大川	400	右	河口よりR橋上流100m	C	積土の工
			500	左	河口よりR橋	C	積土の工
			1,358	右	R橋下流100mより上流端	A	積土の工
			500	左	R橋より上流端	C	積土の工
4	西大川	久山川	500	右	河口より久山橋	C	積土の工
			200	左	久山橋より久山橋上流200m	A	積土の工
			1,500	右	久山橋より船ノ内橋上流50m	A	積土の工
			2,400	左	久山橋上流200mより船ノ内橋	B	積土の工
			470	右	船ノ内橋より上流端	C	積土の工
			1,570	左	船ノ内橋上流50mより上流端	C	積土の工
5	有喜川	有喜川	600	右	河口より天神橋下流100m	C	積土の工
			600	左	河口より天神橋下流100m	C	積土の工
			100	右	天神橋下流100mより天神橋	A	積土の工
			400	左	天神橋より山本橋下流100m	C	積土の工
			800	右	天神橋より中瀬橋下流50m	C	積土の工
			200	左	山本橋下流100mより山本橋上流100m	B	積土の工
			1,142	右	中瀬橋下流50mより上流端	C	積土の工
			1,342	左	山本橋下流100mより上流端	C	積土の工
6	有喜川	喜々津川	300	右	河口よりR橋下流50m	C	積土の工
			300	左	河口よりR橋下流50m	C	積土の工
			2,000	右	R橋下流50mより船本橋	A	積土の工
			2,800	左	R橋下流50mより鷹巣橋上流50m	B	積土の工
			800	右	船本橋より鷹巣橋上流50m	B	積土の工
			400	左	鷹巣橋上流50mより上流端	C	積土の工
			900	右	鷹巣橋上流50mより多留原橋下流50m	C	積土の工
			600	左	中瀬橋下流100mより山神橋上流100m	C	積土の工
7	喜々津川	中里川	500	右	喜々津川合流点より東前橋下流50m	C	積土の工
			600	左	喜々津川合流点より東前橋上流50m	A	積土の工
			100	右	東前橋下流50mより東前橋上流50m	C	積土の工
			970	左	東前橋上流50mより上流端	C	積土の工
			970	右	東前橋上流50mより上流端	C	積土の工
			200	左	喜々津川合流点よりR橋	C	積土の工
			200	右	喜々津川合流点よりR橋	C	積土の工
			400	左	R橋より化屋交差点下	A	積土の工
			400	右	R橋より化屋交差点下	A	積土の工
			548	左	化屋交差点下より上流端	B	積土の工
			548	右	化屋交差点下より上流端	C	積土の工
8	喜々津川	伊木力川	400	右	河口より伊木力橋上流100m	B	積土の工
			800	左	河口より永代橋下流200m	B	積土の工

市管理河川 重要水防区域 (河川)

(準用河川)

市管理河川 重要水防区域

番号	水系名	河川名	重要水防区域	位置	延長(m)	予備工事	水防工法	予備工事の状況(※A:高欄、B:防壁、C:埋込、D:遊水)
1	本明川	半瀬川	右 宇都町237番地1地先 左 宇都町24番地4地先	東面町50番地1地先 東面町82番地1地先	1,560 1,560	溢水 溢水	積土の工 積土の工	A 30 B -
2	本明川	宗方川	右 長野町2197番地先 左 宗方町1080番1地先	～ 川内町136番10地先 ～ 川内町127番13地先	2,387 2,387	溢水 溢水	積土の工 積土の工	A 80 B 9
3	本明川	小ヶ倉川	右 天神町213番地先 左 小ヶ倉町1242番地先	～ 小ヶ倉町877番地先 ～ 小ヶ倉町1396番53地先	920 920	溢水 溢水	積土の工 積土の工	A - B 9
4	本明川	田井原川	右 仲神町546番地先 左 仲神町533番分地先	～ 仲神町529番2地先 ～ 仲神町476番3地先	252 252	溢水 溢水	積土の工 積土の工	A - B 1
5	本明川	福田東川	右 福田町2511番地先 左 福田町2255番地先	～ 福田町2276番33地先 ～ 福田町2255番地先	60 60	溢水 溢水	積土の工 積土の工	A - B -
6	本明川	上有明川	右 森山町形谷1646番1地先 左 森山町形谷1646番2地先	～ 森山町形谷1596番1地先 ～ 森山町形谷1596番1地先	549 549	溢水 溢水	積土の工 積土の工	A 5 B 2
7	本明川	車田川	右 森山町上井幸田49番1地先 左 森山町上井幸田50番1地先	～ 森山町上井幸田2264番1地先 ～ 森山町上井幸田2261番地先	1,205 1,205	溢水 溢水	積土の工 積土の工	A - B 25
8	本明川	尾向川	右 長田町1071番地先 左 長田町583番1地先	～ 長田町1865番4地先 ～ 長田町1863番1地先	2,090 2,090	溢水 溢水	積土の工 積土の工	A 10 B 9
9	本明川	西原和瀬川	右 森山町田尻936番地先 左 森山町田尻803番地先	～ 森山町田尻2277番地先 ～ 森山町田尻2278番地先	2,557 2,557	溢水 溢水	積土の工 積土の工	A 30 B 63
10	本明川	東原和瀬川	右 森山町田尻148番3地先 左 森山町田尻147番1地先	～ 森山町田尻2927番地先 ～ 森山町田尻2709番1地先	2,548 2,548	溢水 溢水	積土の工 積土の工	A 35 B 29
11	東六川	貝津川	右 貝津町2796番地先 左 貝津町2706番地先	～ 貝津町3021番1地先 ～ 貝津町3021番2地先	567 567	溢水 溢水	積土の工 積土の工	A 20 B -
12	西六川	西六川	右 津久葉町339番6地先 左 津久葉町1883番28地先	～ 貝津町438番1地先 ～ 貝津町1825番1地先	610 610	溢水 溢水	積土の工 積土の工	A 10 B -
13	喜々津川	西川内川	右 多良見町西川内1034-1 左 多良見町西川内1087-1	～ 喜々津川合流点 ～ 喜々津川合流点	712 712	溢水 溢水	積土の工 積土の工	A 7 B -
14	喜々津川	井手口川	右 多良見町西川内1205 左 多良見町西川内1001-2	～ 喜々津川合流点 ～ 喜々津川合流点	438 438	溢水 溢水	積土の工 積土の工	A 3 B -
15	喜々津川	瀬八川	右 多良見町西川内1367-1 左 多良見町西川内1305	～ 喜々津川合流点 ～ 喜々津川合流点	497 497	溢水 溢水	積土の工 積土の工	A 2 B -
16	喜々津川	中里川	右 多良見町中里870-2 左 多良見町中里804-1	～ 喜々津川合流点 ～ 喜々津川合流点	550 550	溢水 溢水	積土の工 積土の工	A - B -
17	喜々津川	井瀬川	右 多良見町化室1563-1 左 多良見町化室1563-11	～ 井瀬川合流点 ～ 井瀬川合流点	1,153 1,153	溢水 溢水	積土の工 積土の工	A 20 B 3
18	伊木力川	野川内川	右 多良見町野川内9656-5 左 多良見町野川内9896-2	～ 伊木力川合流点 ～ 伊木力川合流点	1,486 1,486	溢水 溢水	積土の工 積土の工	A 2 B 3
19	伊木力川	華仙川	右 多良見町野川内360-1 左 多良見町野川内356-1	～ 野川内川合流点 ～ 野川内川合流点	323 323	溢水 溢水	積土の工 積土の工	A - B -
20	船比川	北森ノ木川	右 森山町船比西386番地先 左 森山町船比西字種取下216番地先	～ 森山町船比東108番1地先 ～ 森山町船比西6番外4番地先	1,286 1,286	溢水 溢水	積土の工 積土の工	A 2 B 27
21	早見川	早見川	右 早見町1270番1地先 左 早見町1269番1地先	～ 早見町700番地先 ～ 早見町2131番1地先	1,639 1,639	溢水 溢水	積土の工 積土の工	A 2 B 1
22	木床川	小角川	右 多良見町木床791-9 左 多良見町木床1116	～ 木床川合流点 ～ 木床川合流点	327 327	溢水 溢水	積土の工 積土の工	A 15 B -
23	木床川	木床川	右 多良見町木床546-2 左 多良見町木床549-1	～ 海 ～ 海	722 722	溢水 溢水	積土の工 積土の工	A 30 B -
24	東瀬川	東瀬川	右 多良見町西瀬125-2 左 多良見町西瀬1-1	～ 海 ～ 海	473 473	溢水 溢水	積土の工 積土の工	A 20 B -
25	川内川	川内川	右 多良見町野瀬119-1 左 多良見町野瀬468-1	～ 海 ～ 海	784 784	溢水 溢水	積土の工 積土の工	A 15 B 3
26	野瀬川	野瀬川	右 多良見町野瀬284-2 左 多良見町野瀬187-1	～ 海 ～ 海	706 706	溢水 溢水	積土の工 積土の工	A 15 B 2
27	清瀬川	清瀬川	右 多良見町元釜578-1 左 多良見町元釜531-1	～ 海 ～ 海	518 518	溢水 溢水	積土の工 積土の工	A 15 B -
28	田中川	田中川	右 多良見町舟津688 左 多良見町舟津705	～ 海 ～ 海	429 429	溢水 溢水	積土の工 積土の工	A 10 B -
29	敷根原川	敷根原川	右 多良見町舟津507-1 左 多良見町舟津505	～ 海 ～ 海	391 391	溢水 溢水	積土の工 積土の工	A 10 B -
30	瀬川内川	瀬川内川	右 多良見町佐瀬2135 左 多良見町佐瀬2139-6	～ 海 ～ 海	726 726	溢水 溢水	積土の工 積土の工	A 6 B 1
31	百石川	百石川	右 多良見町佐瀬1557-1 左 多良見町佐瀬1552-1	～ 海 ～ 海	924 924	溢水 溢水	積土の工 積土の工	A 1 B 5
32	五石川	五石川	右 多良見町佐瀬1142 左 多良見町佐瀬1403-1	～ 海 ～ 海	702 702	溢水 溢水	積土の工 積土の工	A 3 B 2
33	大瀬川	大瀬川	右 多良見町佐瀬168-2 左 多良見町佐瀬177-3	～ 海 ～ 海	616 616	溢水 溢水	積土の工 積土の工	A - B 1
小計					30,687m 30,687m			

<重要水防区域採択基準>

- 1 既往水害で被災した未復旧の箇所
- 2 未改修河川で過去に越水、浸食した箇所
- 3 既設堤防護岸が低く時間雨量60mm程度で浸水、越水の予想される箇所
- 4 土石流の顕著な河川で河床埋没のため、破壊要素の強い箇所
- 5 水衝部であって洪水時急激に基礎部が洗掘され、破壊崩壊要素のつよい箇所
- 6 河川沿いの道路及び鉄道が被災すれば重大な支障をもたらすことが予想される箇所
- 7 改修済みであるが、異常埋塞等により甚だしく河積が縮小されている箇所
- 8 改修済みであるが、宅地開発等により状況変化の著しい箇所

溜池危険箇所

	名称	所在地	かんがい 面積 (ha)	溜池規模			予想される被害程度		
				堤高 (m)	堤長 (m)	貯水量 (m ³)	面積 (ha)	住家数 (戸)	人口 (人)
1	菅牟田	福田町	13.8	11.4	109.4	53,529	21.2	14	37
2	中井原	西栄田町	1.4	3.0	62.0	8,509	2.6	44	117
3	土師野尾上	土師野尾町	0.6	8.1	51.0	5,062	0.9	4	11
4	仁田野尾上	赤崎町	42.9	8.5	63.0	39,543	45.2	73	195
5	仁田野尾下	赤崎町	42.9	11.3	80.0	59,204	46.8	73	195
6	黒崎上	黒崎町	62.8	14.3	105.0	78,057	47.2	75	200
7	黒崎下	黒崎町	62.8	10.5	100.0	53,658	45.0	75	200
8	本村東	小野町	18.6	9.4	68.8	25,568	19.2	31	83
9	本村西	小野町	18.6	11.7	79.0	18,645	11.8	57	152
10	宗方上	宗方町	57.1	9.4	85.0	110,993	33.3	109	291
11	宗方下	宗方町	54.4	9.7	85.0	101,234	30.4	109	291
12	坊主	宗方町	1.9	3.9	53.5	6,432	4.0	-	-
13	天神	天神町	1.6	3.9	82.6	9,889	8.0	25	113
14	早見	早見町	14.1	3.6	81.0	4,849	0.4	-	-
15	大砂口	久山町	3.5	2.5	11.0	3,834	0.02	1	3
16	広谷	本野町	5.3	9.0	105.7	45,340	20.3	42	113
17	草萩	本野町	3.1	10.1	96.5	25,650	10.4	1	3
18	川頭	湯野尾町	6.1	7.3	83.6	19,420	13.1	1	3
19	西出口	上大渡野町	15.5	11.7	92.0	38,500	23.0	2	5
20	小豆崎	小豆崎町	10.2	8.5	96.7	61,846	14.1	3	8
21	瀬々田	大場町	2.5	6.4	77.0	7,830	7.1	1	3
22	白木峰	白木峰町	6.8	6.8	59.2	3,432	7.3	6	17
23	白浜	白浜町	7.9	7.1	100.0	8,780	8.9	-	-
24	原	白原町	23.4	12.2	172.0	48,900	16.9	9	24
25	西川内上	多良見町西川内	6.1	9.2	87.0	1,764	1.0	-	-
26	西川内下	多良見町西川内	6.1	7.5	81.4	1,762	0.8	-	-
27	勢ノ元	多良見町西園	5.4	6.5	64.0	2,160	0.04	15	41
28	江湖第一	森山町上井牟田	28.6	9.2	73.0	30,000	34.4	-	-
29	江湖第二	森山町上井牟田	11.9	6.3	104.2	13,000	34.4	34	91
30	横山	森山町上井牟田	6.5	2.8	141.0	17,000	14.9	-	-
31	佐尾	森山町唐比東	3.3	2.8	14.2	12,000	1.4	-	-
32	焼川	森山町唐比西	1.9	3.1	30.1	7,000	14.8	-	-
33	杉谷	森山町杉谷	168.0	13.7	125.0	477,000	78.8	41	109
34	白塔	森山町本村	23.7	11.6	74.5	35,000	4.6	51	136
35	黒龍	森山町本村	1.6	5.2	22.5	4,000	2.9	28	75
36	佐田	飯盛町久保	18.1	7.9	48.0	7,000	9.0	3	9
37	大舟	飯盛町平古場	67.7	10.2	104.5	35,000	7.6	48	128
38	小峰江湖	高来町小峰	4.8	11.3	150.0	19,700	20.9	27	72
39	鬼取	高来町小峰	5.8	20.0	79.0	73,600	9.0	9	24
40	柳原	高来町善住寺	4.9	18.0	88.0	42,000	8.7	9	24
41	兵櫛谷	高来町坂元	21.8	10.3	89.5	13,300	1.1	3	8
42	前田	高来町坂元	2.4	4.5	44.0	2,660	7.8	45	120
43	大谷	高来町坂元	1.9	5.6	40.5	2,370	3.6	33	89
44	犬木	高来町西尾	20.0	11.2	202.2	43,000	29.3	34	91
45	建山	高来町建山	2.1	9.7	94.1	20,000	8.2	8	21
46	黒仁田	小長井町遠竹	4.5	9.5	72.5	45,000	17.5	1	3
47	山茶花	小長井町遠竹	20.7	22.0	130.2	460,000	33.4	-	-
48	横三川	小長井町井崎	1.0	3.7	61.0	2,350	2.3	-	-
49	田原	小長井町田原	18.9	8.1	75.0	270,000	0.3	6	16
50	牧	小長井町牧	2.4	8.2	63.4	60,000	0.2	30	81
51	山ノ神	小長井町古場	20.7	20.9	123.0	322,200	2.9	-	-
52	田代	小長井町大峰	4.6	3.8	93.8	4,000	4.9	1	3
53	打越	小長井町打越	0.7	5.2	47.5	3,000	5.6	17	45
54	小ヶ倉ダム	小ヶ倉町	895.0	21.1	152.6	2,200,000	277.1	1,120	3,091

※防災重点ため池（農業用ダム及び溜池）

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 指定総括表

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）

1. 指定した土地の所在地	諫早市土師野尾町
2. 土砂災害の原因となる自然現象の種類	急傾斜地の崩壊 62 箇所 土石流 35 箇所 合計 97 箇所
3. 区域種別毎の箇所数	警戒区域 97 箇所 特別警戒区域 97 箇所（警戒区域の内数）
4. 指定告示年月日及び告示番号	平成 21 年 3 月 24 日（長崎県告示第 401 号）
1. 指定した土地の所在地	諫早市平山町、栗面町、小ヶ倉町、川床町、鷺崎町、小川町、長野町、宗方町、小野町、黒崎町、赤崎町、松里町、有喜町、早見町、天神町、中通町、鶴田町
2. 土砂災害の原因となる自然現象の種類	急傾斜地の崩壊 174 箇所 土石流 65 箇所 合計 239 箇所
3. 区域種別毎の箇所数	警戒区域 239 箇所 特別警戒区域 219 箇所（警戒区域の内数）
4. 指定告示年月日及び告示番号	平成 22 年 4 月 9 日（長崎県告示第 393 号）
1. 指定した土地の所在地	諫早市飯盛町
2. 土砂災害の原因となる自然現象の種類	急傾斜地の崩壊 312 箇所 土石流 85 箇所 合計 397 箇所
3. 区域種別毎の箇所数	警戒区域 397 箇所 特別警戒区域 376 箇所（警戒区域の内数）
4. 指定告示年月日及び告示番号	平成 23 年 3 月 25 日（長崎県告示第 375 号）
1. 指定した土地の所在地	諫早市森山町
2. 土砂災害の原因となる自然現象の種類	急傾斜地の崩壊 113 箇所 土石流 43 箇所 合計 156 箇所
3. 区域種別毎の箇所数	警戒区域 156 箇所 特別警戒区域 148 箇所（警戒区域の内数）
4. 指定告示年月日及び告示番号	平成 24 年 8 月 10 日（長崎県告示第 741 号）
1. 指定した土地の所在地	諫早市高来町
2. 土砂災害の原因となる自然現象の種類	急傾斜地の崩壊 236 箇所 土石流 14 箇所 合計 250 箇所
3. 区域種別毎の箇所数	警戒区域 250 箇所 特別警戒区域 242 箇所（警戒区域の内数）
4. 指定告示年月日及び告示番号	平成 24 年 9 月 28 日（長崎県告示第 853 号）
1. 指定した土地の所在地	諫早市小長井町
2. 土砂災害の原因となる自然現象の種類	急傾斜地の崩壊 348 箇所 土石流 15 箇所 合計 363 箇所
3. 区域種別毎の箇所数	警戒区域 363 箇所 特別警戒区域 314 箇所（警戒区域の内数）
4. 指定告示年月日及び告示番号	平成 25 年 11 月 5 日（長崎県告示第 1014 号）
1. 指定した土地の所在地	諫早市多良見町
2. 土砂災害の原因となる自然現象の種類	急傾斜地の崩壊 240 箇所 土石流 63 箇所 合計 303 箇所
3. 区域種別毎の箇所数	警戒区域 303 箇所 特別警戒区域 283 箇所（警戒区域の内数）
4. 指定告示年月日及び告示番号	平成 27 年 3 月 27 日（長崎県告示第 409 号）
1. 指定した土地の所在地	諫早市久山町、久山台、津久葉町、若葉町、貝津町、小船越町
2. 土砂災害の原因となる自然現象の種類	急傾斜地の崩壊 144 箇所 土石流 16 箇所 合計 160 箇所
3. 区域種別毎の箇所数	警戒区域 160 箇所 特別警戒区域 154 箇所（警戒区域の内数）
4. 指定告示年月日及び告示番号	平成 27 年 12 月 18 日（長崎県告示第 1119 号）
1. 指定した土地の所在地	諫早市天満町
2. 土砂災害の原因となる自然現象の種類	急傾斜地の崩壊 11 箇所 土石流 0 箇所 合計 11 箇所
3. 区域種別毎の箇所数	警戒区域 11 箇所 特別警戒区域 10 箇所（警戒区域の内数）
4. 指定告示年月日及び告示番号	平成 28 年 12 月 2 日（長崎県告示第 842 号）

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 指定総括表

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）

1. 指定した土地の所在地	諫早市上大渡野町、下大渡野町、富川町、湯野尾町、本野町
2. 土砂災害の原因となる自然現象の種類	急傾斜地の崩壊 287 箇所 土石流 16 箇所 合計 303 箇所
3. 区域種別毎の箇所数	警戒区域 303 箇所 特別警戒区域 297 箇所（警戒区域の内数）
4. 指定告示年月日及び告示番号	平成 29 年 12 月 15 日（長崎県告示第 858 号）
1. 指定した土地の所在地	諫早市小豆崎町、西里町、中田町、御手水町、大場町、白木峰町、長田町、正久寺町、高天町、白浜町、白原町、猿崎町、高来町船津、破籠井町、真崎町、大字真崎本村名、白岩町、堂崎町、高城町、宇都町、西小路町、新道町、西郷町
2. 土砂災害の原因となる自然現象の種類	急傾斜地の崩壊 284 箇所 土石流 33 箇所 合計 317 箇所
3. 区域種別毎の箇所数	警戒区域 317 箇所 特別警戒区域 308 箇所（警戒区域の内数）
4. 指定告示年月日及び告示番号	平成 31 年 3 月 15 日（長崎県告示第 229 号）
1. 指定した土地の所在地	諫早市本明町、目代町、城見町、金谷町、泉町、日の出町、福田町、栄田町、西栄田町、永昌町、貝津町、貝津ヶ丘、中通町、小豆崎町、真崎町、久山町、飯盛町里、飯盛町川下、飯盛町古場、飯盛町平古場、飯盛町久保、飯盛町後田、小長井町川内、小長井町打越
2. 土砂災害の原因となる自然現象の種類	急傾斜地の崩壊 254 箇所 土石流 10 箇所 地すべり 9 箇所 合計 273 箇所
3. 区域種別毎の箇所数	警戒区域 273 箇所 特別警戒区域 237 箇所（警戒区域の内数）
4. 指定告示年月日及び告示番号	令和元年 7 月 5 日（長崎県告示第 112 号）
1. 指定及び解除した土地の所在地	諫早市久山町、小川町、長野町、下大渡野町、多良見町中里、多良見町囀、多良見町市布、多良見町化屋、多良見町舟津、森山町本村、森山町杉谷、飯盛町古場、飯盛町野中、飯盛町川下、飯盛町久保、高来町船津、高来町大戸、小長井町遠竹、川床町、小野町
2. 土砂災害の原因となる自然現象の種類	急傾斜地の崩壊 25 箇所 土石流 3 箇所 合計 28 箇所
3. 区域種別毎の箇所数	警戒区域 28 箇所 特別警戒区域 20 箇所（警戒区域の内数）
4. 指定告示年月日及び告示番号	指定：令和元年 8 月 2 日（長崎県告示第 180 号） 解除：令和元年 8 月 2 日（長崎県告示第 181 号）
1. 指定した土地の所在地	諫早市下大渡野町、破籠井町、御手水町、白木峰町、久山町、土師野尾町、天神町、川床町、津久葉町、多良見町、小長井町、高来町、飯盛町
2. 土砂災害の原因となる自然現象の種類	地すべり 59 箇所
3. 区域種別毎の箇所数	警戒区域 59 箇所
4. 指定告示年月日及び告示番号	令和 2 年 1 月 21 日（長崎県告示第 39 号）

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号
1	土師野尾町	謙早一(急)-390	土師野尾(21)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年 3月24日 第401号
2		謙早一(急)-390-2	土師野尾(21)		○	○	
3		謙早一(急)-390-3	土師野尾(21)		○	○	
4		謙早一(急)-391	土師野尾(22)		○	○	
5		謙早一(急)-486	土師野尾(23)		○	○	
6		謙早一(急)-487	土師野尾(24)		○	○	
7		謙早一(急)-488	土師野尾(25)		○	○	
8		謙早一(急)-489	土師野尾(26)		○	○	
9		謙早一(急)-490	山頭(2)		○	○	
10		謙早一(急)-490-2	山頭(2)		○	○	
11		謙早一(急)-490-3	山頭(2)		○	○	
12		謙早一(急)-490-4	山頭(2)		○	○	
13		謙早一(急)-491	土師野尾(27)		○	○	
14		謙早一(急)-491-2	土師野尾(27)		○	○	
15		謙早一(急)-492	土師野尾(18)		○	○	
16		謙早一(急)-493	土師野尾(3)		○	○	
17		謙早一(急)-493-2	土師野尾(3)		○	○	
18		謙早一(急)-494	土師野尾(28)		○	○	
19		謙早一(急)-495	土師野尾(29)		○	○	
20		謙早一(急)-496	山頭(1)		○	○	
21		謙早一(急)-544	土師野尾(30)		○	○	
22		謙早一(急)-545	土師野尾(5)		○	○	
23		謙早一(急)-546	土師野尾(20)		○	○	
24		謙早一(急)-547	土師野尾(6)		○	○	
25		謙早一(急)-548	土師野尾(31)		○	○	
26		謙早一(急)-549	土師野尾(32)		○	○	
27		謙早一(急)-549-2	土師野尾(32)		○	○	
28		謙早一(急)-549-3	土師野尾(32)		○	○	
29		謙早一(急)-550	土師野尾(33)		○	○	
30		謙早一(急)-551	土師野尾(34)		○	○	
31		謙早一(急)-551-2	土師野尾(34)		○	○	
32		謙早一(急)-552	土師野尾(11)		○	○	
33		謙早一(急)-553	土師野尾(7)		○	○	
34		謙早一(急)-554	土師野尾		○	○	
35		謙早一(急)-555	土師野尾(35)		○	○	
36		謙早一(急)-556	土師野尾(2)		○	○	
37		謙早一(急)-557	土師野尾(36)		○	○	
38		謙早一(急)-558	土師野尾(9)		○	○	
39		謙早一(急)-558-2	土師野尾(9)		○	○	
40		謙早一(急)-559	土師野尾(10)		○	○	
41		謙早一(急)-560	土師野尾(37)		○	○	
42		謙早一(急)-562	土師野尾(38)		○	○	
43		謙早一(急)-563	土師野尾(16)		○	○	
44		謙早一(急)-564	土師野尾(8)		○	○	
45		謙早一(急)-565	土師野尾(17)		○	○	
46		謙早一(急)-566	土師野尾(39)		○	○	
47		謙早一(急)-566-2	土師野尾(39)		○	○	
48		謙早一(急)-566-3	土師野尾(39)		○	○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号	
49	土師野尾町	謙早一(急)-567	土師野尾(13)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年 3月24日 第401号	
50		謙早一(急)-567-2	土師野尾(13)		○	○		
51		謙早一(急)-568	土師野尾(1)		○	○		
52		謙早一(急)-569	土師野尾(15)		○	○		
53		謙早一(急)-570	土師野尾(40)		○	○		
54		謙早一(急)-571	土師野尾(41)		○	○		
55		謙早一(急)-572	土師野尾(42)		○	○		
56		謙早一(急)-572-2	土師野尾(42)		○	○		
57		謙早一(急)-572-3	土師野尾(42)		○	○		
58		謙早一(急)-573	土師野尾(43)		○	○		
59		謙早一(急)-574	土師野尾(44)		○	○		
60		謙早一(急)-577	土師野尾(45)		○	○		
61		謙早一(急)-679	土師野尾(46)		○	○		
62		謙早一(急)-679-2	土師野尾(46)		○	○		
63	土師野尾町	謙早一(土)-57	四本松川4		土石流	○		○
64		謙早一(土)-87	四本松川3			○		○
65		謙早一(土)-88	四本松川5			○		○
66		謙早一(土)-89	四本松川6			○		○
67		謙早一(土)-90	四本松川7			○		○
68		謙早一(土)-91	四本松川			○		○
69		謙早一(土)-92	四本松川			○		○
70		謙早一(土)-93	土師野尾川16			○		○
71		謙早一(土)-93-2	土師野尾川17			○		○
72		謙早一(土)-94	土師野尾川8			○		○
73		謙早一(土)-95	土師野尾川19			○		○
74		謙早一(土)-95-2	土師野尾川10			○		○
75		謙早一(土)-96	土師野尾川15			○		○
76		謙早一(土)-97	土師野尾川11			○		○
77		謙早一(土)-98	山頭川(6)			○		○
78		謙早一(土)-99	山頭川(6)			○		○
79		謙早一(土)-126	土師野尾川13			○		○
80		謙早一(土)-127	土師野尾川12			○		○
81		謙早一(土)-128	土師野尾川13			○		○
82		謙早一(土)-129	土師野尾川14			○		○
83		謙早一(土)-130	土師野尾川(4)			○		○
84		謙早一(土)-131	土師野尾川15			○		○
85		謙早一(土)-132	土師野尾川4			○		○
86		謙早一(土)-133	土師野尾川16			○		○
87		謙早一(土)-134	土師野尾川(8)			○		○
88		謙早一(土)-135	土師野尾川17			○		○
89		謙早一(土)-136	土師野尾川12			○		○
90		謙早一(土)-137	土師野尾川18			○		○
91		謙早一(土)-138	土師野尾川12			○		○
92		謙早一(土)-140	土師野尾川(4)			○		○
93		謙早一(土)-141	土師野尾川			○		○
94		謙早一(土)-143	土師野尾川19			○		○
95		謙早一(土)-143-2	土師野尾川20			○		○
96		謙早一(土)-145	山頭川			○		○
97		謙早一(土)-145-2	山頭川(6)	○		○		

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号
1	平山町	謙早-急)-407	平山 (6)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成22年 4月9日 第393号
2		謙早-急)-408	平山 (7)		○	○	
3		謙早-急)-409-2	平山 (9)		○	○	
4		謙早-急)-412	平山 (1)		○	○	
5		謙早-急)-413-2	四本松 (2)		○	○	
6		謙早-急)-413-3	四本松 (3)		○	○	
7		謙早-急)-413-4	四本松 (4)		○	○	
8		謙早-急)-413-5	四本松 (5)		○	○	
9		謙早-急)-497	四本松 (10)		○	○	
10		謙早-急)-497-3	四本松 (12)		○	○	
11		謙早-急)-498	四本松 (13)		○	○	
12		謙早-急)-501	四本松 (17)		○	○	
13		謙早-急)-502	四本松 (18)		○	○	
14		謙早-急)-503	平山 (4)		○	○	
15	栗面町	謙早-急)-389	栗面 (5)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成22年 4月9日 第393号
16		謙早-急)-389-2	栗面 (6)		○	○	
17		謙早-急)-410	栗面 (7)		○	○	
18		謙早-急)-411	栗面 (8)		○	○	
19		謙早-急)-415	栗面 (10)		○	○	
20		謙早-急)-415-2	栗面 (26)		○	○	
21		謙早-急)-416-3	栗面 (16)		○	○	
22		謙早-急)-418	栗面 (13)		○	○	
23		謙早-急)-418-2	栗面 (14)		○	○	
24		謙早-急)-419	栗面 (22)		○	○	
25		謙早-急)-420	栗面 (3)		○	○	
26		謙早-急)-421	栗面 (17)		○	○	
27		謙早-急)-422	栗面 (4)		○	○	
28		謙早-急)-423	栗面 (18)		○	○	
29	謙早-急)-423-2	栗面 (27)	○	○			
30	謙早-急)-424	栗面 (2)	○	○			
31	謙早-急)-426	栗面 (20)	○	○			
32	謙早-急)-428-2	栗面 (21)	○	○			
33	謙早-急)-504	駄森	○	○			
34	謙早-急)-504-3	駄森 (3)	○	○			
35	小ヶ倉町	謙早-急)-240	小ヶ倉 (4)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成22年 4月9日 第393号
36		謙早-急)-508	小ヶ倉 (3)		○	○	
37		謙早-急)-510	小ヶ倉 (6)		○	○	
38		謙早-急)-512	小ヶ倉 (8)		○	○	
39		謙早-急)-512-2	小ヶ倉 (9)		○	○	
40		謙早-急)-513-2	小ヶ倉 (11)		○	○	
41		謙早-急)-578	小ヶ倉 (2)		○	○	
42		謙早-急)-581	小ヶ倉 (1)		○	○	
43		謙早-急)-435	川床 (2)		○	○	
44		謙早-急)-435-2	川床 (3)		○	○	
45	謙早-急)-523-2	川床 (6)	○	○			
46	謙早-急)-523-5	川床 (9)	○	○			
47	謙早-急)-528	秀路	○	○			
48	謙早-急)-528-2	秀路 (2)	○	○			
49	謙早-急)-529	島崎 (1)	○	○			

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号			
50	川床町	謙早-急)-533	島崎 (2)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成22年 4月9日 第393号			
51		謙早-急)-533-5	島崎 (10)		○	○				
52		謙早-急)-534	島崎 (6)		○	○				
53		謙早-急)-534-3	島崎 (20)		○	○				
54		謙早-急)-536	島崎 (3)		○	○				
55		謙早-急)-536-2	島崎 (21)		○	○				
56		謙早-急)-536-3	島崎 (22)		○	○				
57		謙早-急)-616	島崎 (18)		○	○				
58		鷺崎町	謙早-急)-432		鷺崎	急傾斜地の崩壊		○	○	平成22年 4月9日 第393号
59			謙早-急)-434		鷺崎 (3)			○	○	
60		謙早-急)-434-2	鷺崎 (4)		○	○				
61		小川町	謙早-急)-505		小川 (6)	土石流		○	○	平成22年 4月9日 第393号
62			謙早-急)-507		小川			○	○	
63			謙早-急)-515		小川 (8)			○	○	
64	謙早-急)-516-2		小川 (10)	○	○					
65	謙早-急)-516-3		小川 (11)	○	○					
66	謙早-急)-516-4		小川 (12)	○	○					
67	謙早-急)-519		夫婦木	○	○					
68	謙早-急)-519-2		夫婦木 (4)	○	○					
69	謙早-急)-519-3		夫婦木 (5)	○	○					
70	謙早-急)-520		夫婦木 (2)	○	○					
71	謙早-急)-522	夫婦木 (3)	○	○						
72	平山町	謙早-急)-56	平山川 (イ)	土石流	○	○	平成22年 4月9日 第393号			
73		謙早-急)-58	栗面川 (イ)		○	○				
74		謙早-急)-59	栗面川 (ロ)		○	○				
75		謙早-急)-100-2	駄森川 (ロ)		○	○				
76		小ヶ倉町	謙早-急)-101		小ヶ倉川 (イ)	土石流		○	○	
77			謙早-急)-103		小ヶ倉川 (ロ)			○	○	
78		川床町	謙早-急)-61		川床川 (イ)	土石流		○	○	平成22年 4月9日 第393号
79			謙早-急)-107		川床川 (ロ)			○	○	
80			謙早-急)-108		川床川 (ハ)			○	○	
81			謙早-急)-109		川床川 (ニ)			○	○	
82	謙早-急)-149		川床川 (ホ)	○	○					
83	謙早-急)-149-2		川床川 (ヘ)	○	○					
84	謙早-急)-149-3		川床川 (ト)	○	○					
85	謙早-急)-150		川床川 (チ)	○	○					
86	謙早-急)-151		川床川 (リ)	○	○					
87	小川町		謙早-急)-60	夫婦木川 (イ)	土石流		○	○	平成22年 4月9日 第393号	
88		謙早-急)-60-2	夫婦木川 (ロ)	○		○				
89		謙早-急)-104	夫婦木川 (ハ)	○		○				
90	謙早-急)-106	夫婦木川 (ホ)	○	○						

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号			
1	長野町	謙早(急)-436	下組(1)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成22年 4月9日 第393号			
2		謙早(急)-437	下組(2)		○	○				
3		謙早(急)-437-2	下組(3)		○	○				
4		謙早(急)-438-2	下組(5)		○	○				
5		謙早(急)-439	下組(6)		○	○				
6		謙早(急)-441	下組(7)		○	○				
7		謙早(急)-441-2	下組(8)		○	○				
8		謙早(急)-442	下組(9)		○	○				
9		謙早(急)-442-2	下組(10)		○	○				
10		謙早(急)-442-3	下組(11)		○	○				
11		謙早(急)-442-4	下組(12)		○	○				
12		謙早(急)-442-5	下組(13)		○	○				
13		謙早(急)-448	長野(2)		○	○				
14		謙早(急)-525	長野(3)		○	○				
15		謙早(急)-526	長野(4)		○	○				
16		謙早(急)-526-2	長野(5)		○	○				
17		謙早(急)-527	長野(6)		○	○				
18		謙早(急)-531	長野		○	○				
19		謙早(急)-532	島崎(7)		○	○				
20		謙早(急)-540	島崎(31)		○	○				
21		謙早(急)-540-2	島崎(3,2)		○	○				
22		謙早(急)-613	島崎(4)		○	○				
23		謙早(急)-613-2	島崎(2,6)		○	○				
24		謙早(急)-614	島崎(5)		○	○				
25		謙早(急)-630	木秀		○	○				
26		謙早(急)-630-2	木秀(2)		○	○				
27		謙早(急)-631-2	木秀(4)		○	○				
28		謙早(急)-631-3	木秀(5)		○	○				
29		謙早(急)-634	木秀(6)		○	○				
30		謙早(急)-634-2	木秀(7)		○	○				
31		謙早(急)-638	木秀(9)		○	○				
32	宗方町	謙早(急)-445	水の手(6)	急傾斜地の崩壊	○	○	令和元年8月2日 第180号 第181号			
33		謙早(急)-445-2	水の手(7)		○	○				
34		謙早(急)-446	水の手		○	○				
35		謙早(急)-447	水の手(2)		○	○				
36		謙早(急)-541	柳原(2)		○	○				
37		謙早(急)-542	柳原		○	○				
38		謙早(急)-632	立石(2)		○	○				
39		謙早(急)-633-3	立石(6)		○	○				
40		謙早(急)-636	立石(8)		○	○				
41		謙早(急)-637	立石(3)		○	○				
42		謙早(急)-637-2	立石(1)		○	○				
43		小野町	謙早(急)-443		小野(4)	急傾斜地の崩壊		○	○	平成22年 4月9日 第393号
44			謙早(急)-444		小野(10)			○	○	
45			謙早(急)-449		小野(1)			○	○	
46			謙早(急)-450		小野(3)			○	○	
47			謙早(急)-451-3		小野(8)			○	○	
48	謙早(急)-452	小野(2)	○	○						

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号				
49	黒崎町	謙早(急)-362	黒崎(4)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成22年 4月9日 第393号				
50		謙早(急)-463	黒崎		○	○					
51		謙早(急)-466	黒崎(5)		○	○					
52		謙早(急)-467	黒崎(6)		○	○					
53		謙早(急)-468	黒崎(3)		○	○					
54		赤崎町	謙早(急)-363		石崎(1)	急傾斜地の崩壊		○	○		
55			謙早(急)-460		石崎(2)			○	○		
56			謙早(急)-462		石崎(3)			○	○		
59			謙早(急)-462-2		石崎(4)			○	○		
57			謙早(急)-463		石崎(6)			○	○		
58			謙早(急)-463-2		石崎(7)			○	○		
60			長野町		謙早(土)-62			長野川(イ)	土石流	○	○
61		謙早(土)-63			長野川(ロ)	○		○			
62		謙早(土)-64			長野川(ハ)	○		○			
63		謙早(土)-110			長野川(ニ)	○		○			
64		謙早(土)-110-2			長野川(ホ)	○		○			
65		謙早(土)-110-3			長野川(ヘ)	○		○			
66		謙早(土)-111			島崎川(ニ)	○		○			
67		謙早(土)-112			島崎川	○		○			
68		謙早(土)-113			島崎川(ハ)	○		○			
69		謙早(土)-157			島崎川(イ)	○		○			
70		謙早(土)-157-2			島崎川(ロ)	○		○			
71		謙早(土)-161			島崎川(ハ)	○		○			
72		謙早(土)-162			木秀川	○		○			
73		宗方町			謙早(土)-69	平川(イ)		急傾斜地の崩壊		○	○
74					謙早(土)-70	平川(ロ)				○	○
75					謙早(土)-71	水の手川(イ)				○	○
76					謙早(土)-72	水の手川(ロ)				○	○
77					謙早(土)-114	地藏川(イ)				○	○
78					謙早(土)-115	地藏川(ロ)				○	○
79			謙早(土)-116		宗方川(イ)	○			○		
80			謙早(土)-117		宗方川(ロ)	○			○		
81			謙早(土)-118		宗方川(ハ)	○			○		
82	謙早(土)-119		宗方川(ニ)	○	○						
83	謙早(土)-120		梅の木川(イ)	○	○						
84	謙早(土)-121		梅の木川(ロ)	○	○						
85	謙早(土)-122		梅の木川(ハ)	○	○						
86	謙早(土)-123		梅の木川(ニ)	○	○						
87	謙早(土)-124		柳原川(イ)	○	○						
88	謙早(土)-125	柳原川(ロ)	○	○							
89	謙早(土)-163	立石川	○	○							
90	小野町	謙早(土)-66	小野川(イ)	急傾斜地の崩壊	○	○					
91		謙早(土)-67	小野川(ハ)		○	○					
92		謙早(土)-68	小野川(ロ)		○	○					
93		謙早(土)-65	黒崎川(ロ)		○	○					
94		謙早(土)-73	黒崎川(イ)		○	○					
95	謙早(土)-74	赤崎川	○	○							

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号
1	松里町	謙早(急)-617	鶴田(3)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成22年 4月9日 第393号
2		謙早(急)-619	松里(4)		○	○	
3		謙早(急)-620	下岩崎(1)		○	○	
4		謙早(急)-621	西岩崎		○	○	
5		謙早(急)-622	松里(2)		○	○	
6		謙早(急)-623-3	松里(18)		○	○	
7		謙早(急)-624	松里(6)		○	○	
8		謙早(急)-624-2	松里(7)		○	○	
9		謙早(急)-626	六木町		○	○	
10		謙早(急)-626-2	六木町(2)		○	○	
11		謙早(急)-628	大久保		○	○	
12		謙早(急)-652	六本松		○	○	
13		謙早(急)-653	第一町		○	○	
14		謙早(急)-657	松里(12)		○	○	
15		謙早(急)-659	松里		○	○	
16		謙早(急)-659-2	松里(13)		○	○	
17		謙早(急)-660	松里(14)		○	○	
18		謙早(急)-660-2	松里(15)		○	○	
19	有喜町	謙早(急)-603	有喜(3)	○	○		
20		謙早(急)-605	有喜(4)	○	○		
21		謙早(急)-605-2	有喜(5)	○	○		
22		謙早(急)-605-3	有喜(6)	○	○		
23		謙早(急)-612	高見	○	○		
24		謙早(急)-650	下有喜(2)	○	○		
25	早見町	謙早(急)-651	西原敷	○	○		
26		謙早(急)-638	早見(3)	○	○		
27		謙早(急)-640-3	早見(6)	○	○		
28		謙早(急)-643	早見(9)	○	○		
29		謙早(急)-645	早見(11)	○	○		
30		謙早(急)-646	早見(12)	○	○		
31		謙早(急)-584-2	天神(3)	○	○		
32		謙早(急)-585	天神(4)	○	○		
33		謙早(急)-588	天神(5)	○	○		
34		謙早(急)-588-2	天神(6)	○	○		
35	中通町	謙早(急)-594	中通(6)	○	○		
36		謙早(急)-594-2	中通(13)	○	○		
37		謙早(急)-595	中通(2)	○	○		
38		謙早(急)-596	岩口(2)	○	○		
39	鶴田町	謙早(急)-597	岩口(1)	○	○		
40		謙早(急)-598	岩口(3)	○	○		
41		謙早(急)-599	中通(1)	○	○		
42		謙早(急)-600-2	中通(8)	○	○		
43	謙早(急)-672-2	中通(10)	○	○			
44	謙早(急)-607	鶴田(5)	○	○			
45	謙早(急)-609-2	鶴田(7)	○	○			
46	謙早(急)-611	鶴田(4)	○	○			
47	松里町	謙早(土)-155	鶴田川(ロ)	土石流	○	○	
48		謙早(土)-156	鶴田川(ハ)		○	○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号
49	中通町	謙早(土)-146	中通川(ロ)	土石流	○	○	平成22年 4月9日 第393号
50		謙早(土)-146-2	中通川(ハ)		○	○	
51		謙早(土)-147	中通川(イ)		○	○	
52		謙早(土)-148	中通川(ニ)		○	○	
53		謙早(土)-152	鶴田川(ニ)		○	○	
54	謙早(土)-153	鶴田川(イ)	○	○			
55	謙早(土)-154	鶴田川(ホ)	○	○			

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号
1	森山町下井牟田	藤早(森山)-(急)-1	原	急傾斜地の崩壊	○	○	平成24年 8月10日 第741号
2		藤早(森山)-(急)-1-2	下井牟田 (09)				
3		藤早(森山)-(急)-2	地蔵名				
4		藤早(森山)-(急)-3	峰 (1)				
5		藤早(森山)-(急)-4	峰 (2)				
6		藤早(森山)-(急)-5-2	下井牟田 (01)				
7	森山町慶師野	藤早(森山)-(急)-6	※(注)・(特)・(水)・(石)	急傾斜地の崩壊	○	○	令和元年度8月12日 第180号 第81号
8		藤早(森山)-(急)-8	万灯 (2)				
9		藤早(森山)-(急)-10	万灯 (1)				
10	森山町本村	藤早(森山)-(急)-13	鳥越 (2)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成24年 8月10日 第741号
11		藤早(森山)-(急)-16	本村下 (2)				
12		藤早(森山)-(急)-17	石転				
13		藤早(森山)-(急)-17-2	本村 (01)				
14		藤早(森山)-(急)-17-3	本村 (02)				
15		藤早(森山)-(急)-18	本村下 (1)				
16		藤早(森山)-(急)-19	本村 (03)				
17		藤早(森山)-(急)-20	葛根崎				
18		藤早(森山)-(急)-22	本村 (04)				
19		藤早(森山)-(急)-23	白塔				
20	森山町田尻	藤早(森山)-(急)-23-2	本村 (05)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成24年 8月10日 第741号
21		藤早(森山)-(急)-24	釜				
22		藤早(森山)-(急)-25	田尻 (01)				
23		藤早(森山)-(急)-26	倉津				
24		藤早(森山)-(急)-26-2	田尻 (02)				
25		藤早(森山)-(急)-27	榎野				
26		藤早(森山)-(急)-28	平石				
27		藤早(森山)-(急)-29	駒崎 (2)				
28		藤早(森山)-(急)-29-2	田尻 (03)				
29		藤早(森山)-(急)-29-3	田尻 (04)				
30	森山町下井牟田	藤早(森山)-(急)-30	駒崎 (1)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成24年 8月10日 第741号
31		藤早(森山)-(急)-30-2	田尻 (05)				
32		藤早(森山)-(急)-30-3	田尻 (06)				
33		藤早(森山)-(急)-31	備後崎				
34		藤早(森山)-(急)-31-2	田尻 (07)				
35		藤早(森山)-(急)-32	下井牟田 (02)				
36	森山町下井牟田	藤早(森山)-(急)-32-2	下井牟田 (03)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成24年 8月10日 第741号
37		藤早(森山)-(急)-32-3	下井牟田 (04)				
38		藤早(森山)-(急)-32-4	下井牟田 (05)				
39		藤早(森山)-(急)-32-5	下井牟田 (06)				
40	森山町慶師野	藤早(森山)-(急)-33	慶師野 (01)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成24年 8月10日 第741号
41		藤早(森山)-(急)-34	下井牟田 (07)				
42		藤早(森山)-(急)-34-2	下井牟田 (08)				
43		藤早(森山)-(急)-36	松葉 (2)				
44		藤早(森山)-(急)-37	上井牟田 (01)				
45		藤早(森山)-(急)-37-2	上井牟田 (02)				
46	森山町慶師野	藤早(森山)-(急)-37-3	上井牟田 (03)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成24年 8月10日 第741号
47		藤早(森山)-(急)-38	三ツ石				
48	森山町本村	藤早(森山)-(急)-39	慶師野	急傾斜地の崩壊	○	○	平成24年 8月10日 第741号

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号		
49	森山町本村	藤早(森山)-(急)-40	本村 (05)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成24年 8月10日 第741号		
50		藤早(森山)-(急)-42	本村 (06)						
51		藤早(森山)-(急)-43	本村 (07)						
52		藤早(森山)-(急)-44	本村 (08)						
53		藤早(森山)-(急)-47	本村 (09)						
54		藤早(森山)-(急)-47-2	本村 (10)						
55		藤早(森山)-(急)-47-3	本村 (11)						
56		森山町慶師野	慶師野 (02)		急傾斜地の崩壊	○		○	令和元年度8月12日 第180号 第81号
59		森山町形谷	形谷 (01)						
57		藤早(森山)-(急)-50	形谷 (02)						
58		藤早(森山)-(急)-51	形谷 (02)						
58	藤早(森山)-(急)-52	中組 (1)							
60	藤早(森山)-(急)-54	中組 (2)							
61	藤早(森山)-(急)-54-2	形谷 (03)							
62	藤早(森山)-(急)-54-3	形谷 (04)							
63	藤早(森山)-(急)-55	西ノ瀬							
64	藤早(森山)-(急)-55-2	形谷 (05)							
65	森山町唐比北	唐比北 (01)	急傾斜地の崩壊	○		○	平成24年 8月10日 第741号		
66	藤早(森山)-(急)-56	唐比北 (02)							
67	藤早(森山)-(急)-58	宇土 (1)							
68	藤早(森山)-(急)-59	宇土							
69	藤早(森山)-(急)-60	藤早(森山)-(急)-60-2							
70	藤早(森山)-(急)-60-2	形谷 (06)							
71	藤早(森山)-(急)-61	形谷 (07)							
72	藤早(森山)-(急)-61-2	形谷 (08)							
73	藤早(森山)-(急)-61-3	形谷 (09)							
74	藤早(森山)-(急)-61-4	形谷 (10)							
75	藤早(森山)-(急)-62	郡勢開							
76	藤早(森山)-(急)-63	江城	急傾斜地の崩壊	○	○	令和元年度8月12日 第180号 第81号			
77	藤早(森山)-(急)-63-2	形谷 (11)							
78	藤早(森山)-(急)-63-3	形谷 (12)							
79	藤早(森山)-(急)-64	丸山							
80	森山町上井牟田	古賀							
81	藤早(森山)-(急)-66	松葉							
82	藤早(森山)-(急)-67	上井牟田 (04)							
83	藤早(森山)-(急)-68-2	上井牟田 (05)							
84	森山町唐比東	唐比東 (01)		急傾斜地の崩壊	○		○	平成24年 8月10日 第741号	
85	藤早(森山)-(急)-68-5	唐比東 (01)							
85	藤早(森山)-(急)-69	上井牟田 (06)							
86	藤早(森山)-(急)-71-2	上井牟田 (07)							
87	森山町下井牟田	上井牟田 (08)							
88	森山町上井牟田	上井牟田 (09)							
89	藤早(森山)-(急)-72-2	上井牟田 (10)							
90	藤早(森山)-(急)-73	上井牟田 (11)							
91	藤早(森山)-(急)-75-2	上井牟田 (12)							
92	藤早(森山)-(急)-76	川口							
93	藤早(森山)-(急)-76-2	上井牟田 (13)	急傾斜地の崩壊		○	○	平成24年 8月10日 第741号		
94	森山町唐比西	唐比西 (01)							
95	藤早(森山)-(急)-80-3	唐比西 (02)							
96	森山町唐比東～唐比西	藤早(森山)-(急)-81-2	唐比東 (02)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成24年 8月10日 第741号		

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号
97	森山町唐比東～唐比西	謙早(森山)-(急)-81-3	唐比東 (03)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成24年 8月10日 第741号
98	森山町唐比西	謙早(森山)-(急)-81-4	唐比東 (04)		○	○	
99	森山町唐比西	謙早(森山)-(急)-82	休屋		○	○	
100	森山町唐比東～唐比西	謙早(森山)-(急)-83	唐比東 (05)		○	○	
101		謙早(森山)-(急)-83-2	唐比東 (06)		○	○	
102		謙早(森山)-(急)-84	唐比東 (07)		○	○	
103	森山町唐比西	謙早(森山)-(急)-85	東浜		○	○	
104	森山町唐比東	謙早(森山)-(急)-85-3	唐比東 (08)		○	○	
105	森山町唐比西	謙早(森山)-(急)-85-4	唐比西 (03)		○	○	
106		謙早(森山)-(急)-86	唐比西 (04)		○	○	
107		謙早(森山)-(急)-86-2	唐比西 (05)		○	○	
108		謙早(森山)-(急)-86-3	唐比西 (06)		○	○	
109		謙早(森山)-(急)-86-4	唐比西 (07)		○	○	
110		謙早(森山)-(急)-87	唐比西 (08)	○	○		
111		謙早(森山)-(急)-87-2	唐比西 (09)	○	○		
112		謙早(森山)-(急)-88	唐比西 (10)	○	○		
113		謙早(森山)-(急)-90	東浜	○	○		
114	森山町下井牟田	謙早(森山)-(土)-1	原の上川	土石流	○	○	
115		謙早(森山)-(土)-2	峰川		○	○	
116		謙早(森山)-(土)-2-2	仁反田川 (イ)		○	○	
117		謙早(森山)-(土)-3	音響川		○	○	
118	森山町本村	謙早(森山)-(土)-4	猿渡川		○	○	
119		謙早(森山)-(土)-4-2	本村川 (イ)		○	○	
120		謙早(森山)-(土)-4-3	本村川 (ロ)		○	○	
121	森山町下井牟田	謙早(森山)-(土)-5	井手口川		○	○	
122		謙早(森山)-(土)-5-2	仁反田川 (ロ)		○	○	
123	森山町慶師野	謙早(森山)-(土)-6	山下川		○	○	
124		謙早(森山)-(土)-6-2	長走川 (イ)		○	○	
125	森山町上井牟田	謙早(森山)-(土)-7	相良尾川		○	○	
126		謙早(森山)-(土)-8	松養川		○	○	
127	森山町慶師野	謙早(森山)-(土)-9	坡下川		○	○	
128		謙早(森山)-(土)-9-2	長走川 (ロ)	○	○		
129		謙早(森山)-(土)-9-3	長走川 (ハ)	○	○		
130	森山町本村	謙早(森山)-(土)-11	鳥越川	○	○		
131		謙早(森山)-(土)-11-2	本村川 (ハ)	○	○		
132		謙早(森山)-(土)-11-3	本村川 (ニ)	○	○		
133		謙早(森山)-(土)-12	黒龍川	○	○		
134		謙早(森山)-(土)-13	道角川	○	○		
135	森山町田尻	謙早(森山)-(土)-14	有明川 (イ)	○	○		
136		謙早(森山)-(土)-14-3	有明川 (ロ)	○	○		
137	森山町形谷	謙早(森山)-(土)-15	有明川 (ハ)	○	○		
138		謙早(森山)-(土)-16	有明川 (ニ)	○	○		
139		謙早(森山)-(土)-17	南江城川 (ロ)	○	○		
140		謙早(森山)-(土)-18	南江城川 (イ)	○	○		
141		謙早(森山)-(土)-19	平山川	○	○		
142		謙早(森山)-(土)-20	二俣川	○	○		
143		謙早(森山)-(土)-21	西川内川 (イ)	○	○		
144		謙早(森山)-(土)-23	小柴川	○	○		

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号
145	森山町唐比北・形谷	謙早(森山)-(土)-24	墨ヶ原川	土石流	○	○	平成24年 8月10日 第741号
146	森山町唐比北	謙早(森山)-(土)-24-3	上有明川 (イ)		○	○	
147		謙早(森山)-(土)-24-4	上有明川 (ロ)		○	○	
148	森山町唐比東～唐比北	謙早(森山)-(土)-24-5	洗川 (イ)		○	○	
149	森山町形谷	謙早(森山)-(土)-25	西浦川		○	○	
150		謙早(森山)-(土)-26	密頭川		○	○	
151		謙早(森山)-(土)-27	宇戸川		○	○	
152		謙早(森山)-(土)-28	埴元川		○	○	
153	森山町上井牟田	謙早(森山)-(土)-29	中野屋敷川		○	○	
154		謙早(森山)-(土)-30	川口川		○	○	
155	森山町唐比東～唐比西	謙早(森山)-(土)-31	唐比川	○	○		
156	森山町唐比西	謙早(森山)-(土)-31-2	北森ノ木川 (イ)	○	○		

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号
1	飯盛町古場	兼早(飯盛)-(急)-1	上園(1)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年 3月25日 第375号
2		兼早(飯盛)-(急)-1-2	古場(1)		○	○	
3		兼早(飯盛)-(急)-1-3	古場(2)		○	○	
4		兼早(飯盛)-(急)-1-4	古場(3)		○	○	
5		兼早(飯盛)-(急)-1-5	古場(4)		○	○	
6		兼早(飯盛)-(急)-1-6	古場(5)		○	○	
7		兼早(飯盛)-(急)-1-7	古場(6)		○	○	
8		兼早(飯盛)-(急)-1-8	古場(7)		○	○	
9		兼早(飯盛)-(急)-2	上園(2)		○	○	
10		兼早(飯盛)-(急)-3	小尾敷		○	○	
11		兼早(飯盛)-(急)-5-2	古場(8)		○	○	
12		兼早(飯盛)-(急)-5-3	古場(9)		○	○	
13		兼早(飯盛)-(急)-4	向園		○	○	
14		兼早(飯盛)-(急)-5	古場(10)		○	○	
15		兼早(飯盛)-(急)-6	古場(11)		○	○	
16		兼早(飯盛)-(急)-6-2	古場(12)		○	○	
17		兼早(飯盛)-(急)-6-3	古場(13)		○	○	
18		兼早(飯盛)-(急)-7	古場(14)		○	○	
19		兼早(飯盛)-(急)-7-2	松ノ平		○	○	
20		兼早(飯盛)-(急)-7-3	古場(15)		○	○	
21		兼早(飯盛)-(急)-7-4	古場(16)		○	○	
22		兼早(飯盛)-(急)-7-5	古場(17)		○	○	
23		兼早(飯盛)-(急)-8	宇戸河内		○	○	
24		兼早(飯盛)-(急)-8-2	古場(18)		○	○	
25		兼早(飯盛)-(急)-8-3	古場(19)		○	○	
26		兼早(飯盛)-(急)-9	古場(20)		○	○	
27	飯盛町平古場	兼早(飯盛)-(急)-11	平古場(1)		○	○	
28		兼早(飯盛)-(急)-12	平古場(2)		○	○	
29		兼早(飯盛)-(急)-12-2	平古場(3)		○	○	
30		兼早(飯盛)-(急)-13	平古場(4)		○	○	
31		兼早(飯盛)-(急)-13-2	平古場(5)		○	○	
32	飯盛町山口	兼早(飯盛)-(急)-14	山開		○	○	
33	飯盛町野中	兼早(飯盛)-(急)-15	野中(1)		○	○	
34		兼早(飯盛)-(急)-15-2	野中(2)		○	○	
35		兼早(飯盛)-(急)-15-4	野中(3)		○	○	
36	飯盛町平古場	兼早(飯盛)-(急)-16	山口(2)		○	○	
37		兼早(飯盛)-(急)-16-2	平古場(6)		○	○	
38		兼早(飯盛)-(急)-17	平古場(7)		○	○	
39	飯盛町野中	兼早(飯盛)-(急)-18	石原		○	○	
40	飯盛町平古場	兼早(飯盛)-(急)-19	平古場(8)		○	○	
41		兼早(飯盛)-(急)-19-2	平古場(9)		○	○	
42		兼早(飯盛)-(急)-20	平古場(10)		○	○	
43		兼早(飯盛)-(急)-20-2	平古場(11)		○	○	
44	飯盛町野中	兼早(飯盛)-(急)-21	野中(4)		○	○	
45		兼早(飯盛)-(急)-21-2	野中(5)		○	○	
46		兼早(飯盛)-(急)-21-3	野中(6)		○	○	
47		兼早(飯盛)-(急)-21-4	野中(7)		○	○	
48		兼早(飯盛)-(急)-22	野中(8)		○	○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号
49	飯盛町野中	兼早(飯盛)-(急)-22-2	野中(9)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年 3月25日 第375号
50	飯盛町平古場	兼早(飯盛)-(急)-23	平古場(12)		○	○	
51	飯盛町山口	兼早(飯盛)-(急)-24	山口(1)		○	○	
52		兼早(飯盛)-(急)-24-2	山口(3)		○	○	
53	飯盛町野中	兼早(飯盛)-(急)-25	山下		○	○	
54		兼早(飯盛)-(急)-25-2	野中(10)		○	○	
55		兼早(飯盛)-(急)-25-3	野中(11)		○	○	
56		兼早(飯盛)-(急)-25-4	野中(12)		○	○	
57		兼早(飯盛)-(急)-25-5	野中(13)		○	○	
58		兼早(飯盛)-(急)-25-6	野中(14)		○	○	
59		兼早(飯盛)-(急)-25-9	野中(15)		○	○	
60	飯盛町山口	兼早(飯盛)-(急)-26	上野中(1)		○	○	
61	飯盛町平古場	兼早(飯盛)-(急)-27	西ノ又		○	○	
62	飯盛町山口	兼早(飯盛)-(急)-28	山口(4)		○	○	
63		兼早(飯盛)-(急)-29	下野中(1)		○	○	
64		兼早(飯盛)-(急)-29-2	山口(5)		○	○	
65	飯盛町平古場	兼早(飯盛)-(急)-30-2	平古場(13)		○	○	
66		兼早(飯盛)-(急)-30-3	平古場(14)		○	○	
67	飯盛町山口	兼早(飯盛)-(急)-31	下野中(2)		○	○	
68		兼早(飯盛)-(急)-32	下野中(3)		○	○	
69		兼早(飯盛)-(急)-32-2	山口(6)		○	○	
70		兼早(飯盛)-(急)-33	下野中(5)		○	○	
71		兼早(飯盛)-(急)-34	岡		○	○	
72	飯盛町野中	兼早(飯盛)-(急)-35	野中(16)		○	○	
73	飯盛町山口	兼早(飯盛)-(急)-36	山口(7)		○	○	
74	飯盛町開	兼早(飯盛)-(急)-37	開(1)		○	○	
75		兼早(飯盛)-(急)-37-2	開(2)		○	○	
76		兼早(飯盛)-(急)-37-3	開(3)		○	○	
77	飯盛町山口	兼早(飯盛)-(急)-38	山口(8)		○	○	
78		兼早(飯盛)-(急)-39	山口(9)		○	○	
79		兼早(飯盛)-(急)-40	山口(10)		○	○	
80		兼早(飯盛)-(急)-40-2	山口(11)		○	○	
81		兼早(飯盛)-(急)-41	山口(12)		○	○	
82		兼早(飯盛)-(急)-41-2	山口(13)		○	○	
83		兼早(飯盛)-(急)-42	山口(14)		○	○	
84		兼早(飯盛)-(急)-43	山口(15)		○	○	
85		兼早(飯盛)-(急)-44	中山		○	○	
86	飯盛町古場	兼早(飯盛)-(急)-45	古場(21)		○	○	
87		兼早(飯盛)-(急)-45-2	古場(22)		○	○	
88		兼早(飯盛)-(急)-45-3	補伽(1)		○	○	
89		兼早(飯盛)-(急)-45-4	古場(23)		○	○	
90		兼早(飯盛)-(急)-46	古場(24)		○	○	
91		兼早(飯盛)-(急)-46-2	補伽(2)		○	○	
92		兼早(飯盛)-(急)-47	古場(25)		○	○	
93		兼早(飯盛)-(急)-47-2	古場(26)		○	○	
94		兼早(飯盛)-(急)-47-3	古場(27)		○	○	
95		兼早(飯盛)-(急)-48	古場(28)		○	○	
96		兼早(飯盛)-(急)-48-2	古場(29)		○	○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号
97	飯盛町古場	兼早(飯盛)-(急)-48-3	古場(30)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年 3月25日 第375号
98		兼早(飯盛)-(急)-49-2	古場(31)		○	○	
99		兼早(飯盛)-(急)-49-3	古場(32)		○	○	
100		兼早(飯盛)-(急)-50	古場(33)		○	○	
101	飯盛町里	兼早(飯盛)-(急)-51	里(1)		○	○	
102		兼早(飯盛)-(急)-51-2	里(2)		○	○	
103		兼早(飯盛)-(急)-51-3	里(3)		○	○	
104		兼早(飯盛)-(急)-51-4	里(4)		○	○	
105		兼早(飯盛)-(急)-53	里(5)		○	○	
106		兼早(飯盛)-(急)-53-2	里(6)		○	○	
107	飯盛町平古場	兼早(飯盛)-(急)-54	平古場(15)		○	○	
108		兼早(飯盛)-(急)-54-5	平古場(16)		○	○	
109		兼早(飯盛)-(急)-54-6	平古場(17)		○	○	
110		兼早(飯盛)-(急)-54-8	平古場(18)		○	○	
111		兼早(飯盛)-(急)-54-9	平古場(19)		○	○	
112		兼早(飯盛)-(急)-54-10	平古場(20)		○	○	
113		兼早(飯盛)-(急)-54-11	宇戸河内		○	○	
114		兼早(飯盛)-(急)-54-12	平古場(21)		○	○	
115		兼早(飯盛)-(急)-55	平古場(22)		○	○	
116		兼早(飯盛)-(急)-56	中山(2)		○	○	
117		兼早(飯盛)-(急)-56-2	平古場(23)		○	○	
118		兼早(飯盛)-(急)-56-3	平古場(24)		○	○	
119		兼早(飯盛)-(急)-56-4	平古場(25)		○	○	
120		兼早(飯盛)-(急)-58	西林		○	○	
121		兼早(飯盛)-(急)-59	山口(1)		○	○	
122	飯盛町里	兼早(飯盛)-(急)-60	山口(1)		○	○	
123		兼早(飯盛)-(急)-62	残木		○	○	
124		兼早(飯盛)-(急)-63	里(7)		○	○	
125		兼早(飯盛)-(急)-64	東		○	○	
126		兼早(飯盛)-(急)-64-2	里(8)		○	○	
127		兼早(飯盛)-(急)-65	寺坂		○	○	
128		兼早(飯盛)-(急)-65-3	里(9)		○	○	
129	飯盛町佐田	兼早(飯盛)-(急)-66	内田		○	○	
130		兼早(飯盛)-(急)-66-2	佐田(1)		○	○	
131		兼早(飯盛)-(急)-67	佐田(2)		○	○	
132		兼早(飯盛)-(急)-67-2	佐田(3)		○	○	
133		兼早(飯盛)-(急)-67-3	佐田(4)		○	○	
134		兼早(飯盛)-(急)-67-4	佐田(5)		○	○	
135		兼早(飯盛)-(急)-67-5	佐田(6)		○	○	
136	飯盛町平古場	兼早(飯盛)-(急)-67-7	平古場(27)		○	○	
137		兼早(飯盛)-(急)-67-9	平古場(28)		○	○	
138	飯盛町里	兼早(飯盛)-(急)-68	薬山坂		○	○	
139		兼早(飯盛)-(急)-68-3	里(10)		○	○	
140		兼早(飯盛)-(急)-68-4	里(11)		○	○	
141		兼早(飯盛)-(急)-68-5	里(12)		○	○	
142		兼早(飯盛)-(急)-68-7	里(13)		○	○	
143		兼早(飯盛)-(急)-68-8	里(14)		○	○	
144		兼早(飯盛)-(急)-68-9	里(15)		○	○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号
145	飯盛町里	兼早(飯盛)-(急)-70	里(16)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年 3月25日 第375号
146	飯盛町佐田	兼早(飯盛)-(急)-71	内田(3)		○	○	
147		兼早(飯盛)-(急)-72	佐田(8)		○	○	
148		兼早(飯盛)-(急)-72-2	佐田(9)		○	○	
149	飯盛町里	兼早(飯盛)-(急)-73	里(17)		○	○	
150		兼早(飯盛)-(急)-73-2	里(18)		○	○	
151		兼早(飯盛)-(急)-74	里(19)		○	○	
152		兼早(飯盛)-(急)-74-2	里(20)		○	○	
153		兼早(飯盛)-(急)-75	里(21)		○	○	
154		兼早(飯盛)-(急)-76	里(22)		○	○	
155		兼早(飯盛)-(急)-77	上原(2)		○	○	
156		兼早(飯盛)-(急)-78	里(23)		○	○	
157		兼早(飯盛)-(急)-79	里(24)		○	○	
158		兼早(飯盛)-(急)-79-2	里(25)		○	○	
159		兼早(飯盛)-(急)-80	里(26)		○	○	
160		兼早(飯盛)-(急)-80-2	里(27)		○	○	
161		兼早(飯盛)-(急)-81	里(28)		○	○	
162		兼早(飯盛)-(急)-81-2	里(29)		○	○	
163		兼早(飯盛)-(急)-81-3	里(30)		○	○	
164		兼早(飯盛)-(急)-82	里(31)		○	○	
165		兼早(飯盛)-(急)-83	清水		○	○	
166		兼早(飯盛)-(急)-84	里(32)		○	○	
167		兼早(飯盛)-(急)-85	小峰		○	○	
168		兼早(飯盛)-(急)-85-2	里(33)		○	○	
169		兼早(飯盛)-(急)-86	鬼塚		○	○	
170		兼早(飯盛)-(急)-87	里(34)		○	○	
171		兼早(飯盛)-(急)-87-2	里(35)		○	○	
172		兼早(飯盛)-(急)-88	里(36)		○	○	
173		兼早(飯盛)-(急)-89	帆別当		○	○	
174		兼早(飯盛)-(急)-90	菜田山		○	○	
175		兼早(飯盛)-(急)-90-2	里(37)		○	○	
176	飯盛町佐田	兼早(飯盛)-(急)-91	拾岩山		○	○	
177		兼早(飯盛)-(急)-91-4	佐田(10)		○	○	
178		兼早(飯盛)-(急)-91-5	佐田(11)		○	○	
179		兼早(飯盛)-(急)-91-6	佐田(12)		○	○	
180	飯盛町里	兼早(飯盛)-(急)-93	里(38)		○	○	
181	飯盛町佐田	兼早(飯盛)-(急)-94	佐田(13)		○	○	
182	飯盛町川下	兼早(飯盛)-(急)-95	大平(2)		○	○	
183	飯盛町里	兼早(飯盛)-(急)-95-2	里(39)		○	○	
184	飯盛町川下	兼早(飯盛)-(急)-95-3	川下(1)		○	○	
185	飯盛町里	兼早(飯盛)-(急)-96	里(40)		○	○	
186		兼早(飯盛)-(急)-96-2	坊田		○	○	
187		兼早(飯盛)-(急)-96-3	坊田尻		○	○	
188		兼早(飯盛)-(急)-96-4	坊田尻		○	○	
189		兼早(飯盛)-(急)-96-5	里(41)		○	○	
190		兼早(飯盛)-(急)-96-6	里(42)		○	○	
191		兼早(飯盛)-(急)-96-7	里(43)		○	○	
192		兼早(飯盛)-(急)-96-8	里(44)		○	○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号
193	飯盛町里	兼早(飯盛)-(急)-96-9	里(4.5)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年 3月25日 第375号
194		兼早(飯盛)-(急)-97	西大門		○	○	
195		兼早(飯盛)-(急)-97-3	前田		○	○	
196		兼早(飯盛)-(急)-99	里(4.6)		○	○	
197	飯盛町池下	兼早(飯盛)-(急)-100	山中		○	○	
198		兼早(飯盛)-(急)-100-2	池下(1)		○	○	
199		兼早(飯盛)-(急)-100-3	山中		○	○	
200		兼早(飯盛)-(急)-100-4	山中		○	○	
201	飯盛町川下	兼早(飯盛)-(急)-101	入の久保		○	○	
202		兼早(飯盛)-(急)-101-3	川下(2)		○	○	
203		兼早(飯盛)-(急)-101-4	川下(3)		○	○	
204		兼早(飯盛)-(急)-101-5	川下(4)		○	○	
205		兼早(飯盛)-(急)-102	川下(5)		○	○	
206		兼早(飯盛)-(急)-103	川下(6)		○	○	
207		兼早(飯盛)-(急)-104	川下名中		○	○	
208		兼早(飯盛)-(急)-104-2	中組		○	○	
209		兼早(飯盛)-(急)-104-6	平瀬		○	○	
210	飯盛町平古場	兼早(飯盛)-(急)-105	浦山		○	○	
211		兼早(飯盛)-(急)-106	平古場(2.9)		○	○	
212		兼早(飯盛)-(急)-109	石原谷		○	○	
213		兼早(飯盛)-(急)-109-3	鳥群		○	○	
214		兼早(飯盛)-(急)-110	名切		○	○	
215	飯盛町開	兼早(飯盛)-(急)-111	道原		○	○	
216	飯盛町佐田	兼早(飯盛)-(急)-112	佐田(1.4)		○	○	
217		兼早(飯盛)-(急)-113	佐田(1.5)		○	○	
218		兼早(飯盛)-(急)-114	中山(3)		○	○	
219		兼早(飯盛)-(急)-115	佐田(1.6)		○	○	
220	飯盛町開	兼早(飯盛)-(急)-116	開(1)		○	○	
221		兼早(飯盛)-(急)-116-2	開(4)		○	○	
222	飯盛町佐田	兼早(飯盛)-(急)-117	佐田(1.7)		○	○	
223	飯盛町中山	兼早(飯盛)-(急)-118	開(2)		○	○	
224		兼早(飯盛)-(急)-118-2	中山(4)		○	○	
225	飯盛町佐田	兼早(飯盛)-(急)-119	佐田(1.8)		○	○	
226		兼早(飯盛)-(急)-120	元道		○	○	
227		兼早(飯盛)-(急)-120-2	佐田(1.9)		○	○	
228		兼早(飯盛)-(急)-120-3	佐田(2.0)		○	○	
229		兼早(飯盛)-(急)-120-4	佐田(2.1)		○	○	
230		兼早(飯盛)-(急)-120-5	佐田(2.2)		○	○	
231		兼早(飯盛)-(急)-120-6	佐田(2.3)		○	○	
232		兼早(飯盛)-(急)-120-7	佐田(2.4)		○	○	
233	飯盛町中山	兼早(飯盛)-(急)-121	中山(4)		○	○	
234		兼早(飯盛)-(急)-121-2	中山(5)		○	○	
235		兼早(飯盛)-(急)-121-3	中山(6)		○	○	
236		兼早(飯盛)-(急)-121-4	中山(7)		○	○	
237		兼早(飯盛)-(急)-121-5	中山(8)		○	○	
238		兼早(飯盛)-(急)-121-6	中山(9)		○	○	
239	飯盛町佐田	兼早(飯盛)-(急)-122	佐田		○	○	
240		兼早(飯盛)-(急)-122-2	佐田(2.5)		○	○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号
241	飯盛町上原	兼早(飯盛)-(急)-123	吉野	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年 3月25日 第375号
242		兼早(飯盛)-(急)-124	上原(2)		○	○	
243		兼早(飯盛)-(急)-125	上原(4)		○	○	
244		兼早(飯盛)-(急)-126	吉野(2)		○	○	
245		兼早(飯盛)-(急)-127	上山新田		○	○	
246		兼早(飯盛)-(急)-127-3	上原(5)		○	○	
247		兼早(飯盛)-(急)-128	上原(3)		○	○	
248		兼早(飯盛)-(急)-128-2	上原(6)		○	○	
249		兼早(飯盛)-(急)-129	上原		○	○	
250		兼早(飯盛)-(急)-129-2	上原(7)		○	○	
251		兼早(飯盛)-(急)-129-3	上原(8)		○	○	
252		兼早(飯盛)-(急)-130	金馬場		○	○	
253		兼早(飯盛)-(急)-132	上原(9)		○	○	
254		兼早(飯盛)-(急)-133	上原(1.0)		○	○	
255		兼早(飯盛)-(急)-135	上原(1.1)		○	○	
256	飯盛町後田	兼早(飯盛)-(急)-135-2	後田(1)		○	○	
257		兼早(飯盛)-(急)-135-3	後田(2)		○	○	
258		兼早(飯盛)-(急)-136	後田(3)		○	○	
259		兼早(飯盛)-(急)-136-2	後田(4)		○	○	
260		兼早(飯盛)-(急)-136-3	後田(5)		○	○	
261		兼早(飯盛)-(急)-137	大崎		○	○	
262		兼早(飯盛)-(急)-138	後田(6)		○	○	
263		兼早(飯盛)-(急)-138-2	後田(7)		○	○	
264		兼早(飯盛)-(急)-139	後田(8)		○	○	
265		兼早(飯盛)-(急)-139-2	後田(9)		○	○	
266		兼早(飯盛)-(急)-140-2	後田(1.0)		○	○	
267		兼早(飯盛)-(急)-140-3	後田(1.1)		○	○	
268	飯盛町佐田	兼早(飯盛)-(急)-141	池田(1)		○	○	
269		兼早(飯盛)-(急)-141-2	佐田(2.6)		○	○	
270		兼早(飯盛)-(急)-142	佐田(2.7)		○	○	
271		兼早(飯盛)-(急)-143	池田(2)		○	○	
272		兼早(飯盛)-(急)-146	佐田(2.8)		○	○	
273	飯盛町久保	兼早(飯盛)-(急)-148	久保(1)		○	○	
274		兼早(飯盛)-(急)-149	久保(2)		○	○	
275		兼早(飯盛)-(急)-150	久保(3)		○	○	
276		兼早(飯盛)-(急)-150-2	久保(4)		○	○	
277		兼早(飯盛)-(急)-151	久保(5)		○	○	
278		兼早(飯盛)-(急)-151-2	久保(6)		○	○	
279		兼早(飯盛)-(急)-152	久保(7)		○	○	
280		兼早(飯盛)-(急)-152-2	久保(8)		○	○	
281		兼早(飯盛)-(急)-154	久保(9)		○	○	
282		兼早(飯盛)-(急)-155	久保(1.0)		○	○	
283		兼早(飯盛)-(急)-156	香田(2)		○	○	
284		兼早(飯盛)-(急)-157	葉平		○	○	
285		兼早(飯盛)-(急)-159	久保(1.1)		○	○	
286		兼早(飯盛)-(急)-159-3	香田(1)		○	○	
287		兼早(飯盛)-(急)-161	万話(1)		○	○	
288		兼早(飯盛)-(急)-161-2	万話(2)		○	○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号	
289	飯盛町後田	兼早(飯盛)-(急)-162	後田名西脇津	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年 3月25日 第375号	
290	飯盛町下釜	兼早(飯盛)-(急)-163	下釜(1)					
291	飯盛町下釜	兼早(飯盛)-(急)-163-2	上井樋					
292	飯盛町後田	兼早(飯盛)-(急)-163-3	下釜(2)					
293	飯盛町後田	兼早(飯盛)-(急)-164	後田名三軒屋					
294	飯盛町下釜	兼早(飯盛)-(急)-164-2	後田(1,2)					
295	飯盛町下釜	兼早(飯盛)-(急)-165	下釜(3)					
297	飯盛町下釜	兼早(飯盛)-(急)-166	西泊					
298	飯盛町下釜	兼早(飯盛)-(急)-167-2	大木不動山					
299	飯盛町下釜	兼早(飯盛)-(急)-167-3	下釜(4)					
300	飯盛町後田	兼早(飯盛)-(急)-168	大木不動山(2)					
301	飯盛町後田	兼早(飯盛)-(急)-169	大平					
302	飯盛町下釜	兼早(飯盛)-(急)-169-3	堀					
303	飯盛町下釜	兼早(飯盛)-(急)-170	堀第二地区					
304	飯盛町下釜	兼早(飯盛)-(急)-171	後田(1,3)					
305	飯盛町下釜	兼早(飯盛)-(急)-172	湯穴(1)					
306	飯盛町下釜	兼早(飯盛)-(急)-172-2	湯穴(1)					
307	飯盛町下釜	兼早(飯盛)-(急)-172-3	後田(1,4)					
308	飯盛町下釜	兼早(飯盛)-(急)-173	後田(1,5)					
309	飯盛町下釜	兼早(飯盛)-(急)-175	池下(2)					
310	飯盛町下釜	兼早(飯盛)-(急)-176	池下(3)					
311	飯盛町下釜	兼早(飯盛)-(急)-176-2	池下(4)					
312	飯盛町下釜	兼早(飯盛)-(急)-176-3	池下(5)					
313	飯盛町古場	兼早(飯盛)-(土)-1	田結川(イ)		土石流	○		○
314	飯盛町古場	兼早(飯盛)-(土)-2	田結川(ロ)					
315	飯盛町古場	兼早(飯盛)-(土)-3	田結川(ハ)					
316	飯盛町古場	兼早(飯盛)-(土)-4	田結川(ニ)					
317	飯盛町古場	兼早(飯盛)-(土)-6	田結川(イ)					
318	飯盛町古場	兼早(飯盛)-(土)-7	田結川(ホ)					
319	飯盛町古場	兼早(飯盛)-(土)-8	石原川(ハ)					
320	飯盛町古場	兼早(飯盛)-(土)-9	石原川(ロ)					
321	飯盛町古場	兼早(飯盛)-(土)-10	矢久保川(イ)					
322	飯盛町古場	兼早(飯盛)-(土)-11	石原川(イ)					
323	飯盛町古場	兼早(飯盛)-(土)-11-2	石原川(ニ)					
324	飯盛町古場	兼早(飯盛)-(土)-11-3	石原川(ホ)					
325	飯盛町古場	兼早(飯盛)-(土)-12	上野中川(イ)					
326	飯盛町古場	兼早(飯盛)-(土)-13	川長平川(イ)					
327	飯盛町古場	兼早(飯盛)-(土)-14	上野中川(ロ)					
328	飯盛町古場	兼早(飯盛)-(土)-15	上野中川(イ)					
329	飯盛町古場	兼早(飯盛)-(土)-15-2	江ノ浦川(ハ)					
330	飯盛町古場	兼早(飯盛)-(土)-16	江ノ浦川(ニ)					
331	飯盛町古場	兼早(飯盛)-(土)-17	江ノ浦川(ロ)					
332	飯盛町古場	兼早(飯盛)-(土)-18	一宅川(イ)					
333	飯盛町古場	兼早(飯盛)-(土)-19	柴野口川(イ)					
334	飯盛町古場	兼早(飯盛)-(土)-20-2	山口川(ロ)					
335	飯盛町古場	兼早(飯盛)-(土)-20-3	山口川(イ)					
336	飯盛町古場	兼早(飯盛)-(土)-21	中山川(イ)					

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号
337	飯盛町開	兼早(飯盛)-(土)-22-3	中山川(ロ)	土石流	○	○	平成23年 3月25日 第375号
338	飯盛町開	兼早(飯盛)-(土)-23	江ノ浦川(イ)				
339	飯盛町古場	兼早(飯盛)-(土)-24	補伽川(イ)				
340	飯盛町古場	兼早(飯盛)-(土)-26	田結川(ハ)				
341	飯盛町古場	兼早(飯盛)-(土)-26-2	田結川(ホ)				
342	飯盛町古場	兼早(飯盛)-(土)-26-3	田結川(イ)				
343	飯盛町古場	兼早(飯盛)-(土)-28	補伽川(ロ)				
344	飯盛町古場	兼早(飯盛)-(土)-29	補伽川(ハ)				
345	飯盛町古場	兼早(飯盛)-(土)-30	補伽川(ニ)				
346	飯盛町古場	兼早(飯盛)-(土)-30-2	補伽川(ホ)				
347	飯盛町古場	兼早(飯盛)-(土)-31	田結川(リ)				
348	飯盛町里	兼早(飯盛)-(土)-32	田結川(ス)				
349	飯盛町里	兼早(飯盛)-(土)-33	田結川(ル)				
350	飯盛町平古場	兼早(飯盛)-(土)-34	天神川(ハ)				
351	飯盛町平古場	兼早(飯盛)-(土)-34-2	天神川(ホ)				
352	飯盛町平古場	兼早(飯盛)-(土)-34-3	天神川(ニ)				
353	飯盛町平古場	兼早(飯盛)-(土)-34-4	天神川(ロ)				
354	飯盛町平古場	兼早(飯盛)-(土)-34-5	天神川(イ)				
355	飯盛町平古場	兼早(飯盛)-(土)-34-6	天神川(ハ)				
356	飯盛町平古場	兼早(飯盛)-(土)-35	天神川(ト)				
357	飯盛町平古場	兼早(飯盛)-(土)-37	田結川(ワ)				
358	飯盛町平古場	兼早(飯盛)-(土)-38	田結川(ウ)				
359	飯盛町平古場	兼早(飯盛)-(土)-39	内田川(イ)				
360	飯盛町佐田	兼早(飯盛)-(土)-40	天神川(イ)				
361	飯盛町佐田	兼早(飯盛)-(土)-42	上原川(イ)				
362	飯盛町佐田	兼早(飯盛)-(土)-43	小島川(イ)				
363	飯盛町佐田	兼早(飯盛)-(土)-44	佐田江川(ロ)				
364	飯盛町里	兼早(飯盛)-(土)-45	清水川(イ)				
365	飯盛町里	兼早(飯盛)-(土)-45-2	田結川(カ)				
366	飯盛町里	兼早(飯盛)-(土)-46	寺平川(ロ)				
367	飯盛町里	兼早(飯盛)-(土)-47	寺平川(イ)				
368	飯盛町里	兼早(飯盛)-(土)-48	里川(イ)				
369	飯盛町里	兼早(飯盛)-(土)-49	寺平川(ハ)				
370	飯盛町里	兼早(飯盛)-(土)-49-2	寺平川(ニ)				
371	飯盛町里	兼早(飯盛)-(土)-50	飯治ヶ坂川(イ)				
372	飯盛町里	兼早(飯盛)-(土)-50-2	飯治ヶ坂川(ロ)				
373	飯盛町佐田	兼早(飯盛)-(土)-51	佐田江川(イ)				
374	飯盛町久保	兼早(飯盛)-(土)-51-2	釜ノ上川(ロ)				
375	飯盛町久保	兼早(飯盛)-(土)-51-3	釜ノ上川(ハ)				
376	飯盛町里	兼早(飯盛)-(土)-52	飯治ヶ坂川(ハ)				
377	飯盛町川下	兼早(飯盛)-(土)-53	川下川(ロ)				
378	飯盛町川下	兼早(飯盛)-(土)-54	川下川(イ)				
379	飯盛町開	兼早(飯盛)-(土)-57	飯開川(イ)				
380	飯盛町開	兼早(飯盛)-(土)-57-2	江ノ浦川(ホ)				
381	飯盛町上原	兼早(飯盛)-(土)-58	上原川(ロ)				
382	飯盛町上原	兼早(飯盛)-(土)-59	針崎頭川(イ)				
383	飯盛町上原	兼早(飯盛)-(土)-60-2	上原川(ハ)				
384	飯盛町上原	兼早(飯盛)-(土)-60-3	上原川(ニ)				

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号
385	飯盛町上原	謙早(飯盛)-(土)-60-4	上原川(ホ)	土石流	○	○	平成24年 3月25日 第375号
386	飯盛町後田	謙早(飯盛)-(土)-62	後田川(ロ)				
387		謙早(飯盛)-(土)-63	後田川(イ)				
388		謙早(飯盛)-(土)-64	新崎川(イ)				
389	飯盛町久保	謙早(飯盛)-(土)-65	堂ノ上川(ニ)				
390	飯盛町後田	謙早(飯盛)-(土)-66	江ノ浦川(ハ)				
391		謙早(飯盛)-(土)-67	後田川(ハ)				
392	飯盛町久保	謙早(飯盛)-(土)-68	香田川(イ)				
393		謙早(飯盛)-(土)-69	堂ノ上川(ホ)				
394		謙早(飯盛)-(土)-69-2	堂ノ上川(ハ)				
395		謙早(飯盛)-(土)-70	堂ノ上川(イ)				
396	飯盛町下釜	謙早(飯盛)-(土)-71	西泊川(イ)				
397	飯盛町後田	謙早(飯盛)-(土)-72	大平川(イ)				

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号
1	高来町善住寺	謙早(高来)-(急)-2	善住寺(6)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成24年 9月28日 第853号
2		謙早(高来)-(急)-2-2	善住寺(6)				
3		謙早(高来)-(急)-4	善住寺(7)				
4	高来町黒新田	謙早(高来)-(急)-9-2	黒新田(8)				
5		謙早(高来)-(急)-10	黒新田(9)				
6	高来町神津倉	謙早(高来)-(急)-11	神津倉(1)				
7	高来町善住寺	謙早(高来)-(急)-12	善住寺(8)				
8	高来町神津倉	謙早(高来)-(急)-13	神津倉(2)				
9	高来町東平原	謙早(高来)-(急)-15	東平原(1)				
10	高来町黒新田	謙早(高来)-(急)-18	黒新田(12)				
11		謙早(高来)-(急)-18-5	黒新田(15)				
12		謙早(高来)-(急)-18-6	黒新田(16)				
13		謙早(高来)-(急)-18-9	黒新田(18)				
14	高来町古場	謙早(高来)-(急)-19-2	古場(1)				
15		謙早(高来)-(急)-20-2	古場(4)				
16		謙早(高来)-(急)-24	古場(6)				
17		謙早(高来)-(急)-31	古場(9)				
18		謙早(高来)-(急)-32	古場(10)				
19	高来町善住寺	謙早(高来)-(急)-36	善住寺(11)				
20		謙早(高来)-(急)-36-2	善住寺(12)				
21		謙早(高来)-(急)-39	善住寺(13)				
22	高来町神津倉	謙早(高来)-(急)-49-4	神津倉(9)				
23		謙早(高来)-(急)-49-5	神津倉(10)				
24	高来町坂元	謙早(高来)-(急)-51-4	坂元(10)				
25		謙早(高来)-(急)-52	坂元(11)				
26	高来町神津倉	謙早(高来)-(急)-53-2	神津倉(14)				
27		謙早(高来)-(急)-55-4	神津倉(19)				
28		謙早(高来)-(急)-55-5	神津倉(20)				
29	高来町山道	謙早(高来)-(急)-58-2	山道(4)				
30	高来町平田	謙早(高来)-(急)-59-2	平田(1)				
31	高来町古場	謙早(高来)-(急)-60	古場(12)				
32	高来町折山	謙早(高来)-(急)-61-2	折山(3)				
33	高来町建山	謙早(高来)-(急)-66	建山(1)				
34		謙早(高来)-(急)-66-2	建山(2)				
35		謙早(高来)-(急)-67-2	建山(4)				
36		謙早(高来)-(急)-69	建山(6)				
37	高来町折山	謙早(高来)-(急)-73-2	折山(6)				
38	高来町西平原	謙早(高来)-(急)-76-2	西平原(3)				
39	高来町西尾	謙早(高来)-(急)-77	西尾(2)				
40		謙早(高来)-(急)-77-2	西尾(3)				
41	高来町小峰	謙早(高来)-(急)-78	小峰(1)				
42		謙早(高来)-(急)-78-2	小峰(2)				
43		謙早(高来)-(急)-78-3	小峰(3)				
44		謙早(高来)-(急)-78-4	小峰(4)				
45		謙早(高来)-(急)-79-3	小峰(7)				
46		謙早(高来)-(急)-79-5	小峰(8)				
47	高来町平田	謙早(高来)-(急)-81	平田(7)				
48	高来町上与	謙早(高来)-(急)-82	上与(1)				

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号
49	高来町黒崎	謙早(高来)-(急)-83-3	黒崎(2)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成24年 9月28日 第853号
50	高来町神津倉	謙早(高来)-(急)-83-4	黒崎(3)		○	○	
51	高来町神津倉	謙早(高来)-(急)-90-4	神津倉(22)		○	○	
52	高来町法川	謙早(高来)-(急)-91-2	法川(1)		○	○	
53	高来町小峰	謙早(高来)-(急)-91-6	小峰(9)		○	○	
54	高来町富地戸	謙早(高来)-(急)-103	富地戸(1)		○	○	
55	高来町下与	謙早(高来)-(急)-112-2	下与(1)		○	○	
56	高来町富地戸	謙早(高来)-(急)-115	富地戸(2)		○	○	
57	高来町富地戸	謙早(高来)-(急)-116	富地戸(3)		○	○	
58	高来町水ノ浦	謙早(高来)-(急)-122-6	西平		○	○	
59	高来町善住寺	謙早(高来)-(急)-12-2	善住寺(9)		○	○	
60	高来町神津倉	謙早(高来)-(急)-49-2	神津倉(7)		○	○	
61	高来町黒新田	謙早(高来)-(急)-5	黒新田(1)		○	○	
62	高来町黒新田	謙早(高来)-(急)-7	黒新田(2)		○	○	
63	高来町黒新田	謙早(高来)-(急)-7-2	黒新田(3)		○	○	
64	高来町黒新田	謙早(高来)-(急)-7-3	黒新田(4)		○	○	
65	高来町黒新田	謙早(高来)-(急)-8	黒新田(5)		○	○	
66	高来町黒新田	謙早(高来)-(急)-9	黒新田(7)		○	○	
67	高来町黒新田	謙早(高来)-(急)-10-2	黒新田(10)		○	○	
68	高来町黒新田	謙早(高来)-(急)-10-4	黒新田(11)		○	○	
69	高来町善住寺	謙早(高来)-(急)-16	善住寺(4)		○	○	
70	高来町善住寺	謙早(高来)-(急)-16-2	善住寺(10)		○	○	
71	高来町黒新田	謙早(高来)-(急)-18-2	黒新田(13)		○	○	
72	高来町黒新田	謙早(高来)-(急)-18-3	黒新田(14)		○	○	
73	高来町黒新田	謙早(高来)-(急)-18-8	黒新田(17)		○	○	
74	高来町古場	謙早(高来)-(急)-19	黒新田(5)		○	○	
75	高来町古場	謙早(高来)-(急)-19-3	古場(2)		○	○	
76	高来町古場	謙早(高来)-(急)-20	古場(3)		○	○	
77	高来町古場	謙早(高来)-(急)-26	榎堂(1)		○	○	
78	高来町古場	謙早(高来)-(急)-28-2	古場(7)		○	○	
79	高来町古場	謙早(高来)-(急)-29	古場(8)		○	○	
80	高来町古場	謙早(高来)-(急)-30	榎堂(2)		○	○	
81	高来町古場	謙早(高来)-(急)-34	榎堂(4)		○	○	
82	高来町善住寺	謙早(高来)-(急)-37-2	古場(11)		○	○	
83	高来町善住寺	謙早(高来)-(急)-37-3	岩下		○	○	
84	高来町善住寺	謙早(高来)-(急)-37-3	岩下		○	○	
85	高来町善住寺	謙早(高来)-(急)-39-2	善住寺(14)		○	○	
86	高来町善住寺	謙早(高来)-(急)-39-3	善住寺(15)		○	○	
87	高来町善住寺	謙早(高来)-(急)-40	善住寺(16)		○	○	
88	高来町善住寺	謙早(高来)-(急)-41	善住寺(17)		○	○	
89	高来町善住寺	謙早(高来)-(急)-42	善住寺(18)		○	○	
90	高来町善住寺	謙早(高来)-(急)-43	善住寺(3)		○	○	
91	高来町善住寺	謙早(高来)-(急)-43-3	善住寺(18)		○	○	
92	高来町善住寺	謙早(高来)-(急)-43-4	善住寺(19)		○	○	
93	高来町善住寺	謙早(高来)-(急)-44	田平(1)		○	○	
94	高来町善住寺	謙早(高来)-(急)-44-2	田平(1)		○	○	
95	高来町善住寺	謙早(高来)-(急)-44-3	田平(1)		○	○	
96	高来町善住寺	謙早(高来)-(急)-44-5	田平(1)		○	○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号
97	高来町神津倉	謙早(高来)-(急)-45	神津倉(3)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成24年 9月28日 第853号
98	高来町東平原	謙早(高来)-(急)-45-2	神津倉(4)		○	○	
99	高来町東平原	謙早(高来)-(急)-45-4	東平原(2)		○	○	
100	高来町神津倉	謙早(高来)-(急)-45-5	神津倉(6)		○	○	
101	高来町坂元	謙早(高来)-(急)-46	黒新田		○	○	
102	高来町坂元	謙早(高来)-(急)-46-2	坂元(1)		○	○	
103	高来町坂元	謙早(高来)-(急)-46-3	坂元(2)		○	○	
104	高来町坂元	謙早(高来)-(急)-46-4	坂元(3)		○	○	
105	高来町坂元	謙早(高来)-(急)-47	坂元(4)		○	○	
106	高来町坂元	謙早(高来)-(急)-47-2	坂元(5)		○	○	
107	高来町坂元	謙早(高来)-(急)-47-4	坂元(6)		○	○	
108	高来町善住寺	謙早(高来)-(急)-48-2	善住寺(20)		○	○	
109	高来町神津倉	謙早(高来)-(急)-49-3	神津倉(8)		○	○	
110	高来町神津倉	謙早(高来)-(急)-50-2	神津倉(12)		○	○	
111	高来町坂元	謙早(高来)-(急)-51-3	坂元(9)		○	○	
112	高来町神津倉	謙早(高来)-(急)-55	神津倉(13)		○	○	
113	高来町神津倉	謙早(高来)-(急)-55	神津倉(16)		○	○	
114	高来町神津倉	謙早(高来)-(急)-55-2	神津倉(17)		○	○	
115	高来町坂元	謙早(高来)-(急)-56-2	坂元(13)		○	○	
116	高来町山道	謙早(高来)-(急)-58	山道(3)		○	○	
117	高来町平田	謙早(高来)-(急)-63-2	平田(5)		○	○	
118	高来町平田	謙早(高来)-(急)-64	平田(6)		○	○	
119	高来町平田	謙早(高来)-(急)-64-3	平田西		○	○	
120	高来町平田	謙早(高来)-(急)-64-4	平田西		○	○	
121	高来町建山	謙早(高来)-(急)-67	建山(3)		○	○	
122	高来町建山	謙早(高来)-(急)-69-4	建山(7)		○	○	
123	高来町折山	謙早(高来)-(急)-73	折山(2)		○	○	
124	高来町船津	謙早(高来)-(急)-74	川内		○	○	
125	高来町小峰	謙早(高来)-(急)-79-2	小峰(6)		○	○	
126	高来町黒崎	謙早(高来)-(急)-83-2	黒崎(1)		○	○	
127	高来町黒崎	謙早(高来)-(急)-87-2	黒崎(4)		○	○	
128	高来町東平原	謙早(高来)-(急)-90-2	東平原(4)		○	○	
129	高来町東平原	謙早(高来)-(急)-90-3	東平原(6)		○	○	
130	高来町東平原	謙早(高来)-(急)-90-5	東平原(6)		○	○	
131	高来町東平原	謙早(高来)-(急)-90-8	東平原(7)		○	○	
132	高来町法川	謙早(高来)-(急)-91-7	田平(2)		○	○	
133	高来町山道	謙早(高来)-(急)-93-3	山道(6)		○	○	
134	高来町山道	謙早(高来)-(急)-93-4	山道(7)		○	○	
135	高来町東平原	謙早(高来)-(急)-94-4	東平原(9)		○	○	
136	高来町水ノ浦	謙早(高来)-(急)-95-2	水ノ浦(1)		○	○	
137	高来町金崎	謙早(高来)-(急)-97-3	金崎(2)		○	○	
138	高来町金崎	謙早(高来)-(急)-97-4	金崎(3)		○	○	
139	高来町金崎	謙早(高来)-(急)-99	金崎(4)		○	○	
140	高来町金崎	謙早(高来)-(急)-99-2	金崎(5)		○	○	
141	高来町船津	謙早(高来)-(急)-100	川内西(3)		○	○	
142	高来町船津	謙早(高来)-(急)-106-2	湊海(2)		○	○	
143	高来町大戸	謙早(高来)-(急)-108	下大戸		○	○	令和5年8月2日 第180号 第81号 平成24年9月28日 第853号
144	高来町下与	謙早(高来)-(急)-113-2	下与(2)		○	○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号
145	高来町船津	謙早(高来)-(急)-118	佐古谷	急傾斜地の崩壊	○	○	平成24年 9月28日 第853号
146	高来町大戸	謙早(高来)-(急)-120	大戸国道端		○	○	
147	高来町古場	謙早(高来)-(急)-121	大戸(3)		○	○	
148	高来町折山	謙早(高来)-(急)-25	深海(1)		○	○	
149	高来町西平原	謙早(高来)-(急)-01-4	折山(4)		○	○	
150	高来町折山	謙早(高来)-(急)-70-2	折山(4)		○	○	
151	高来町建山	謙早(高来)-(急)-71	西平原(1)		○	○	
152	高来町黒新田	謙早(高来)-(急)-8-2	黒新田(6)		○	○	
153	高来町古場	謙早(高来)-(急)-21	古場(5)		○	○	
154	高来町坂元	謙早(高来)-(急)-23	深海(3)		○	○	
155	高来町坂元	謙早(高来)-(急)-25-2	深海(1)		○	○	
156	高来町西尾	謙早(高来)-(急)-28	榎堂(1)		○	○	
157	高来町西尾	謙早(高来)-(急)-35	西尾(1)		○	○	
158	高来町善住寺	謙早(高来)-(急)-37	岩下		○	○	
159	高来町神津會	謙早(高来)-(急)-38	善住寺(2)		○	○	
160	高来町神津會	謙早(高来)-(急)-49	神津會(6)		○	○	
161	高来町坂元	謙早(高来)-(急)-51-2	坂元(8)		○	○	
162	高来町神津會	謙早(高来)-(急)-55-3	神津會(18)		○	○	
163	高来町坂元	謙早(高来)-(急)-56	坂元(12)		○	○	
164	高来町神津會	謙早(高来)-(急)-57-2	神津會(21)		○	○	
165	高来町平田	謙早(高来)-(急)-59	梅林		○	○	
166	高来町折山	謙早(高来)-(急)-59-3	平田		○	○	
167	高来町折山	謙早(高来)-(急)-61	折山(1)		○	○	
168	高来町平田	謙早(高来)-(急)-62	平田西		○	○	
169	高来町神津會	謙早(高来)-(急)-62-2	平田(2)		○	○	
170	高来町神津會	謙早(高来)-(急)-62-3	平田(3)		○	○	
171	高来町折山	謙早(高来)-(急)-63	平田(4)		○	○	
172	高来町折山	謙早(高来)-(急)-65	折山(5)		○	○	
173	高来町建山	謙早(高来)-(急)-69-2	建山		○	○	
174	高来町西平原	謙早(高来)-(急)-69-3	建山		○	○	
175	高来町西平原	謙早(高来)-(急)-70	平原		○	○	
176	高来町黒崎	謙早(高来)-(急)-84-2	樫の木山		○	○	
177	高来町小船津	謙早(高来)-(急)-88-5	小船津(4)		○	○	
178	高来町山道	謙早(高来)-(急)-89	小船津(3)		○	○	
179	高来町水ノ浦	謙早(高来)-(急)-93-2	山道(5)		○	○	
180	高来町金崎	謙早(高来)-(急)-97	船中		○	○	
181	高来町船津	謙早(高来)-(急)-118-2	佐古谷		○	○	
182	高来町船津	謙早(高来)-(急)-118-3	佐古谷		○	○	
183	高来町水ノ浦	謙早(高来)-(急)-122	西平		○	○	
184	高来町善住寺	謙早(高来)-(急)-122-3	水ノ浦(2)		○	○	
185	高来町善住寺	謙早(高来)-(急)-3	善住寺(1)		○	○	
186	高来町善住寺	謙早(高来)-(急)-6	善住寺(1)		○	○	
187	高来町古場	謙早(高来)-(急)-83	榎堂(3)		○	○	
188	高来町坂元	謙早(高来)-(急)-51	坂元(7)		○	○	
189	高来町神津會	謙早(高来)-(急)-53-4	神津會(15)		○	○	
190	高来町東平原	謙早(高来)-(急)-54	東平原(3)		○	○	
191	高来町神津會	謙早(高来)-(急)-57-3	大婦石		○	○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号
193	高来町平田	謙早(高来)-(急)-64-2	平田西	急傾斜地の崩壊	○	○	平成24年 9月28日 第853号
194	高来町黒崎	謙早(高来)-(急)-84	樫の木山		○	○	
195	高来町小崎	謙早(高来)-(急)-85	田島川		○	○	
196	高来町山道	謙早(高来)-(急)-92	山道(1)		○	○	
197	高来町金崎	謙早(高来)-(急)-93	山道(2)		○	○	
198	高来町大戸	謙早(高来)-(急)-96-2	金崎(1)		○	○	
199	高来町大戸	謙早(高来)-(急)-108-2	大戸(1)		○	○	
200	高来町峰	謙早(高来)-(急)-109	峰		○	○	
201	高来町水ノ浦	謙早(高来)-(急)-122-5	西平		○	○	
202	高来町峰	謙早(高来)-(急)-111-3	尾崎		○	○	
203	高来町善住寺	謙早(高来)-(急)-6-2	善住寺(1)		○	○	
204	高来町建山	謙早(高来)-(急)-67-3	建山(5)		○	○	
205	高来町西平原	謙早(高来)-(急)-72	川内西(1)		○	○	
206	高来町西平原	謙早(高来)-(急)-75	西平原		○	○	
207	高来町小崎	謙早(高来)-(急)-79	小崎(5)		○	○	
208	高来町小船津	謙早(高来)-(急)-88-3	小船津(1)		○	○	
209	高来町法川	謙早(高来)-(急)-91	田平(2)		○	○	
210	高来町東平原	謙早(高来)-(急)-94-2	東平原(8)		○	○	
211	高来町金崎	謙早(高来)-(急)-96	上揚		○	○	
212	高来町船津	謙早(高来)-(急)-98	金崎		○	○	
213	高来町船津	謙早(高来)-(急)-102	船津(1)		○	○	
214	高来町船津	謙早(高来)-(急)-106	深海(2)		○	○	
215	高来町峰	謙早(高来)-(急)-111	峰(1)		○	○	
216	高来町神津會	謙早(高来)-(急)-57	大婦石		○	○	
217	高来町金崎	謙早(高来)-(急)-97-5	船中		○	○	
218	高来町船津	謙早(高来)-(急)-107	深ノ海船津		○	○	
219	高来町小船津	謙早(高来)-(急)-110	小船津		○	○	
220	高来町下与	謙早(高来)-(急)-112	下与		○	○	
221	高来町善住寺	謙早(高来)-(急)-37-5	岩下		○	○	
222	高来町東平原	謙早(高来)-(急)-90	尾ノ上		○	○	
223	高来町神津會	謙早(高来)-(急)-90-6	神津會(23)		○	○	
224	高来町船津	謙早(高来)-(急)-105	蟹喰		○	○	
225	高来町下与	謙早(高来)-(急)-114	下与		○	○	
226	高来町大戸	謙早(高来)-(急)-119	大戸(2)		○	○	
227	高来町里	謙早(高来)-(急)-94	寺の下		○	○	
228	高来町黒崎	謙早(高来)-(急)-83	鍛冶屋尾		○	○	
229	高来町法川	謙早(高来)-(急)-91-4	法川(2)		○	○	
230	高来町船津	謙早(高来)-(急)-107-2	深ノ海船津		○	○	
231	高来町峰	謙早(高来)-(急)-111-2	田淵		○	○	
232	高来町置地戸	謙早(高来)-(急)-117	川端		○	○	
233	高来町神津會	謙早(高来)-(急)-50	神津會(11)		○	○	
234	高来町金崎	謙早(高来)-(急)-97-2	船中		○	○	
235	高来町西平原	謙早(高来)-(急)-76	西平原(2)		○	○	
236	高来町下与	謙早(高来)-(急)-113	内藤床		○	○	
237	高来町	謙早(高来)-(土)-2	境川(1)	土石流	○	○	
238	高来町	謙早(高来)-(土)-7	境川(6)		○	○	
239	高来町	謙早(高来)-(土)-8	境川(1)		○	○	
240	高来町	謙早(高来)-(土)-9	境川(1)		○	○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号
241	高来町	謙早(高来)-(土)-9-2	境川(急)	土石流	○	○	平成24年 9月28日 第853号
242		謙早(高来)-(土)-10	湯江川(急)		○	○	
243		謙早(高来)-(土)-10-2	湯江川(急)		○	○	
244		謙早(高来)-(土)-10-3	湯江川(急)		○	○	
245		謙早(高来)-(土)-10-4	湯江川(急)		○	○	
246		謙早(高来)-(土)-10-5	湯江川(急)		○	○	
247		謙早(高来)-(土)-10-6	湯江川(急)		○	○	
248		謙早(高来)-(土)-13	寺ノ前川(急)		○	○	
249		謙早(高来)-(土)-13-2	寺ノ前川(急)		○	○	
250		謙早(高来)-(土)-15-3	深海川(急)		○	○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号
1	小長井町古場	謙早(小長井)-(急)-1	古場(19)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成25年 11月5日 第1014号
2	小長井町遠竹	謙早(小長井)-(急)-3	遠竹(8)		○	○	
3		謙早(小長井)-(急)-5	遠竹(4)		○	○	
4		謙早(小長井)-(急)-5-2	遠竹(5)		○	○	
5	小長井町古場	謙早(小長井)-(急)-8	古場(5)		○	○	
6		謙早(小長井)-(急)-8-3	古場(4)		○	○	
7		謙早(小長井)-(急)-8-4	古場(1)		○	○	
8		謙早(小長井)-(急)-9	古場(6)		○	○	
9		謙早(小長井)-(急)-9-3	古場(3)		○	○	
10		謙早(小長井)-(急)-9-4	古場(2)		○	○	
11		謙早(小長井)-(急)-10	古場(7)		○	○	
12		謙早(小長井)-(急)-11	古場(8)		○	○	
13		謙早(小長井)-(急)-12	古場(9)		○	○	
14		謙早(小長井)-(急)-13	古場(10)		○	○	
15		謙早(小長井)-(急)-14	古場(11)		○	○	
16		謙早(小長井)-(急)-15	古場(13)		○	○	
17		謙早(小長井)-(急)-15-2	古場(12)		○	○	
18		謙早(小長井)-(急)-16	中古場(1)		○	○	
19		謙早(小長井)-(急)-16-2	古場(16)		○	○	
20		謙早(小長井)-(急)-16-3	古場(15)		○	○	
21		謙早(小長井)-(急)-16-4	古場(14)		○	○	
22		謙早(小長井)-(急)-17	古場(17)		○	○	
23		謙早(小長井)-(急)-18	古場(20)		○	○	
24		謙早(小長井)-(急)-19	古場(21)		○	○	
25	小長井町田原	謙早(小長井)-(急)-20-2	田原(30)		○	○	
26		謙早(小長井)-(急)-20-3	田原(31)		○	○	
27	小長井町川内	謙早(小長井)-(急)-21	川内(18)		○	○	
28		謙早(小長井)-(急)-21-2	川内(19)		○	○	
29		謙早(小長井)-(急)-21-3	川内(20)		○	○	
30	小長井町田原	謙早(小長井)-(急)-22-2	田原(32)		○	○	
31	小長井町川内	謙早(小長井)-(急)-23	川内(1)		○	○	
32		謙早(小長井)-(急)-23-2	川内(2)		○	○	
33	小長井町田原	謙早(小長井)-(急)-23-3	田原(7)		○	○	
34		謙早(小長井)-(急)-23-4	田原(5)		○	○	
35		謙早(小長井)-(急)-24	田原(4)		○	○	
36		謙早(小長井)-(急)-25	田原(6)		○	○	
37	小長井町川内	謙早(小長井)-(急)-26	川内(3)		○	○	
38	小長井町田原	謙早(小長井)-(急)-27	田原(8)		○	○	
39	小長井町川内	謙早(小長井)-(急)-28	川内(4)		○	○	
40	小長井町遠竹	謙早(小長井)-(急)-29	遠竹(3)		○	○	
41		謙早(小長井)-(急)-30	遠竹		○	○	
42		謙早(小長井)-(急)-31	遠竹(6)		○	○	
43		謙早(小長井)-(急)-33	遠竹(53)		○	○	
44	小長井町田原	謙早(小長井)-(急)-35	田原(4)		○	○	
45		謙早(小長井)-(急)-36	田原(26)		○	○	
46		謙早(小長井)-(急)-36-2	田原(27)		○	○	
47		謙早(小長井)-(急)-36-3	田原(28)		○	○	
48		謙早(小長井)-(急)-38	田原(3)		○	○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号
49	小長井町田原	謙早(小長井)-(急)-40	田原 (3)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成25年 11月5日 第1014号
50	小長井町速竹	謙早(小長井)-(急)-40-2	田原 (2)				
51	小長井町田原	謙早(小長井)-(急)-41	速竹(46)				
52	小長井町田原	謙早(小長井)-(急)-42	田原 (9)				
53	小長井町速竹	謙早(小長井)-(急)-43	田原				
54	小長井町速竹	謙早(小長井)-(急)-46	速竹 (7)				
55	小長井町速竹	謙早(小長井)-(急)-47	速竹 (2)				
56	小長井町速竹	謙早(小長井)-(急)-48	速竹 (11)				
57	小長井町速竹	謙早(小長井)-(急)-49	速竹(40)				
58	小長井町速竹	謙早(小長井)-(急)-50	速竹(41)				
59	小長井町速竹	謙早(小長井)-(急)-51	釜 (3)				
60	小長井町速竹	謙早(小長井)-(急)-51-2	速竹 (2)				
61	小長井町速竹	謙早(小長井)-(急)-51-3	速竹 (2)				
62	小長井町速竹	謙早(小長井)-(急)-52	兩平				
63	小長井町速竹	謙早(小長井)-(急)-52-2	兩平				
64	小長井町速竹	謙早(小長井)-(急)-53	速竹 (16)				
65	小長井町速竹	謙早(小長井)-(急)-54	釜原				
66	小長井町速竹	謙早(小長井)-(急)-55	速竹 (17)				
67	小長井町速竹	謙早(小長井)-(急)-56	釜 (4)				
68	小長井町速竹	謙早(小長井)-(急)-57	釜				
69	小長井町速竹	謙早(小長井)-(急)-57-2	釜				
70	小長井町速竹	謙早(小長井)-(急)-57-3	釜				
71	小長井町速竹	謙早(小長井)-(急)-59	速竹(42)				
72	小長井町速竹	謙早(小長井)-(急)-60	釜 (1)				
73	小長井町速竹	謙早(小長井)-(急)-61	釜 (2)				
74	小長井町速竹	謙早(小長井)-(急)-62	速竹 (19)				
75	小長井町速竹	謙早(小長井)-(急)-63	速竹(43)				
76	小長井町速竹	謙早(小長井)-(急)-64	速竹 (21)				
77	小長井町速竹	謙早(小長井)-(急)-64-2	速竹 (22)				
78	小長井町速竹	謙早(小長井)-(急)-64-3	速竹 (23)				
79	小長井町速竹	謙早(小長井)-(急)-65	速竹 (26)				
80	小長井町速竹	謙早(小長井)-(急)-66	柳谷 (1)				
81	小長井町速竹	謙早(小長井)-(急)-68	速竹 (31)				
82	小長井町速竹	謙早(小長井)-(急)-69	古場 (18)				
83	小長井町速竹	謙早(小長井)-(急)-69-2	川内 (5)				
84	小長井町速竹	謙早(小長井)-(急)-70	田原 (10)				
85	小長井町速竹	謙早(小長井)-(急)-71	田原 (12)				
86	小長井町速竹	謙早(小長井)-(急)-71-2	田原 (16)				
87	小長井町速竹	謙早(小長井)-(急)-71-3	川内 (6)				
88	小長井町速竹	謙早(小長井)-(急)-71-5	田原 (23)				
89	小長井町速竹	謙早(小長井)-(急)-71-6	田原 (11)				
90	小長井町速竹	謙早(小長井)-(急)-72	田原 (18)				
91	小長井町速竹	謙早(小長井)-(急)-72-2	田原 (25)				
92	小長井町速竹	謙早(小長井)-(急)-72-3	田原 (24)				
93	小長井町速竹	謙早(小長井)-(急)-72-4	田原 (22)				
94	小長井町速竹	謙早(小長井)-(急)-72-5	田原 (21)				
95	小長井町速竹	謙早(小長井)-(急)-72-6	田原 (19)				
96	小長井町速竹	謙早(小長井)-(急)-72-7	田原 (16)				

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号
97	小長井町田原	謙早(小長井)-(急)-72-8	田原 (14)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成25年 11月5日 第1014号
98	小長井町田原	謙早(小長井)-(急)-72-9	田原 (17)				
99	小長井町田原	謙早(小長井)-(急)-72-10	田原 (20)				
100	小長井町川内	謙早(小長井)-(急)-73	川内 (7)				
101	小長井町川内	謙早(小長井)-(急)-73-2	川内 (7)				
102	小長井町川内	謙早(小長井)-(急)-73-3	川内 (11)				
103	小長井町打越	謙早(小長井)-(急)-73-4	打越 (1)				
104	小長井町川内	謙早(小長井)-(急)-73-5	川内 (9)				
105	小長井町田原	謙早(小長井)-(急)-74	田原 (1)				
106	小長井町田原	謙早(小長井)-(急)-74-2	田原 (1)				
107	小長井町田原	謙早(小長井)-(急)-75	田原 (1)				
108	小長井町田原	謙早(小長井)-(急)-75-3	田原 (13)				
109	小長井町田原	謙早(小長井)-(急)-76	田原 (2)				
110	小長井町田原	謙早(小長井)-(急)-76-2	田原 (2)				
111	小長井町井崎	謙早(小長井)-(急)-77	井崎(30)				
112	小長井町井崎	謙早(小長井)-(急)-81	井崎(25)				
113	小長井町井崎	謙早(小長井)-(急)-82	井崎(26)				
114	小長井町井崎	謙早(小長井)-(急)-86	井崎(27)				
115	小長井町小川原浦	謙早(小長井)-(急)-87	小川原浦 (4)				
116	小長井町速竹	謙早(小長井)-(急)-88	小川原浦 (5)				
117	小長井町速竹	謙早(小長井)-(急)-90	速竹 (34)				
118	小長井町速竹	謙早(小長井)-(急)-91	速竹 (36)				
119	小長井町井崎	謙早(小長井)-(急)-92	井崎(31)				
120	小長井町速竹	謙早(小長井)-(急)-93	速竹(39)				
121	小長井町速竹	謙早(小長井)-(急)-94	速竹(37)				
122	小長井町井崎	謙早(小長井)-(急)-95	井崎(4)				
123	小長井町築切	謙早(小長井)-(急)-96	築切(2)				
124	小長井町築切	謙早(小長井)-(急)-96-2	築切(2)				
125	小長井町井崎	謙早(小長井)-(急)-99	築切(3)				
126	小長井町井崎	謙早(小長井)-(急)-101	井崎(9)				
127	小長井町井崎	謙早(小長井)-(急)-102	井崎(8)				
128	小長井町上場	謙早(小長井)-(急)-105	上場				
129	小長井町上場	謙早(小長井)-(急)-105-2	上場				
130	小長井町上場	謙早(小長井)-(急)-105-3	上場				
131	小長井町小川原浦	謙早(小長井)-(急)-106	小川原浦 (6)				
132	小長井町井崎	謙早(小長井)-(急)-109	井崎(20)				
133	小長井町川内	謙早(小長井)-(急)-110	辻殿 (1)				
134	小長井町川内	謙早(小長井)-(急)-110-2	辻殿 (2)				
135	小長井町川内	謙早(小長井)-(急)-110-3	辻殿 (3)				
136	小長井町川内	謙早(小長井)-(急)-110-4	川内 (14)				
137	小長井町川内	謙早(小長井)-(急)-110-5	川内 (13)				
138	小長井町川内	謙早(小長井)-(急)-110-6	川内 (12)				
139	小長井町川内	謙早(小長井)-(急)-110-7	川内 (8)				
140	小長井町川内	謙早(小長井)-(急)-112-2	川内 (15)				
141	小長井町川内	謙早(小長井)-(急)-112-3	川内 (16)				
142	小長井町大淵	謙早(小長井)-(急)-112-4	川内 (17)				
143	小長井町大淵	謙早(小長井)-(急)-113	大淵 (8)				
144	小長井町川内	謙早(小長井)-(急)-114	土井の内				

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号
145	小長井町川内	謙早(小長井)-(急)-114-2	土井の内	急傾斜地の崩壊	○		平成25年 11月5日 第1014号
146		謙早(小長井)-(急)-114-3	土井の内		○		
147		謙早(小長井)-(急)-114-4	土井の内		○	○	
148	小長井町打越	謙早(小長井)-(急)-114-5	土井の内		○	○	
149		謙早(小長井)-(急)-114-6	土井の内		○	○	
150		謙早(小長井)-(急)-114-7	土井の内		○	○	
151		謙早(小長井)-(急)-114-8	土井の内		○	○	
152	小長井町大櫛	謙早(小長井)-(急)-115	大櫛(7)		○	○	
153		謙早(小長井)-(急)-117	大櫛(1)		○	○	
154		謙早(小長井)-(急)-117-2	大櫛(2)		○	○	
155		謙早(小長井)-(急)-117-3	大櫛(3)		○	○	
156		謙早(小長井)-(急)-117-4	大櫛(4)		○	○	
157	小長井町牧	謙早(小長井)-(急)-119	上牧(2)		○	○	
158		謙早(小長井)-(急)-119-2	上牧(2)		○	○	
159		謙早(小長井)-(急)-121	牧(5)		○	○	
160		謙早(小長井)-(急)-123	小川原浦(31)		○	○	
161	小長井町打越	謙早(小長井)-(急)-124	西久保		○	○	
162	小長井町打越	謙早(小長井)-(急)-125	石割		○	○	
163		謙早(小長井)-(急)-125-2	石割		○	○	
164		謙早(小長井)-(急)-126	下牧		○	○	
165	小長井町牧	謙早(小長井)-(急)-126-2	下牧		○	○	
166		謙早(小長井)-(急)-126-3	下牧		○	○	
167		謙早(小長井)-(急)-127	牧(8)		○	○	
168		謙早(小長井)-(急)-128	牧(23)		○	○	
169		謙早(小長井)-(急)-130	牧(9)		○	○	
170		謙早(小長井)-(急)-131	牧(2)		○	○	
171		謙早(小長井)-(急)-132	井崎(16)		○	○	
172	小長井町井崎	謙早(小長井)-(急)-133	小川原浦(2)		○	○	
173		謙早(小長井)-(急)-134	小川原浦(8)		○	○	
174		謙早(小長井)-(急)-134-2	小川原浦(7)		○	○	
175	小長井町井崎	謙早(小長井)-(急)-135	井崎(10)		○	○	
176		謙早(小長井)-(急)-135-2	井崎(11)		○	○	
177		謙早(小長井)-(急)-136	井崎(15)		○	○	
178		謙早(小長井)-(急)-137	井崎(15)		○	○	
179		謙早(小長井)-(急)-139	井崎(1)		○	○	
180		謙早(小長井)-(急)-139-2	井崎(1)		○	○	
181		謙早(小長井)-(急)-139-3	井崎(1)		○	○	
182		謙早(小長井)-(急)-140	井崎(14)		○	○	
183		謙早(小長井)-(急)-141	井崎(12)		○	○	
184		謙早(小長井)-(急)-142	井崎(13)		○	○	
185	小長井町小川原浦	謙早(小長井)-(急)-142-2	井崎(17)		○	○	
186		謙早(小長井)-(急)-142-3	小川原浦(1)		○	○	
187		謙早(小長井)-(急)-143	小川原浦(1)		○	○	
188	小長井町井崎	謙早(小長井)-(急)-144	小川原浦(1)		○	○	
189		謙早(小長井)-(急)-145	小川原浦(9)		○	○	
190	小長井町小川原浦	謙早(小長井)-(急)-146	竹崎		○	○	
191	小長井町井崎	謙早(小長井)-(急)-147	井崎(3)		○	○	
192					○	○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号
193	小長井町小川原浦	謙早(小長井)-(急)-148	長浜(1)	急傾斜地の崩壊	○		平成25年 11月5日 第1014号
194		謙早(小長井)-(急)-148-2	長浜(1)		○		
195		謙早(小長井)-(急)-151	小川原浦(15)		○	○	
196		謙早(小長井)-(急)-153	小川原浦(3)		○	○	
197		謙早(小長井)-(急)-154	小川原浦(10)		○	○	
198		謙早(小長井)-(急)-155	小川原浦(11)		○	○	
199		謙早(小長井)-(急)-156	小川原浦(16)		○	○	
200		謙早(小長井)-(急)-157	小川原浦(33)		○	○	
201		謙早(小長井)-(急)-159	長浜(2)		○	○	
202		謙早(小長井)-(急)-159-2	長浜(2)		○	○	
203		謙早(小長井)-(急)-159-3	長浜(2)		○	○	
204		謙早(小長井)-(急)-159-4	長浜(2)		○	○	
205		謙早(小長井)-(急)-160	出口(1)		○	○	
206		謙早(小長井)-(急)-160-2	出口(1)		○	○	
207		謙早(小長井)-(急)-161	出口(2)		○	○	
208		謙早(小長井)-(急)-161-2	出口(2)		○	○	
209		謙早(小長井)-(急)-162	小川原浦(22)		○	○	
210		謙早(小長井)-(急)-162-2	小川原浦(21)		○	○	
211		謙早(小長井)-(急)-163	目島		○	○	
212	小長井町大櫛	謙早(小長井)-(急)-164	大櫛(5)		○	○	
213		謙早(小長井)-(急)-165	田代(2)		○	○	
214		謙早(小長井)-(急)-166	田代		○	○	
215		謙早(小長井)-(急)-166-2	田代		○	○	
216		謙早(小長井)-(急)-166-3	田代		○	○	
217		謙早(小長井)-(急)-166-4	田代		○	○	
218		謙早(小長井)-(急)-167	大櫛(6)		○	○	
219	小長井町打越	謙早(小長井)-(急)-168	足角		○	○	
220		謙早(小長井)-(急)-168-2	足角		○	○	
221		謙早(小長井)-(急)-168-3	足角		○	○	
222		謙早(小長井)-(急)-168-4	足角		○	○	
223	小長井町牧	謙早(小長井)-(急)-169	牧(21)		○	○	
224		謙早(小長井)-(急)-170	圃		○	○	
225		謙早(小長井)-(急)-170-2	圃		○	○	
226		謙早(小長井)-(急)-170-3	圃		○	○	
227	小長井町打越	謙早(小長井)-(急)-171	足角第二		○	○	
228		謙早(小長井)-(急)-172	牧(4)		○	○	
229		謙早(小長井)-(急)-173	牧		○	○	
230		謙早(小長井)-(急)-173-2	牧		○	○	
231	小長井町打越	謙早(小長井)-(急)-174	風生(4)		○	○	
232		謙早(小長井)-(急)-174-2	風生(4)		○	○	
233		謙早(小長井)-(急)-174-3	風生(4)		○	○	
234		謙早(小長井)-(急)-174-4	風生(4)		○	○	
235		謙早(小長井)-(急)-174-5	風生(4)		○	○	
236		謙早(小長井)-(急)-175	風生(4)		○	○	
237	小長井町牧	謙早(小長井)-(急)-176	牧(3)		○	○	
238	小長井町打越	謙早(小長井)-(急)-177	打越(5)		○	○	
239		謙早(小長井)-(急)-178	風生(4)		○	○	
240	小長井町小川原浦	謙早(小長井)-(急)-179	小川原浦(28)		○	○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号
241	小長井町大峰	謙早(小長井)-(急)-180	舟津	急傾斜地の崩壊	○	○	平成25年 11月5日 第1014号
242	小長井町打越	謙早(小長井)-(急)-180-2	舟津		○	○	
243	小長井町打越	謙早(小長井)-(急)-181	打越(4)		○	○	
244	小長井町打越	謙早(小長井)-(急)-182	打越(3)		○	○	
245	小長井町打越	謙早(小長井)-(急)-182-2	打越(2)		○	○	
246	小長井町打越	謙早(小長井)-(急)-182-3	打越(1)		○	○	
247	小長井町牧	謙早(小長井)-(急)-184	牧(20)		○	○	
248	小長井町小川原浦	謙早(小長井)-(急)-185	小川原浦(27)		○	○	
249	小長井町牧	謙早(小長井)-(急)-186	牧(19)		○	○	
250	小長井町打越	謙早(小長井)-(急)-187	牧(16)		○	○	
251	小長井町打越	謙早(小長井)-(急)-188	小川原浦(26)		○	○	
252	小長井町打越	謙早(小長井)-(急)-189	牧(22)		○	○	
253	小長井町打越	謙早(小長井)-(急)-190	丸尾(1)		○	○	
254	小長井町打越	謙早(小長井)-(急)-190-2	丸尾(1)		○	○	
255	小長井町打越	謙早(小長井)-(急)-190-3	丸尾(1)		○	○	
256	小長井町打越	謙早(小長井)-(急)-190-4	丸尾(1)		○	○	
257	小長井町打越	謙早(小長井)-(急)-191	牧(15)		○	○	
258	小長井町打越	謙早(小長井)-(急)-191-2	牧(14)		○	○	
259	小長井町打越	謙早(小長井)-(急)-192	丸尾(2)		○	○	
260	小長井町打越	謙早(小長井)-(急)-193	船崎(1)		○	○	
261	小長井町打越	謙早(小長井)-(急)-193-2	船崎(1)		○	○	
262	小長井町打越	謙早(小長井)-(急)-193-3	船崎(1)		○	○	
263	小長井町大峰	謙早(小長井)-(急)-194	坂崎(1)		○	○	
264	小長井町打越	謙早(小長井)-(急)-195	牧(12)		○	○	
265	小長井町大峰	謙早(小長井)-(急)-196	東林		○	○	
266	小長井町小川原浦	謙早(小長井)-(急)-197	小川原浦(25)		○	○	
267	小長井町打越	謙早(小長井)-(急)-198	長戸(1)		○	○	
268	小長井町打越	謙早(小長井)-(急)-198-2	長戸(1)		○	○	
269	小長井町打越	謙早(小長井)-(急)-199	長戸(2)		○	○	
270	小長井町打越	謙早(小長井)-(急)-200	遠竹(52)		○	○	
271	小長井町打越	謙早(小長井)-(急)-201	遠竹(51)		○	○	
272	小長井町田原	謙早(小長井)-(急)-202	遠竹(50)		○	○	
273	小長井町田原	謙早(小長井)-(急)-203	田原(5)		○	○	
274	小長井町井崎	謙早(小長井)-(急)-204	井崎(28)		○	○	
275	小長井町打越	謙早(小長井)-(急)-204-2	井崎(29)		○	○	
276	小長井町打越	謙早(小長井)-(急)-205	遠竹(49)		○	○	
277	小長井町打越	謙早(小長井)-(急)-205-2	遠竹(48)		○	○	
278	小長井町打越	謙早(小長井)-(急)-205-3	遠竹(47)		○	○	
279	小長井町田原	謙早(小長井)-(急)-206	田原(6)		○	○	
280	小長井町小川原浦	謙早(小長井)-(急)-207	小川原浦(34)		○	○	
281	小長井町打越	謙早(小長井)-(急)-207-2	小川原浦(35)		○	○	
282	小長井町打越	謙早(小長井)-(急)-208	井崎(22)		○	○	
283	小長井町打越	謙早(小長井)-(急)-209	井崎(23)		○	○	
284	小長井町打越	謙早(小長井)-(急)-210	井崎(24)		○	○	
285	小長井町打越	謙早(小長井)-(急)-211	遠竹(3)		○	○	
286	小長井町打越	謙早(小長井)-(急)-212	遠竹(4)		○	○	
287	小長井町打越	謙早(小長井)-(急)-213	遠竹(5)		○	○	
288	小長井町打越	謙早(小長井)-(急)-213-2	遠竹(6)		○	○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号
289	小長井町遠竹	謙早(小長井)-(急)-214	遠竹(54)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成25年 11月5日 第1014号
290	小長井町打越	謙早(小長井)-(急)-215	遠竹(8)		○	○	
291	小長井町打越	謙早(小長井)-(急)-216	遠竹(9)		○	○	
292	小長井町打越	謙早(小長井)-(急)-216-2	遠竹(10)		○	○	
293	小長井町打越	謙早(小長井)-(急)-217	遠竹(44)		○	○	
294	小長井町打越	謙早(小長井)-(急)-218	遠竹(45)		○	○	
295	小長井町打越	謙早(小長井)-(急)-219	遠竹(25)		○	○	
296	小長井町打越	謙早(小長井)-(急)-220	遠竹(27)		○	○	
297	小長井町打越	謙早(小長井)-(急)-221	遠竹(13)		○	○	
298	小長井町打越	謙早(小長井)-(急)-222	遠竹(16)		○	○	
299	小長井町打越	謙早(小長井)-(急)-223	遠竹(14)		○	○	
300	小長井町打越	謙早(小長井)-(急)-223-2	遠竹(12)		○	○	
301	小長井町打越	謙早(小長井)-(急)-224	遠竹(18)		○	○	
302	小長井町打越	謙早(小長井)-(急)-225	遠竹(20)		○	○	
303	小長井町打越	謙早(小長井)-(急)-226	遠竹(24)		○	○	
304	小長井町打越	謙早(小長井)-(急)-227	遠竹(28)		○	○	
305	小長井町打越	謙早(小長井)-(急)-228	遠竹(29)		○	○	
306	小長井町打越	謙早(小長井)-(急)-229	遠竹(30)		○	○	
307	小長井町打越	謙早(小長井)-(急)-230	遠竹(32)		○	○	
308	小長井町打越	謙早(小長井)-(急)-231	遠竹(38)		○	○	
309	小長井町打越	謙早(小長井)-(急)-231-2	遠竹(35)		○	○	
310	小長井町井崎	謙早(小長井)-(急)-232	井崎(6)		○	○	
311	小長井町打越	謙早(小長井)-(急)-233	井崎(7)		○	○	
312	小長井町打越	謙早(小長井)-(急)-234	井崎(21)		○	○	
313	小長井町打越	謙早(小長井)-(急)-235	井崎(19)		○	○	
314	小長井町打越	謙早(小長井)-(急)-236	井崎(2)		○	○	
315	小長井町打越	謙早(小長井)-(急)-237	井崎(5)		○	○	
316	小長井町川内	謙早(小長井)-(急)-238	川内(1)		○	○	
317	小長井町打越	謙早(小長井)-(急)-239	打越(6)		○	○	
318	小長井町打越	謙早(小長井)-(急)-239-2	打越(7)		○	○	
319	小長井町打越	謙早(小長井)-(急)-240	打越(6)		○	○	
320	小長井町大峰	謙早(小長井)-(急)-241	大峰(10)		○	○	
321	小長井町大峰	謙早(小長井)-(急)-241-2	大峰(6)		○	○	
322	小長井町大峰	謙早(小長井)-(急)-242	大峰(1)		○	○	
323	小長井町打越	謙早(小長井)-(急)-243	大峰(3)		○	○	
324	小長井町打越	謙早(小長井)-(急)-243-2	大峰(2)		○	○	
325	小長井町牧	謙早(小長井)-(急)-244	牧(6)		○	○	
326	小長井町打越	謙早(小長井)-(急)-245	牧(6)		○	○	
327	小長井町打越	謙早(小長井)-(急)-246	牧(10)		○	○	
328	小長井町打越	謙早(小長井)-(急)-247	牧(11)		○	○	
329	小長井町小川原浦	謙早(小長井)-(急)-248	小川原浦(18)		○	○	
330	小長井町打越	謙早(小長井)-(急)-248-2	小川原浦(17)		○	○	
331	小長井町打越	謙早(小長井)-(急)-249	小川原浦(30)		○	○	
332	小長井町打越	謙早(小長井)-(急)-250	小川原浦(29)		○	○	
333	小長井町打越	謙早(小長井)-(急)-251	牧(11)		○	○	
334	小長井町小川原浦	謙早(小長井)-(急)-252	小川原浦(20)		○	○	
335	小長井町打越	謙早(小長井)-(急)-253	小川原浦(24)		○	○	
336	小長井町打越	謙早(小長井)-(急)-254	小川原浦(19)		○	○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号	
337	小長井町小川原浦	諫早(小長井)-(急)-255	小川原浦 (12)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成25年 11月5日 第1014号	
338	小長井町大峰	諫早(小長井)-(急)-256	大峰 (7)		○	○		
339		諫早(小長井)-(急)-257	大峰 (4)		○	○		
340		諫早(小長井)-(急)-258	大峰 (5)		○	○		
341		諫早(小長井)-(急)-259	大峰 (8)		○	○		
342		諫早(小長井)-(急)-260	大峰 (9)		○	○		
343	小長井町牧	諫早(小長井)-(急)-261	牧 (18)		○	○		
344		諫早(小長井)-(急)-261-2	牧 (17)		○	○		
345	小長井町小川原浦	諫早(小長井)-(急)-262	小川原浦 (32)		○	○		
346		諫早(小長井)-(急)-263	小川原浦 (23)		○	○		
347		諫早(小長井)-(急)-264	小川原浦 (13)		○	○		
348		諫早(小長井)-(急)-264-2	小川原浦 (14)		○	○		
349	小長井町古場	諫早(小長井)-(土)-1	長里川 (イ)		土石流	○		○
350		諫早(小長井)-(土)-1-2	長里川 (ロ)			○		○
351		諫早(小長井)-(土)-1-5	古場川 (1)			○		○
352		諫早(小長井)-(土)-1-6	古場川 (2)			○		○
353		諫早(小長井)-(土)-2	長里川 (ハ)			○		○
354		諫早(小長井)-(土)-3	長里川 (ニ)			○		○
355	小長井町田原	諫早(小長井)-(土)-4	田原川	○		○		
356	小長井町遠竹	諫早(小長井)-(土)-10	今里川	○		○		
357	小長井町古場	諫早(小長井)-(土)-11	小川内川 (イ)	○		○		
358	小長井町川内	諫早(小長井)-(土)-11-2	小川内川 (ロ)	○		○		
359	小長井町井崎	諫早(小長井)-(土)-14	船津川	○	○			
360		諫早(小長井)-(土)-16	築切川	○	○			
361	小長井町川内	諫早(小長井)-(土)-17	水取川	○	○			
362		諫早(小長井)-(土)-18	寺ノ元川	○	○			
363	小長井町小川原浦	諫早(小長井)-(土)-23	出口川	○	○			

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号
1	多良見町佐瀬	諫早(多良見)-(急)-1	草木田	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年 3月27日 第409号
2		諫早(多良見)-(急)-1-2	草木田		○	○	
3		諫早(多良見)-(急)-1-3	草木田		○	○	
4		諫早(多良見)-(急)-3	川崎		○	○	
5		諫早(多良見)-(急)-3-2	川崎		○	○	
6		諫早(多良見)-(急)-3-3	川崎		○	○	
7		諫早(多良見)-(急)-4	水口		○	○	
8		諫早(多良見)-(急)-4-2	佐瀬(2)		○	○	
9		諫早(多良見)-(急)-5	野畑(2)		○	○	
10		諫早(多良見)-(急)-6	野畑(1)		○	○	
11		諫早(多良見)-(急)-7	野畑(3)		○	○	
12		諫早(多良見)-(急)-7-2	野畑(4)		○	○	
13		諫早(多良見)-(急)-7-3	元屋敷		○	○	
14		諫早(多良見)-(急)-8	百石(1)		○	○	
15		諫早(多良見)-(急)-8-2	百石(1)		○	○	
16		諫早(多良見)-(急)-8-3	百石(2)		○	○	
17		諫早(多良見)-(急)-8-5	白石(1)		○	○	
18		諫早(多良見)-(急)-9	浦川内		○	○	
19		諫早(多良見)-(急)-9-2	佐瀬(5)		○	○	
20	多良見町野川内	諫早(多良見)-(急)-10	梅木池		○	○	
21		諫早(多良見)-(急)-11	本重尾		○	○	
22		諫早(多良見)-(急)-12-2	尾崎		○	○	
23		諫早(多良見)-(急)-12-3	尾崎		○	○	
24	多良見町舟津	諫早(多良見)-(急)-13-3	大草舟津		○	○	
25		諫早(多良見)-(急)-14	中綱代		○	○	
26		諫早(多良見)-(急)-15	舟津(3)		○	○	
27		諫早(多良見)-(急)-15-2	中綱代		○	○	
28		諫早(多良見)-(急)-16	松手		○	○	
29		諫早(多良見)-(急)-16-2	松手		○	○	
30	多良見町元釜	諫早(多良見)-(急)-17	田ノ平		○	○	
31		諫早(多良見)-(急)-19	浮津		○	○	
32		諫早(多良見)-(急)-20-2	元釜(2)		○	○	
33		諫早(多良見)-(急)-20-3	元釜(3)		○	○	
34		諫早(多良見)-(急)-24	寺畑		○	○	
35		諫早(多良見)-(急)-25	草寺畑		○	○	
36	多良見町舟津	諫早(多良見)-(急)-26	舟津(4)		○	○	
37		諫早(多良見)-(急)-26-2	舟津(5)		○	○	
38		諫早(多良見)-(急)-27	中通		○	○	
39	多良見町山川内	諫早(多良見)-(急)-28	清水		○	○	
40	多良見町元釜	諫早(多良見)-(急)-30	元釜(4)		○	○	
41	多良見町野副	諫早(多良見)-(急)-31	日当平		○	○	
42		諫早(多良見)-(急)-32	野副(1)		○	○	
43		諫早(多良見)-(急)-33	下郷		○	○	
44	多良見町西園	諫早(多良見)-(急)-34	西園(1)		○	○	
45		諫早(多良見)-(急)-34-2	虹原		○	○	
46	多良見町木床	諫早(多良見)-(急)-35	先木床		○	○	
47		諫早(多良見)-(急)-36	木床		○	○	
48	多良見町西川内	諫早(多良見)-(急)-37	瀬八(2)		○	○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号
49	多良見町西川内	諫早(多良見)-(急)-38	源八(1)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年 3月27日 第409号
50		諫早(多良見)-(急)-39	源八内(2)		○	○	
51		諫早(多良見)-(急)-39-2	友ノ尾		○	○	
52	多良見町中里	諫早(多良見)-(急)-40-2	中里(1)		○	○	
53		諫早(多良見)-(急)-41	樋ノ口(2)		○	○	
54		諫早(多良見)-(急)-42	樋ノ口(1)		○	○	
55		諫早(多良見)-(急)-42-2	中里(3)		○	○	
56		諫早(多良見)-(急)-43	中里(4)		○	○	
57		諫早(多良見)-(急)-43-2	樋ノ口(3)		○	○	
58		諫早(多良見)-(急)-43-3	中里(5)		○	○	
59	多良見町西川内	諫早(多良見)-(急)-44	井手口		○	○	
60		諫早(多良見)-(急)-45	西川内(3)		○	○	
61		諫早(多良見)-(急)-46	西川谷(2)		○	○	
62		諫早(多良見)-(急)-48	西川内(2)		○	○	
63		諫早(多良見)-(急)-49-2	西川内(2)		○	○	
64	多良見町市布	諫早(多良見)-(急)-50	陰平(1)		○	○	
65		諫早(多良見)-(急)-52-2	市布(4)		○	○	
66		諫早(多良見)-(急)-52-3	上市(1)		○	○	
67		諫早(多良見)-(急)-53	上市(2)		○	○	
68		諫早(多良見)-(急)-54	西平		○	○	
69		諫早(多良見)-(急)-54-2	西平		○	○	
70		諫早(多良見)-(急)-54-3	西平		○	○	
71		諫早(多良見)-(急)-54-4	西平		○	○	
72		諫早(多良見)-(急)-55	竹ノ山		○	○	
73		諫早(多良見)-(急)-56	市布(2)		○	○	
74		諫早(多良見)-(急)-57	市布(1)		○	○	
75		諫早(多良見)-(急)-58	鷹ノ巣(1)		○	○	
76		諫早(多良見)-(急)-59	鷹ノ巣(2)		○	○	
77		諫早(多良見)-(急)-59-2	上市(2)		○	○	
78		諫早(多良見)-(急)-60	山部来川内		○	○	
79		諫早(多良見)-(急)-61-2	山中(1)		○	○	
80		諫早(多良見)-(急)-61-3	山中(2)		○	○	
81		諫早(多良見)-(急)-62	山口		○	○	
82		諫早(多良見)-(急)-62-2	山口		○	○	
83		諫早(多良見)-(急)-63	白岩		○	○	
84		諫早(多良見)-(急)-63-2	白岩		○	○	
85		諫早(多良見)-(急)-63-3	白岩		○	○	
86	多良見町中里	諫早(多良見)-(急)-65	東前		○	○	令和元年度8月2日 第180号 第181号
87		諫早(多良見)-(急)-65-2	東前		○	○	平成27年 3月27日 第409号
88		諫早(多良見)-(急)-66	中里(6)		○	○	
89		諫早(多良見)-(急)-66-2	湖北		○	○	
90		諫早(多良見)-(急)-66-3	中里(7)		○	○	
91		諫早(多良見)-(急)-66-4	湖北		○	○	
92		諫早(多良見)-(急)-67	上里		○	○	
93	多良見町中里	諫早(多良見)-(急)-68-3	上里		○	○	
94		諫早(多良見)-(急)-69	田		○	○	令和元年度8月2日 第180号 第181号
95		諫早(多良見)-(急)-69-2	田(2)		○	○	平成27年 3月27日 第409号

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号
96	多良見町木床	諫早(多良見)-(急)-72	東舟津(1)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年 3月27日 第409号
97		諫早(多良見)-(急)-73	元釜		○	○	
98		諫早(多良見)-(急)-73-2	元釜		○	○	
99	多良見町花屋	諫早(多良見)-(急)-74	シーサイド(1)		○	○	
100		諫早(多良見)-(急)-74-2	シーサイド(2)		○	○	
101		諫早(多良見)-(急)-75	化屋大島		○	○	
102		諫早(多良見)-(急)-77	下阿蘇		○	○	
103		諫早(多良見)-(急)-78	福井田		○	○	
104		諫早(多良見)-(急)-79	化屋		○	○	
105		諫早(多良見)-(急)-80	化屋ノ上		○	○	
106		諫早(多良見)-(急)-80-2	化屋ノ上		○	○	
107		諫早(多良見)-(急)-82	合戦場		○	○	
108		諫早(多良見)-(急)-82-2	合戦場		○	○	
109	多良見町中里	諫早(多良見)-(急)-84-2	上陰平(1)		○	○	
110		諫早(多良見)-(急)-84-3	上陰平(1)		○	○	
111		諫早(多良見)-(急)-85	上陰平(2)		○	○	
112		諫早(多良見)-(急)-85-2	中里(8)		○	○	
113		諫早(多良見)-(急)-86	馬場		○	○	
114	多良見町田	諫早(多良見)-(急)-88	天砂(1)		○	○	
115	多良見町市布	諫早(多良見)-(急)-90	下純木		○	○	令和元年度8月2日 第180号 第181号
116	多良見町田	諫早(多良見)-(急)-91	天砂(2)		○	○	平成27年 3月27日 第409号
117	多良見町花屋	諫早(多良見)-(急)-92	井樋ノ尾(3)		○	○	
118		諫早(多良見)-(急)-92-2	釜淵(2)		○	○	
119		諫早(多良見)-(急)-93	多々良田(3)		○	○	
120		諫早(多良見)-(急)-94	多々良田(2)		○	○	
121		諫早(多良見)-(急)-94-2	多々良田(1)		○	○	
122		諫早(多良見)-(急)-95	多々良田		○	○	
123		諫早(多良見)-(急)-95-2	井樋ノ尾(4)		○	○	
124		諫早(多良見)-(急)-96	釜淵(1)		○	○	
125		諫早(多良見)-(急)-97	笠山		○	○	
126		諫早(多良見)-(急)-98	井樋ノ尾(2)		○	○	
127		諫早(多良見)-(急)-99	井樋ノ尾		○	○	
128		諫早(多良見)-(急)-100-2	上野		○	○	
129		諫早(多良見)-(急)-100-4	丸尾(7)		○	○	
130		諫早(多良見)-(急)-101	化屋上野		○	○	令和元年度8月2日 第180号 第181号
131	多良見町市布	諫早(多良見)-(急)-200	上市(3)		○	○	平成27年 3月27日 第409号
132		諫早(多良見)-(急)-201	上市(4)		○	○	
133		諫早(多良見)-(急)-202	上市(5)		○	○	
134		諫早(多良見)-(急)-203	上市(6)		○	○	
135		諫早(多良見)-(急)-205	上市(8)		○	○	
136		諫早(多良見)-(急)-209	上市(12)		○	○	
137		諫早(多良見)-(急)-210	上市(13)		○	○	
138		諫早(多良見)-(急)-211	上市(14)		○	○	
139		諫早(多良見)-(急)-213	日当平		○	○	
140		諫早(多良見)-(急)-214	上市(16)		○	○	
141	多良見町西川内	諫早(多良見)-(急)-215	西川内(4)		○	○	
142	多良見町市布	諫早(多良見)-(急)-217	下市(1)		○	○	
143		諫早(多良見)-(急)-218	下市(2)		○	○	
144	多良見町中里	諫早(多良見)-(急)-219	中里(9)		○	○	
145		諫早(多良見)-(急)-220	中里(10)		○	○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日告示番号
146	多良見町中里	諫早(多良見)-(急)-221	中里(11)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年 3月27日 第409号
147		諫早(多良見)-(急)-222	中里(12)		○	○	
148	多良見町東園	諫早(多良見)-(急)-225	東園(1)		○	○	
149		諫早(多良見)-(急)-226	東園(2)		○	○	
150		諫早(多良見)-(急)-227	東園(3)		○	○	
151	多良見町西園	諫早(多良見)-(急)-228	西園(2)		○	○	
152		諫早(多良見)-(急)-229	西園(3)		○	○	
153	多良見町元釜	諫早(多良見)-(急)-231	元釜(5)		○	○	
154		諫早(多良見)-(急)-232	元釜(6)		○	○	
155		諫早(多良見)-(急)-233	元釜(7)		○	○	
156	多良見町西川内	諫早(多良見)-(急)-234	西川内(6)		○	○	
157	多良見町山川内	諫早(多良見)-(急)-235	山川内(1)		○	○	
158		諫早(多良見)-(急)-236	山川内(2)		○	○	
159		諫早(多良見)-(急)-238	山川内(4)		○	○	
160	多良見町元釜	諫早(多良見)-(急)-240	元釜(9)		○	○	
161		諫早(多良見)-(急)-241	元釜(10)		○	○	
162		諫早(多良見)-(急)-242	元釜(11)		○	○	
163		諫早(多良見)-(急)-243	元釜(12)		○	○	
164		諫早(多良見)-(急)-244	元釜(13)		○	○	
165		諫早(多良見)-(急)-245	元釜(14)		○	○	
166		諫早(多良見)-(急)-246	元釜(15)	○	○		
167	多良見町舟津	諫早(多良見)-(急)-247	舟津(7)	○	○		
168		諫早(多良見)-(急)-248	舟津(6)	○	○		
169		諫早(多良見)-(急)-249	舟津(8)	○	○		
170		諫早(多良見)-(急)-250	舟津(9)	○	○		
171		諫早(多良見)-(急)-251	舟津(10)	○	○		
172		諫早(多良見)-(急)-253	舟津(12)	○	○		
173		諫早(多良見)-(急)-254	舟津(13)	○	○		
174	多良見町佐瀬	諫早(多良見)-(急)-257	佐瀬(6)	○	○	令和元年8月2日 第180号 第181号	
175		諫早(多良見)-(急)-258	佐瀬(7)	○	○		
176		諫早(多良見)-(急)-259	佐瀬(8)	○	○		
177	多良見町野川内	諫早(多良見)-(急)-262	野川内(3)	○	○		
178		諫早(多良見)-(急)-264	野川内(5)	○	○		
179		諫早(多良見)-(急)-265	野川内(6)	○	○		
180		諫早(多良見)-(急)-266	野川内(7)	○	○		
181		諫早(多良見)-(急)-267	野川内(8)	○	○		
182	多良見町佐瀬	諫早(多良見)-(急)-270	佐瀬(10)	○	○		
183		諫早(多良見)-(急)-271	佐瀬(11)	○	○		
184		諫早(多良見)-(急)-272	佐瀬(12)	○	○		
185		諫早(多良見)-(急)-274	佐瀬(14)	○	○		
186		諫早(多良見)-(急)-275	佐瀬(15)	○	○		
187		諫早(多良見)-(急)-276	佐瀬(16)	○	○		
188		諫早(多良見)-(急)-277	佐瀬(17)	○	○		
189		諫早(多良見)-(急)-278	佐瀬(18)	○	○		
190		諫早(多良見)-(急)-279	佐瀬(19)	○	○		
191		諫早(多良見)-(急)-280	佐瀬(20)	○	○		
192		諫早(多良見)-(急)-282	佐瀬(22)	○	○		
193		諫早(多良見)-(急)-283	佐瀬(23)	○	○		

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日告示番号
194	多良見町佐瀬	諫早(多良見)-(急)-284	佐瀬(24)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年 3月27日 第409号
195		諫早(多良見)-(急)-285	佐瀬(25)		○	○	
196		諫早(多良見)-(急)-286	佐瀬(26)		○	○	
197		諫早(多良見)-(急)-288	佐瀬(28)		○	○	
198		諫早(多良見)-(急)-289	佐瀬(29)		○	○	
199		諫早(多良見)-(急)-290	佐瀬(30)		○	○	
200		諫早(多良見)-(急)-291	佐瀬(31)		○	○	
201		諫早(多良見)-(急)-292	佐瀬(32)		○	○	
202		諫早(多良見)-(急)-293	佐瀬(33)		○	○	
203		諫早(多良見)-(急)-294	佐瀬(34)		○	○	
204	多良見町野川内	諫早(多良見)-(急)-296	野川内(12)		○	○	
205	多良見町舟津	諫早(多良見)-(急)-297	舟津(16)		○	○	
206		諫早(多良見)-(急)-299	舟津(18)		○	○	
207		諫早(多良見)-(急)-300	佐瀬(35)		○	○	
208	多良見町市布	諫早(多良見)-(急)-301	市布(17)		○	○	
209	多良見町野副	諫早(多良見)-(急)-302	野副(3)		○	○	
210	多良見町西川内	諫早(多良見)-(急)-304	西川内(7)		○	○	
211	多良見町佐瀬	諫早(多良見)-(急)-305	佐瀬(37)		○	○	
212	多良見町市布	諫早(多良見)-(急)-306	下市(3)		○	○	
213	多良見町佐瀬	諫早(多良見)-(急)-307	佐瀬(38)		○	○	
214	多良見町化屋	諫早(多良見)-(急)-401	井樋ノ尾(5)	○	○		
215		諫早(多良見)-(急)-402	井樋ノ尾(6)	○	○		
216	多良見町開	諫早(多良見)-(急)-403	井樋ノ尾(7)	○	○		
217	多良見町化屋	諫早(多良見)-(急)-404	井樋ノ尾(8)	○	○		
218		諫早(多良見)-(急)-405	井樋ノ尾(9)	○	○		
219		諫早(多良見)-(急)-406	丸尾(1)	○	○		
220		諫早(多良見)-(急)-407	丸尾(2)	○	○		
221		諫早(多良見)-(急)-408	丸尾(3)	○	○		
222		諫早(多良見)-(急)-409	丸尾(4)	○	○		
223		諫早(多良見)-(急)-410	丸尾(5)	○	○		
224		諫早(多良見)-(急)-412	丸尾(8)	○	○		
225		諫早(多良見)-(急)-413	福井田(2)	○	○		
226		諫早(多良見)-(急)-414	福井田(3)	○	○		
227		諫早(多良見)-(急)-415	化屋(2)	○	○		
228		諫早(多良見)-(急)-416	化屋(3)	○	○		
229		諫早(多良見)-(急)-417	シーナイド(3)	○	○	平成27年 3月27日 第409号	
230		諫早(多良見)-(急)-418	シーナイド(4)	○	○		
231	多良見町木床	諫早(多良見)-(急)-419	木床(2)	○	○		
232		諫早(多良見)-(急)-420	木床(3)	○	○		
233		諫早(多良見)-(急)-421	木床(4)	○	○		
234		諫早(多良見)-(急)-422	木床(5)	○	○		
235		諫早(多良見)-(急)-423	木床(6)	○	○		
236		諫早(多良見)-(急)-424	木床(7)	○	○		
237		諫早(多良見)-(急)-425	木床(8)	○	○		
238		諫早(多良見)-(急)-426	木床(9)	○	○		
239		諫早(多良見)-(急)-427	木床(10)	○	○		
240		諫早(多良見)-(急)-428	木床(11)	○	○		

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号
241	多良見町佐瀬	諫早(多良見)-(土)-1	大浦川(ロ)	土石流	○	○	平成27年 3月27日 第409号
242		諫早(多良見)-(土)-2	大浦川(イ)				
243		諫早(多良見)-(土)-4	百石川(イ)				
244		諫早(多良見)-(土)-5	百石川(ロ)				
245	多良見町野川内	諫早(多良見)-(土)-9	佛石川				
246		諫早(多良見)-(土)-10	梅木池川(イ)				
247		諫早(多良見)-(土)-12	本重尾川				
248		諫早(多良見)-(土)-14	幸弘川				
249		諫早(多良見)-(土)-15	榑間川				
250		諫早(多良見)-(土)-16	榑間川				
251	多良見町山川内	諫早(多良見)-(土)-17	山川内川(イ)				
252	多良見町元釜	諫早(多良見)-(土)-19	田ノ平川				
253		諫早(多良見)-(土)-20	土ノ谷川				
254		諫早(多良見)-(土)-21	中谷川				
255		諫早(多良見)-(土)-22	幸畑川				
256		諫早(多良見)-(土)-23	傘瀬川				
257	多良見町野副	諫早(多良見)-(土)-24	古川				
258		諫早(多良見)-(土)-25	米山川				
259	多良見町舟津	諫早(多良見)-(土)-26	田ノ上川				
260		諫早(多良見)-(土)-27	元釜川(イ)				
261	多良見町山川内	諫早(多良見)-(土)-30	樋ノ口川				
262		諫早(多良見)-(土)-31	長野川				
263	多良見町野副	諫早(多良見)-(土)-33	野副川(イ)				
264		諫早(多良見)-(土)-34	立宿川				
265		諫早(多良見)-(土)-35	川内川				
266	多良見町西園	諫早(多良見)-(土)-38	西園川				
267		諫早(多良見)-(土)-38-2	西園川				
268	多良見町野副	諫早(多良見)-(土)-39-2	大佐古川(ロ)				
269		諫早(多良見)-(土)-40	大佐古川(イ)				
270	多良見町東園	諫早(多良見)-(土)-42	篠ノ葉川				
271		諫早(多良見)-(土)-43	西ノ浦川(ロ)				
272		諫早(多良見)-(土)-44	西ノ浦川(イ)				
273		諫早(多良見)-(土)-45	白岩川				
274	多良見町山川内	諫早(多良見)-(土)-46	神山川				
275		諫早(多良見)-(土)-47	ムベノ川				
276	多良見町西川内	諫早(多良見)-(土)-49	井手口川				
277		諫早(多良見)-(土)-50	井手川内川(ロ)				
278		諫早(多良見)-(土)-51	源八川(イ)				
279		諫早(多良見)-(土)-52	源八川(ロ)				
280	多良見町中里	諫早(多良見)-(土)-53	不津原川				
281		諫早(多良見)-(土)-56	浦池川(イ)				
282		諫早(多良見)-(土)-58	樋口川(ロ)				
283		諫早(多良見)-(土)-60	樋口川(ニ)				
284	多良見町木味	諫早(多良見)-(土)-63	小角川				
285	多良見町中里	諫早(多良見)-(土)-66	浦田川(ニ)				
286		諫早(多良見)-(土)-68	浦田川(イ)				
287	多良見町圃	諫早(多良見)-(土)-73	圃川				
288	多良見町西川内	諫早(多良見)-(土)-75	井手口川				

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号
289	多良見町西川内	諫早(多良見)-(土)-77	小川谷川(ハ)	土石流	○	○	平成27年 3月27日 第409号
290		諫早(多良見)-(土)-79	小川谷川(イ)				
292	多良見町中里	諫早(多良見)-(土)-80	陰平川				
293	多良見町市布	諫早(多良見)-(土)-81	西平川				
294	多良見町西川内	諫早(多良見)-(土)-82	森ノ木川				
295	多良見町市布	諫早(多良見)-(土)-83	小久保川				
296		諫早(多良見)-(土)-84	竹之砂川				
297		諫早(多良見)-(土)-85	籠木川				
298	多良見町化盛	諫早(多良見)-(土)-86	笠山川(イ)				
299		諫早(多良見)-(土)-90	井瀬ノ尾川(ロ)				
300		諫早(多良見)-(土)-91	井瀬ノ尾川(イ)				
301		諫早(多良見)-(土)-94	丸尾川(イ)				
302		諫早(多良見)-(土)-95	山床川				
303	多良見町中里	諫早(多良見)-(土)-100	中里川				
304	多良見町野副	諫早(多良見)-(土)-101	野副川(ロ)				

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号
1	貝津町	謙早(急)-305	貝津(5)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年 12月18日 第1119号
2		謙早(急)-306	貝津(6)		○	○	
3		謙早(急)-306-2	貝津(7)		○	○	
4		謙早(急)-309	貝津(8)		○	○	
5		謙早(急)-310	貝津(4)		○	○	
6		謙早(急)-310-2	貝津(9)		○	○	
7		謙早(急)-312	貝津(2)		○	○	
8		謙早(急)-313	貝津(10)		○	○	
9		謙早(急)-314	貝津(11)		○	○	
10		謙早(急)-314-2	貝津(12)		○	○	
11	小船越町	謙早(急)-328	小船越(5)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年 12月18日 第1119号
12		謙早(急)-330	小船越(6)		○	○	
13		謙早(急)-331	小船越(7)		○	○	
14		謙早(急)-331-2	小船越(8)		○	○	
15		謙早(急)-333	小船越(1)		○	○	
16		謙早(急)-333-2	小船越(9)		○	○	
17		謙早(急)-333-3	小船越(10)		○	○	
18		謙早(急)-335	小船越(14)		○	○	
19		謙早(急)-335-2	小船越(15)		○	○	
20		久山町	謙早(急)-364		久山(8)	○	
21	謙早(急)-365	赤島(1)	○	○			
22	謙早(急)-366	赤島(3)	○	○			
23	謙早(急)-367	久山(9)	○	○			
24	謙早(急)-367-2	久山(10)	○	○			
25	謙早(急)-368	久山(11)	○	○			
26	謙早(急)-369	名切(1)	○	○			
27	謙早(急)-369-2	久山(12)	○	○			
28	謙早(急)-370	名切(2)	○	○			
29	謙早(急)-370-2	久山(13)	○	○			
30	謙早(急)-371	久山(1)	○	○			
31	謙早(急)-374	久山(3)	○	○			
32	謙早(急)-375	久山(14)	○	○			
33	謙早(急)-375-3	赤島(4)	○	○			
34	謙早(急)-375-4	赤島(4)	○	○			
35	謙早(急)-375-5	赤島(4)	○	○			
36	久山台	謙早(急)-376-2	久山台(1)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年 12月18日 第1119号
37		謙早(急)-377	久山(16)		○	○	
38	久山町	謙早(急)-378	旧茶屋(2)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年 12月18日 第1119号
39		謙早(急)-379	久山台(2)		○	○	
40	久山台	謙早(急)-380	久山(6)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年 12月18日 第1119号
41		謙早(急)-381	旧茶屋(1)		○	○	
42	久山(18)	謙早(急)-381-2	久山(18)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年 12月18日 第1119号
43		謙早(急)-385	久山(19)		○	○	
44	若葉町	謙早(急)-387	久山(4)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年 12月18日 第1119号
45		謙早(急)-393	若葉		○	○	
46	貝津町	謙早(急)-394	貝津(14)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年 12月18日 第1119号
47		謙早(急)-396	津久葉(1)		○	○	
48	津久葉町	謙早(急)-400	津久葉(2)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年 12月18日 第1119号

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号			
49	津久葉町	謙早(急)-400-4	津久葉(3)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年 12月18日 第1119号			
50		謙早(急)-400-6	津久葉(4)		○	○				
51		謙早(急)-401	貝津(15)		○	○				
52		謙早(急)-402	貝津(16)		○	○				
53		謙早(急)-405	貝津(17)		○	○				
54		謙早(急)-405-2	貝津(18)		○	○				
55		謙早(急)-405-3	貝津(19)		○	○				
56		久山町	謙早(急)-464		久山(20)	急傾斜地の崩壊		○	○	平成27年 12月18日 第1119号
57			謙早(急)-465		旧茶屋(7)			○	○	
58			謙早(急)-465-2		久山(6)			○	○	
59	謙早(急)-465-3		久山(21)	○	○					
60	謙早(急)-466		旧茶屋(5)	○	○					
61	謙早(急)-466-2		久山(22)	○	○					
62	謙早(急)-467		久山(23)	○	○					
63	謙早(急)-468		久山(7)	○	○					
64	謙早(急)-470		花ノ木(2)	○	○					
65	謙早(急)-471		津久葉(5)	○	○					
66	謙早(急)-472	津久葉(6)	○	○						
67	謙早(急)-472-2	津久葉(7)	○	○						
68	謙早(急)-473	津久葉(8)	○	○						
69	謙早(急)-474	津久葉(9)	○	○						
70	謙早(急)-475	津久葉(10)	○	○						
71	謙早(急)-476	津久葉(11)	○	○						
72	謙早(急)-476-3	津久葉(12)	○	○						
73	謙早(急)-477	津久葉(13)	○	○						
74	久山町	謙早(急)-478	久山(24)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年 12月18日 第1119号			
75		謙早(急)-480-2	津久葉(14)		○	○				
76	津久葉町	謙早(急)-480-3	津久葉(15)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年 12月18日 第1119号			
77		謙早(急)-481	津久葉(16)		○	○				
78		謙早(急)-482	津久葉(17)		○	○				
79		謙早(急)-483	津久葉(18)		○	○				
80		謙早(急)-483-2	津久葉(19)		○	○				
81		謙早(急)-484-2	津久葉(20)		○	○				
82		謙早(急)-484-3	津久葉(21)		○	○				
83		謙早(急)-484-4	津久葉(22)		○	○				
84		久山町	謙早(急)-543		花ノ木	急傾斜地の崩壊		○	○	平成27年 12月18日 第1119号
85			謙早(急)-543-2		花ノ木			○	○	
86	謙早(急)-701		久山(25)	○	○					
87	謙早(急)-702		久山(26)	○	○					
88	謙早(急)-703		久山(27)	○	○					
89	謙早(急)-704		久山(28)	○	○					
90	謙早(急)-705		久山(29)	○	○					
91	謙早(急)-706		久山(30)	○	○					
92	謙早(急)-707		久山(31)	○	○					
93	謙早(急)-708		久山(32)	○	○					
94	謙早(急)-709	久山(33)	○	○						
95	謙早(急)-710	久山(34)	○	○						
96	謙早(急)-711	久山(35)	○	○						

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号
97	久山町	謙早-急)-712	久山(36)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年 12月18日 第1119号
98		謙早-急)-713	久山(37)		○	○	
99		謙早-急)-714	久山(38)		○	○	
100		謙早-急)-715	久山(39)		○	○	
101		謙早-急)-716	久山(40)		○	○	
102		謙早-急)-717	久山(41)		○	○	
103		謙早-急)-718	久山(42)		○	○	
104		謙早-急)-719	久山(43)		○	○	
105		謙早-急)-720	久山(44)		○	○	
106		謙早-急)-721	久山(45)		○	○	
107		謙早-急)-722	久山(46)		○	○	
108		謙早-急)-723	久山(47)		○	○	
109		謙早-急)-724	久山(48)		○	○	
110		謙早-急)-726	久山(50)		○	○	
111	久山台	謙早-急)-727	久山台(3)		○	○	
112		謙早-急)-728	久山台(4)		○	○	
113	津久薬町	謙早-急)-730	津久薬(2)		○	○	
114		謙早-急)-731	津久薬(25)		○	○	
115		謙早-急)-732	津久薬(26)		○	○	
116		謙早-急)-733	津久薬(27)		○	○	
117		謙早-急)-734	津久薬(28)		○	○	
118		謙早-急)-735	津久薬(29)		○	○	
119		謙早-急)-736	津久薬(30)		○	○	
120		謙早-急)-737	津久薬(31)		○	○	
121		謙早-急)-738	津久薬(32)		○	○	
122		謙早-急)-739	津久薬(33)		○	○	
123		謙早-急)-740	津久薬(34)		○	○	
124		謙早-急)-741	津久薬(35)		○	○	
125		謙早-急)-742	津久薬(36)		○	○	
126		謙早-急)-743	津久薬(37)		○	○	
127		謙早-急)-744	津久薬(38)		○	○	
128		謙早-急)-745	津久薬(39)		○	○	
129		謙早-急)-746	津久薬(40)		○	○	
130		謙早-急)-747	津久薬(41)	○	○		
131		謙早-急)-748	津久薬(42)	○	○		
132	貝津町	謙早-急)-751	貝津 (13)	○	○		
133	小船越町	謙早-急)-752	小船越(11)	○	○		
134		謙早-急)-753	小船越(12)	○	○		
135		謙早-急)-754	小船越(13)	○	○		
136	貝津町	謙早-急)-755	貝津 (20)	○	○		
137		謙早-急)-756	貝津 (21)	○	○		
138		謙早-急)-757	貝津 (22)	○	○		
139		謙早-急)-758	貝津 (23)	○	○		
140		謙早-急)-759	貝津 (24)	○	○		
141		謙早-急)-760	貝津 (25)	○	○		
142		謙早-急)-761	貝津 (26)	○	○		
143		謙早-急)-762	貝津 (27)	○	○		
144		謙早-急)-763	貝津 (28)	○	○		

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号
145	貝津町	謙早-(土)-54	貝津川(イ)	土石流	○	○	平成27年 12月18日 第1119号
146	久山町	謙早-(土)-76	花ノ木川(ホ)		○	○	
147		謙早-(土)-77	旧茶屋川		○	○	
148		謙早-(土)-78	花ノ木川(ニ)		○	○	
149		謙早-(土)-79	花ノ木川(ハ)		○	○	
150		謙早-(土)-80	久山川(ロ)		○	○	
151	津久薬町	謙早-(土)-81	津久薬川(イ)		○	○	
152		謙早-(土)-83	津久薬川(ハ)		○	○	
153		謙早-(土)-84	津久薬川(ニ)		○	○	
154		謙早-(土)-85	津久薬川(ホ)		○	○	
155	久山町	謙早-(土)-159	花ノ木川(イ)		○	○	
156		謙早-(土)-160	花ノ木川(ロ)		○	○	
157		謙早-(土)-171	久山川(イ)		○	○	
158		謙早-(土)-172	津久薬川(ロ)		○	○	
159	貝津町	謙早-(土)-173	貝津川(ロ)		○	○	
160		謙早-(土)-173	貝津川(ロ)		○	○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号
1	天満町	謙早-(急)-1601	上字戸(1)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成28年 12月2日 第842号
2		謙早-(急)-1602	上字戸(2)		○	○	
3		謙早-(急)-1603	上字戸(3)		○	○	
4		謙早-(急)-1604	天満(3)		○	○	
5		謙早-(急)-1605	西深山久保		○	○	
6		謙早-(急)-1606	天満		○	○	
7		謙早-(急)-1607	天満(2)		○	○	
8		謙早-(急)-1608	天満(5)		○	○	
9		謙早-(急)-1609	天満(6)		○	○	
10		謙早-(急)-1610	天満(4)		○	○	
11		謙早-(急)-1611	天満(7)		○	○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号
1	上大渡野町	謙早-(急)-770	広谷(2)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成29年 12月15日 第858号
2		謙早-(急)-772	広谷(3)		○	○	
3		謙早-(急)-774	広谷(4)		○	○	
4		謙早-(急)-775	広谷(5)		○	○	
5		謙早-(急)-776	広谷		○	○	
6		謙早-(急)-779	広谷(6)		○	○	
7		謙早-(急)-780	広谷(7)		○	○	
8		謙早-(急)-782	広谷(8)		○	○	
9		謙早-(急)-783	広谷(9)		○	○	
10		謙早-(急)-784	神立		○	○	
11		謙早-(急)-785	神立(2)		○	○	
12		謙早-(急)-786	神立(3)		○	○	
13		謙早-(急)-787	神立(4)		○	○	
14		謙早-(急)-788	神立(5)		○	○	
15		謙早-(急)-796	円能寺(2)		○	○	
16		謙早-(急)-797	円能寺(3)		○	○	
17		謙早-(急)-799	円能寺(4)		○	○	
18		謙早-(急)-800	円能寺(5)		○	○	
19		謙早-(急)-801	円能寺(6)		○	○	
20		謙早-(急)-802	円能寺		○	○	
21		謙早-(急)-803	円能寺(7)		○	○	
22		謙早-(急)-805	円能寺(8)		○	○	
23		謙早-(急)-806	円能寺(9)		○	○	
24		謙早-(急)-808	円能寺(10)		○	○	
25		謙早-(急)-809	円能寺(11)		○	○	
26		謙早-(急)-810	円能寺(12)		○	○	
27		謙早-(急)-811	円能寺(13)		○	○	
28		謙早-(急)-812	円能寺(14)		○	○	
29		謙早-(急)-813	円能寺(15)		○	○	
30		謙早-(急)-815	円能寺(16)		○	○	
31		謙早-(急)-816	円能寺(17)		○	○	
32		謙早-(急)-817	円能寺(18)		○	○	
33		謙早-(急)-819	古堀(3)		○	○	
34		謙早-(急)-820	古堀(4)		○	○	
35		謙早-(急)-821	古堀(5)		○	○	
36		謙早-(急)-823	古堀(6)		○	○	
37		謙早-(急)-826	古堀(2)		○	○	
38		謙早-(急)-827	古堀		○	○	
39		謙早-(急)-828	古堀(7)		○	○	
40		謙早-(急)-834	円能寺(19)		○	○	
41		謙早-(急)-835	二野ヶ倉(2)		○	○	
42		謙早-(急)-835-2	二野ヶ倉(12)		○	○	
43		謙早-(急)-837	二野ヶ倉(3)		○	○	
44		謙早-(急)-840	二野ヶ倉(4)		○	○	
45		謙早-(急)-841	二野ヶ倉(5)		○	○	
46		謙早-(急)-842	二野ヶ倉(6)		○	○	
47		謙早-(急)-843	二野ヶ倉(7)		○	○	
48		謙早-(急)-845	二野ヶ倉		○	○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号
49	上大渡野町	謙早- (急)-847	二野ヶ倉(8)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成29年 12月15日 第858号
50		謙早- (急)-848	二野ヶ倉(9)		○	○	
51		謙早- (急)-849	二野ヶ倉(10)		○	○	
52		謙早- (急)-850	二野ヶ倉(11)		○	○	
53		謙早- (急)-851	狸穴(2)		○	○	
54		謙早- (急)-852	寺平(2)		○	○	
55		謙早- (急)-854	狸穴(3)		○	○	
56		謙早- (急)-855	狸穴(4)		○	○	
57		謙早- (急)-856	狸穴(6)		○	○	
58		謙早- (急)-857	狸穴		○	○	
59	謙早- (急)-857-2	狸穴(10)	○	○			
60	謙早- (急)-858	狸穴(6)	○	○			
61	下大渡野町	謙早- (急)-859	狸穴(7)	急傾斜地の崩壊	○	○	
62		謙早- (急)-860	狸穴(8)		○	○	
63		謙早- (急)-862	二野ヶ倉(12)		○	○	
64		謙早- (急)-864	狸穴(9)		○	○	
65		謙早- (急)-865	神立(6)		○	○	
66		謙早- (急)-866	神立(7)		○	○	
67		謙早- (急)-867	神立(8)		○	○	
68		謙早- (急)-868	古堀(8)		○	○	
69		謙早- (急)-869	上大渡野(1)		○	○	
70		謙早- (急)-870	上大渡野(2)		○	○	
71		謙早- (急)-870-2	上大渡野(3)		○	○	
72		謙早- (急)-871	上大渡野(4)		○	○	
73		謙早- (急)-873	上大渡野(6)		○	○	
74		下大渡野町	謙早- (急)-876		花高(3)	急傾斜地の崩壊	
75	謙早- (急)-878		花高(4)	○	○		
76	謙早- (急)-879		花高(5)	○	○		
77	謙早- (急)-880		花高(6)	○	○		
78	謙早- (急)-881		花高(7)	○	○		
79	謙早- (急)-884		花高(8)	○	○		
80	謙早- (急)-885		花高(9)	○	○		
81	謙早- (急)-886		花高(10)	○	○		
82	謙早- (急)-887		藤の内(3)	○	○		
83	謙早- (急)-888		藤の内(5)	○	○		
84	謙早- (急)-889		藤の内(8)	○	○		
85	謙早- (急)-890		藤の内(9)	○	○		
86	謙早- (急)-891		藤の内(10)	○	○		
87	謙早- (急)-892		花高(11)	○	○		
88	謙早- (急)-892-2	花高(15)	○	○			
89	謙早- (急)-894	花高(1)	○	○			
90	謙早- (急)-895	花高(2)	○	○			
91	謙早- (急)-898	藤の内(11)	○	○			
92	謙早- (急)-899	藤の内(6)	○	○			
93	謙早- (急)-900	藤の内(2)	○	○			
94	謙早- (急)-901	藤の内(12)	○	○			
95	謙早- (急)-902	藤の内(13)	○	○			
96	謙早- (急)-903	藤の内(14)	○	○			

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号
97	下大渡野町	謙早- (急)-906	田ノ平	急傾斜地の崩壊	○	○	平成29年 12月15日 第858号
98		謙早- (急)-907	田ノ平(2)		○	○	
99		謙早- (急)-908	田ノ平(3)		○	○	
100		謙早- (急)-909	田ノ平(4)		○	○	
101		謙早- (急)-910	平		○	○	
102		謙早- (急)-912	平(2)		○	○	
103		謙早- (急)-913	平(3)		○	○	
104		謙早- (急)-914	平(4)		○	○	
105		謙早- (急)-915	平(5)		○	○	
106		謙早- (急)-916	平(6)		○	○	
107	謙早- (急)-917	宮園	○	○			
108	謙早- (急)-918	峰(2)	○	○			
109	謙早- (急)-919	峰(3)	○	○			
110	謙早- (急)-920	峰(1)	○	○			
111	謙早- (急)-921	峰(4)	○	○			
112	謙早- (急)-922	藤の内(15)	○	○			
113	謙早- (急)-923	藤の内(16)	○	○			
114	謙早- (急)-924	藤の内(17)	○	○			
115	謙早- (急)-925	藤の内(4)	○	○			
116	謙早- (急)-926	藤の内	○	○			
117	謙早- (急)-927	藤の内(18)	○	○			
118	謙早- (急)-929	藤の内(7)	○	○			
119	謙早- (急)-932	寺平(3)	○	○			
120	謙早- (急)-933	寺平(4)	○	○			
121	謙早- (急)-934	寺平	○	○			
122	富川町	謙早- (急)-936	花高(12)	急傾斜地の崩壊	○	○	令和元年8月2日 第180号 第181号 平成29年 12月15日 第858号
123		謙早- (急)-937	花高(13)		○	○	
124		謙早- (急)-938	花高(14)		○	○	
125		謙早- (急)-940	赤水		○	○	
126		謙早- (急)-941	赤水(2)		○	○	
127		謙早- (急)-942	赤水(5)		○	○	
128		謙早- (急)-943	赤水(4)		○	○	
129		謙早- (急)-944	赤水(3)		○	○	
130		謙早- (急)-945	富川(1)		○	○	
131		謙早- (急)-946	富川(2)		○	○	
132	謙早- (急)-947	富川(2)	○	○			
133	謙早- (急)-948	坊主谷(1)	○	○			
134	謙早- (急)-949	坊主谷(2)	○	○			
135	謙早- (急)-951	富川(3)	○	○			
136	謙早- (急)-952	富川(4)	○	○			
137	謙早- (急)-953	富川(5)	○	○			
138	謙早- (急)-954	富川(6)	○	○			
139	謙早- (急)-955	富川(7)	○	○			
140	謙早- (急)-956	富川(8)	○	○			
141	謙早- (急)-957	富川(9)	○	○			
142	謙早- (急)-958	富川(10)	○	○			
143	謙早- (急)-959	富川(11)	○	○			
144	謙早- (急)-960	富川(12)	○	○			

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号
145	富川町	謙早-(急)-961	富川(13)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成29年 12月15日 第858号
146		謙早-(急)-962	富川(14)				
147		謙早-(急)-963	平地跡(2)				
148		謙早-(急)-964	富川(15)				
149		謙早-(急)-965	落(3)				
150		謙早-(急)-966	富川(16)				
151		謙早-(急)-967	酒仙(1)				
152		謙早-(急)-968	酒仙(2)				
153		謙早-(急)-969	酒仙(3)				
154		謙早-(急)-970	酒仙(4)				
155		謙早-(急)-971	富川(17)				
156		謙早-(急)-972	富川(18)				
157		謙早-(急)-972-2	菅田(1)				
158		謙早-(急)-973	富川(19)				
159		謙早-(急)-973-2	菅田(2)				
160		謙早-(急)-974	富川(20)				
161		謙早-(急)-975	富川(21)				
162		謙早-(急)-976	富川(22)				
222	湯野尾町	謙早-(急)-977	湯野尾(42)				
163		謙早-(急)-978	富川(23)				
164		謙早-(急)-978-2	富川(24)				
165		謙早-(急)-980	富川(25)				
166		謙早-(急)-981	富川(26)				
167		謙早-(急)-982	富川(27)				
168		謙早-(急)-983	落(2)				
169		謙早-(急)-984	富川(28)				
170		謙早-(急)-985	落(1)				
171		謙早-(急)-986	落(4)				
172		謙早-(急)-986-2	落(5)				
173		謙早-(急)-987	富川(29)				
174		謙早-(急)-988	富川(30)				
175		謙早-(急)-989	富川(31)				
223	湯野尾町	謙早-(急)-990	湯野尾(43)				
176	本野町	謙早-(急)-991	本野(1)				
177		謙早-(急)-992	琴川(2)				
178		謙早-(急)-993	本野(2)				
179		謙早-(急)-993-2	本野(3)				
180		謙早-(急)-994	琴川(1)				
181		謙早-(急)-995	琴川(3)				
182		謙早-(急)-996	本野(4)				
183		謙早-(急)-997	谷川(1)				
184		謙早-(急)-997-2	谷川(2)				
185		謙早-(急)-999	彦城(1)				
186		謙早-(急)-1000	彦城(2)				
187		謙早-(急)-1001	彦城(3)				
188		謙早-(急)-1002	彦城(4)				
189		謙早-(急)-1003	本野(5)				
190		謙早-(急)-1003-2	彦城(5)				

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号
191	本野町	謙早-(急)-1004	広瀬	急傾斜地の崩壊	○	○	平成29年 12月15日 第858号
192		謙早-(急)-1006	大野				
193		謙早-(急)-1007	本野(6)				
194		謙早-(急)-1008	本野(7)				
195		謙早-(急)-1009	本野(8)				
196		謙早-(急)-1009-2	本野(9)				
197		謙早-(急)-1010	本野(10)				
198		謙早-(急)-1011	本野(11)				
199		謙早-(急)-1012	本野(12)				
200		謙早-(急)-1013	本野(13)				
201		謙早-(急)-1014	本野(14)				
202		謙早-(急)-1015	本野(15)				
203		謙早-(急)-1016	本野(16)				
204		謙早-(急)-1017	本野(17)				
205		謙早-(急)-1018	本野(18)				
206		謙早-(急)-1019	本野(19)				
224	湯野尾町	謙早-(急)-1020	湯野尾(44)				
207	本野町	謙早-(急)-1021	本野(20)				
208		謙早-(急)-1021-2	本野(21)				
209		謙早-(急)-1022	本野(22)				
210		謙早-(急)-1022-2	本野(23)				
211		謙早-(急)-1023	本野(24)				
212		謙早-(急)-1024	本野(25)				
213		謙早-(急)-1025	本野(26)				
214		謙早-(急)-1026	柳谷				
215		謙早-(急)-1027	彦城(6)				
216		謙早-(急)-1028	本野(27)				
217		謙早-(急)-1029	本野(28)				
218		謙早-(急)-1031	本野(29)				
219		謙早-(急)-1032	本野(30)				
220		謙早-(急)-1033	本野(31)				
221		謙早-(急)-1034	本野(32)				
225	湯野尾町	謙早-(急)-1035	山副				
226		謙早-(急)-1037	湯野尾(1)				
227		謙早-(急)-1037-2	湯野尾(2)				
228		謙早-(急)-1038	山口				
229		謙早-(急)-1039	岩下				
230		謙早-(急)-1041	湯野尾(3)				
231		謙早-(急)-1042	湯野尾(4)				
232		謙早-(急)-1043	湯野尾(5)				
233		謙早-(急)-1044	棚掛				
234		謙早-(急)-1044-2	湯野尾(6)				
235		謙早-(急)-1045	湯野尾(7)				
236		謙早-(急)-1046	湯野尾(8)				
237		謙早-(急)-1047	湯野尾(9)				
238		謙早-(急)-1048	中島(3)				
239		謙早-(急)-1049	中島				
240		謙早-(急)-1050	湯野尾(10)				

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号
241	湯野尾町	謙早-（急）-1051	湯野尾 (11)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成29年 12月15日 第858号
242		謙早-（急）-1052	湯野尾 (12)				
243		謙早-（急）-1053	大林 (3)				
244		謙早-（急）-1054	湯野尾 (13)				
245		謙早-（急）-1055	大林				
246		謙早-（急）-1056	大林 (2)				
247		謙早-（急）-1057	湯野尾 (14)				
248		謙早-（急）-1059	中島 (2)				
249		謙早-（急）-1060	湯野尾 (15)				
250		謙早-（急）-1061	車木 (1)				
251		謙早-（急）-1063	湯野尾 (16)				
252		謙早-（急）-1064	車木 (3)				
253		謙早-（急）-1066	湯野尾 (17)				
254		謙早-（急）-1067	車木 (2)				
255		謙早-（急）-1068	湯野尾 (18)				
256		謙早-（急）-1069	湯野尾 (19)				
257		謙早-（急）-1070	湯野尾 (20)				
258		謙早-（急）-1071	湯野尾 (21)				
259		謙早-（急）-1072	湯野尾 (22)				
260		謙早-（急）-1073	湯野尾 (23)				
261		謙早-（急）-1074	湯野尾 (24)				
262		謙早-（急）-1075	秋床 (2)				
263		謙早-（急）-1076	湯野尾 (25)				
264		謙早-（急）-1077	秋床				
265		謙早-（急）-1078	湯野尾 (26)				
266		謙早-（急）-1080	湯野尾 (27)				
267		謙早-（急）-1081	湯野尾 (28)				
268		謙早-（急）-1081-2	与木 (1)				
269		謙早-（急）-1082	与木 (2)				
270		謙早-（急）-1083	与木 (3)				
271		謙早-（急）-1084	湯野尾 (29)				
272		謙早-（急）-1085	湯野尾 (30)				
273		謙早-（急）-1086	川頭				
274		謙早-（急）-1087	湯野尾 (31)				
275		謙早-（急）-1088	湯野尾 (32)				
276		謙早-（急）-1088-2	湯野尾 (33)				
277		謙早-（急）-1089	湯野尾 (34)				
278		謙早-（急）-1090	湯野尾 (35)				
279		謙早-（急）-1091	湯野尾 (36)				
280		謙早-（急）-1092	湯野尾 (37)				
281		謙早-（急）-1093	湯野尾 (38)				
282		謙早-（急）-1095	湯野尾 (39)				
283		謙早-（急）-1096	湯野尾 (40)				
284		謙早-（急）-1097	湯野尾 (41)				
285	上大渡野町	謙早-（急）-1631	広谷(10)				
286		謙早-（急）-1632	戸能寺(20)				
287		謙早-（急）-1633	寺平(6)				
288	下大渡野町	謙早-（土）-193	藤ノ内川	土石流	○	○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号
289	下大渡野町	謙早-（土）-196	宮園川(ロ)	土石流	○	○	平成29年 12月15日 第858号
290		謙早-（土）-197	宮園川(イ)				
291		謙早-（土）-198	宮園川(ハ)				
292	富川町	謙早-（土）-199	本明川				
293		謙早-（土）-202	坊子谷川				
294		謙早-（土）-204	富川 (イ)				
295		謙早-（土）-205	富川 (ロ)				
296	本野町	謙早-（土）-208	柳谷川				
297		謙早-（土）-210	彦成川				
298	湯野尾町	謙早-（土）-211	大杉川 (イ)				
299		謙早-（土）-212	湯野尾川 (イ)				
300		謙早-（土）-213	大杉川 (ロ)				
301		謙早-（土）-216	山口谷川				
302		謙早-（土）-222	目代川				
303		謙早-（土）-223	湯野尾川 (ロ)				

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号	
1	小豆崎町	謙早(急)-1102	小豆崎(1)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成31年 3月15日 第229号	
2		謙早(急)-1104	小豆崎(2)		○	○		
3		謙早(急)-1105	小豆崎(3)		○	○		
4		謙早(急)-1106	小豆崎(4)		○	○		
5		謙早(急)-1108	小豆崎(6)		○	○		
6		謙早(急)-1109	小豆崎(7)		○	○		
7		謙早(急)-1110	小豆崎(8)		○	○		
8		謙早(急)-1111	小峰		○	○		
9		謙早(急)-1112	小豆崎(9)		○	○		
10		謙早(急)-1113	小豆崎(10)		○	○		
11		謙早(急)-1114	小豆崎(11)		○	○		
12		謙早(急)-1116	小豆崎(12)		○	○		
13		謙早(急)-1118	小豆崎(13)		○	○		
14		謙早(急)-1119	小豆崎(14)		○	○		
15		西里町	謙早(急)-1120		西里(3)	○		○
16			謙早(急)-1121		西里(1)	○		○
17			謙早(急)-1122		西里(4)	○		○
18			謙早(急)-1123		西里(2)	○		○
19	中田町	謙早(急)-1125	小圃(1)	○	○			
20		謙早(急)-1126	小圃(2)	○	○			
21		謙早(急)-1127	小圃(3)	○	○			
22		謙早(急)-1128	中田(4)	○	○			
23		謙早(急)-1129	中田(5)	○	○			
24		謙早(急)-1132	中田(6)	○	○			
25		謙早(急)-1133	中田(7)	○	○			
26		謙早(急)-1134	中田(1)	○	○			
27		謙早(急)-1135	中田(8)	○	○			
28		謙早(急)-1135-2	中田(9)	○	○			
29		謙早(急)-1136	中田(10)	○	○			
30	謙早(急)-1137	中田(11)	○	○				
31	謙早(急)-1138	古場岡(1)	○	○				
32	謙早(急)-1139	古場山(2)	○	○				
33	謙早(急)-1143	中田(2)	○	○				
34	謙早(急)-1145	中田(12)	○	○				
35	謙早(急)-1147	中田(3)	○	○				
36	謙早(急)-1147-2	中田(13)	○	○				
37	御手水町	謙早(急)-1153	御手水(1)	○	○			
38		謙早(急)-1154	御手水(2)	○	○			
39		謙早(急)-1155	御手水(3)	○	○			
40		謙早(急)-1156	御手水(4)	○	○			
41		謙早(急)-1157	御手水(5)	○	○			
42		謙早(急)-1159	御手水(6)	○	○			
43		謙早(急)-1160	御手水(7)	○	○			
44		謙早(急)-1161	御手水(8)	○	○			
45		謙早(急)-1162	御手水(9)	○	○			
46		謙早(急)-1163	古場山(3)	○	○			
47		謙早(急)-1163-2	御手水(10)	○	○			
48	謙早(急)-1164	御手水(11)	○	○				

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号	
49	御手水町	謙早(急)-1165	御手水(12)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成31年 3月15日 第229号	
50		謙早(急)-1166	古場岡(4)		○	○		
51		謙早(急)-1168	御手水(13)		○	○		
52		謙早(急)-1169	古場山(2)		○	○		
53		謙早(急)-1170	御手水(14)		○	○		
54		謙早(急)-1174	御手水(15)		○	○		
55		謙早(急)-1175	御手水(16)		○	○		
56		謙早(急)-1176	御手水(17)		○	○		
57		謙早(急)-1176-2	御手水(18)		○	○		
58		謙早(急)-1177	古場山(1)		○	○		
59		謙早(急)-1178	御手水(19)		○	○		
60		謙早(急)-1179	御手水(20)		○	○		
61		謙早(急)-1180	御手水(21)		○	○		
62		大場町	謙早(急)-1181		大場(3)	○		○
63			謙早(急)-1182		岩屋川口(6)	○		○
64			謙早(急)-1183		岩屋川口(3)	○		○
65			謙早(急)-1183-2		大場(4)	○		○
66			謙早(急)-1184		大場(5)	○		○
67	謙早(急)-1185		岩屋川口(1)	○	○			
68	謙早(急)-1186		岩屋川口(4)	○	○			
69	謙早(急)-1187		岩屋川口(5)	○	○			
70	謙早(急)-1189		片木(1)	○	○			
71	謙早(急)-1189-2		大場(6)	○	○			
72	謙早(急)-1189-3		片木(2)	○	○			
73	謙早(急)-1190	岩屋川口(2)	○	○				
74	謙早(急)-1191	瀬々田(1)	○	○				
75	謙早(急)-1192	瀬々田(2)	○	○				
76	謙早(急)-1193	瀬々田(4)	○	○				
77	謙早(急)-1194	大場(7)	○	○				
78	謙早(急)-1195	大場(8)	○	○				
79	謙早(急)-1196	大場(9)	○	○				
80	謙早(急)-1197	大場(10)	○	○				
81	謙早(急)-1198	大場(11)	○	○				
82	謙早(急)-1199	大場(12)	○	○				
83	謙早(急)-1200	大場(13)	○	○				
84	謙早(急)-1201	大場(1)	○	○				
85	謙早(急)-1202	大場(2)	○	○				
86	謙早(急)-1203	大場(14)	○	○				
87	謙早(急)-1204	白木峰(2)	○	○				
88	謙早(急)-1205	白木峰(3)	○	○				
89	謙早(急)-1207	白木峰(4)	○	○				
90	謙早(急)-1208	白木峰(5)	○	○				
91	謙早(急)-1209	白木峰(6)	○	○				
92	謙早(急)-1210	白木峰(7)	○	○				
93	謙早(急)-1210-2	白木峰(8)	○	○				
94	謙早(急)-1211	白木峰(1)	○	○				
95	謙早(急)-1211-2	白木峰(9)	○	○				
96	謙早(急)-1213	白木峰(10)	○	○				

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号	
97	白木崎町	謙早- (急)-1213-2	白木峰 (11)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成31年 3月15日 第229号	
98		謙早- (急)-1214	白木峰 (12)		○	○		
99		謙早- (急)-1215	白木峰 (13)		○	○		
100		謙早- (急)-1215-2	白木峰 (14)		○	○		
101		謙早- (急)-1216	白木峰 (15)		○	○		
102		謙早- (急)-1217	白木峰 (16)		○	○		
103		謙早- (急)-1218	白木峰 (17)		○	○		
104		謙早- (急)-1220	白木峰 (18)		○	○		
105		長田町	謙早- (急)-1221		長田 (4)	○		○
106			謙早- (急)-1222		長田 (5)	○		○
107			謙早- (急)-1223		長田 (6)	○		○
108			謙早- (急)-1224		長田 (7)	○		○
109			謙早- (急)-1225		長田 (8)	○		○
110			謙早- (急)-1226		長田 (9)	○		○
111	謙早- (急)-1227		長田 (10)	○	○			
112	謙早- (急)-1228		尾向 (1)	○	○			
113	謙早- (急)-1228-2		長田 (11)	○	○			
114	謙早- (急)-1229		長田 (12)	○	○			
115	謙早- (急)-1230	長田 (13)	○	○				
116	謙早- (急)-1232	長田 (14)	○	○				
117	謙早- (急)-1233	長田 (2)	○	○				
118	謙早- (急)-1233-2	長田 (15)	○	○				
119	謙早- (急)-1234	長田 (3)	○	○				
120	謙早- (急)-1234-2	長田 (16)	○	○				
121	謙早- (急)-1235	長田 (1)	○	○				
122	謙早- (急)-1236	長田 (17)	○	○				
123	謙早- (急)-1237	長田 (18)	○	○				
124	謙早- (急)-1240	長田 (19)	○	○				
125	謙早- (急)-1242	長田 (20)	○	○				
126	謙早- (急)-1243	長田 (21)	○	○				
127	謙早- (急)-1245	長田 (22)	○	○				
128	謙早- (急)-1246	長田 (23)	○	○				
129	謙早- (急)-1247	長田 (24)	○	○				
130	謙早- (急)-1248	長田 (25)	○	○				
131	謙早- (急)-1249	長田 (26)	○	○				
132	謙早- (急)-1250	長田 (27)	○	○				
133	謙早- (急)-1251	長田 (28)	○	○				
134	謙早- (急)-1252	長田 (29)	○	○				
135	謙早- (急)-1253	正久寺 (1)	○	○				
136	謙早- (急)-1254	正久寺 (2)	○	○				
137	謙早- (急)-1257	正久寺	○	○				
138	謙早- (急)-1258	正久寺 (3)	○	○				
139	謙早- (急)-1259	正久寺 (4)	○	○				
140	謙早- (急)-1260	正久寺 (5)	○	○				
141	謙早- (急)-1261	正久寺 (6)	○	○				
142	謙早- (急)-1262	正久寺 (7)	○	○				
143	謙早- (急)-1263	正久寺 (8)	○	○				
144	謙早- (急)-1263-2	正久寺 (9)	○	○				

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号	
145	高天町	謙早- (急)-1264	尾首 (1)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成31年 3月15日 第229号	
146		謙早- (急)-1265	高天 (1)		○	○		
147		謙早- (急)-1265-2	高天 (2)		○	○		
148		謙早- (急)-1266	高天 (3)		○	○		
149		謙早- (急)-1267	高天 (4)		○	○		
150		謙早- (急)-1268	高天 (5)		○	○		
151		謙早- (急)-1269	高天 (6)		○	○		
152		謙早- (急)-1270	高天 (7)		○	○		
153		謙早- (急)-1271	高天 (8)		○	○		
154		謙早- (急)-1272	高天 (9)		○	○		
155		謙早- (急)-1273	高天 (10)		○	○		
156		謙早- (急)-1274	高天 (11)		○	○		
157		謙早- (急)-1275	高天 (12)		○	○		
158		謙早- (急)-1276	高天 (13)		○	○		
159		謙早- (急)-1277	高天 (14)		○	○		
160		白浜町	謙早- (急)-1278		白浜 (1)	○		○
161			謙早- (急)-1279		白浜 (2)	○		○
162			謙早- (急)-1280		白浜 (3)	○		○
163		謙早- (急)-1282	白浜 (4)		○	○		
164	白原町	謙早- (急)-1283	白原 (1)	○	○			
165		謙早- (急)-1283-2	白原 (2)	○	○			
166		謙早- (急)-1283-3	白原 (3)	○	○			
167		謙早- (急)-1283-4	白原 (4)	○	○			
168		謙早- (急)-1283-5	白原 (5)	○	○			
169		謙早- (急)-1283-6	白原 (6)	○	○			
170		謙早- (急)-1283-7	白原 (7)	○	○			
171		謙早- (急)-1283-8	白原 (8)	○	○			
172		謙早- (急)-1283-9	白原 (9)	○	○			
173		謙早- (急)-1284	白原 (10)	○	○			
174	謙早- (急)-1284-2	白原 (11)	○	○				
175	謙早- (急)-1285	白原 (12)	○	○				
176	謙早- (急)-1286	白原 (13)	○	○				
177	謙早- (急)-1286-2	白原 (14)	○	○				
178	謙早- (急)-1287	白原 (15)	○	○				
179	謙早- (急)-1288	白原 (16)	○	○				
180	謙早- (急)-1289	白原 (17)	○	○				
181	謙早- (急)-1289-2	白原 (18)	○	○				
182	謙早- (急)-1290	白原 (19)	○	○				
183	謙早- (急)-1291	白原 (20)	○	○				
184	謙早- (急)-1292	白原 (21)	○	○				
185	謙早- (急)-1292-2	白原 (22)	○	○				
186	謙早- (急)-1292-3	白原 (23)	○	○				
187	謙早- (急)-1293	白原 (24)	○	○				
188	謙早- (急)-1294	白原 (25)	○	○				
189	謙早- (急)-1295	白原 (26)	○	○				
190	謙早- (急)-1298	白原 (27)	○	○				
191	謙早- (急)-1299	白原 (28)	○	○				
192	謙早- (急)-1301	猿崎 (1)	○	○				

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号
193	猿崎町	謙早-(急)-1302	猿崎(2)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成31年 3月15日 第229号
194		謙早-(急)-1303	猿崎(3)		○	○	
195		謙早-(急)-1304	猿崎(4)		○	○	
196		謙早-(急)-1305	猿崎(5)		○	○	
197		謙早-(急)-1305-2	猿崎(6)		○	○	
198		謙早-(急)-1306	猿崎(7)		○	○	
199	高来町船津	謙早-(急)-1306-2	船津(1)		○	○	
200	破籠井町	謙早-(急)-1401	破籠井		○	○	
201		謙早-(急)-1402	破籠井(2)		○	○	
202		謙早-(急)-1404	破籠井(3)		○	○	
203		謙早-(急)-1405	破籠井(4)		○	○	
204		謙早-(急)-1407	破籠井(5)		○	○	
205		謙早-(急)-1407-2	破籠井(6)		○	○	
206		謙早-(急)-1408	破籠井(7)		○	○	
207		謙早-(急)-1409	破籠井(8)		○	○	
208		謙早-(急)-1411	破籠井(9)		○	○	
209		謙早-(急)-1412	破籠井(10)		○	○	
210		謙早-(急)-1412-2	破籠井(11)		○	○	
211		謙早-(急)-1413	破籠井(12)		○	○	
212		謙早-(急)-1414	破籠井(13)		○	○	
213		謙早-(急)-1416	破籠井(14)		○	○	
214		謙早-(急)-1416-2	破籠井(15)		○	○	
215		謙早-(急)-1416-3	破籠井(16)		○	○	
216		謙早-(急)-1417	破籠井(17)		○	○	
217		謙早-(急)-1418	破籠井(18)		○	○	
218		謙早-(急)-1419	破籠井(19)		○	○	
219		謙早-(急)-1421	破籠井(20)		○	○	
220	真崎町	謙早-(急)-1423	真崎(3)		○	○	
221		謙早-(急)-1425	真崎(4)		○	○	
222		謙早-(急)-1426	真崎(5)		○	○	
223		謙早-(急)-1427	真崎(6)		○	○	
224		謙早-(急)-1429	真崎(8)		○	○	
225		謙早-(急)-1430	真崎(2)		○	○	
226		謙早-(急)-1432	真崎(1)		○	○	
227	白岩町	謙早-(急)-1434	白岩(3)		○	○	
228	真崎町	謙早-(急)-1439	真崎(9)		○	○	
229		謙早-(急)-1440	真崎(10)		○	○	
230		謙早-(急)-1441	真崎(11)		○	○	
231	大字真崎本村名	謙早-(急)-1443	真崎本村名		○	○	
232	堂崎町	謙早-(急)-1445	堂崎(1)		○	○	
233		謙早-(急)-1447	堂崎(2)		○	○	
234		謙早-(急)-1449	堂崎		○	○	
235		謙早-(急)-1450	堂崎(3)		○	○	
236		謙早-(急)-1450-2	堂崎(4)		○	○	
237		謙早-(急)-1451	堂崎(6)		○	○	
238		謙早-(急)-1452	堂崎(5)		○	○	
239		謙早-(急)-1453	堂崎(7)		○	○	
240		謙早-(急)-1456	堂崎(8)		○	○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号
241	堂崎町	謙早-(急)-1459	堂崎(9)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成31年 3月15日 第229号
242		謙早-(急)-1459-2	堂崎(10)		○	○	
243	真崎町	謙早-(急)-1460	真崎(12)		○	○	
244	白岩町	謙早-(急)-1461	白岩(1)		○	○	
245		謙早-(急)-1461-2	白岩(2)		○	○	
246	宇都町	謙早-(急)-1465	宇都(3)		○	○	
247		謙早-(急)-1465-2	宇都(5)		○	○	
248		謙早-(急)-1467	宇都(8)		○	○	
249		謙早-(急)-1469	宇都(10)		○	○	
250		謙早-(急)-1471	宇都(6)		○	○	
251		謙早-(急)-1472	宇都(12)		○	○	
252		謙早-(急)-1473	宇都(13)		○	○	
253		謙早-(急)-1474	宇都(14)		○	○	
254		謙早-(急)-1475	宇都(30)		○	○	
255		謙早-(急)-1476	宇都(11)		○	○	
256		謙早-(急)-1478	宇都(15)		○	○	
257		謙早-(急)-1479	宇都(16)		○	○	
258		謙早-(急)-1480	宇都(17)		○	○	
259		謙早-(急)-1481	宇都(18)		○	○	
260		謙早-(急)-1482	宇都(19)		○	○	
261		謙早-(急)-1485	宇都(9)		○	○	
262		謙早-(急)-1486	宇都(20)		○	○	
263		謙早-(急)-1486-2	宇都(21)		○	○	
264		謙早-(急)-1487	宇都(22)		○	○	
265		謙早-(急)-1488	宇都(23)		○	○	
266		謙早-(急)-1489	宇都(24)		○	○	
267		謙早-(急)-1490	宇都(25)		○	○	
268	新道町	謙早-(急)-1491	新道(2)		○	○	
269		謙早-(急)-1493	新道(3)		○	○	
270		謙早-(急)-1494	新道(4)		○	○	
271	宇都町	謙早-(急)-1495	宇都(26)		○	○	
272		謙早-(急)-1496	宇都(27)		○	○	
273		謙早-(急)-1497	宇都(28)		○	○	
274	高成町	謙早-(急)-1500	高成		○	○	
275	西小路町	謙早-(急)-1501	西小路		○	○	
276	宇都町	謙早-(急)-1502	宇都(29)		○	○	
277	西小路町	謙早-(急)-1505	宇都(4)		○	○	
278		謙早-(急)-1506	西小路(2)		○	○	
279		謙早-(急)-1507	西小路(3)		○	○	
280	新道町	謙早-(急)-1510	原口		○	○	
281		謙早-(急)-1513	新道(4)		○	○	
282		謙早-(急)-1515	新道		○	○	
283		謙早-(急)-1516	新道(5)		○	○	
284	西郷町	謙早-(急)-1517	西郷		○	○	
285	御手水町	謙早-(土)-301	長田川(イ)	土石流	○	○	
286	大場町	謙早-(土)-305	長田川(ロ)		○	○	
287		謙早-(土)-306	長田川(ハ)		○	○	
288		謙早-(土)-308	長田川(ニ)		○	○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号
289	大場町	廉早-(土)-309	長田川(ホ)	土石流	○	○	平成31年 3月15日 第229号
290		廉早-(土)-310	岩鹿川(口)				
291		廉早-(土)-311	長田川(ヘ)				
292		廉早-(土)-312	長田川(ト)				
293		廉早-(土)-313	長田川(チ)				
294		廉早-(土)-314	長田川(リ)				
295		廉早-(土)-318	大湯川(口)				
296	白木峰町	廉早-(土)-321	白木峰川				
297		廉早-(土)-322	松尾川				
298	白原町	廉早-(土)-326	柳刀峰川(イ)				
299		廉早-(土)-327	柳刀峰川(ロ)				
300	成籠井町	廉早-(土)-401	真崎川				
301		廉早-(土)-403	真崎川(イ)				
302		廉早-(土)-404	真崎川(ロ)				
303	宇都町	廉早-(土)-407	宇都川(1)				
304		廉早-(土)-408	宇都川(2)				
305		廉早-(土)-409	宇都川(3)				
306		廉早-(土)-410	宇都川(ハ)				
307		廉早-(土)-411	宇都川(ト)				
308		廉早-(土)-412	宇都川(チ)				
309		廉早-(土)-413	原口川(イ)				
310		廉早-(土)-414	原口川				
311	西小路町	廉早-(土)-415	原口川(ロ)				
312		廉早-(土)-416	西小路川				
313		廉早-(土)-417	西小路川(イ)				
314	宇都町	廉早-(土)-418	宇都川(ホ)				
315		廉早-(土)-419	宇都川(リ)				
316		廉早-(土)-421	宇都川(イ)				
317		廉早-(土)-422	宇都川(ハ)				

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号
1	本明町	廉早-(急)-1621	井手(2)	急傾斜地の崩壊	○	○	令和元年 7月5日 第112号
2		廉早-(急)-1622	井手(3)				
3		廉早-(急)-1623	井手				
4		廉早-(急)-1625	井手(4)				
5		廉早-(急)-1701	本明(3)				
6		廉早-(急)-1702	広瀬				
7		廉早-(急)-1703	広瀬(3)				
8		廉早-(急)-1704	広瀬(2)				
9		廉早-(急)-1705	本明(4)				
10		廉早-(急)-1706	本明(5)				
11		廉早-(急)-1707	本明(6)				
12		廉早-(急)-1708	渡瀬(3)				
13		廉早-(急)-1709	渡瀬(2)				
14		廉早-(急)-1710	本明(7)				
15		廉早-(急)-1711	本明(8)				
16		廉早-(急)-1712	本明(9)				
17		廉早-(急)-1713	本明(10)				
18		廉早-(急)-1714	本明(11)				
19		廉早-(急)-1715	本明(12)				
20		廉早-(急)-1716	渡瀬(1)				
21		廉早-(急)-1717	本明(13)				
22		廉早-(急)-1718	本明(14)				
23		廉早-(急)-1719	本明(15)				
24		廉早-(急)-1720	本明(16)				
25		廉早-(急)-1721	本明(17)				
26		廉早-(急)-1722	本明(18)				
27		廉早-(急)-1723	本明(19)				
28		廉早-(急)-1724	本明(20)				
29		廉早-(急)-1725	本明(21)				
30		廉早-(急)-1726	本明(22)				
31		廉早-(急)-1727	森下				
32		廉早-(急)-1728	森下(2)				
33		廉早-(急)-1729	森下(3)				
34		廉早-(急)-1730	森下(4)				
35		廉早-(急)-1731	本明(23)				
36		廉早-(急)-1732	本明(24)				
37		廉早-(急)-1733	本明				
38		廉早-(急)-1734	本明(2)				
39		廉早-(急)-1735	本明(25)				
40		廉早-(急)-1736	本明(26)				
41		廉早-(急)-1737	前河内				
42		廉早-(急)-1738	前河内(3)				
43		廉早-(急)-1739	本明(27)				
44		廉早-(急)-1740	本明(28)				
45		廉早-(急)-1741	本明(29)				
46		廉早-(急)-1742	前河内(2)				
47		廉早-(急)-1743	本明(30)				
48		廉早-(急)-1744	本明(31)				

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号	
49	本明町	謙早- (急)-1745	森下(6)	急傾斜地の崩壊	○		令和元年 7月5日 第112号	
50		謙早- (急)-1746	森下(6)		○			
51		謙早- (急)-1747	本明(32)		○	○		
52		謙早- (急)-1748	本明(33)		○	○		
53		謙早- (急)-1749	本明(34)		○	○		
54		謙早- (急)-1750	本明(35)		○	○		
55		謙早- (急)-1751	本明(36)		○	○		
56		謙早- (急)-1752	本明(37)		○	○		
57		謙早- (急)-1753	本明(38)		○	○		
58		謙早- (急)-1754	本明(39)		○	○		
59		謙早- (急)-1755	本明(40)		○	○		
60		謙早- (急)-1756	本明(41)		○	○		
61		謙早- (急)-1757	本明(42)		○	○		
62		目代町	謙早- (急)-1758		目代(4)	○		○
63			謙早- (急)-1759		目代(5)	○		○
64			謙早- (急)-1760		目代(6)	○		○
65			謙早- (急)-1761		目代(7)	○		○
66			謙早- (急)-1762		仏狭田(4)	○		○
67			謙早- (急)-1763		目代(8)	○		○
68			謙早- (急)-1764		目代(9)	○		○
69			謙早- (急)-1765		目代(10)	○		○
70			謙早- (急)-1766		山ノ木(1) (山ノ木(1))	○		○
71			謙早- (急)-1767		目代(11)	○		○
72			謙早- (急)-1768		目代(12)	○		○
73			謙早- (急)-1769		仏狭田(2)	○		○
74			謙早- (急)-1770		目代(13)	○		○
75			謙早- (急)-1771		目代(14)	○		○
76			謙早- (急)-1772		普法師(1)	○		○
77			謙早- (急)-1773		普法師(2)	○		○
78			謙早- (急)-1774		普法師(4)	○		○
79			謙早- (急)-1775		目代(15)	○		○
80			謙早- (急)-1776		普法師(5)	○		○
81			謙早- (急)-1777		山ノ木(6)	○		○
82			謙早- (急)-1778		山ノ木(6)	○		○
83		謙早- (急)-1779	山ノ木(4)		○	○		
84		謙早- (急)-1780	山ノ木		○	○		
85		謙早- (急)-1781	山ノ木(7)		○	○		
86		謙早- (急)-1782	山ノ木(8)		○	○		
87		謙早- (急)-1783	目代(16)		○	○		
88		謙早- (急)-1784	山ノ木(9)		○	○		
89		謙早- (急)-1785	目代(1)		○	○		
90		謙早- (急)-1786	目代(2)		○	○		
91		謙早- (急)-1787	目代(17)		○	○		
92		謙早- (急)-1788	目代(3)		○	○		
93		謙早- (急)-1789	目代(18)		○	○		
94		謙早- (急)-1790	目代(19)		○	○		
95		謙早- (急)-1791	目代(20)		○	○		
96		謙早- (急)-1792	目代(21)		○	○		

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号
97	目代町	謙早- (急)-1793	目代(22)	急傾斜地の崩壊	○	○	令和元年 7月5日 第112号
98		謙早- (急)-1794	目代(23)		○	○	
99		謙早- (急)-1795	目代(24)		○	○	
100		謙早- (急)-1796	小山		○	○	
101		謙早- (急)-1797	目代(25)		○	○	
102		謙早- (急)-1798	目代(26)		○	○	
103		謙早- (急)-1799	目代(27)		○	○	
104		謙早- (急)-1800	目代(28)		○	○	
105		謙早- (急)-1801	目代(29)		○	○	
106		謙早- (急)-1802	目代(30)		○	○	
107		謙早- (急)-1803	目代(31)		○	○	
108		謙早- (急)-1804	目代(32)		○	○	
109		謙早- (急)-1805	目代(33)		○	○	
110		謙早- (急)-1806	青山		○	○	
111	謙早- (急)-1807	目代(34)	○	○			
112	謙早- (急)-1808	目代(35)	○	○			
113	謙早- (急)-1809	青山(2)	○	○			
114	謙早- (急)-1810	青山(1)	○	○			
115	謙早- (急)-1811	目代(36)	○	○			
116	謙早- (急)-1812	目代(37)	○	○			
117	謙早- (急)-1813	目代(38)	○	○			
118	謙早- (急)-1814	目代(39)	○	○			
119	謙早- (急)-1815	目代(40)	○	○			
120	謙早- (急)-1816	目代(41)	○	○			
121	謙早- (急)-1817	目代(42)	○	○			
122	謙早- (急)-1818	目代(43)	○	○			
123	謙早- (急)-1819	目代(44)	○	○			
124	謙早- (急)-1820	目代(45)	○	○			
125	謙早- (急)-1821	目代(46)	○	○			
126	謙早- (急)-1822	目代(47)	○	○			
127	謙早- (急)-1823	目代(48)	○	○			
128	謙早- (急)-1824	目代(49)	○	○			
129	謙早- (急)-1825	目代(50)	○	○			
130	本明町	謙早- (急)-1826	本明(43)	○	○		
131		謙早- (急)-1827	本明(44)	○	○		
132	目代町	謙早- (急)-1828	目代(51)	○	○		
133		謙早- (急)-1829	目代(52)	○	○		
134	城見町	謙早- (急)-1830	城見	○	○		
135	金谷町	謙早- (急)-1831	金谷	○	○		
136		謙早- (急)-1832	金曇町	○	○		
137		謙早- (急)-1833	金谷(2)	○	○		
138	謙早- (急)-1834	金谷(3)	○	○			
139	泉町	謙早- (急)-1835	泉(3)	○	○		
140		謙早- (急)-1836	泉(4)	○	○		
141		謙早- (急)-1837	泉(2)	○	○		
142		謙早- (急)-1838	泉(5)	○	○		
143		謙早- (急)-1839	泉(6)	○	○		
144		謙早- (急)-1840	泉(1)	○	○		

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号		
145	泉町	謙早- (急)-1841	泉 (7)	急傾斜地の崩壊	○	○	令和元年 7月5日 第112号		
146		謙早- (急)-1842	泉 (8)		○	○			
147		謙早- (急)-1843	泉 (9)		○	○			
148		謙早- (急)-1844	泉 (10)		○	○			
149		謙早- (急)-1845	泉 (11)		○	○			
150		謙早- (急)-1846	泉 (12)		○	○			
151		日の出町	謙早- (急)-1847		日の出 (2)	○		○	
152			謙早- (急)-1848		日の出 (3)	○		○	
153			謙早- (急)-1849		日の出	○		○	
154			謙早- (急)-1850		香田 (1)	○		○	
155		謙早- (急)-1851	香田 (2)		○	○			
156		謙早- (急)-1852	日の出 (4)		○	○			
157		謙早- (急)-1853	日の出 (5)		○	○			
158		福田町	謙早- (急)-1854		香田 (2)	急傾斜地の崩壊		○	○
159			謙早- (急)-1855		福田 (3)			○	○
160	謙早- (急)-1856		福田 (4)	○	○				
161	謙早- (急)-1857		上平田 (2)	○	○				
162	謙早- (急)-1858		上平田	○	○				
163	謙早- (急)-1859		上平田 (3)	○	○				
164	謙早- (急)-1860		福田 (5)	○	○				
165	謙早- (急)-1861		福田 (6)	○	○				
166	謙早- (急)-1862		福田 (7)	○	○				
167	謙早- (急)-1863		福田 (8)	○	○				
168	謙早- (急)-1864		福田 (9)	○	○				
169	謙早- (急)-1865		福田 (10)	○	○				
170	謙早- (急)-1866		福田 (11)	○	○				
171	謙早- (急)-1867		福田 (12)	○	○				
172	謙早- (急)-1868	福田 (13)	○	○					
173	謙早- (急)-1869	福田 (14)	○	○					
174	謙早- (急)-1870	福田 (15)	○	○					
175	謙早- (急)-1871	福田 (16)	○	○					
176	謙早- (急)-1872	福田 (17)	○	○					
177	謙早- (急)-1873	福田 (18)	○	○					
178	謙早- (急)-1874	福田 (19)	○	○					
179	謙早- (急)-1875	福田 (20)	○	○					
180	謙早- (急)-1876	福田 (21)	○	○					
181	謙早- (急)-1877	福田 (22)	○	○					
182	謙早- (急)-1878	中山	○	○					
183	謙早- (急)-1879	福田 (23)	○	○					
184	謙早- (急)-1880	中山 (3)	○	○					
185	謙早- (急)-1881	福田	○	○					
186	謙早- (急)-1882	福田 (24)	○	○					
187	謙早- (急)-1883	福田 (2)	○	○					
188	謙早- (急)-1884	福田 (25)	○	○					
189	謙早- (急)-1885	中山 (2)	○	○					
190	謙早- (急)-1886	福田 (26)	○	○					
191	謙早- (急)-1887	福田 (27)	○	○					
192	謙早- (急)-1888	福田 (28)	○	○					

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号		
193	福田町	謙早- (急)-1889	福田 (29)	急傾斜地の崩壊	○	○	令和元年 7月5日 第112号		
194		謙早- (急)-1890	福田 (30)		○	○			
195		謙早- (急)-1891	福田 (31)		○	○			
196		謙早- (急)-1892	福田 (32)		○	○			
197		謙早- (急)-1893	福田 (33)		○	○			
198		謙早- (急)-1894	福田 (34)		○	○			
199		謙早- (急)-1895	福田 (35)		○	○			
200		謙早- (急)-1896	福田 (36)		○	○			
201		謙早- (急)-1897	福田 (37)		○	○			
202		謙早- (急)-1898	福田 (38)		○	○			
203		謙早- (急)-1899	福田 (39)		○	○			
204		謙早- (急)-1900	福田 (40)		○	○			
205		謙早- (急)-1901	福田 (41)		○	○			
206		栄田町	謙早- (急)-1902		栄田 (3)	急傾斜地の崩壊		○	○
207			謙早- (急)-1903		栄田 (2)			○	○
208			謙早- (急)-1904		栄田 (4)			○	○
209			謙早- (急)-1905		栄田 (5)			○	○
210			謙早- (急)-1906		栄田 (6)			○	○
211			謙早- (急)-1907		栄田 (7)			○	○
212	謙早- (急)-1908		栄田 (8)	○	○				
213	謙早- (急)-1909		栄田 (9)	○	○				
214	謙早- (急)-1910		栄田 (10)	○	○				
215	謙早- (急)-1911		栄田 (11)	○	○				
216	謙早- (急)-1912		栄田 (12)	○	○				
217	謙早- (急)-1913		栄田 (13)	○	○				
218	謙早- (急)-1914		栄田 (14)	○	○				
219	謙早- (急)-1915		栄田 (15)	○	○				
220	謙早- (急)-1916	栄田 (16)	○	○					
221	謙早- (急)-1917	栄田 (17)	○	○					
222	謙早- (急)-1918	栄田 (18)	○	○					
223	謙早- (急)-1919	栄田 (19)	○	○					
224	謙早- (急)-1920	栄田	○	○					
225	謙早- (急)-1921	栄田 (20)	○	○					
226	謙早- (急)-1922	栄田 (21)	○	○					
227	謙早- (急)-1923	栄田 (22)	○	○					
228	謙早- (急)-1924	栄田 (23)	○	○					
229	謙早- (急)-1925	栄田 (24)	○	○					
230	西栄田町	謙早- (急)-1926	西栄田	急傾斜地の崩壊	○	○			
231		謙早- (急)-1927	栄田 (25)		○	○			
232		謙早- (急)-1928	栄田 (26)		○	○			
233	栄田町	謙早- (急)-1929	栄田 (27)	急傾斜地の崩壊	○	○			
234		謙早- (急)-1930	栄田 (28)		○	○			
235	永昌町	謙早- (急)-1931	永昌	急傾斜地の崩壊	○	○			
236		謙早- (急)-1932	永昌 (2)		○	○			
237		謙早- (急)-1933	永昌 (3)		○	○			
238		謙早- (急)-1934	永昌 (4)		○	○			
239		謙早- (急)-1935	永昌 (5)		○	○			
240		謙早- (急)-1936	永昌 (6)		○	○			

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日告示番号
241	永昌町	謙早-(急)-1937	永昌(7)	急傾斜地の崩壊	○	○	令和元年 7月5日 第112号
242		謙早-(急)-1938	永昌(8)				
243		謙早-(急)-1939	永昌(9)				
244		謙早-(急)-1940	永昌(10)				
245		謙早-(急)-1941	小船越(3)				
246	貝津町	謙早-(急)-1942	貝津(29)				
247		謙早-(急)-1943	貝津(30)				
248		謙早-(急)-1944	貝津(31)				
249		謙早-(急)-1945	貝津(32)				
250	貝津ヶ丘	謙早-(急)-1946	貝津ヶ丘				
251	中通町	謙早-(急)-398-2	中通(14)				
252	小豆崎町	謙早-(急)-1107	小豆崎(5)				
253	真崎町	謙早-(急)-1428	真崎(7)				
254	飯盛町里	謙早(飯盛)-(急)-0070-2	里(47)				
255	本明町	謙早-(土)-501	綿打川(イ)	土石流	○	○	
256		謙早-(土)-502	東河内川(ロ)				
257		謙早-(土)-503	東河内川				
258		謙早-(土)-504	東河内川(イ)				
259		謙早-(土)-505	前河内川				
260	目代町	謙早-(土)-506	青山川				
261		謙早-(土)-507	青山川(イ)				
262		謙早-(土)-508	目代川(イ)				
263		謙早-(土)-509	目代川				
264	永昌町	謙早-(土)-510	宇都川(ホ)				
265	久山町	謙早(地)-1	花ノ木	地すべり	○	○	
266	飯盛町川下	謙早(飯盛)-(地)-1	川下				
267	飯盛町古場	謙早(飯盛)-(地)-2	古場				
268	飯盛町平古場	謙早(飯盛)-(地)-3	穴越				
269	飯盛町里	謙早(飯盛)-(地)-4	寺坂				
270	飯盛町久保	謙早(飯盛)-(地)-5	久保				
271	飯盛町久保	謙早(飯盛)-(地)-6	万詰				
272	飯盛町後田	謙早(飯盛)-(地)-7	釘崎				
273	小長井町川内、打越	謙早(小長井)-(地)-1	打越				

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日告示番号
1	下大渡野町	謙早-(地)-11	下大渡野	地すべり	○	○	令和2年 1月21日 第39号
2	破籠井町	謙早-(地)-12	破籠井				
3	御手水町	謙早-(地)-13	御手水1				
4		謙早-(地)-14	御手水2				
5	白木峰町	謙早-(地)-15	白木峰				
6	久山町	謙早-(地)-17	久山				
7		謙早-(地)-25	田茶屋				
8	土師野尾町	謙早-(地)-18	土師野尾1				
9		謙早-(地)-19	土師野尾2				
10	天神町	謙早-(地)-20	天神1				
11		謙早-(地)-21	天神2				
12		謙早-(地)-22	天神3				
13		謙早-(地)-23	天神4				
14	川床町	謙早-(地)-24	川床				
15	津久薬町	謙早-(地)-26	棉原				
16	多良見町	謙早(多良見)-(地)-11	四ツ杖				
17		謙早(多良見)-(地)-12	大山				
18		謙早(多良見)-(地)-13	清水				
19		謙早(多良見)-(地)-14	木床				
20		謙早(多良見)-(地)-15	日当				
21		謙早(多良見)-(地)-16	井樋ノ尾				
22		謙早(多良見)-(地)-17	合戦場				
23	小長井町	謙早(小長井)-(地)-11	七曲り				
24		謙早(小長井)-(地)-12	中古場				
25		謙早(小長井)-(地)-13	櫛ノ木				
26		謙早(小長井)-(地)-14	狛塚				
27		謙早(小長井)-(地)-15	本裏木				
28		謙早(小長井)-(地)-16	城山				
29		謙早(小長井)-(地)-17	三ツ石				
30		謙早(小長井)-(地)-18	小川原浦				
31	高来町	謙早(高来)-(地)-11	萩原				
32		謙早(高来)-(地)-12	土持場				
33		謙早(高来)-(地)-13	定谷				
34		謙早(高来)-(地)-14	坂下				
35		謙早(高来)-(地)-15	下箱山				
36		謙早(高来)-(地)-16	東野				
37		謙早(高来)-(地)-17	小中尾				
38		謙早(高来)-(地)-18	三反田				
39		謙早(高来)-(地)-19	早稲田				
40		謙早(高来)-(地)-20	神津倉				
41	飯盛町	謙早(飯盛)-(地)-12	東				
42		謙早(飯盛)-(地)-13	山口				
43		謙早(飯盛)-(地)-14	清水				
44		謙早(飯盛)-(地)-15	清水前田				
45		謙早(飯盛)-(地)-16	上畔				
46		謙早(飯盛)-(地)-17	小更				
47		謙早(飯盛)-(地)-18	本源平				
48		謙早(飯盛)-(地)-20	大久保				

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号
49	飯盛町	藤早(飯盛) - (地) -21	鬼塚	地すべり	○		令和2年 1月21日 第39号
50		藤早(飯盛) - (地) -22	尾崎		○		
51		藤早(飯盛) - (地) -25	松木園		○		
52		藤早(飯盛) - (地) -26	山間		○		
53		藤早(飯盛) - (地) -27	藤ノ峰		○		
54		藤早(飯盛) - (地) -28	中山		○		
55		藤早(飯盛) - (地) -29	上瀬泉田		○		
56		藤早(飯盛) - (地) -30	用		○		
57		藤早(飯盛) - (地) -31	上西ノ首		○		
58		藤早(飯盛) - (地) -32	高平		○		
59		藤早(飯盛) - (地) -34	界ノ尾		○		

急傾斜地崩壊危険区域の指定

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（急傾斜地法）に基づく指定

1 急傾斜地崩壊危険区域の指定

急傾斜地崩壊危険区域に指定された地域は次のとおりである。

急傾斜地崩壊危険区域の集計表

諫早地域	多良見地域	森山地域	飯盛地域	高来地域	小長井地域	合計(箇所)
51	15	19	32	8	17	142

(諫早地域)

番号	危険区域	位置	延長高さ	面積	人家戸数 人口	法指定年月日 告示番号	事業主体 施行期間	備考
1	宇都	宇都町	46m 12m	0.07ha	23戸 69人	H12.1.14 第58号	県一般公共 H10	完成
2	宇都(2)	宇都町	51m 7m	0.10ha	5戸 15人	H17.3.31 第352号18	市県費補助 H11	完成
3	泉	泉町	120m 7.5m	0.48ha	5戸 20人	S57.3.2 第204号	県緊急 S57	完成
4	泉町第2	泉町	40m 9.2m	0.20ha	5戸 20人	S61.1.10 第7号	県緊急 S60～	完成
			75m 10m	0.11ha	15戸 45人	H14.10.11 第1155号	県・市 H13～H14	完成
			37m 7m	0.033ha	2戸	H25.9.20 第941号	市県費補助 H24～H25	完成
5	泉(3)	泉町	32.5m 5m	0.03ha	5戸 15人	H14.10.11 第1156号	市県費補助 H13～H14	完成
6	泉(1)	泉町	67m 9m	0.11ha	10戸	H28.9.6 第652号	市県費補助 H27～R2	完成
7	西深山久保	天満町 城見町	100m 6.5m	0.45ha	15戸 66人	S55.3.21 第234号	市県費補助 S55～S56	完成
8	上宇戸	天満町	110m 20m	0.55ha	36戸 55人	S53.6.6 第454号	県一般公共 S53～S56	完成
			100m 7.5m	0.44ha	13戸 42人	S58.4.8 第344号	市県費補助 S57～S59	完成
9	上宇戸(3)	天満町	395m 13～38m	1.00ha	41戸 123人	H8.10.15 第921号	県一般公共 H7～H9	完成
10	本明	本明町	120m 8m	0.50ha	5戸 15人	S62.10.2 第872号	県緊急 S61	完成
			87m 7m	0.03ha	0戸	H21.1.6 第7号	県・市 H17～H19	完成
11	下本明	本明町	355m 5.8m	0.52ha	12戸 36戸	H6.5.20 第566号	県一般公共 H6～H10	完成
			110m 7.0m	0.26ha	11戸	H24.12.11 第1014号	県 H22～H24	完成
12	前河内	本明町	192.8m 6m	1.25ha	7戸 28人	H6.8.16 第812号	市県費補助 H6～H16	完成
13	森の下	本明町	570m 30m	1.70ha	30戸	H18.3.31 第483号	県・市 H18～H20	完成
			30m 19m	0.12ha	2戸	H18.12.19 第1215号	県・市	完成
14	広瀬	本明町	170m 7m	0.23ha	8戸	H20.12.12 第1076号	市県費補助 H19～H23	完成
			140m 9m	0.35ha	4戸	H24.1.17 第56号	市県費補助 H24～H28	完成
15	山ノ木	目代町	390m 23m	0.84ha	11戸 33人	H10.12.8 第1331号	県一般公共 H10	完成
16	仲間	目代町	170m 10m	0.33ha	5戸	H31.4.23 第356号	市県費補助 H31～	一部完成
17	土師野尾	土師野尾町	135m 6.8m	0.51ha	7戸 21人	H4.12.8 第1107号	県緊急 H3	完成
18	土師野尾(2)	土師野尾町	170m 13m	0.45ha	7戸	R4.2.15 第88号	市県費補助 R2～	一部完成
19	夫婦木	小川町	82m 36m	0.09ha	6戸 18人	H17.3.31 第352号17	市県費補助 H15～	完成

番号	危険区域	位置	延長高さ	面積	人家戸数 人口	法指定年月日 告示番号	事業主体 施行期間	備考
20	鷺崎	鷺崎町	70m 12m	0.30ha	11戸 35人	S63.3.4 第208号	県一般公共 S63	完成
21	石崎	赤崎町	245m 44m	0.97ha	13戸	H18.9.1 第905号	県一般公共 H16~H19	完成
22	石崎(2)	赤崎町	250m 14m	0.65ha	12戸	H22.6.22 第594号	県一般公共 H21~H23	完成
23	黒崎	黒崎町	30m 11.4m	0.135ha	6戸 18人	H4.12.8 第1108号	県緊急 H3	完成
			260m 22m	0.70ha	11戸 33人	H15.2.4 第113号	県・市 H12~H16	完成
24	木秀	長野町	98m 13m	0.26ha	5戸	H25.7.16 第774号	市県費補助 H24~R1	完成
25	六本松	松里町	160m 8.5m	0.56ha	14戸 52人	S58.4.8 第347号	市県費補助 S57~S63	完成
			65m	0.35ha	6戸	S62.9.4	県緊急 S61	完成
			12m		23人	第786号	市県費補助 S63~H2	完成
26	六本松(2)	松里町	42m 7.8m	0.14ha	10戸 30人	H4.12.8 第1113号	県緊急 H3	完成
27	西岩崎	松里町	186m 7.9m	0.48ha	6戸 18人	H5.7.20 第754号	市県費補助 H4~H14	完成
28	西屋敷	有喜町	320m 19.5m	1.52ha	78戸 243人	S45.12.1 第810号	県一般公共 S55~S55	完成
29	高見	有喜町	170m	1.60ha	36戸	S55.3.21	県緊急 S55	完成
			14m		165人	第234号	県一般公共 S65~H2	完成
							市県費補助 S59~S63	完成
30	下岩崎	有喜町	190m 12m	0.69ha	12戸 48人	S57.3.2 第205号	県緊急 S57	完成
31	早見	早見町	26m	0.518ha	11戸	S56.3.13 第252号	県緊急 S56	完成
			7m		11人	S58.3.22 第286号	県一般公共	完成
32	岩ノ口	中通町	300m 44m	0.35ha	12戸 36人	H17.3.31 第352号19	県・市 H14~H15	完成
33	岩ノ口(2)	中通町	109m 15~50m	0.60ha	10戸	H26.2.25 第200号	県一般公共 H25~R1	完成
34	鶴田	鶴田町	65m 8m	0.19ha	6戸 27人	S63.3.4 第207号	市県費補助 S63~H3	完成
35	堂崎	堂崎町 津水町	280m 25m	1.80ha	15戸 63人	S62.9.18 第843号	県一般公共 S63~H1	完成
			50m 13~23m	0.23ha	5戸	H26.10.3 第921号	県一般公共 H25~H29	完成
36	平地蒔	富川町	180m 23m	0.34ha	5戸	H20.12.12 第1074号	市県費補助 H18~H25	完成
			101m 5.9m	0.11ha	2戸	H23.6.21 第660号		完成
37	山副	湯野尾町	200m 7m	1.00ha	5戸 21人	S60.4.2 第358号	県緊急 S59~H5	完成
38	岩下	湯野尾町	120m 10m	0.49ha	6戸 24人	H4.12.8 第1109号	県緊急 H3	完成
			350m 12m	0.95ha	10戸 30人	H10.10.30 第1203号	県一般公共 H8~H11	完成
39	棚掛	湯野尾町	290m 100m	0.46ha	13戸 39人	H14.1.25 第94号	県一般公共 H10~H13	完成
40	山口	湯野尾町	60m 30m	0.08ha	6戸 18人	H14.2.8 第132号	市県費補助 H10~H11	完成
41	中島	湯野尾町	270m 32m	1.41ha	11戸	H18.6.30 第718号	県一般公共 H16~H21	完成
42	田の平	下大渡野町	270m 12m	0.62ha	11戸 33人	H10.9.25 第1107号	県一般公共 H6~H10	完成

番号	危険区域	位置	延長高さ	面積	人家戸数 人口	法指定年月日 告示番号	事業主体 施行期間	備考
43	峰	下大渡野町	180m 30m	0.71ha	25戸	H18.12.19 第1219号	県一般公共 H17～H20	完成
44	西里	西里町	70m	0.20ha	5戸	S61.4.11 第346号	県緊急 S30・S63	完成
			10m		20人		市県費補助 S63	完成
45	中田	中田町	174m 15m	0.51ha	6戸 18人	H14.10.11 第1157号	市県費補助 H11～H24	完成
46	尾向	長田町	280m 13.5m	1.05ha	14戸 56人	H2.7.6 第681号	県一般公共 H2～H7	完成
47	長田(1)	長田町	200m 10m	0.32ha	13戸	H18.12.19 第1218号	県・市 H17～	完成
48	草原	長田町	50m 13m	0.09ha	6戸	R3.8.17 第582号	市県費補助 R2～R4	完成
49	尾首	高天町	87m 8.5m	0.28ha	7戸 21人	H3.11.26 第1115号	市県費補助 H3～H5	完成
50	香田(2)	福田町	142m 25m	0.76ha	5戸	R5.3.14 第187号	市県費補助 R4～	一部完成
51	本明(2)	本明町	100m 14m	0.14ha	8戸	R6.12.20 第616号	市県費補助 R6～	一部完成

(多良見地域)

番号	危険区域	位置	延長高さ	面積	人家戸数 人口	法指定年月日 告示番号	事業主体 施行期間	備考
1	西川内	多良見町 西川内	180m 8m	0.30ha	10戸	H13.4.3 第480号	県・市 H11～H13	完成
2	源八(1)	多良見町 西川内	50m 12m	0.11ha	2戸	R1.10.18 第336号	市県費補助 H31～R2	完成
3	市布	多良見町 市布	90m 13m	0.21ha	6戸	H13.3.30 第458号	市県費補助 H11～H12	完成
4	化屋	多良見町 化屋	75m 10m	0.42ha	5戸	S58.3.11 第254号	県一般公共 S57～	完成
5	化屋上野	多良見町 化屋	84m 66m	0.46ha	7戸	S58.7.1 第547号	県一般公共 S60～S62	完成
			148m 13～50m	0.40ha	27戸	H24.12.7 第1008号	県一般公共 H24～H29	完成
6	化屋大島	多良見町 化屋	150m 12m	0.34ha	25戸	H4.1.21 第59号	県・市 H3～H6	完成
7	圃	多良見町 圃	335m	1.01ha	5戸	S58.3.4 第236号	県一般公共 S57	完成
			52m	1.50ha	17戸	S60.7.12 第597号	県一般公共 S60～S62	完成
			430m 49m	1.63ha	33戸	H23.4.22 第480号	県一般公共 H21～H30	完成
8	天砂	多良見町 圃	85m 25m	0.19ha	5戸	H12.12.22 第1262号	市県費補助 H12～H17	完成
9	船津	多良見町 木床	190m	0.18ha	13戸	S56.4.3 第353号	県一般公共	完成
10	木床	多良見町 木床	105m 38m	0.57ha	5戸	S58.4.1 第326号	県一般公共 S57～	完成
11	中網代	多良見町 舟津	42m 9m	0.04ha	6戸	H20.12.12 第1075号	市県費補助 H19～H20	完成
12	浦川内	多良見町 佐瀬	240m 101m	1.49ha	6戸	S56.4.3 第353号	市県費補助 S53～S57	完成
13	草木田	多良見町 佐瀬	40m 25m	1.02ha	5戸	S56.4.3 第353号	市県費補助 S53～H2	完成
14	百石(1)	多良見町 佐瀬	180m 46m	0.57ha	7戸	S63.4.15 第425号	市県費補助 S59～H5	完成
15	百石(2)	多良見町 佐瀬	110m 79m	0.31ha	5戸	S63.4.26 第454号	市県費補助 H4～H7	完成

(森山地域)

番号	危険区域	位置	延長高さ	面積	人家戸数 人口	法指定年月日 告示番号	事業主体 施行期間	備考
1	原	森山町 下井牟田	206m	0.21ha	7戸	H4.12.8 第1122号	県・市 H4～H15	完成
			18m	0.03ha	1戸	H18.6.30 第717号		完成
2	休屋	森山町 唐比西	165m	0.79ha	10戸	S56.6.23 第619号	県一般公共 S57～S60	完成
			5m	0.22ha	3戸	S59.2.17 第157号		完成
3	備後崎	森山町 杉谷	200m 30m	0.96ha	10戸	S56.1.27 第72号	県一般公共 S56～S58	完成
4	江城	森山町 杉谷	340m 20m	1.12ha	12戸	H6.12.27 第1221号	県一般公共 H6～H12	完成
5	西ノ浦	森山町 杉谷	140m 38m	0.41ha	11戸	H11.1.18 第66号	県一般公共 H10～H12	完成
6	丸山	森山町 杉谷	210m 72m	0.60ha	17戸	H14.10.11 第1154号	県一般公共 H13～H16	完成
7	郡勢開	森山町 杉谷	232m 24m	0.64ha	21戸	H20.2.15 第123号	県一般公共 H19～H21	完成
8	釜	森山町 田尻	150m 24m	1.50ha	7戸	S46.2.23 第139号	県一般公共 H6	完成
9	倉津	森山町 田尻	390m	1.25ha	23戸	S54.1.26 第59号	県一般公共 S54～S61	完成
			54m	0.19ha	23戸	S58.3.22 第286号		完成
10	白塔	森山町 田尻	190m 54m	1.60ha	11戸	S58.1.18 第63号	県・市 S57～H13	完成
11	梅野	森山町 田尻	460m 56m	0.50ha	13戸	S62.9.4 第793号	県一般公共 S62～H2	完成
12	平石	森山町 田尻	680m 44m	3.86ha	20戸	H2.8.31 第834号	県一般公共 H3～H10	完成
13	鋤崎	森山町 田尻	320m 40m	2.10ha	13戸	H14.6.21 第801号	県・市 H12～H18	完成
14	葛根崎	森山町 本村	200m 30m	0.53ha	11戸	H14.10.11 第1153号	県・市 H13～H16	完成
15	本村下(2)	森山町 本村	107m 12m	0.18ha	7戸	H24.8.3 第729号	市県費補助 H23～H28	完成
16	水谷	森山町 慶師野	604m	1.09ha	10戸	S54.1.26 第59号	県一般公共 S54～H8	完成
				0.88ha	7戸	S62.10.27 第979号		完成
			32m	0.16ha	2戸	S63.9.24 第860号		完成
				0.09ha	2戸	H6.8.16 第811号		完成
17	万灯	森山町 慶師野	200m	0.56ha	10戸	S54.1.26 第59号	県一般公共 S57～S60	完成
			28m	0.97ha	5戸	S58.8.9 第649号		完成
18	水谷(2)	森山町 慶師野	253m	1.22ha	10戸	H9.9.26 第1213号	県一般公共 S62～H13	完成
			48m	0.18ha	2戸	H11.12.21 第1252号		完成
19	灯中	森山町 慶師野	34m 18m	0.07ha	5戸	H14.10.11 第1158号	県・市 H13～	完成
			185m	0.32ha	7戸	H18.6.30 第716号	県・市 H13～	完成
			55m 9m	0.07ha	2戸	H18.8.1 第821号	県・市 H13～	完成

(飯盛地域)

番号	危険区域	位置	延長高さ	面積	人家戸数 人口	法指定年月日 告示番号	事業主体 施行期間	備考
1	湯穴	飯盛町 後田	311m 10m	4.10ha	41戸	S46.5.4 第358号	県一般公共	完成
			80m 10m	0.50ha	12戸	S47.12.19 第865号	県一般公共	完成
2	後田名西船津	飯盛町 後田	330m 20m	1.20ha	18戸	S49.8.9 第1832号	県一般公共	完成
3	三軒屋	飯盛町 後田	75m 8m	0.40ha	7戸	S55.12.19 第1006号	市県費補助 S56	完成
4	堀	飯盛町 後田	45m 7m	0.16ha	5戸	S58.4.8 第342号	市県費補助 S58	完成
5	西船津	飯盛町 後田	330m 20m	0.62ha	4戸	H4.12.8 第1120号	県一般公共	完成
6	堀第2	飯盛町 後田	24m 5m	0.058ha	5戸	H7.3.31 第340号	市県費補助 H7	完成
7	上井樋	飯盛町 下釜	290m 65m	1.78ha	21戸	S46.5.4 第358号	県一般公共	完成
8	大木不動山	飯盛町 下釜	312m 12m	1.85ha	34戸	S46.5.4 第358号	県一般公共	完成
			32m 13m	0.13ha	30戸	S58.3.22 第287号	県一般公共	完成
9	永汀	飯盛町 下釜	291m 40m	1.35ha	24戸	S51.12.28 第1063号	県一般公共	完成
				0.12ha	6戸	H1.10.24 第1026号	市県費補助	完成
				0.11ha	2戸	H10.7.24 第911号	市県費補助	完成
10	西泊	飯盛町 下釜	80m 5m	0.18ha	6戸	H6.7.8 第655号	—	指定のみ
11	香田	飯盛町 久保	57m 22m	0.21ha	5戸	S61.4.11 第346号	県・市 S61	完成
12	香田第2	飯盛町 久保	34m 40m	0.17ha	5戸	H9.8.5 第1037号	市県費補助 H9~H10	完成
13	佐田	飯盛町 佐田	73m 8m	0.48ha	4戸	H6.5.20 第561号	市県費補助 H5~H8	完成
14	蔦畔	飯盛町 平古場	130m 35m	0.67ha	7戸	S58.8.9 第647号	市県費補助 S58	完成
15	石原	飯盛町 野中	90m 54m	0.93ha	4戸	S46.5.4 第358号	県一般公共	完成
16	上野中	飯盛町 野中	63m 40m	0.17ha	6戸	H4.12.8 第1119号	県一般公共	完成
17	囲	飯盛町 中山	160m 10m	0.48ha	7戸	S54.10.16 第762号	県一般公共 S54	完成
18	中山	飯盛町 中山	150m 30m	1.60ha	10戸	S57.2.12 第132号	県一般公共	完成
19	囲第2	飯盛町 中山	100m 30m	0.66ha	6戸	S58.8.9 第647号	県一般公共	完成
20	道原	飯盛町 中山	75m 7m	0.50ha	7戸	S58.8.9 第647号	市県費補助 S58	完成
21	古野	飯盛町 上原	100m 10m	0.86ha	6戸	S58.8.9 第647号	市県費補助 S58	完成
22	上原	飯盛町 上原	90m 15m	0.40ha	1戸	S59.1.20 第81号	市県費補助 S58~S62	完成
23	坊	飯盛町 里	120m 80m	1.80ha	12戸	S49.8.9 第1832号	県一般公共	完成
24	田尻	飯盛町 里	185m	0.70ha	10戸	S58.2.22 第192号	県一般公共	完成
			80m	0.23ha	1戸	S63.7.5 第609号		完成
25	西大門	飯盛町 里	300m 57m	1.50ha	11戸	S58.8.9 第647号	県一般公共	完成

番号	危険区域	位置	延長高さ	面積	人家戸数 人口	法指定年月日 告示番号	事業主体 施行期間	備考
26	清水	飯盛町 里	45m 15m	0.70ha	1戸	S61.2.4 第75号	県一般公共	完成
27	中	飯盛町 川下	95m 35m	0.80ha	6戸	S46.5.4 第358号	県一般公共	完成
28	八の久保	飯盛町 川下	170m 40m	2.00ha	10戸	S49.8.9 第1832号	県一般公共	完成
29	濱ノ端	飯盛町 川下	99m 12m	1.60ha	6戸	H21.7.24 第717号	市県費補助 H20～H24	完成
番号	危険区域	位置	延長高さ	面積	人家戸数 人口	法指定年月日 告示番号	事業主体 施行期間	備考
30	上園	飯盛町 古場	420m	3.14ha	18戸	S58.7.15 第590号	県緊急 S57	完成
			20m				県一般公共 H25～R1	完成
			50m 35m				0.05ha	2戸
31	補伽(2)	飯盛町 古場	280m 60m	1.35ha	10戸	S58.8.26 第714号	県一般公共	完成
32	宇戸川内	飯盛町 古場	120m 19m	0.42ha	6戸	H21.7.24 第716号	市県費補助 H20～H26	完成

(高来地域)

番号	危険区域	位置	延長高さ	面積	人家戸数 人口	法指定年月日 告示番号	事業主体 施行期間	備考
1	善住寺	高来町 善住寺	49m	0.05ha	6戸	H19.8.31 第798号	市県費補助 H15～H17	完成
2	岩下	高来町 善住寺	62m 13m	0.15ha	5戸	R4.3.18 第223号	市県費補助 R4～	一部完成
			280m 66m	2.85ha	11戸	R6.10.11 第530号	県一般公共 R6～	一部完成
3	西平	高来町 水ノ浦	41m 6m	0.07ha	5戸	R3.1.5 第14号	市県費補助 R2～R3	完成
4	城ノ下	高来町 金崎	167m 12m	0.20ha	10戸	H14.8.9 第940号	県・市	完成
5	深海	高来町 古場	440m 7m	5.95ha	15戸	S47.1.28 第52号	—	指定のみ
6	深海船津	高来町 船津	140m 12m	0.17ha	10戸	S62.10.27 第978号	県一般公共	完成
			36m 6m	0.05ha	2戸	H26.9.16 第874号	市県費補助	完成
7	深海(2)	高来町 船津	290m	0.40ha	13戸	H8.2.27 第205号	県一般公共	完成
			15m	0.22ha	4戸	H22.7.13 第646号	県一般公共	完成
8	大戸	高来町 大戸	127m 7m	0.33ha	11戸	H14.2.8 第130号	市県費補助	完成

(小長井地域)

番号	危険区域	位置	延長高さ	面積	人家戸数 人口	法指定年月日 告示番号	事業主体 施行期間	備考
1	釜	小長井町 遠竹	120m 11m	0.72ha	5戸	S47.1.28 第52号	市県費補助 S57～S60	完成
2	南平	小長井町 遠竹	200m 15m	1.83ha	5戸	S47.1.28 第52号	—	指定のみ
3	柳谷	小長井町 遠竹	230m 20m	1.50ha	6戸	S47.1.28 第52号	—	指定のみ
4	釜(1)	小長井町 遠竹	58m 10m	0.08ha	6戸	H20.6.10 第579号	市県費補助 H18～H20	完成
5	釜(2)	小長井町 遠竹	111m 9m	0.08ha	5戸	H30.6.29 第488号	市県費補助 H30～R2	完成
6	竹崎	小長井町 井崎	130m 7m	0.13ha	5戸	H5.8.31 第893号	県・市	完成
7	小川原浦	小長井町 小川原浦	325m 30m	3.90ha	14戸	S47.1.28 第52号	県・市	完成

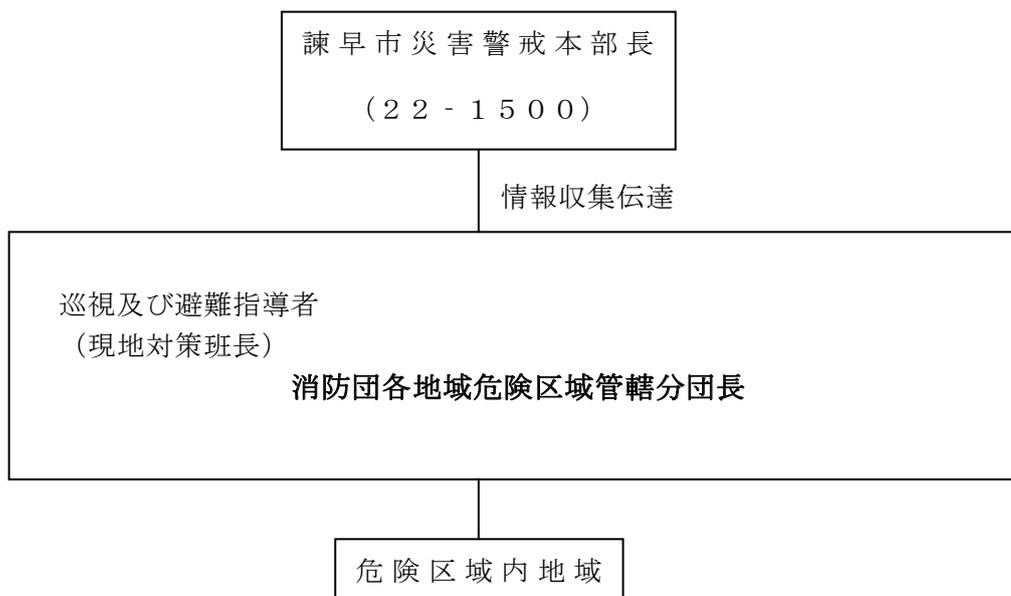
番号	危険区域	位置	延長 高さ	面積	人家戸数 人口	法指定年月日 告示番号	事業主体 施行期間	備考
8	出口	小長井町 小川原浦	360m 20m	3.60ha	10戸	S47.1.28 第52号	—	指定のみ
9	長浜第1	小長井町 小川原浦	120m 9m	0.14ha	11戸	H5.8.31 第894号	県・市	完成
10	開	小長井町 牧	130m 10m	0.13ha	7戸	H5.8.31 第892号	県・市	完成
11	牧	小長井町 牧	307m	0.28ha	10戸	H9.6.24 第861号	県・市	完成
			15m	0.04ha	10戸	H11.11.24 第1148号	県・市	完成
12	丸尾	小長井町 牧	240m 10m	0.42ha	7戸	H11.7.16 第762号	市県費補助 H10～H23	完成
13	赤岩	小長井町 打越	160m 16m	1.89ha	5戸	S47.1.28 第52号	—	指定のみ
14	足角	小長井町 打越	250m 5m	1.00ha	13戸	S63.6.28 第589号	県一般公共	完成
15	足角第2	小長井町 打越	257m	1.24ha	10戸	H4.12.8 第1121号	県一般公共	完成
			34m	0.28ha	10戸	H9.6.24 第858号	県一般公共	完成
16	風生(4)	小長井町 打越	290m	0.72ha	12戸	H6.10.28 第1014号	県・市	完成
			20m	0.04ha	11戸	H18.4.14 第522号	市県費補助 S56	完成
17	舟津	小長井町 大峰	520m 5m	3.80ha	9戸	S47.1.28 第52号	県一般公共	完成

2 予想される災害

連続的降雨又は集中豪雨等による急傾斜地の崩壊、これに伴う家屋の倒壊、埋没及び人的災害の発生。

3 情報収集及び伝達

(1) 情報収集及び伝達



(2) 危険区域内の地表水、湧水、亀裂の有無、竹木等の傾倒、人家の損壊などの情報収集を現地対策班長が行う。

(3) 雨量の測定は、諫早市役所の雨量計によって測定する。

(4) 気象情報は、本部長から巡視及び避難指導者へ行い、危険区域内住民へは、巡視及び避難指導者から行う。

4 警戒配備体制

諫早市災害警戒本部、水防本部設定に準ずる。

5 避難計画

(1) 急傾斜崩壊の危険が増大した時は、警察官の避難命令又は本部長の避難指示により避難を行う。住民への伝達は、避難信号のサイレン又は口頭で行う。

避難信号	サイレン	60秒	5秒	60秒	5秒
		_____	休止	_____	休止

(2) 緊急避難場所等

※緊急避難場所等については、「地区別避難場所及び指導者一覧表（各地域）」を参照

6 救助計画

災害に伴う救出、救護については、諫早消防署、消防団、警察等関係機関の協力を得て実施する。

砂防指定地一覧

年度	台帳番号	地図順	追加	指定順	河川溪流名	箇所名(溪流名)	新市町村名	旧市町村名	告示番号	告示年月日	面積 (ha)		
S32	204	-	003	13		本明川	坊子谷川	諫早市	諫早市	1408	S32.11.13	20.50	
S32	204	-	001	14		本明川	谷川	諫早市	諫早市	1408	S32.11.13	2.70	
S32	204	-	009	15		本明川	目代川	諫早市	諫早市	1693	S32.12.21	1.80	
S32	204	-	008	16		本明川	本明川	諫早市	諫早市	1693	S32.12.21	8.70	
S32	204	-	007	17		本明川	柳谷川	諫早市	諫早市	1518	S32.11.28	2.60	
S32	204	-	002	18		本明川	湯野尾川	諫早市	諫早市	1408	S32.11.13	20.50	
S32	204	-	005	19		本明川	湯野尾川	諫早市	諫早市	1518	S32.11.28	7.00	
S32	204	-	006	20	1	54	本明川	山口谷川	諫早市	諫早市	1518	S32.11.28	1.90
S32	204	-	004	21		57	本明川	宗方川	諫早市	諫早市	1518	S32.11.28	0.90
S37	204	-	010	22		79	本明川	長田川	諫早市	諫早市	2864	S37.11.14	2.10
S38	204	-	011	23		101	本明川	長田川	諫早市	諫早市	1177	S38.4.5	14.40
S38	204	-	012	24	1	107	長田川	瀬々田川	諫早市	諫早市	2613	S38.10.14	0.94
S28	341	-	001	25		18	仁反田川	仁反田川	諫早市	諫早市	1485	S28.12.14	0.44
S32	341	-	002	26	1	48	仁反田川	仁反田川	諫早市	諫早市	1408	S32.11.13	3.00
S26	343	-	001	27		11	境川	境川	諫早市	高来町	898	S26.10.6	10.52
S31	343	-	002	28		34	境川	境川	諫早市	高来町	1970	S31.12.11	38.30
S32	343	-	003	35		49	小江川	小江川	諫早市	高来町	1408	S32.11.13	9.70
S32	343	-	004	37		61	深海川	深海川	諫早市	高来町	1693	S32.12.21	5.40
S38	343	-	006	38		103	深海川	深海川	諫早市	高来町	1177	S38.4.5	15.20
S32	344	-	001	39		62	長里川	長里川	諫早市	小長井町	1693	S32.12.21	8.30
S32	343	-	005	40		63	田島川	田島川	諫早市	高来町	1693	S32.12.21	3.90
S38	343	-	007	41	1	110	田島川	荒正津川	諫早市	高来町	2613	S38.10.14	0.36
S41	344	-	002	166		164	小深井川	小深井川	諫早市	小長井町	711	S42.3.22	0.79
S42	343	-	008	201		203	湯江川	湯江川	諫早市	高来町	198	S43.2.16	3.15
S43	344	-	003	227		230	船津川	船津川	諫早市	小長井町	553	S44.3.13	4.96
S46	306	-	001	265		269	伊木力川	山川内川	諫早市	多良見町	604	S47.3.29	4.80
S46	204	-	013	269		273	本明川	前川内川	諫早市	諫早市	604	S47.3.29	11.80
S47	344	-	004	298		301	長里川	長里川	諫早市	小長井町	1463	S47.8.15	7.20
S47	306	-	002	309		312	喜々津川	井繩ノ尾川	諫早市	多良見町	1936	S47.11.20	8.40
S48	204	-	014	317		320	久山川	久山川	諫早市	諫早市	1099	S48.5.22	2.75
S49	204	-	015	335	1	338	久山川	久山川	諫早市	諫早市	804	S49.5.23	1.44
S49	343	-	009	336		339	境川	境川	諫早市	高来町	804	S49.5.23	9.00
S50	306	-	003	351		354	中里川	丸尾川	諫早市	多良見町	898	S50.5.27	3.30
S54	204	-	017	378		383	本明川	東河内川	諫早市	諫早市	886	S54.4.18	2.12
S54	204	-	016	379		384	東大川	真崎川	諫早市	諫早市	886	S54.4.18	2.01
S55	342	-	001	404		410	江ノ浦川	山口川	諫早市	飯盛町	945	S55.5.1	4.88
S55	204	-	018	405	1	411	東大川	真崎川	諫早市	諫早市	945	S55.5.1	1.23
S57	342	-	002	448		455	田結川	補伽川	諫早市	飯盛町	760	S58.3.23	1.40
S57	342	-	003	449		456	田結川	里川	諫早市	飯盛町	760	S58.3.23	0.69
S57	204	-	019	450		457	久山川	花ノ木川	諫早市	諫早市	760	S58.3.23	1.28
S57	306	-	004	465		472	喜々津川	浦田川	諫早市	多良見町	761	S58.3.23	0.42
S59	306	-	005	511		518	喜々津川	浦田川	諫早市	多良見町	663	S60.3.25	0.23
S60	342	-	004	531		537	田結川	補伽川(3)	諫早市	飯盛町	993	S60.7.3	0.37
S60	204	-	020	532		538	久山川	花ノ木川(ハ)	諫早市	諫早市	993	S60.7.3	0.77
S60	306	-	006	535		541	伊木力川	ムベノ川	諫早市	多良見町	993	S60.7.3	0.99
S60	341	-	003	539		545	仁反田川	長走川	諫早市	諫早市	993	S60.7.3	0.41
S60	342	-	006	550		556	田結川	里川	諫早市	飯盛町	1473	S60.11.6	0.23
S60	342	-	005	551		557	田結川	補伽川(2)	諫早市	飯盛町	1473	S60.11.6	0.38
S60	204	-	021	552	1	558	久山川	花ノ木川(イ)	諫早市	諫早市	1473	S60.11.6	0.29
S60	204	-	023	553		559	久山川	花ノ木川(ホ)	諫早市	諫早市	1473	S60.11.6	1.41
S60	204	-	022	554		560	久山川	花ノ木川(ニ)	諫早市	諫早市	1473	S60.11.6	0.98
S60	204	-	024	555	1	561	久山川	花ノ木川(ロ)	諫早市	諫早市	1473	S60.11.6	1.13
S60	306	-	007	570		576	野副川	野副川	諫早市	多良見町	1674	S60.12.21	0.38
S62	342	-	007	597		603	江ノ浦川	一宅川	諫早市	飯盛町	34	S63.1.8	0.36
S62	341	-	004	599		605	唐比川	唐比川	諫早市	森山町	792	S63.3.18	0.34
S63	204	-	026	607		613	本明川	平川	諫早市	諫早市	2048	S63.10.21	0.66
S63	342	-	009	608		614	江ノ浦川	石原川	諫早市	飯盛町	2048	S63.10.21	0.65
S63	204	-	025	609		615	本明川	東河内川	諫早市	諫早市	2048	S63.10.21	0.97
S63	342	-	008	610	1	616	江ノ浦川	一宅川	諫早市	飯盛町	2048	S63.10.21	0.85
H1	306	-	008	624		630	川内川	川内川	諫早市	多良見町	1133	H1.5.29	0.94
H1	342	-	010	625		631	江ノ浦川	上野中川	諫早市	飯盛町	1133	H1.5.29	0.71
H1	342	-	011	626		632	江ノ浦川	川良平川	諫早市	飯盛町	1133	H1.5.29	0.56
H4	306	-	009	680		686	喜々津川	中里川	諫早市	多良見町	106	H5.1.22	2.08
H4	204	-	031	687		693	柳原川	柳原川	諫早市	諫早市	946	H5.3.25	1.78
H4	204	-	027	688		694	本明川	小野川(イ)	諫早市	諫早市	946	H5.3.25	1.49
H4	204	-	028	689		695	本明川	小野川(ロ)	諫早市	諫早市	946	H5.3.25	0.95
H4	204	-	029	690		696	宗方川	梅ノ木川(イ)	諫早市	諫早市	946	H5.3.25	0.78
H4	204	-	030	691		697	宗方川	梅ノ木川(ロ)	諫早市	諫早市	946	H5.3.25	0.53
H5	306	-	010	702		708	喜々津川	中里川	諫早市	多良見町	95	H6.1.20	1.71
H6	342	-	012	724		730	香田川	香田川	諫早市	飯盛町	178	H7.2.6	1.78
H6	342	-	013	725		731	笹原川	笹原川	諫早市	飯盛町	178	H7.2.6	1.22
H6	204	-	032	726	1	732	東大川	真崎川	諫早市	諫早市	178	H7.2.6	2.02
H12	344	-	005	784		790	出口川	出口川	諫早市	小長井町	253	H13.3.16	0.66
H14	306	-	011	800		806	浮津川	田ノ平川	諫早市	多良見町	123	H15.2.13	0.755
H15	204	-	033	801		807	本明川	彦城川	諫早市	諫早市	1560	H15.12.16	0.2914
H17	306	-	012	816		822	中里川	浦田川(ロ)	諫早市	多良見町	248	H18.2.10	0.9824
H19	306	-	013	828		828	團川	團川	諫早市	多良見町	1469	H19.11.5	0.4944
H20	204	-	034	833	1	833	本明川	小野川(イ)	諫早市	諫早市	1344	H20.11.14	0.2271
H20	204	-	035	834	1	834	本明川	小野川(ロ)	諫早市	諫早市	1344	H20.11.14	0.2280
H22	306	-	014	846		846	崎ノ谷川	崎ノ谷川	諫早市	多良見町	771	H22.7.21	5.7563
H22	306	-	015	847		847	下ノ谷川	下ノ谷川	諫早市	多良見町	771	H22.7.21	5.8352
H24	306	-	016	864		864	寺畑川	寺畑川	諫早市	多良見町	241	H25.3.15	4.1646
H25	204	-	036	871		871	川床川	川床川	諫早市	諫早市	1144	H25.11.27	5.7703
H28	204	-	037	890	1	890	湯野尾川	山口谷川	諫早市	諫早市	1340	H28.12.21	0.7670
H29	342	-	014	895		895	西泊川	西泊川(イ)	諫早市	飯盛町	666	H29.7.4	0.6735
H30	306	-	014	900	1	900	崎ノ谷川	崎ノ谷川(追加)	多良見町	多良見町	1323	H30.12.12	0.2959
R1	306	-	017	901		901	小角川	小角川	諫早市	多良見町	788	R1.11.18	2.6700
R1	306	-	016	902	1	902	寺畑川	寺畑川(追加)	諫早市	多良見町	788	R1.11.18	0.4300
R2	342	-	015	906		906	西泊川	西泊川(イ)	諫早市	飯盛町	580	R2.4.30	1.6881
R3	204	-	038	924		924	山口谷川	山口谷川	諫早市	諫早市	123	R4.1.24	0.0962
R5	342	-	016		1	940	西泊川	西泊川(イ)(追加)	諫早市	飯盛町	46	R6.1.30	0.1075

山腹崩壊危険地区一覽表

危険地区番号	市町村	大字	字	地区名	位置			山腹崩壊危険度	被災危険度	備考	
					市町村	大字	字				
52	鎌早市	赤水町中本明古場	大山	赤水3	鎌早市	赤水町中本明古場	大山	B	a1	c2	
53	鎌早市	赤水町中本明古場	大山	赤水2	鎌早市	赤水町中本明古場	大山	C	a1	c2	
54	鎌早市	龍川町中本明湯野	龍掛・中島	龍掛・中島	鎌早市	龍川町中本明湯野	龍掛・中島	A	a1	a2	
55	鎌早市	片木	片木	片木	鎌早市	片木	片木	A	a1	b2	
56	鎌早市	吹谷	吹谷	古場	鎌早市	吹谷	古場	A	b1	a2	
57	鎌早市	上帯田	上帯田	帯田	鎌早市	上帯田	帯田	C	a1	c2	
58	鎌早市	本野町中本明本村	下帯田	下帯田1	鎌早市	本野町中本明本村	下帯田	A	a1	a2	
59	鎌早市	湯野尾町中本明湯	上野	身木	鎌早市	湯野尾町中本明湯	上野	A	a1	a2	
60	鎌早市	目代町大字目代名	岩下	神山1	鎌早市	目代町大字目代名	岩下	B	a1	c2	
61	鎌早市	大場町大字西長田	柳田	岩屋口2	鎌早市	大場町大字西長田	柳田	A	a1	b2	
62	鎌早市	清水第2町	大谷	瀬々田2	鎌早市	清水第2町	大谷	B	a1	a2	
63	鎌早市	白木嶺町	要メ	要メ	鎌早市	白木嶺町	要メ	C	a1	b2	
64	鎌早市	柳手水町	小岩	小岩	鎌早市	柳手水町	小岩	C	a1	c2	
65	鎌早市	赤崎町大字赤崎名	石崎	上山1	鎌早市	赤崎町大字赤崎名	石崎	B	a1	a2	
66	鎌早市	久山町大字久山	平原	城山	鎌早市	久山町大字久山	平原	A	b1	a2	
67	鎌早市	平山町大字栗面木	湖ノ谷	湖ノ谷	鎌早市	平山町大字栗面木	湖ノ谷	C	a1	b2	
68	鎌早市	平山町大字栗面木	上浦谷	上浦谷	鎌早市	平山町大字栗面木	上浦谷	C	a1	b2	
69	鎌早市	土師野尾	土師野尾	土師野尾	鎌早市	土師野尾	土師野尾	B	a1	a2	
70	鎌早市	川床大字小川床	身木	野柳	鎌早市	川床大字小川床	身木	C	a1	b2	
71	鎌早市	赤方町	赤方町	柳原	鎌早市	赤方町	柳原	B	b1	b2	
72	鎌早市	赤方町大字長野	木秀	木秀	鎌早市	赤方町大字長野	木秀	C	a1	b2	
73	鎌早市	中尾町	中尾町	中尾口	鎌早市	中尾町	中尾口	C	a1	c2	
74	鎌早市	土師野尾町	下野中	下野中	鎌早市	土師野尾町	下野中	B	b1	b2	
75	鎌早市	土師野尾町	アラビノ谷	アラビノ谷	鎌早市	土師野尾町	アラビノ谷	B	a1	a2	
76	鎌早市	柳野尾町	大林	大林	鎌早市	柳野尾町	大林	B	a1	c2	
77	鎌早市	本野町	野々倉	野々倉	鎌早市	本野町	野々倉	C	a1	c2	
78	鎌早市	赤方町	花の木	花の木	鎌早市	赤方町	花の木	B	a1	c2	
79	鎌早市	中田町大字西長田	赤方町	赤方	鎌早市	中田町大字西長田	赤方町	A	a1	a2	
80	鎌早市	長野町	小園	小園	鎌早市	長野町	小園	A	a1	a2	
81	鎌早市	佐瀬郷	下元盛	下元盛	鎌早市	佐瀬郷	下元盛	A	a1	a2	
82	鎌早市	多良見町	即ノ上	即ノ上	鎌早市	多良見町	即ノ上	A	a1	a2	
83	鎌早市	多良見町	下ノ谷	下ノ谷	鎌早市	多良見町	下ノ谷	A	a1	a2	
84	鎌早市	多良見町	先ノ谷	先ノ谷	鎌早市	多良見町	先ノ谷	B	a1	a2	
85	鎌早市	多良見町	野郎名	野郎名	鎌早市	多良見町	野郎名	A	a1	a2	
86	鎌早市	多良見町	中里名	上樋口	鎌早市	多良見町	中里名	A	b1	a2	
87	鎌早市	多良見町	先木床	先木床	鎌早市	多良見町	先木床	B	a1	a2	
88	鎌早市	多良見町	給津	給津	鎌早市	多良見町	給津	A	a1	a2	
89	鎌早市	多良見町	源八	源八	鎌早市	多良見町	源八	A	a1	a2	
90	鎌早市	多良見町	井樋ノ尾	井樋ノ尾1	鎌早市	多良見町	井樋ノ尾	B	a1	c2	
91	鎌早市	多良見町	市布名	市布	鎌早市	多良見町	市布名	A	a1	b2	
92	鎌早市	多良見町	井津田下名	井津田下名	鎌早市	多良見町	井津田下名	A	a1	a2	
93	鎌早市	多良見町	木村名	木村名	鎌早市	多良見町	木村名	A	b1	a2	
94	鎌早市	多良見町	本村名	本村名	鎌早市	多良見町	本村名	A	b1	a2	
95	鎌早市	多良見町	田原名	田原名	鎌早市	多良見町	田原名	A	a1	a2	
96	鎌早市	多良見町	修谷名	修谷名	鎌早市	多良見町	修谷名	A	a1	a2	

山腹崩壊危険地区一覽表

危険地区番号	市町村	大字	字	地区名	位置			山腹崩壊危険度	被災危険度	備考	
					市町村	大字	字				
52	鎌早市	井手田下名		清水川	鎌早市	井手田下名	清水川	A	a1	a2	
53	鎌早市	井手田上名	高勝手	高勝手	鎌早市	井手田上名	高勝手	A	a1	a2	
54	鎌早市	密頭	密頭	密頭	鎌早市	密頭	密頭	B	a1	a2	
55	鎌早市	杉谷	杉谷	杉谷	鎌早市	杉谷	杉谷	A	a1	a2	
56	鎌早市	南江城	南江城	南江城	鎌早市	南江城	南江城	A	a1	a2	
57	鎌早市	洗郷	洗郷	洗郷	鎌早市	洗郷	洗郷	A	a1	a2	
58	鎌早市	姥石	姥石	姥石	鎌早市	姥石	姥石	A	b1	a2	
59	鎌早市	久保	久保	久保	鎌早市	久保	久保	C	a1	c2	
60	鎌早市	正津	正津	正津	鎌早市	正津	正津	A	a1	a2	
61	鎌早市	上呼	上呼	上呼	鎌早市	上呼	上呼	C	a1	b2	
62	鎌早市	補伽	補伽	補伽	鎌早市	補伽	補伽	B	b1	b2	
63	鎌早市	飯盛山	飯盛山	飯盛山	鎌早市	飯盛山	飯盛山	A	a1	b2	
64	鎌早市	松ノ平	松ノ平	松ノ平	鎌早市	松ノ平	松ノ平	B	a1	a2	
65	鎌早市	平古場名	平古場名	平古場名	鎌早市	平古場名	平古場名	C	a1	c2	
66	鎌早市	石原谷	石原谷	石原谷	鎌早市	石原谷	石原谷	B	a1	a2	
67	鎌早市	高平	高平	高平	鎌早市	高平	高平	B	a1	a2	
68	鎌早市	岡	岡	岡	鎌早市	岡	岡	B	a1	a2	
69	鎌早市	下野中	下野中	下野中	鎌早市	下野中	下野中	B	a1	a2	
70	鎌早市	岡山	岡山	岡山	鎌早市	岡山	岡山	A	a1	a2	
71	鎌早市	赤田山	赤田山	赤田山	鎌早市	赤田山	赤田山	A	a1	b2	
72	鎌早市	西大門	西大門	西大門	鎌早市	西大門	西大門	B	a1	a2	
73	鎌早市	寺の上	寺の上	寺の上	鎌早市	寺の上	寺の上	A	a1	a2	
74	鎌早市	小峰	小峰	小峰	鎌早市	小峰	小峰	A	a1	a2	
75	鎌早市	底の端	底の端	底の端	鎌早市	底の端	底の端	A	a1	a2	
76	鎌早市	捨巻山	捨巻山	捨巻山	鎌早市	捨巻山	捨巻山	A	a1	b2	
77	鎌早市	大平	大平	大平	鎌早市	大平	大平	B	a1	a2	
78	鎌早市	万詰	万詰	万詰	鎌早市	万詰	万詰	A	a1	a2	
79	鎌早市	光源寺	光源寺	光源寺	鎌早市	光源寺	光源寺	C	a1	b2	
80	鎌早市	後田	後田	後田	鎌早市	後田	後田	B	a1	a2	
81	鎌早市	清水東	清水東	清水東	鎌早市	清水東	清水東	A	a1	a2	
82	鎌早市	櫻歌	櫻歌	櫻歌	鎌早市	櫻歌	櫻歌	A	a1	b2	
83	鎌早市	高松	高松	高松	鎌早市	高松	高松	A	b1	a2	
84	鎌早市	小江1	小江1	小江1	鎌早市	小江1	小江1	C	a1	c2	
85	鎌早市	平田	平田	平田	鎌早市	平田	平田	A	b1	a2	
86	鎌早市	小江2	小江2	小江2	鎌早市	小江2	小江2	A	a1	b2	
87	鎌早市	小江3	小江3	小江3	鎌早市	小江3	小江3	C	a1	c2	
88	鎌早市	善住寺	善住寺	善住寺	鎌早市	善住寺	善住寺	A	a1	a2	
89	鎌早市	田原権原	田原権原	田原権原	鎌早市	田原権原	田原権原	A	b1	a2	
90	鎌早市	田原	田原	田原	鎌早市	田原	田原	A	b1	a2	
91	鎌早市	遠竹権原	遠竹権原	遠竹権原	鎌早市	遠竹権原	遠竹権原	A	a1	a2	
92	鎌早市	川内	川内	川内	鎌早市	川内	川内	C	a1	a2	
93	鎌早市	寺元	寺元	寺元	鎌早市	寺元	寺元	A	b1	a2	
94	鎌早市	長里	長里	長里	鎌早市	長里	長里	A	a1	a2	
95	鎌早市	足角1	足角1	足角1	鎌早市	足角1	足角1	A	b1	a2	
96	鎌早市	土井崎	土井崎	土井崎	鎌早市	土井崎	土井崎	B	b1	b2	
97	鎌早市	目島	目島	目島	鎌早市	目島	目島	A	b1	a2	
98	鎌早市	大山	大山	大山	鎌早市	大山	大山	A	a1	a2	
99	鎌早市	善住寺	善住寺	善住寺	鎌早市	善住寺	善住寺	A	a1	a2	

崩壊土砂流出危険地区区一覽表

危険地区番号	位置				危険地区の危険度	崩壊土砂度	被災危険度	備考
	市町村	大字	字	地区名				
53	藤原市飯盛町	古場名		平山	B	a1	c2	
54	藤原市飯盛町	古場名		宇戸河内	A	a1	a2	
55	藤原市飯盛町	古場名		小島敷	A	a1	b2	
56	藤原市飯盛町	古場名		補加	A	a1	a2	
57	藤原市飯盛町	古場名		峠	B	c1	a2	
58	藤原市飯盛町	古場名		上園(1)	B	c1	a2	
59	藤原市飯盛町	古場名		上園(2)	B	c1	a2	
60	藤原市飯盛町	古場名		飯盛山	C	c1	c2	
61	藤原市飯盛町	石原名		西大船	A	a1	a2	
62	藤原市飯盛町	石原名		上西首	B	c1	a2	
63	藤原市飯盛町	野中名		野中	C	c1	b2	
64	藤原市飯盛町	中山名		野田	C	c1	c2	
65	藤原市飯盛町	里名		宇七谷	B	c1	a2	
66	藤原市飯盛町	里名		藤岩	C	c1	c2	
67	藤原市飯盛町	里名		矢腰	C	c1	a2	
68	藤原市飯盛町	里名		長谷	A	a1	a2	
69	藤原市飯盛町	里名		清水	A	b1	a2	
70	藤原市飯盛町	地下名		宇戸山	C	c1	b2	
71	藤原市飯盛町	池下名		赤穂谷	B	a1	c2	
72	藤原市飯盛町	里名		園田	A	b1	a2	
73	藤原市飯盛町	里名		里名	B	c1	a2	
74	藤原市飯盛町	川下名		川下	B	c1	a2	
75	藤原市飯盛町	久保名		香田	C	c1	b2	
76	藤原市飯盛町	山口名		尻無岳	B	c1	a2	
77	藤原市飯盛町	中山名		水神	C	c1	c2	
78	藤原市飯盛町	佐田名		佐田	C	c1	c2	
79	藤原市飯盛町	久保名		万話	B	c1	a2	
80	藤原市飯盛町	野中名		菅田	B	c1	a2	
81	藤原市飯盛町	佐田名		佐田2	B	c1	a2	
82	藤原市飯盛町	湯江黒新田名		雨堤	B	a1	c2	
83	藤原市高来町	湯江藤住寺名		大山(1)	A	a1	a2	
84	藤原市高来町	湯江藤住寺名		大山(2)	B	a1	c2	
85	藤原市高来町	深堀古場名		複葉	A	a1	a2	
86	藤原市高来町	小江支田名		平田	A	a1	a2	
87	藤原市高来町	小江西ノ尾名		西野	A	b1	a2	
88	藤原市高来町	湯江藤住寺名		大山(2)	A	a1	b2	
89	藤原市高来町	湯江藤住寺名		落合	B	a1	c2	
90	藤原市高来町	湯江藤住寺名		藤住寺(2)	A	a1	a2	
91	藤原市高来町	善住寺名		善住寺川(1)	A	b1	a2	
92	藤原市高来町	湯江小峰名		西野(2)	B	c1	a2	
93	藤原市高来町	善住寺名		丸尾	B	a1	c2	
94	藤原市高来町	深堀		萩原	A	a1	a2	
95	藤原市高来町	小江平田名		平田(2)	A	a1	a2	
96	藤原市小長井町	川内		小川内	C	b1	c2	
97	藤原市小長井町	古場		荷揚	C	b1	c2	
98	藤原市小長井町	古場		深谷	C	c1	c2	
99	藤原市小長井町	田原名		田原山	B	c1	a2	
100	藤原市小長井町	田原		小次郎	C	c1	b2	
101	藤原市小長井町	川内		青元	B	c1	a2	
102	藤原市小長井町	小川原浦		船津川	C	b1	c2	
103	藤原市小長井町	速竹		柳谷	B	c1	a2	

崩壊土砂流出危険地区区一覽表

危険地区番号	位置				危険地区の危険度	崩壊土砂度	被災危険度	備考
	市町村	大字	字	地区名				
1	藤原市	富川町		赤水	A	a1	a2	
2	藤原市	富川町		坊主谷	A	a1	a2	
3	藤原市	富川町		小野	A	a1	a2	
4	藤原市	大湯町		片木	A	a1	a2	
5	藤原市	白木峰町		椿原	C	b1	c2	
6	藤原市	久山町		久山(1)	A	a1	a2	
7	藤原市	久山町		久山(2)	A	b1	a2	
8	藤原市	久山町		花木	B	b1	b2	
9	藤原市	宗方町		小野	A	a1	a2	
10	藤原市	宗方町		小野黒崎名	A	b1	a2	
11	藤原市	黒崎町		上黒崎	A	b1	a2	
12	藤原市	湯之尾町		湯ノ尾(1)	A	b1	a2	
13	藤原市	大湯町		片木	A	a1	a2	
14	藤原市	白木峰町		白木峰	C	c1	c2	
15	藤原市	白木峰町		椿原(2)	B	c1	a2	
16	藤原市	木野町		田ノ平	B	c1	a2	
17	藤原市	久山町		久山(3)	A	b1	a2	
18	藤原市	久山町		久山(6)	B	c1	a2	
19	藤原市	久山町		久山(6)	A	b1	a2	
20	藤原市	土師野尾		土師野尾	B	c1	a2	
21	藤原市	宗方町		小野(1)	B	c1	a2	
22	藤原市	湯之尾町		湯ノ尾(2)	A	b1	a2	
23	藤原市	柳原		柳原	B	c1	a2	
24	藤原市	宗方町		山内内郷	A	a1	a2	
25	藤原市多良見町	山内内郷		山内内郷	A	a1	a2	
26	藤原市多良見町	大山		山内内郷	A	a1	a2	
27	藤原市多良見町	元盛名		山内内郷	A	b1	a2	
28	藤原市多良見町	西園名		野副	A	a1	a2	
29	藤原市多良見町	西園名		川内	A	a1	a2	
30	藤原市多良見町	西園名		勢の元	A	a1	a2	
31	藤原市多良見町	西川内		源八	A	a1	a2	
32	藤原市多良見町	水床		先木床	A	a1	a2	
33	藤原市多良見町	西川内		井手口	A	a1	a2	
34	藤原市多良見町	西川内		西川内	A	a1	a2	
35	藤原市多良見町	化盛名		市布名	C	c1	b2	
36	藤原市多良見町	化盛名		井桶尾	A	b1	a2	
37	藤原市多良見町	化盛名		井桶ノ尾川	A	b1	a2	
38	藤原市多良見町	化盛名		八ヶ代川	A	a1	a2	
39	藤原市多良見町	化盛名		峠	A	a1	a2	
40	藤原市森山町	井手田下名		漆手	B	c1	a2	
41	藤原市森山町	相良尾		相良尾	A	b1	a2	
42	藤原市森山町	下千々		下千々	A	b1	a2	
43	藤原市森山町	阿弥陀		阿弥陀	C	c1	c2	
44	藤原市森山町	寺番芳		寺番芳	C	c1	c2	
45	藤原市森山町	馬越		馬越	A	b1	a2	
46	藤原市森山町	古場		古場	C	c1	c2	
47	藤原市森山町	本村名		富山	B	c1	a2	
48	藤原市森山町	杉谷名		杉谷	B	c1	a2	
49	藤原市森山町	杉谷名		寺林	B	c1	a2	
50	藤原市森山町	唐比北名		唐比	A	b1	a2	
51	藤原市森山町	下井手田名		大平	B	c1	a2	
52	藤原市飯盛町	古場名		立石	B	c1	a2	

地 す べ り 危 険 地 区 一 覧 表

危険地区番号	位置				危険地区の危険度	地すべり危険度	被災危険度	備考
	市町村	大字	字	地区名				
1	諫早市飯盛町			佐田	A	b1	a2	
2	諫早市飯盛町			釘崎	A	b1	a2	
3	諫早市飯盛町	下釜名	万詰	万詰	A	b1	a2	
4	諫早市小長井町	井崎	坂下	坂下	A	b1	a2	

諫早市災害警戒本部設置要領

1 諫早市災害警戒本部の設置

災害発生のおそれがある各種の気象警報の発表、長雨時における大雨注意報などの発表により、各災害の発生が予測されるときは、「諫早市災害警戒本部」（以下「災害警戒本部」という。）を設置し、各関係機関及び民間の協力を得て災害対策にあたるものとする。

2 災害警戒本部の構成は、次のとおりである。

本部長 総務部長
出動隊 資料編の標準配備表のとおり
出動班 同上

3 災害警戒本部の（第1号配備）の配備体制

- (1) 本部長は、市長の指揮を受けて、災害警戒本部を設置したときは、執務時間中にあつては、庁内放送をもって連絡し、執務時間外にあつては部長に連絡し、以下班長、班員に連絡するものとする。
- (2) 本部長は、災害警戒本部を設置したときは、ただちに各関係機関に連絡して、協力体制を確立するものとする。
- (3) 班長は、対策本部の分掌事務により部長の指揮を受け、あらかじめ指名した班員に適切な指示を与え、るとともに、その班員の職氏名を本部長に報告するものとする。
- (4) 班員は、班長の指揮のもとに災害警戒本部（総務部危機管理課）又は適宜な部署において警戒任務にあたる。
- (5) 部長は、あらかじめ第1号配備に必要な人員を把握し各班の編成を行うものとする。
- (6) 警戒本部の設置場所は防災会議室を原則としその設置は災害対策本部の設置に準ずる。
- (7) 災害警戒本部の総括的な連絡調整は、危機管理課において行うものとする。

4 災害警戒本部の解散又は災害対策本部への切替時期

- (1) 災害警戒本部の解散は、気象警報などが解除され、災害の危険が解消したと認めたとき、市長の指揮を受け本部長が解散する。
- (2) 災害が発生し、又は災害の発生が確実と認められ、災害対策を総括的、かつ統一的に処理する必要があると認めたときは、市長の指揮を受け「災害警戒本部」を「災害対策本部」に切替えるものとする。
- (3) 本部長は、災害警戒本部を解散又は災害対策本部に切替えたときは、速やかに設置したとき連絡した関係機関にその旨を通知するものとする。

諫早市災害対策本部条例

平成17年3月1日

条例第80号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、諫早市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成17年3月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

諫早市災害対策本部規程

平成17年3月1日

訓 令 第 1 2 号

(趣旨)

第1条 この規程は、諫早市災害対策本部条例（平成17年条例第80号）第3条及び第5条の規定に基づき、諫早市災害対策本部（以下「対策本部」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(副本部長)

第2条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長をもって充てる。

(本部長の職務代理)

第3条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）及び副本部長ともに事故があるときは、本部長があらかじめ指名した災害対策本部員（以下「本部員」という。）がその職務を代理する。

(災害対策本部)

第4条 本部員は、次の職員をもって充てる。

- (1) 教育長
- (2) 上下水道事業管理者
- (3) 消防団長
- (4) 諫早市部設置条例（平成22年条例第18号。以下「部設置条例」という。）第1条に掲げる部の部長
- (5) 議会事務局長

2 前項に掲げるもののほか、災害対策本部の職員（以下「本部職員」という。）は、次の職員等をもって充てる。

- (1) 諫早市職員定数条例（平成17年条例第22号）に定める職員
- (2) 諫早市消防団員の定員、任免、給与、服務等条例（平成17年条例第76号）に定める団員

(部及び班並びに事務分掌)

第5条 本部長は、災害の予防及び応急対策を推進するため、必要に応じ、別表右欄に掲げる事務を分掌する同表の当該左欄に掲げる部を置き、当該部の事務を分掌させるため、当該中欄に掲げる班を置く。

(部長、副部長、班長及び副班長)

第6条 前条に規定する部に部長及び副部長を、班に班長及び副班長を置く。

- 2 部長は、本部長の命を受け、部の事務を統轄し、所属本部職員を指揮監督する。
- 3 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 班長は、当該班の所掌事務について部長及び副部長を補佐するとともに、上司の命を受け、その事務の処理にあたる。
- 5 副班長は、班長を補佐し、班長に事故があるときは、その職務を代理する。

(対策本部の編制)

第7条 対策本部の編制は、本部長が別に定める。

(情報員及び連絡員)

第8条 対策本部が設置されたときは、各部長は、本部職員のうちから、情報員及び連絡員を指名して常駐させるものとする。

- 2 情報員は、気象及び災害情報の接受、収集及び整理にあたる。
- 3 連絡員は、各部及び各班の連絡等に関する事務を処理する。

(本部会議)

第9条 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、災害予防、災害応急対策その他の防災に関する重要な事項について協議する。

- 2 本部会議は、必要の都度、本部長が招集する。

(現地災害対策本部)

第10条 現地災害対策本部の組織その他必要な事項は、その都度、災害対策本部長が定める。

(他の法令等との関係)

第11条 対策本部における事務は、災害救助法（昭和22年法律第118号）、消防法（昭和23年法律第186号）、水防法（昭和24年法律第193号）その他法令等に特別の定めがあるものについては、当該法令等の定めるところによる。

- 2 前項の場合においては、本部長は、当該関係機関と連絡を密にし、事務の協調及び調整を図らなければならない。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規程は、平成17年 3月 1日から施行する。

この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 4年 4月 1日から施行する。

(第5条関係、別表については省略)

諫早市災害対策本部事務処理要領

1 趣 旨

この要領は、諫早市災害対策本部条例（平成17年条例第80号）及び諫早市災害対策本部規程（平成17年訓令第12号）に基づく事務の適正かつ円滑な運営を図るため必要な事項を定める。

2 気象情報等の連絡処理

長崎地方気象台からの気象情報及び警報（以下「気象情報等」という。）の連絡は、長崎県及びN T T長崎支店から、執務時間中は危機管理課、執務時間外は当直室に通報されるが、これを総務部、建設部、農林水産部に報告するものとする。

3 災害対策本部の設置

- (1) 総務部長は、気象情報等によって、災害が発生し、又は災害の発生が確実と判断した場合は、市長（本部長）、副市長（副本部長）及び各部長に報告又は通報するものとする。

市長（本部長）は、災害対策を統括的に処理する必要があると認めるときは、諫早市災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

- (2) 本部が設置されたときは、本部室を本館4階防災会議室に置く。ただし、災害の程度によっては、本部室を総務部危機管理課内に置くことができる。

- (3) 本部室及び市役所正面玄関には「諫早市災害対策本部」の表示を行うものとする。

- (4) 本部室の配置

本部室の配置については、別に定める。

- (5) 本部室には、災害用管内大地図、台風進路掲示板、災害連絡用電話、防災行政無線及び消防無線電話等を備える。

4 本部設置の通報

本部が設置されたときは、各関係機関に通報するとともに、庁内職員に対しては執務時間中の場合は庁内放送をもって、執務時間外の場合は危機管理班から各部長へ連絡し、各班長を通じて周知せしめる。

5 本部室の勤務体制と班長と班の組織

- (1) 本部室には、危機管理班のほか各部から派遣される本部の情報連絡員を常駐させる。
- (2) 関係機関との連絡、災害情報収集等の的確な措置を取るため、本部隊に次の4係を置く。

ア 総務係

本部運営の総合調整、部外諸関係団体との連絡調整、国県等への報告及び報道機関に対する情報発表その他本部長の命令等の伝達等についての事務を分掌する。

イ 気象情報係

長崎地方気象台からの気象情報等、国土交通省からの河川の水位、雨量情報などを迅速に記録収集し、集計記録係へ回付する事務を分掌する。

ウ 情報連絡係

支所、出張所、町内会、自治会などからの気象、災害情報及び被害報告を記録整理し、集計記録係へ回付するとともに、支所、出張所等への連絡、指示等の事務を分掌する。

エ 集計記録係

各係と密接な連絡を保って、逐次気象情報等、河川の水位、雨量及び市全体の被害状況を記録把握し、その状況を総務係へ回付する事務を分掌する。

(3) 各部の情報連絡員は、各班の職員のうちから部長が指名するものとし、次に掲げる事項について各部各班（以下同じ。）との連絡等にあたる。

- ア 本部長の命令、指示、伝達
- イ 気象情報等の伝達
- ウ 情報の本部への報告及び本部情報の伝達
- エ 部内の災害対策についての連絡調整

6 留意事項

- (1) 各部各班は、常に気象情報等に注意し、気象情報等によっては各班の配備要員の再確認と不在中の交代要員の指示を行い、本部設置に伴う配備要員の招集に応じられる体制を確立するものとする。
- (2) 各職員は、異常な気象等に際しては、配備命令がない場合であっても、ラジオ、テレビ等の気象情報等に注意し、状況に応じて電話等をもって所属部局と連絡を取り、進んで所属長の指揮下に入るよう努めること。
- (3) 配備要員は、執務時間外及び休日などにおいて、非常災害が発生し、又は発生のおそれがあることを知り、本部の設置が推察される場合又は設置された場合は、直ちに所定の配置につくものとする。
- (4) 配備命令を受けた配備要員は、昼夜の別あるいは交通機関の有無に関わらず、最も短時間に定められた場所に到達するよう努めなければならない。

7 各部相互間及び防災関係機関の応援体制

(1) 職員配置の要請

市本部の各部長は、他の部の職員の応援を受けようとするときは、次の事項を示して、本部長に職員配置の要望をする。

- ア 応援を要する期間
- イ 勤務場所
- ウ 勤務内容
- エ 応援を要する職種等
- オ 集合日時、場所、携行品
- カ その他必要事項

(2) 職員配置の措置

- ア 応援のため指示を受けた部は、部内の実情に応じて他の部の応援を行う。
- イ 特定職種の職員が不足するときは、災害対策基本法第29条に基づき他の機関の職員の派遣を要請する。
- エ 各部（隊）内において、班相互の応援を必要とするときは、(1)に準じて応援を求めるものとする。

8 本部要員の指定及び報告義務

各支部長及び各班長は、所属部所要員を指名し主管部長に報告し、主管部長は各配置要員編成表を作成し、総務部危機管理課に提出しなければならない。

諫早市防災会議条例

平成17年3月1日

条例第81号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、諫早市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 諫早市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて諫早市の区域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 水防計画に関する事項を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 諫早市を警備区域とする陸上自衛隊の部隊の長の職にある者
 - (2) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (3) 長崎県の知事の部局の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (4) 長崎県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
 - (5) 諫早市議会議員のうちから市長が委嘱する者
 - (6) 指定公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (7) 指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
 - (9) 公共的団体の役員又は職員のうちから市長が委嘱する者
 - (10) 県央地域広域市町村圏組合の消防長の職にある者

- (11) 諫早市消防団長
- (12) 諫早市教育委員会教育長
- (13) 市長がその部内の職員のうちから任命する者

6 前項の委員の定数は、38人以内とする。

7 第5項第5号、第6号、第7号、第8号及び9号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係行政機関の職員、長崎県の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員、学識経験を有する者、市職員その他市長が特に必要と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第5条 防災会議に、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

(議事等)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年3月1日から施行する。

附 則 (平成24年条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

諫早市防災会議委員名簿

■会長 諫早市長 大久保 潔重

令和7年7月1日 現在

■1号委員 1名（諫早市を警備区域とする陸上自衛隊の部隊の長の職にある者）

機 関 名	役 職	氏 名
陸上自衛隊 第16普通科連隊	第1中隊長	吉村 雄太

■2号委員 4名（指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者）

機 関 名	役 職	氏 名
九州地方整備局 長崎河川国道事務所	諫早出張所長	中島 秋一
九州農政局 長崎県拠点	副地方参事官	岸田 剛
長崎海上保安部	部長	真崎 和彦
長崎地方気象台	次長	吉崎 和久

■3号委員 2名（長崎県の知事の部局の職員のうちから市長が委嘱する者）

機 関 名	役 職	氏 名
長崎県県央振興局	局長	大塚 英樹
長崎県県央保健所	所長	宗 陽子

■4号委員 1名（長崎県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者）

機 関 名	役 職	氏 名
長崎県警察 諫早警察署	署長	岡田 和重

■5号委員 1名（諫早市議会議員のうちから市長が委嘱する者）

機 関 名	役 職	氏 名
諫早市議会	議員	佐々木 宣綱

■6号委員 7名（指定公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者）

機 関 名	役 職	氏 名
日本郵便株式会社 諫早郵便局	局長	江藤 治
日本放送協会 長崎放送局	コンテンツセンター長	飯沼 智
株式会社NTTフィールドテクノ長崎設備部	部長	林田 宏之
西日本高速道路株式会社 九州支社 長崎高速道路事務所	所長	武田 真
九州旅客鉄道株式会社 長崎支社	諫早駅長	白石 哲也
九州電力送配電株式会社 大村配電事業所	所長	山内 勲一
日本赤十字社 長崎県支部	事務局長	田中 紀久美

■7号委員 9名（指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者）

機 関 名	役 職	氏 名
長崎県交通局 諫早営業所	所長	山本 浩久
一般社団法人諫早医師会	理事	宮本 俊吾
九州ガス株式会社 諫早支店	支店長	杉谷 聡昭
島原鉄道株式会社 島鉄バス諫早営業所	所長	大久保 伸一
諫早ケーブルメディア株式会社	常務取締役	浜辺 秀人
株式会社エフエム諫早	参与	小柳 均
長崎県トラック協会 諫早支部	支部長	本田 高大
公益社団法人長崎県看護協会 県央支部	支部長	中尾 理恵子
諫早市歯科医師会	理事	土肥 博幸

■ 8号委員 1名（自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者）

機 関 名	役 職	氏 名
諫早市女性防火クラブ連絡協議会	会長	草野 俊子

■ 9号委員 4名（公共的団体の役員又は職員のうちから市長が委嘱する者）

機 関 名	役 職	氏 名
社会福祉法人諫早市社会福祉協議会	会長	寺井 雄一
諫早市自治会連合会	会長	古賀 文朗
諫早市連合婦人会	会長	西村 久美子
諫早市食生活改善推進協議会	会長	高山 ふじみ

■ 10号委員 1名（県央地域広域市町村圏組合の消防長の職にある者）

機 関 名	役 職	氏 名
県央地域広域市町村圏組合	消防長	溝口 康二

■ 11号委員 1名（諫早市消防団長）

機 関 名	役 職	氏 名
諫早市消防団	団長	平尾 幸祐

■ 12号委員 1名（諫早市教育委員会教育長）

機 関 名	役 職	氏 名
諫早市教育委員会	教育長	石部 邦昭

■ 13号委員 4名（市長がその部内の職員のうちから任命する者）

機 関 名	役 職	氏 名
諫早市	副市長	藤山 哲
諫早市	上下水道局長	矢竹 秀孝
諫早市	総務部長	岩本 広
諫早市	建設部長	西川 博公

◎委員数：37名（条例定数 38名）

災害対策基本法関係条文（抜粋）

（都道府県防災会議の組織）

第15条 都道府県防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、当該都道府県の知事をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員
 - (2) 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長
 - (3) 当該都道府県の教育委員会の教育長
 - (4) 警視総監又は当該道府県の道府県警察本部長
 - (5) 当該都道府県の知事がその内部の職員のうちから指名する者
 - (6) 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者
 - (7) 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから当該都道府県の知事が任命する者

6～8 省 略

（市町村防災会議）

第16条 市町村に、当該市町村の区域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、市町村防災会議を置く。

2～5 省 略

6 市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例（第2項の規定により設置された市町村防災会議にあっては、規約）で定める。

（都道府県災害対策本部）

第23条 都道府県の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事は、都道府県地域防災計画の定めるところにより、都道府県災害対策本部を設置することができる。

2～6 省 略

7 都道府県災害対策本部長は、当該都道府県の地域に係る災害予防又は災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

8 省 略

（市町村災害対策本部）

第23条の2 市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部を設置することができる。

- 2 市町村災害対策本部の長は、市町村災害対策本部長とし、市町村長をもって充てる。
- 3 市町村災害対策本部に、市町村災害対策副本部長、市町村災害対策本部員その他の職員を置き、当該市町村の職員又は当該市町村の区域を管轄する消防長若しくはその指名する消防吏員のうちから、当該市町村の市町村長が任命する。

- 4 市町村災害対策本部は、市町村地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。この場合において、市町村災害対策本部は、必要に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努めなければならない。
 - (1) 当該市町村の地域に係る災害に関する情報を収集すること。
 - (2) 当該市町村の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること。
- 5 市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部に、災害地にあつて当該市町村災害対策本部の事務の一部を行う組織として、市町村現地災害対策本部を置くことができる。
- 6 市町村災害対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。
- 7 前条第7項の規定は、市町村災害対策本部長について準用する。この場合において、同項中「当該都道府県の」とあるのは、「当該市町村の」と読み替えるものとする。
- 8 前各項に規定するもののほか、市町村災害対策本部に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

(市町村地域防災計画)

- 第42条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならない。
- 2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（第4項において「当該市町村等」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱
 - (2) 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
 - (3) 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画
 - 3 市町村地域防災計画は、前項各号に掲げるもののほか、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下この項及び次条において「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（同条において「地区防災計画」という。）について定めることができる。
 - 4 市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たっては、災害が発生した場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。
 - 5 市町村防災会議は、第1項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
 - 6 都道府県知事は、前項の規定により市町村地域防災計画について報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

7 省 略

諫早市対策本部（水防本部）標準配備表

◎は班長 ○は副班長

部名	班名	課名	警戒本部		災害対策本部		
			第1号配備	第2号配備	第3号配備	第4号配備	第5号配備
危機管理部	【危機管理班】 班長：危機管理課長 副班長：総務課長	◎危機管理課 ○総務課 職員課 秘書広報課 デジタル推進課 計	人	人	人	人	人
	部長：総務部理事 副部長：総務部次長	部長・副部長 合計	2 15	2 20	2 30	2 40	全職員
企画財務対策部	【記録伝達班】 班長：企画政策課長 副班長：会計課長	◎企画政策課 ○会計課 計					
	【支援対策班】 班長：財政課長 副班長：契約管財課長	◎財政課 ○契約管財課 議会事務局 計					
	【配給証明班】 班長：市民税課長 副班長：資産税課長	◎市民税課 ○資産税課 債権管理課 計					
	部長：企画財務部長 副部長：企画財務部次長 副部長：会計管理者	部長・副部長 合計		3 14	3 25	3 45	全職員
こども福祉対策部	【市民生活班】 班長：地域福祉課長 副班長：こども政策課長	◎地域福祉課 ○こども政策課 保護課 障害福祉課 子育て支援課 すくすく広場 こどもの城 各保育所 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 計					
	部長：こども福祉部長 副部長：こども福祉部次長	部長・副部長 合計		2 14	2 20	2 55	全職員
健康保険対策部	【救護防疫班】 班長：健康推進課長 副班長：介護保険課長	◎健康推進課 ○介護保険課 計					
	【避難所対策班】 班長：保険年金課長 副班長：地域包括ケア推進課長	◎保険年金課 ○地域包括ケア推進課 計					
	部長：健康保険部長 副部長：健康保険部次長	部長・副部長 合計		5 12	5 17	5 45	全職員

部名	班 名	課 名	警戒本部		災害対策本部		
			第1号配備	第2号配備	第3号配備	第4号配備	第5号配備
地域政策 対策部	【地区対策班】 班 長：地域振興課長 副班長：移住定住推進課長 各出張所長	◎地域振興課 ○移住定住推進課 ○小栗出張所 ○小野出張所 ○有喜出張所 ○真津山出張所 ○本野出張所 ○長田出張所 市民窓口課 計					
	【環境衛生班】 班 長：環境政策課長 副班長：生活安全交通課長	◎環境政策課 ○生活安全交通課 人権・男女参画課 小ヶ倉斎苑 新倉屋敷クリーンセンター 消費生活センター 安全安心相談室 計					
	部 長：地域政策部長 副部長：地域政策部次長	部長・副部長 合計		2 10	2 20	2 27	全職員
建設 対策部	【治水班】 班 長：河川課長 副班長：都市政策課長	◎河川課 ○都市政策課 ダム推進課 建設総務課 用地課 計					
	【道路班】 班 長：道路課長 副班長：開発支援課長	◎道路課 ○開発支援課 都市再生課 用地課 計					
	【ライフライン班】 班 長：建築住宅課長 副班長：緑化公園課長	◎建築住宅課 ○緑化公園課 建設総務課 都市再生課 計					
部 長：建設部長 副部長：建設部次長	部長・副部長 合計	3 35	3 35	3 50	3 70	全職員	
農林水産 対策部	【農政班】 班 長：農業振興課長 副班長：地籍調査課長	◎農業振興課 ○地籍調査課 干拓室 農業委員会事務局 計					
	【農水施設班】 班 長：農地保全課長 副班長：林務水産課長	◎農地保全課 ○林務水産課 有害鳥獣対策課 計					
	部 長：農林水産部長 副部長：農林水産部次長 副部長：農業委員会事務局長	部長・副部長 合計	3 25	3 30	3 30	3 50	全職員
対上 下水 策水道部	【給水班】 班 長：水道課長 副班長：経営管理課長	◎水道課 ○経営管理課 上水管理センター 計					
	【下水道班】 班 長：下水道課長 副班長：下水道課長補佐	◎下水道課 経営管理課 計					
部 長：上下水道局長 副部長：上下水道局次長	部長・副部長 合計		3 6	3 15	3 40	全職員	

部名	班 名	課 名	警戒本部		災害対策本部		
			第1号配備	第2号配備	第3号配備	第4号配備	第5号配備
教育 対 策 部	【教育対策班】 班 長：教育総務課長 副班長：学校教育課長 生涯学習課長	◎教育総務課 ○学校教育課 ○生涯学習課 中央公民館 学校給食センター 幼稚園 少年センター 図書館 計					
	部 長：教育長 副部長：教育次長	部長・副部長 合計		2 8	2 15	2 30	全職員
対経 済 策 交 部 流	【経済交流班】 班 長：商工観光課長 副班長：スポーツ振興課長	◎商工観光課 ○スポーツ振興課 企業誘致課 文化振興課 美術歴史館 計					
	部 長：経済交流部長 副部長：経済交流部次長	部長・副部長 合計		2 7	2 15	2 20	全職員
本 庁 合 計			75	156	237	422	全職員
地 域 対 策 部	【多良見地域対策部】 部 長：支所長 副部長：地域総務課長	○地域総務課 大草出張所 伊木力出張所 産業建設課 たらみ図書館 計	人	人	人	人	人
	【森山地域対策部】 部 長：支所長 副部長：地域総務課長	○地域総務課 産業建設課 森山図書館 計					
	【飯盛地域対策部】 部 長：支所長 副部長：地域総務課長	○地域総務課 田結出張所 産業建設課 計					
	【高来地域対策部】 部 長：支所長 副部長：地域総務課長	○地域総務課 小江深海出張所 産業建設課 計					
	【小長井地域対策部】 部 長：支所長 副部長：地域総務課長	○地域総務課 産業建設課 計					
		各地域対策部長 地域対策部合計		5 25	5 44	5 63	5 78
合 計			100	200	300	500	全職員

消防団配備表	警戒本部		災害対策本部		
	第1号配備	第2号配備	第3号配備	第4号配備	第5号配備
要員は対策本部で指揮					

※ 諫早消防署からは連絡要員が災害対策本部に派遣される。

長崎県防災ヘリコプター緊急運航要領

(趣 旨)

第1 この要領は、長崎県防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第13条第3項の規定に基づき、長崎県防災ヘリコプターの緊急運航（以下「緊急運航」という。）に関して必要な事項を定める。

(他の規定との関係)

第2 緊急運航については、要綱に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(緊急運航基準)

第3 緊急運航は、市町村及び消防機関、その他関係機関からの災害派遣要請に基づくものとする。

（但し、救急活動については市町長からの災害派遣要請とする。）

第4 緊急運航は、次に定めるところによる。

1 災害応急対策活動

(1) 被災状況等の偵察、情報収集活動

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で広範囲にわたる偵察、情報収集活動を行う必要があると認められる場合

(2) 救援物資、人員、資機材等の搬送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に緊急に救援物資、人員資機材等を搬送する必要があると認められる場合

(3) その他運航責任者が必要と認める活動

災害応急対策上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

2 救急活動

(1) 交通遠隔地からの傷病者、医師等の搬送

離島、山村等の交通遠隔地から真に生命が危険な傷病者の搬送を緊急に行う必要がある場合で、他に搬送の手段がなく、かつ、原則として医師が搭乗できる場合

ただし、感染のおそれがある患者の搬送については関係者による協議を行う

(2) その他運航責任者が必要と認める活動

救急活動上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められ、かつ、医師等の専門知識を有する者が搭乗できる場合

3 救助活動

(1) 高層ビル等火災における救助

(2) 水難事故及び山岳遭難等における捜索・救助

(3) 高速自動車国道及び自動車専用道路上の事故救助

(4) その他運航責任者が必要と認める活動

救助活動上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

4 火災防御活動

(1) 偵察、情報収集活動

大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあると認められ、偵察、情報収集活

動を行う必要があると認められる場合

(2) 林野火災における空中消火

地上における消火活動では、消火が困難であり、ヘリコプターによる消火の必要があると認められる場合

(3) 資機材等の搬送

大規模林野火災等において、他に人員、資機材等の搬送手段がない場合又はヘリコプターによる搬送が有効と認められる場合

(4) その他運航責任者が必要と認める活動

火災防衛活動上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

5 広域航空消防防災活動

広域航空消防活動上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

(緊急運航の要請)

第5 緊急運航の要請は、防災企画課に行う。

2 前項の要請は、様式第1号又は2号のメール又はファックス送信及び口頭により行い、事後速やかに様式第3号又は4号を文書にて提出するものとする。

(緊急運航の決定)

第6 運航責任者は、前条の要請があった場合には、災害の状況及び現場の気象状況等を確認の上、運航指揮者に運航命令の指示をし、運航責任者の回答をもって、要請者にその旨を回答する。

(受入態勢)

第7 緊急運航を要請した者は、運航責任者と緊密な連絡を図るとともに、次の受入態勢を整えるものとする。

- 1 離着陸場所を確保するとともに安全を確保するためヘリポートに警戒員を配置
- 2 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- 3 その他必要な事項

(報 告)

第8 運航責任者は、緊急運航を終了した場合には、速やかに活動の内容を運航責任者に報告するものとする。

2 緊急運航を要請した者は、災害等が収束した場合、災害状況等報告書(様式第5号)により、速やかに運航総括責任者に報告するものとする。(但し、第4の2による場合は除く。)

(附 則)

この要領は、平成5年3月25日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

(様式第2-1号)

(令和6年6月12日改定)

年	件目
月	件目

救 急 活 動 に 伴 う
航 空 機 災 害 派 遣 要 請

(口頭受理用紙)

受理	月 日	市町	担当者	電話 (内線) ()					
	時 分								
患者の状況	住所		氏名		年齢	性別	職業		
	フリガナ								
	漢字								
	患者が子供の場合	親族氏名	続柄		年齢				
	病気発生日時		年 月 日		時 分				
	病気発生場所								
	病気(事故)名	フリガナ							
		漢字							
	病気発生状況並びに要請理由 ※詳細は別紙参照								
感染症の恐れ		感染症名 ()							
特記事項									
現地病院名				医師名					
収容病院名				医師名					
搬送要請区間		搬送元 :		→	搬送先 :				
(注) 搬送先：長崎医療センターHPは防災ヘリのみ。海自22空群飛行の場合A滑走路に変更します。									
搭乗者	氏名		年齢	職種	搭乗	氏名		年齢	続柄
	フリガナ					フリガナ			
	漢字					漢字			
	氏名		年齢	職種	搭乗	氏名		年齢	続柄
	フリガナ					フリガナ			
	漢字					漢字			
機材	長崎医療センター資機材：番号記載⇒ () ・その他 ()								
	() 病院資機材：番号記載⇒ () ・その他 ()								
補足事項等									

(様式第2-2号)

(令和6年6月12日改定)

年	件目
月	件目

救 急 活 動 に 伴 う
航 空 機 等 派 遣 要 請

(口頭受理用紙)

受理	月 日	市町	担当者	電話						
	時 分			(内線) ()						
患者の状況	住所			氏名		年齢	性別	職業		
	フリガナ									
	漢字									
	患者が子供の場合	親族氏名				続柄	年齢			
	病気発生日時		年 月 日		時 分					
	病気発生場所									
	病気(事故)名		フリガナ							
			漢字							
	病気発生状況並びに要請理由 ※詳細は別紙参照									
感染症の恐れ		感染症名 ()								
特記事項										
現地病院名					医師名					
収容病院名					医師名					
搬送要請区間		搬送元 :			→	搬送先 :				
(注) 搬送先：長崎医療センターHPは防災ヘリのみ。海自22空群飛行の場合A滑走路に変更します。										
搭乗者	氏名			年齢	職種	搭乗	氏名		年齢	続柄
	フリガナ						フリガナ			
	漢字						漢字			
	氏名			年齢	職種	搭乗	氏名		年齢	続柄
	フリガナ						フリガナ			
	漢字						漢字			
携行資材	長崎医療センター資機材：番号記載⇒ () ・その他 ()									
	() 病院資機材：番号記載⇒ () ・その他 ()									
補足事項等										

患者の容態（具体的に）	
※ 要請書に書ききれない場合、こちらに具体的に記載する。	
区分	確認事項
緊急性・公共性	1 緊急搬送要請理由 <input type="checkbox"/> 当該地域で医療処置を行うための設備等がない <input type="checkbox"/> 当該地域で医療処置を行える専門医がない <input type="checkbox"/> その他（ ）
	2 緊急に医療処置を行えなかった場合の生命・後遺症等への影響について <input type="checkbox"/> 生命の危険あり <input type="checkbox"/> 生命の危険なし <input type="checkbox"/> 後遺症の可能性あり (症状：) <input type="checkbox"/> 後遺症の可能性なし <input type="checkbox"/> その他（ ）
非代替性	3 他の搬送手段について <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 理由： <input type="checkbox"/> 運航時間外 <input type="checkbox"/> 天候不良のため、欠航（運航不可） <input type="checkbox"/> 患者を臥位状態で搬送しなければならない <input type="checkbox"/> その他（ ）
	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 理由： <input type="checkbox"/> 運航時間外（次便まで_____時間待ち） <input type="checkbox"/> 天候不良のため、欠航（運航不可） <input type="checkbox"/> 船の揺れに患者が耐えることが困難 <input type="checkbox"/> その他（例：搬送時間が長時間になると容態が急変する可能性がある ）
	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 理由： <input type="checkbox"/> 運航時間外 <input type="checkbox"/> 天候不良のため、運航不可（ <input type="checkbox"/> 出発地 <input type="checkbox"/> 目的地 <input type="checkbox"/> 経路上） <input type="checkbox"/> 実況 <input type="checkbox"/> 予報 <input type="checkbox"/> 他の緊急運行に従事しているため、対応不可（終了予定：_____時_____分） <input type="checkbox"/> その他（例：計画整備 etc... ）
	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 理由： <input type="checkbox"/> 運航時間外 <input type="checkbox"/> 天候不良のため、運航不可（ <input type="checkbox"/> 出発地 <input type="checkbox"/> 目的地 <input type="checkbox"/> 経路上） <input type="checkbox"/> 実況 <input type="checkbox"/> 予報 <input type="checkbox"/> 他の緊急運行に従事しているため、対応不可（終了予定：_____時_____分） <input type="checkbox"/> その他（例：計画整備 etc... ）

(様式第4号)

救急活動に伴う航空機災害派遣要請

年 月 日

長崎県知事 様

(市 町 長 名) 印

下記のとおり航空機の派遣を要請します。

受理	年 月 日 時 分											
患者の 状況	住所				氏名			年齢	性別	職業		
	患者が子供の場合	親族 氏名		続柄		年齢		職業				
	病気発生日時		年 月 日		時 分							
	病気発生場所											
	病気(事故)名											
	病気発生状況 並びに 処置状況											
現地病院名						医師名						
収容病院名						医師名						
搬送要請区間		搬送元 :				→	搬送先 :					
搭乗者	氏名		年齢	職種		付添者	氏名		年齢	続柄		
	氏名		年齢	職種			氏名		年齢	続柄		

防災ヘリコプター関係連絡先

	住所	TEL	FAX
長崎県防災企画課 防災室 (24時間対応)	〒850-8570 長崎市尾上町 3-1	(095)894-3731 (095)825-7855	(095)823-1629
長崎県防災企画課	〒850-8570 長崎市尾上町 3-1	(095)895-2143 (095)824-3597	(095)821-9202
長崎県防災航空センター	〒856-0818 大村市今津町 201	(0957)52-9590	(0957)52-8785

※防災ヘリコプターの出動要請については、長崎県防災企画課防災室で受理
 ※詳細情報・現場地図など、防災航空センターから提供や送信を依頼する場合
 あり

諫早市防災行政無線局管理運用規程

平成17年3月1日

訓 令 第 1 3 号

(目的)

第1条 この規程は、電波法（昭和25年法律第131号）其他法令に定めるもののほか、諫早市防災行政用無線局の管理及び運用に関し必要な事項を定め、無線局の適正かつ効率的な運用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。
- (2) 固定局 一定の固定地点の間の通信を行う無線局をいう。
- (3) 基地局 移動局と通信を行うための陸上に開設する移動しない無線局をいう。
- (4) 中継局 通信の中継を行う無線局をいう。
- (5) 移動局 陸上を移動中又はその特定しない地点に停止中運用する無線局をいう。
- (6) 無線系 前各号の無線局及びその付帯設備を含めた通信システムをいう。
- (7) 無線従事者 無線設備の操作を行う者であつて、電波法第41条の規定により総務大臣の免許を受けた者をいう。

(無線局等)

第3条 無線局の種別、呼出名称及び設置場所は、別表のとおりとする。

(総括管理者)

第4条 無線系に総括管理者を置き、総務部長をもって充てる。

- 2 総括管理者は、無線系を総括し、その運用を統制管理する。

(管理責任者)

第5条 管理責任者は、総務部危機管理課長（以下「危機管理課長」という。）をもって充てる。

- 2 管理責任者は、総括管理者の命を受け、無線系の管理、運用の業務を行うとともに、管理者及び通信取扱責任者を指揮監督する。

(管理者)

第6条 固定局及び移動局に管理者を置く。

- 2 管理者は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 管理者は、常に無線局の機能が十分発揮できるよう管理しなければならない。
- 4 管理者は、無線設備の運用管理上支障を生じたときは、速やかに管理責任者に報告し、その指示を受けなければならない。

(通信取扱責任者)

第7条 通信取扱責任者は、総括責任者が職員のうちから無線従事者の資格を有する者を指名する。

(通信取扱者)

第8条 通信取扱者は、通信取扱責任者の管理のもとに、電波法等関係法令を遵守し、法令に基づき無線局の運用を行う。

(通信の原則)

第9条 通信は、無線通信を必要とする行政事務及び災害対策の処理に利用されなければならない。

2 前項の利用を妨げない範囲において、別に定める運用基準に基づき地区の放送に利用することができる。

3 通話は、簡潔明瞭に行わなければならない。

(秘密の保持)

第10条 無線通信に従事する者は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(通話の種類)

第11条 通話の種類は、次のとおりとする。

- (1) 普通通信 (平常時における通信をいう。)
- (2) 緊急通信 (普通通信を中断して行う通信をいう。)
- (3) 一斉通信 (全移動局に対し、一斉に行う通信をいう。)

(通信統制)

第12条 総括管理者は、災害が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき、又は円滑な通信体制の確保を図るために必要があると認めるときは、通信を統制するとともに、管理責任者に無線通信体制を確保するための必要な措置を講じさせることができる。

(業務日誌)

第13条 無線従事者は、無線系に属する無線設備の操作を行うとともに、無線業務日誌(別記様式)の記載を行うものとする。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成17年 3月 1日から施行する。

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成25年 4月22日から施行する。

この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成29年 9月29日から施行する。

この規程は、令和 4年 4月 1日から施行する。

諫早市防災行政無線設備地区放送運用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、諫早市防災行政無線局管理運用規程(平成17年訓令第13号。以下「規程」という。)第9条第2項に規定する無線設備による地区放送(以下「地区放送」という。)の適正な運用を図るため、自治会又は町内会(以下「自治会等」という。)に対する地区放送の利用許可等に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用許可)

第2条 無線設備を地区放送に利用する自治会等は、あらかじめ防災行政無線地区放送利用許可申請書(別記様式1)により規程第5条に定める管理責任者(以下「管理責任者」という。)の許可を受けなければならない。ただし、アナログ設備のみによる地区放送を行う場合で、専用の地域放送端末装置を使用する場合は、この限りでない。

(パスワードの貸与等)

第3条 市は、無線設備を地区放送に利用する自治会長又は町内会長(以下「自治会長等」という。)に、自局放送用装置及び地区放送を行う地区遠隔放送用パスワード及び操作者番号(以下「パスワード等」という。)を貸与するものとする。

2 自治会等が次条及び第5条の既定に反する放送を行ったときは、市はパスワード等を取り消し、及び自局放送用装置の使用を禁止することができるものとする。

(放送の基本原則)

第4条 放送の基本原則は次のとおりとする。

- (1) 自治会等の活動に関するもの
- (2) 自治会又は町内会員の福祉の向上を目的とするもの
- (3) 自治会又は町内会員の生命、財産を守るためのもの

(放送の禁止事項)

第5条 次の各号のいずれかに該当するものは、放送してはならない。

- (1) 個人及び特定人あて通知等により連絡できるもの
- (2) 営利宣伝の目的に関するもの
- (3) 布教活動等を目的とした宗教性のあるもの
- (4) 選挙活動又は政治活動に関するもの
- (5) 公序良俗に反するもの

(放送者)

第6条 地区放送をできる者は、自治会長等並びに自治会長等が放送を許可した者とする。ただし、緊急その他やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

(放送の要領)

第7条 放送は、緊急その他やむを得ない事情がある場合を除き、自治会員又は町内会員に不快感を与えない時間帯に行うものとする。

- 2 1回の放送時間は3分以内とし、自治会又は町内会名等を付して放送内容の責任を明らかにするとともに、簡潔明瞭に行うものとする。
- 3 市が行う定時放送の時間に放送してはならない。

(管理)

第8条 自治会長等は、自局放送用装置及びパスワード等の適正な管理に努めなければならない。

2 自治会長等は、パスワード等の漏えい等第三者に知られることがないようにしなければならない。

(費用負担)

第9条 自局放送用装置の故障修繕に要する費用については、市の負担とする。

2 公民館等の施設内に設置された自局放送用装置の使用に伴う電気料については、自治会等の負担とする。

(譲渡等の禁止)

第10条 自治会長等は、自局放送用装置及びパスワード等を第三者に譲渡し、転貸し、担保に供し、又は売却してはならない。

(損害弁償)

第11条 自治会等は、故意又は重大な過失により自局放送用装置を破損したときは、その実費を弁償するものとする。

(放送の制限)

第12条 市は、災害発生その他特に理由があるときは、地区放送を制限することができる。

(放送の報告)

第13条 自治会長等は、無線放送申請書兼報告書(別記様式2)により、年度毎に地区放送の状況を管理責任者に報告するものとする。

(苦情及び紛争等の処理)

第14条 自治会等の地区放送により苦情及び紛争等が生じたときは、当該自治会長等の責任において処理するものとする。

附 記

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

別記様式 1 (第 2 条関係)

年 月 日

諫早市防災行政無線地区放送利用許可申請書

管理責任者 (危機管理課長) 様

自治会又は町内会名 :

会長氏名 :

地区放送を希望しますので、自局放送用装置の使用及びパスワードの交付を申請します。

なお地区放送を実施するにあたっては、諫早市防災行政無線設備地区放送運用基準を遵守いたします。

年 月 日

地区放送利用許可書

自治会又は町内会名 :

会長氏名 : 様

管理責任者 (危機管理課長)

地区放送の利用を許可します。

操作者番号

パスワード

別記様式 2 (第 13 条関係)

年 月 日

管理責任者 (危機管理課長) 様

自治会又は町内会名 :

会長氏名 :

年度分について、下記のとおり地区放送を行いましたので報告します。

放送日 時間	放送者	放送形態	放送種別	放送文
年 月 日 時 分		○自局放送 ○遠隔放送	○活動に関するもの ○会員の福祉の向上 ○会員の生命財産保護	
年 月 日 時 分		○自局放送 ○遠隔放送	○活動に関するもの ○会員の福祉の向上 ○会員の生命財産保護	
年 月 日 時 分		○自局放送 ○遠隔放送	○活動に関するもの ○会員の福祉の向上 ○会員の生命財産保護	
年 月 日 時 分		○自局放送 ○遠隔放送	○活動に関するもの ○会員の福祉の向上 ○会員の生命財産保護	
年 月 日 時 分		○自局放送 ○遠隔放送	○活動に関するもの ○会員の福祉の向上 ○会員の生命財産保護	
年 月 日 時 分		○自局放送 ○遠隔放送	○活動に関するもの ○会員の福祉の向上 ○会員の生命財産保護	

諫早市議会災害対策支援本部設置要綱の制定について

1 背景

我が国は、その位置、地形、地質や気候等の自然的条件から災害が発生しやすい国土であり、地震に限らず、豪雨、台風などの被害が頻繁に発生している。

特に、平成7年1月17日の阪神・淡路大震災や平成23年3月11日の東日本大震災は人的にも物的にも未曾有の被害をもたらした。

また、本市においては、昭和32年7月25日の諫早大水害や昭和57年7月23日の長崎大水害で大きな被害を受けるなど、災害（大雨）常襲地域である。

災害対策基本法では、国には、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命があり、組織及び機能の全てを挙げて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有している。また、都道府県、市町村は、当該団体の地域と住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、各地域に係る防災に関する計画（地域防災計画）を作成し、法令に基づいてそれを実施する責務を有しており、本市においても必要に応じ、災害警戒本部又は災害対策本部が設置されることとなっている。

しかしながら、二元代表制の一翼を担う地方公共団体の議会は、災害対策基本法上も地域防災計画にもなんら位置づけがなされておらず、市警戒本部、市対策本部等への関与が全くないのが現状である。

このことから、大規模災害の発生直後、応急時、復興段階等において、議会が取り組むべき災害対策が求められるようになり、現在、複数の地方議会において、議会独自の災害対策対応指針や災害対策支援本部等の設置がなされ、市の災害対策本部等への協力・支援体制を確立する動きが徐々に浸透してきている。

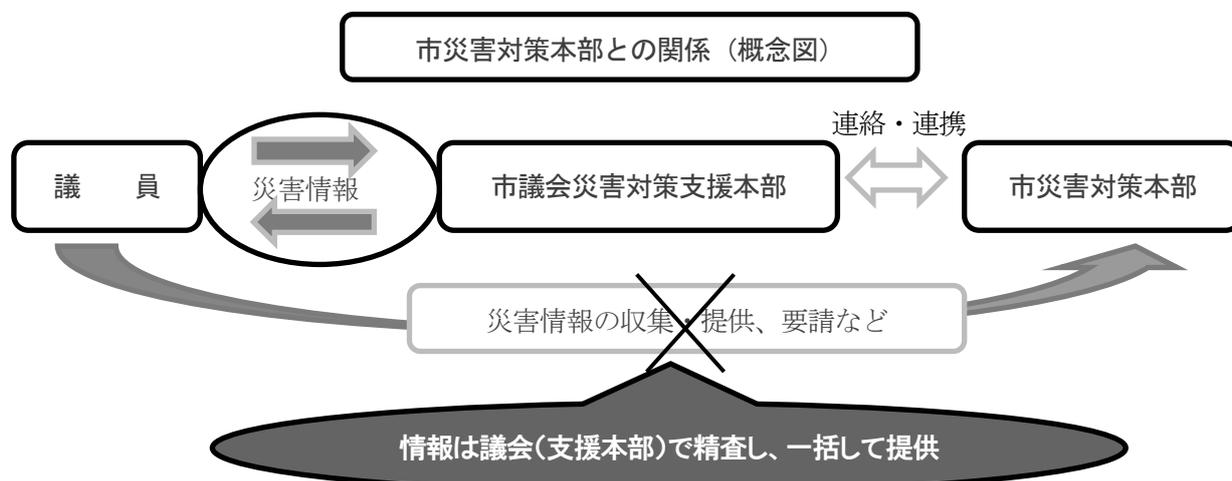
冒頭のように、本市は災害（特に風水害）の被害を受けやすい地域であり、市議会としての役割も踏まえ、市の執行部や関係機関とともに防災活動や災害対策、支援活動に積極的に取り組む必要がある。

2 目的

本市において、風水害や地震等の災害が発生したときに、本市議会が市災害対策本部と連携し、災害対策活動を支援するとともに、災害時における議員としての役割・行動を明確にするため、諫早市議会災害対策支援本部設置要綱を定める。

3 設置時期

平成28年4月1日



諫早市議会災害対策支援本部設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、諫早市内において風水害や地震等の大規模災害が発生したときに、諫早市議会議員（以下「議員」という。）が、諫早市災害対策本部（以下「対策本部」という。）と連携を図り、災害対策活動を支援するとともに、議員自らが迅速かつ適切な対応を図り、被害の拡大防止と災害の復旧に寄与することを目的とする。

(本部の設置)

第2条 諫早市議会議長（以下「議長」という。）は、諫早市災害対策本部が設置されたときは、これに協力及び支援するため、諫早市議会災害対策支援本部（以下「本部」という。）を設置する。

(本部の編成)

第3条 本部は、本部長、副本部長、本部役員及び本部員をもって構成する。

2 本部長は、議長をもって充て、本部の事務を統括し、本部役員及び本部員を指揮監督する。

3 副本部長は、副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 本部役員は、議会運営委員会委員長及び常任委員会委員長（予算決算委員会委員長は除く。）をもって充て、本部長及び副本部長を補佐するとともに、本部の業務に従事する。

5 本部員は、議員（本部長、副本部長及び本部役員を除く。）をもって充て、本部長の命を受け、本部の業務に従事する。

(本部の役割)

第4条 本部の役割は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 議員の安否及び居所又は連絡場所の確認
- (2) 議員からの災害情報等の把握及び集約
- (3) 前号で集約した災害情報等の対策本部への提供
- (4) 対策本部からの災害情報等の収集及び各議員への情報提供
- (5) 必要に応じ、国・県等への要望活動を行い、市の復旧・復興への取り組みを支援すること
- (6) その他本部が必要と認める事項

(議員の役割)

第5条 議員の役割は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自らの安否及び居所又は連絡場所を本部に報告し、連絡体制を確立すること。
- (2) 本部からの情報提供を受け、地域の防災活動に資すること。
- (3) 地域における被災地及び避難場所等での情報収集を行い、必要に応じて本部に連絡すること。
- (4) 地域における災害支援活動に協力し、被災者に対する相談及び助言等を行うこと。

(議会事務局の役割)

第6条 議会事務局の役割は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事務局長は、市対策本部の会議等に参加し、情報収集に努めるとともに、本部に情報提供を行う。
- (2) 事務局職員は、本部の事務に従事し、必要があるときは、市対策本部に従事することができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。